

博士論文

四大族群と新移民

—多文化主義による台湾の社会統合—

田上 智宜

目次

序章	1
はじめに	1
第1節 問題の所在	2
多文化主義の歴史	2
族群研究と新移民研究	4
本研究の目的と視角	8
第2節 論文の構成	9
第3節 台湾の概要	10
台湾と中華民国	10
エスニシティと言語	11
第4節 新移民の実態	14
新移民の範囲	14
婚姻移民	15
外国人就労者	22
第1章 族群多文化主義の形成	26
はじめに	26
第1節 同化主義とその反動	26
国民党政府の文化政策	26
省籍矛盾	30
台湾ナショナリズムの出現	32
第2節 族群運動の発生	36
原住民族運動	36
客家運動	40
第3節 族群多文化主義の開始	44
族群概念の登場	44
公定言説としての多文化主義の登場	45
第4節 多文化主義政策	48
法律及び行政機関	49
原住民族に対する積極的格差是正措置	50
母語教育	52
歴史・地理教育	53

エスニック・メディア	54
公共サービス言語	56
言語能力認証試験	57
終わりに	57
第2章 中華民国市民権の台湾化	59
はじめに	59
第1節 グローバル化と市民権	61
第2節 中華民国市民権の現況	63
市民権の基準としての国籍と戸籍	63
台湾公民への3つのゲート	68
第3節 市民権の台湾化	73
中華民国台湾化	73
国家と領土	74
大陸籍配偶者の受け入れ	76
無戸籍国民の誕生	79
第4節 市民権テストからみる台湾の自己イメージ	80
市民権テストの概要	81
市民権テストの内容	83
終わりに	86
第3章 多文化主義的移民政策へ	88
はじめに	88
第1節 移民と移民政策	88
第2節 出入国管理と新移民受け入れ	90
反共体制下の出入国管理	90
個人としての移民受け入れ	92
第3節 新移民をめぐる包摂と排除の政治	95
外国人労働者と外交	95
ナショナリズム政治における大陸籍配偶者	99
第4節 多文化主義的社会統合	101
おわりに	104
第4章 新移民包摂的多文化主義の構想	106
はじめに	106
第1節 多文化主義言説の系譜	107

多文化主義の政治哲学的位置.....	107
台湾多文化主義とナショナリズムの関係.....	108
2つの路線.....	110
第2節 族群多文化主義とその批判.....	113
四大族群論の登場.....	113
族群多文化主義への批判.....	115
第3節 2000年以降の多文化主義言説における新移民問題.....	119
左派中国ナショナリストの言説.....	119
新移民主体の批判的多文化主義言説.....	121
新移民問題と「対話の空間」.....	123
終わりに.....	125
第5章 エスニシティの象徴化：客家基本法の分析から.....	127
はじめに.....	127
第1節 同化主義理論と象徴的エスニシティ.....	129
同化主義理論.....	129
象徴的エスニシティ.....	131
第2節 客家文化政策とその効果.....	132
第3節 客家基本法の立法過程.....	136
第4節 客家人の定義をめぐる議論.....	138
客家エスニシティの認定条件.....	138
立法過程での議論.....	141
第5節 象徴的エスニシティの承認.....	144
象徴化する客家エスニシティ.....	144
四大族群全体の潮流として.....	146
終わりに.....	149
終章.....	150
本論の総括.....	150
台湾多文化主義と社会統合.....	152
残された課題.....	154
参考文献.....	156

序章

はじめに

台湾は2200万人余りの人口ではあるが、そのエスニシティのあり方は日本と比べ遙かに多様で複雑である。台湾のエスニック関係は従来、原住民族・閩南人・客家人・外省人の4集団によって構成される「四大族群」という用語で表現されてきた。「族群」というのは“ethnic group”の中国語に相当し、四大族群論は台湾社会の集団関係を表す用語として、1990年代になって急速に定着した。多様性を尊重する方向へと舵を切った教育において、族群の歴史や文化、言語が肯定的に扱われ、また観光資源として積極的に利用されるようになった一方で、族群の差異を強調することは社会の亀裂を増大させるというように、否定的なイメージで族群概念が語られることも少なくない。

ところが現在の台湾は、四大族群という概念では十分に把握しきれなくなっている。エスニシティという視点から見たとき、重大な変化に直面しているのである。筆者が初めて台湾を訪れたのは2003年のことであった。それから10年以上、1年間の長期滞在を含め幾度となく台湾を訪問しているが、街中で体感することのできる大きな変化は、東南アジアや中国大陆からきた人々の存在感が急激に増しているということである。以前はほとんどなかった本格的なベトナム料理やタイ料理を提供する店があちこちにできており、そこではおそらく結婚によって台湾に移り住んできたと思われる東南アジア出身の女性たちが働いている。そのような店の看板やメニューにはベトナム語やタイ語が並ぶ。ほかにも、建設現場を通りがかればそこで働く肉体労働者に、大病院に行けば入院患者を介助するヘルパーに、多くの東南アジア出身の男女が混じっていることに気づかされる。また、明らかに台湾人が話すのとは違う、中国大陆訛りの中国語を耳にする機会も増えた。観光地に行けば中国人ツアー客を大勢見かけるし、市場や店頭で働く若い女性の話す中国語を聞いて、彼女らは台湾人男性と結婚して台湾に来た人たちなのだと知ることができる。結婚や就労のために海外から台湾にやってくる人は、1990年代に入ってから徐々に目立つようになり、現在でも増え続けている。このような人々は「新移民」と呼ばれ、台湾社会の今とこれからを考えるにあたって無視できない集団となっている。その人口規模でいうと、婚姻移民だけでも既に台湾原住民を上回っていることからその存在感がうかがえるが、重要なのは単なる人口の話だけではなく、これまでの住民と異なる文化を持った人々をどのようにして台湾に包摂し、新しい台湾社会像を提示していくかという問題なのである。

現代社会において国境線を越えた人の移動は世界各地で大きく拡大している。もちろん、移民というのは遙か昔から続いていた現象であるが、現代の移民は量的に増加したという

だけでなく、質的にも旧来のものとは様々な点において異なっていることが指摘される。カースルズらは近年の国際移民の特徴として、(1) 移民のグローバル化 (globalization of migration)、(2) 支配的な移民流動の方向変化 (changing direction of dominant migration flows)、(3) 移民の多様化 (differentiation of migration)、(4) 移民過程変遷の普及 (proliferation of migration transition)、(5) 移民の女性化 (feminization of migration)、(6) 移民の政治化 (growing politicization of migration)、の 6 つを指摘する (Castles, Haas and Miller [2014:16-17])。

ここで挙げられた諸点は、現在の台湾で観察される移民現象にも大方当てはまっている。つまり、多様な形態をとる移民が世界規模で増加している流れが台湾にも押し寄せており、かつての移民送り出し国であった台湾は、移民受け入れ国としての側面が強くなった。そして、婚姻によって、或いは家事労働者や介護者として台湾に来る移民において顕著であるように、女性の役割がますます重要なものとなっている。台湾ではあからさまな移民排斥運動のようなものはみられないが、中国大陸出身者の処遇をめぐる国内政治がしばしば対立し、外国人労働者の受け入れは一種の外交カードともなっているように、多くの局面において政治化を免れない。

新移民が急激に増加し、住民のエスニックな人口構成が変化していく時代において、台湾人はどのようにして新たな台湾社会像を模索し、構築しようとしているのだろうか。ますます多様化するエスニックな差異を台湾人がどのように理解し、異なる文化的背景を持った人々を共同体としての台湾に統合しようとしているのか理解したい。これが本論文を書くに至った動機である。

第 1 節 問題の所在

多文化主義の歴史

新移民はそれまでの台湾住民とは、様々な面において異なっていた。東南アジア出身の新移民の多くは、皮膚の色や顔つきなど外見からして違うのに加え、言語や文化、風俗習慣などの差異も大きい。一方、中国大陸出身の新移民の場合、外見上は見分けが付かない場合が多く、言語的な不自由さもあまりない。しかしそうだからこそ、文化的差異や習慣の違いによって台湾人との間で相互不理解が生まれることも少なくない。それでは、急増していく新移民に対して、台湾社会はどのように対処しているのであろうか。新移民の台湾社会への統合という課題にとって鍵となっているのが多文化主義である。

多文化主義の概念は、それが使用される地域や時代によって、また個人によってもその用いられ方は異なっており多義的であるが、基本的な考え方としては、国内の文化的少数派を尊重し、多様な文化が共存する状態を理想とする思想や政策である。関根の表現を借

りれば、多文化主義とは、国民国家は一文化、一言語、一民族によって構成されるべきだとする「同化主義」に基づくこれまでの国民統合政策を否定し、政治的、社会的、経済的、文化・言語的不平等をなくして国民社会の統合を維持しようとするイデオロギーであり、具体的な一群の政策の指導原理ということになる（関根 [2000:41-2]）。

多文化主義政策は1970年代にカナダやオーストラリアで採用されたのに始まり、その後多くの欧米諸国で導入されていったという歴史を持つ。カナダはもともと「建国の二民族」であるイギリス系とフランス系の移民が多数を占めており、英語とフランス語が広く使用されてきたが、なかでもカナダ全域でみるとイギリス系、つまり英語が優勢であった。そのような状況において、英語とフランス語の2言語共存を図る政策が始められ、やがて二言語主義のフレームのなかで多文化主義政策が開始された（中野 [1999:69-70]）。加藤の整理によると、これはまずイギリス系カナダを優位におき、二言語公用語政策は限られた範囲に限定される「限定された二元論」のモデルから始まった。次に二言語公用語政策がより実質的なものとなる「バランスのとれた二元論」への移行がみられ、それから先住民や移民の要素も複雑に重なり合う「多元的カナダ」のモデルへと転換していった（加藤 [2005:242-3]）。

一方、オーストラリアの多文化主義は、カナダの多文化主義を模倣して採り入れられたものであるが、その展開の過程はカナダとは少々異なっている。オーストラリアはかつて白豪主義と呼ばれる、西洋諸国以外の国からの移民を制限する政策を採っていた。しかし、1960年代には非英語系移民・難民定住者の同化主義への不満や社会的不適応が問題視されるようになったのに加え、日本など北アジアや東南アジアとの経済関係を深めつつあったため、白豪主義政策に変わる国民統合政策として、多文化主義が採用された（関根 [2002:210]）。

カナダやオーストラリアを皮切りに、多数の移民を受け入れているヨーロッパ諸国で多文化主義が導入されていった。しかし、移民の社会統合を進めるための道具として多文化主義を導入した国では、増え続ける移民と関連して様々な問題が発生しているのも確かである。それはホスト社会から疎外され不満を蓄積した移民による犯罪や暴動であったり、一方で移民の増加を快く思わないホスト社会の側からの移民を狙ったテロや排外主義、極右政党の誕生であったりする。2015年1月に起きた、イスラム教を風刺したフランスの週刊誌シャルリエブドの本社銃撃事件は記憶に新しい。移民とホスト社会との軋轢を目の当たりにして、多文化主義に対する批判や反発も強くなっており、2010年10月にはドイツのメルケル首相が、2011年2月にはイギリスのキャメロン首相が、それぞれ多文化主義は失敗だったと公の場でコメントしている。最近では、このように多文化主義には政治的にネガティブなイメージも付着するようになってきたこともあり、移民の社会統合にまつわる問題をめぐっては多文化主義という用語が忌避され、市民権やリベラル・ナショナリズムという切り口から、さらにはより普遍的な人権として解釈し直す傾向もみられる¹。

¹ イギリスの多文化主義を研究する安達智史によると、政治的スローガンとしての多文化主義は

台湾における多文化主義の成り立ちについては第1章で詳述するが、これは1990年代になってから用いられるようになった概念である。戦後続いてきた国民党政府の権威主義体制が、1980年代の民主化運動を経て民主政へと移行する中で、それまでのような中国ナショナリズムに基づく同化主義的国民統合理念に代わる新たな統合理念が必要となっていた。そこで導入されたのが、既に多くの欧米諸国で採用されていた多文化主義であった。”multiculturalism”は中国語で「多元文化主義」と訳され、1つの社会の中で多様な文化の共存を理想とする考え方として広まっていった。そして、1997年の憲法改正では、「基本国策」の章に「国家は多元文化を肯定する」という文言が書き入れられるまでになった。もちろん実際に多文化主義政策を実施していくにあたっては様々な議論はあるものの、現在に至るまで多文化主義は、基本的な統合理念として広範な支持を得ているのである。

1990年代以来多文化主義が支持されているとはいえ、新移民が出現しエスニックな環境が大きく変化しつつある中で、台湾多文化主義も当然それに対応し、その内実は変化していると考えべきである。しかしながら、統合理念としての多文化主義がどのように転換しているのかについて、これまで十分に論じられてきたとは言い難い。それは以下で述べるような研究上の断絶があるからである。

族群研究と新移民研究

1990年代に台湾で多文化主義が導入された際に前提となっていたのは、上述した「族群」の存在であった。それぞれ異なる文化を持つ4つの族群が台湾社会において共存する状態を理想とする認識が共有されたのである。そして、族群の言語や文化の保存・振興を図るといふ、多文化主義の考えに沿った様々な政策が実施されていき、それなりに成果を上げてきたといえる。ところが2000年代に入ると、それまで少数であった台湾外部からの人口が急激に増加したことで状況は大きく変わる。多くの台湾人男性が結婚相手に中国大陸や東南アジア出身の女性を選択するようになったし、ゲストワーカーとして台湾で働く外国人労働者の姿も増えてきた。そうなると、多文化主義導入当初に用いられていた四大族群モデルは現実との乖離が大きくなってしまう。それでは統合理念として多文化主義は既に用無しになってしまったかというところ、そうではない。多文化主義自体が新移民を包摂するものへと移行し、現在でもなお多文化主義は統合理念として支持されているのである。

ところでChun [2002:102-22]は、脱植民地化の帰結である従来の多文化主義とトランスナショナルなコスモポリタニズムに基づいた多文化主義とは両立せず矛盾すると主張する。もし両者の間に原理的相違が内在しているのであれば、新移民をも包摂する多文化主義への移行は、従来の多文化主義に新移民の要素を追加することによって自動的に実現するも

後退し、市民的統合への圧力が高まっているとしても、実戦や政策の前提としての多文化主義の機能は失われておらず、現在でも多文化主義はイギリスの社会統合政策の要として認識されており、政治的エリートからのみならず、社会一般からも支持を得ているという(安達[2013:395-6])。

のではなく、規範的レベルにおける多文化主義の修正を通してこそ達成され得るものであろう。Chun のいう脱植民地化の帰結である従来の多文化主義というのはつまり、新移民がまだ少なかった 1990 年代に導入された、四大族群を念頭に置いた多文化主義である。そこで台湾の社会科学において、四大族群と新移民が多文化主義と関連してそれぞれどのように研究されてきたのか整理しておこう。

四大族群（原住民族・閩南人・客家人・外省人）というのは、国民党政府が台湾に撤退して以降の台湾社会を構成してきた集団であるが、王甫昌によると、いわゆる族群研究が研究テーマとして登場したのは、1980 年代中期以後のことである。例えば、1960 年代から 80 年代中期までの台湾における社会学的研究を収集した『台湾地區社会学論文要旨（1963-1986）』（台湾地區社會學論文摘要（1963-1986））では「族群」や「族群関係」といった分類は設けられておらず、現在でいうところの族群研究に関係する論文は、原住民族の問題を扱ったものがあるだけであった。しかし、その続編である『台湾地區社会学論文要旨 社会心理学を含む、1986-1993』（台湾地區社會學論文摘要含社會心理學，1986-1993）では、「山地問題」とは別に「集団間相互作用」という分類があり²、その中には（1）省籍グループ、（2）台湾歴史上の族群関係、（3）台湾の弱勢族群^{エスニック・マイノリティ}、（4）海外華人、（5）外国の族群関係^{エスニック}、というサブカテゴリーが設けられている。特に 1987 年以後、それまで政治的に禁忌であり、また学術的にも「地域観念」として扱われていた省籍問題（本省人／外省人間の問題）が、族群概念によって議論されるようになり、その後多様な族群に係するテーマへと研究が広がっていった（王甫昌 [2008]）。

この時期に族群研究を進めていったのは、社会学者の蕭新煌や張茂桂、王甫昌、政治学者の呉乃徳など、海外、特にアメリカでの留学経験を持った若手の研究者たちであった。その後、四大族群に基づく多文化主義は統合理念として採り入れられていくのであり、政策課題としても学術研究としても大きな意味を持つようになった。しかしながら、後述するように新移民研究はこれとは別経路で発展してきたものであり、族群概念の視点からの多文化主義研究の中に新移民を位置づけるという試みはほとんどなされていない。例えば張 [2010] は、民進党政権期の多文化主義政治について考察しているが、言及しているのは四大族群や「青 vs 緑（国民党 vs 民進党）」といったアイデンティティをめぐるそれまでの枠組みを踏襲したものであり、新移民の問題は多文化主義政治として分析されていない。李廣均 [2008] は、「四大族群」と「多元文化」は同時期に出現した用語であるが、四大族群が集団の分類や差異に重きを置くのに対し、多文化主義は集団間における差異の尊重、差異の奨励、相互承認を主張するものであるとする。そのため多文化主義とは、四大族群という言い方によって生まれる争点を緩和する言説であると論じる。しかし、ここでも多文化主義の考察は四大族群との関係で止まっており、新移民については触れられていない。

それでは、次に新移民研究についてみていく。新移民の人口が増加すると、それに伴っ

² 「山地問題」とは原住民族問題のこと。原住民族は当時「山地同胞」と呼ばれることが一般的であったため。

て出現する社会現象や問題にも注目が集まるようになる。はじめは特に新移民の地位や境遇に関心を寄せる社会学者によって研究が行われた。最も早くから婚姻移民に注目して研究と運動を行ってきた夏曉鵬 [2002] は、「外国人花嫁」現象について、商品化された国際結婚とは資本主義の発展、つまり不平等な国際的分業と国家内部の歪んだ発展が招いた副産物だと論じた。また、台湾における「外国人花嫁」の社会的地位の形成にとってメディアの与えた影響をあきらかにした。趙彦寧 [2005] は、社会福祉資源を奪うとみなされた大陸籍配偶者が、台湾においてナショナリズム政治の焦点の 1 つとなり、戸籍制度に基づく資源の分配と再分配の中でスケープゴートとなっていると主張する。

呂維婷・黄寶儀・陳光儀 [2012] によると、初期の婚姻移民研究の多くは、移民の動機や国際結婚が出現してきた原因に重きが置かれていた。それらの先駆的研究に続いて多くのケーススタディの他、移民女性たちの婚姻状況や台湾の生活への適応に注目した論文が発表された。このような国際結婚をテーマとした研究は、婚姻移民を商品化された婚姻の下での被害者として描く一方で、異なる地域の出身であり、異なる人的・文化的・社会的資源を持った移民を同一視するとともに、彼女たち自身の主体性に目を向けていないという³。一方で、その裏返しではあるが、それらに続いて増えてきた研究、特に新移民に関連する組織や運動に焦点を当てた研究においては、台湾のナショナリズムや人種主義によって低い社会的地位に置かれているにもかかわらず、単なる被害者ではなく主体性を持って行動する逞しい女性たちという側面が強調されることが多い。

新移民を台湾社会のマジョリティによって排除され周縁化された被害者とみなす視点に立って研究が進められてきたのは、婚姻移民を対象とするものだけに限られるわけではなく、外国人労働者に関する研究にも共通している。曾熾芬 [2004] は外国人労働者政策の制定過程の分析を通して、この政策決定過程は、台湾ナショナリズムの内実から理解することができるとする。そしてこれは、ナショナリズムに関係するイデオロギー同士の政治的争いと、「我々」vs「彼ら」という線引きの問題を反映しているという。藍佩嘉 [2004] は、外国人労働者は台湾社会において、一般の外国人とは異なり文明的でない劣った人種として、「階層化された他者」化されていると述べ、この現象に対して人材仲介業者が大きな役割を果たしていることを明らかにした。

いずれにせよ、従来の新移民研究のほとんどは、台湾における社会的地位や権力関係への問題意識から出発している。そしてそうであるがゆえに、ホスト社会、つまり台湾社会のマジョリティの側は、あたかもほとんど変化しないか、あるいは移民の側からの働きかけに対して受動的にそして極めて限定的に応答するに過ぎないかのような描写にとどまっている。例えば、新移民の人権問題に関心を寄せ、新移民運動にも積極的に参加してきた法学者である廖元豪は、自身も作業に関わった移民法改正案が立法院を通過したのに際し

³ 近年の傾向としては、移民自身やその子女の医療や生育、教養などに関する研究において、文化的差異を資源として捉える研究が増えてきているという（呂維婷・黄寶儀・陳光儀 [2012]）。

て寄せた文章の中で、この改正の意義について、人権概念がようやく我が国の移民法制の中に書き込まれた進歩的な内容であること、新移民自身もその作業に関わったことから移民／移住者の主体性が体现されていることを挙げたうえで、次のように述べている（廖元豪 [2008:241]）。

この2点（「内容の進歩性」と「移民の主体性」）は相互に関連しているものである。なぜならこれら相対的に進歩的な「内容」は、もともと主管機関ひいては台湾の主流社会には全く思いつかないものであったからだ。もっとはっきり言うと、主流勢力にはネイティビズム（nativism）がはびこっており、それゆえこのような内容はもとより極度に排除されるとともに、全力で阻止されていたのである。しかしながら、関係する社会運動団体それから新移民自身の惜しまぬ努力によって、やっと鉄板のように固い排外的で利己的な傾向を一部だけ打ち破り、今日のほんの僅かな成果があるのだ。

新移民を台湾社会のマジョリティの側と対比させ、その社会的弱者としての立場を強調するこのような言説は、新移民を取り巻く台湾社会の不正義を告発し、新移民の人権擁護やエンパワーメントを推進する活動の一環としてみれば妥当である。しかしながら、台湾社会のマジョリティと新移民という二項対立の図式を設定することによって、受け入れ側である台湾社会の硬直性や一体性のようなものが暗に前提され、内部の変化や多様性が見過ごされてきたのではないだろうか。台湾社会そのものも、外部環境の変化や外界からの刺激（ここでは世界全体でのグローバル化や移民の流入）に対して応答し、変化していく1つの有機体であり、そこに現れるダイナミズムにも目を向ける必要があると考える。台湾にとって、多くの新移民を包摂しながら国民統合を図るとするのは不可避の課題であり、そこには当然ながら様々な立場や考え方の相違が存在するのであり、決して強固で不変的なホスト社会、もしくはマジョリティがあるわけではない。そこで台湾社会がその課題にどのように向かい合い、どのように応答しているのかという点を明らかにしていきたい。

上に挙げた幾つかの研究を含め、これまでの新移民研究における蓄積は、ほとんどが実践としての多文化主義を扱ったものである。そこで理念として、もしくは規範としての多文化主義に関する研究について見ておかなければならない。趙剛 [2006] は、台湾の多文化主義が政治的レトリックに過ぎず、階級という現実問題を何も解決していないと批判する。これは社会的弱者の新移民と台湾の主流社会とを二項対立的に対比させているという点において、上述した多くの新移民研究と同じ枠組みに依っている。これに対し Cheng and Fell [2014] は、弱者としての新移民の立場を前提としながらも、台湾社会内部の相違に注目している。そこでは特に民進党と国民党の移民政策の違いを採りあげ、両者にどのような思想的相違が存在していたのかについて論じられている。ただし、Cheng らは時代としては1990年代から最近のものまでを扱っているが、それにもかかわらず通時的な変化、つまり

新移民人口が大きく増える前後の違いについては目を向けていない。

以上をまとめると、主要な問題は以下の2点である。まず第1に、四大族群を対象とした多文化主義と新移民を対象とする多文化主義とが、政策面のみならず学術研究においてもうまく接合していないという点である。そしてもう1つは、新移民研究において社会的地位や権力構造が強調されるあまり、ホスト側である台湾社会内部の多様性や変化が軽視されているという点である。

本研究の目的と視角

以上の問題意識に基づき、本論文は四大族群と新移民を1つの連続する台湾多文化主義の文脈の上に位置づけ、現代台湾において統合理念として機能している多文化主義の、転換の様相に焦点を当てる。これはすなわち、四大族群論を基礎とした多文化主義（これを族群多文化主義と呼ぶことにする）から、新移民も対象として含んだ多文化主義（新移民包摂的多文化主義とする）への転換であり、具体的には、以下の2つの問いを設定する。

- (1) 族群多文化主義から新移民包摂的多文化主義への転換は、どのようにして達成されたのか。また、なぜそれが可能であったのか。
- (2) 新移民が出現したことは、台湾の社会統合にとってどのような意味を持ったのか。

台湾多文化主義の転換を促したものとしてまず挙げられるのは、もちろんグローバル化である。地球規模での人口移動の拡大は、台湾社会もグローバル化させることとなった。ただし既に述べてきたように、族群多文化主義から新移民包摂的多文化主義への移行というのは、単にそれまでの族群政策に新移民政策を付加していくということを意味しない。既存の四大族群概念の変化にも着目し、理念的なレベルで多文化主義がどのように解釈されるようになったのかみていく必要がある。沼崎 [2012] は、現代台湾のエスニシティを取り巻く状況として、グローバル化（国際化）とともに個人化を指摘する。本論文では、四大族群と新移民それぞれに関し、異なる形で個人化という現象が観察され、それが台湾多文化主義の転換と関連していることを明らかにしていく。

2点目に関連し、他の国家とは異なる台湾の特徴について若干触れておきたい。それは不安定な政治共同体であるという点である。つまり、1つには国共内戦と冷戦構造に起因する分断国家としての歴史があり、また「台湾ナショナリズム vs 中国ナショナリズム」という1980年代の民主化運動期以来の対立がある。昨今多くの移民受け入れ国においては「ホスト社会 vs 移民」というような対立図式がしばしば想定され、そのためスローガンとしての多文化主義が忌避されるというような現象が起きているが、しかし台湾は不安定な政治共同体であるがゆえに、移民とホスト社会との関係も通常とは異なった形で表出することを

論じていく。

第 2 節 論文の構成

まず第 1 章では、新移民出現以前の台湾における多文化主義を扱う。すなわち、1990 年代に導入された族群多文化主義が、どのようにして成立したかについて考察する。そもそも族群多文化主義は、権威主義体制時代の国民党政権による同化主義的中国ナショナリズムに代わる統合理念として利用されるようになったものであるため、これを理解するには、民主化以前の国民党政権期における文化政策や、それと関連して発生した集団どうしの関係について論述することから始める必要がある。その上で、理念として多文化主義がどのように採り入れられ、そして多文化主義政策がどのような形で具現化されていったのかについて述べたい。

第 2 章から第 4 章までは、新移民が台湾に入ってくるのが、或いは新移民人口が増加して注目を集めるようになったことが、台湾のホスト社会に与えた影響と、新移民の存在を前提とする多文化主義のあり方について考察する。第 2 章は、新移民の受け入れが台湾社会にもたらした意味について、市民権の角度から分析する。それまで外来人口の流入を想定していなかったが、新移民が入ってくることでそれに対応した市民権制度を構築する必要に迫られた。特に 1980 年代以前には台湾海峡兩岸間の人の移動がほぼ不可能であったため、中国大陸出身の配偶者を台湾に入境させるときに、どのような身分で受け入れるのかという市民権の問題が発生したのである。これは単に彼女たちの問題にとどまるのではなく、中華民国法体系において中国大陸側の住民をどのように位置づけるのかという重要な意味を持っていた。第 3 章では、移民政策に焦点を当てる。新移民が増加する中で、多文化主義に関連した政策や政治がどのように展開され、新移民の社会的包摂を目的とする移民政策が実施されるようになったのか分析する。第 3 章が新移民現象に対する政治社会の対応であるなら、第 4 章は市民社会の反応である。新移民に関する社会運動において、あるいは研究者の言説において台湾多文化主義が議論される中で、新移民はいかなる意味を持ったのか。四大族群論が主流であった 1990 年代と新移民が登場してくる 2000 年代の多文化主義言説を比較することでこれを分析する。

第 5 章は、既存の四大族群の側の変化について論じる。族群の文化的権利を主張する運動が起こった 1980 年代から四大族群論が定着した 1990 年代と、現在の台湾における族群をめぐる状況は、既にかなり異なったものとなっている。そこにみられる変化とはどのようなものなのか、客家人のエスニシティのあり方を例として考察する。

そして終章では、本論での議論を各章ごとの論点を整理し、それらを踏まえた上で、研究目的に立ち返り、何が族群多文化主義から新移民包摂的多文化主義への転換を可能としたのか、また新移民の出現は共同体としての台湾の社会統合にとって、どのような意味を

持ったのかについて総括する。

第3節 台湾の概要

台湾と中華民国

図0-1 台湾（台湾・澎湖・金門・馬祖）地図



まず、本論文における研究対象地域である台湾について説明しておく必要があるだろうが、これはそれほど簡単ではない。台湾とはどこのことなのか、一見自明のように見えるこの問いだが、実は非常にやっかいな問題である。台湾は1つの島であるが、政治共同体としての台湾は台湾島（及び付属の島嶼）とイコールではない。中華民国憲法における領土の話は第2章に譲るとして、現在台北にある中華民国政府が実効支配しているのは、台湾・澎湖・金門・馬祖の4つである。行政区画の上では台湾島と澎湖諸島は台湾省に⁴、金門島と馬祖島は福建省に属しており、正確を期すために「台澎金馬」や「台閩地区」などと表現されることもあるが⁵、通常は国名の中華民国のほか、単に「台湾」と呼ばれること

が多い。本論文でも、戦後の文脈で「台湾」という言葉を使用する時には、特に断りのない限り台湾・澎湖・金門・馬祖の意味で用いる。ただし、日本統治期の文脈では台湾島と澎湖諸島のみを指す。

国名は中華民国を名乗っているが、周知の通りほとんどの主要国からは国家として承認されていない。中国大陸側の歴史叙述においては1949年に中華人民共和国が誕生したことで中華民国は消滅したことになっている。そのため現在台湾が中華民国名義で国際組織に

⁴ 地方自治体としての台湾省は1997年の第4次憲法改正によって凍結された。台湾省政府は中央政府の出先機関へと変更され、現在では地方政府としての権限を持っていないが、台湾省という名称自体は残っている。

⁵ 「閩」は福建の別名。

加盟することは、事実上不可能な状況となっている。もちろん国連には加盟していないし、それ以外の国際組織においても加盟できていないものは少なくない。また、オリンピックのような国際的なイベントへの参加についても制約が多い⁶。中華民国は1912年に南京で誕生したが、当時の台湾は日本の植民地下にあり、台湾住民は中華民国の建国物語には直接参加していない。第二次世界大戦後、国共内戦に敗れた国民党は1949年、政府を台北に移転する。その後、台湾海峡へのアメリカの介入があったことで、中華民国政府の実効統治は現在の範囲に固定された。その結果、日本の植民統治を経験した台湾と、1949年以後の中華民国とがほとんど重なり合う状況が生み出されたのである。

エスニシティと言語

台湾では北京官話を基礎とした中国語が公用語として使用されている。これは日本植民地期以前の台湾において使われていた言語ではなく、戦後になって国民党政府が「国語」として普及を進めた言語である。この国語政策が進められた背景には、「一国家一民族一言語」を理想とする中国ナショナリズムがあり、またその過程においては台湾土着の言語（後述）に対する様々な形での偏見や抑圧があった。そのため近年ではイデオロギー的な色彩を帯びる国語という語に替えて、「華語」という名称が用いられることも多い。

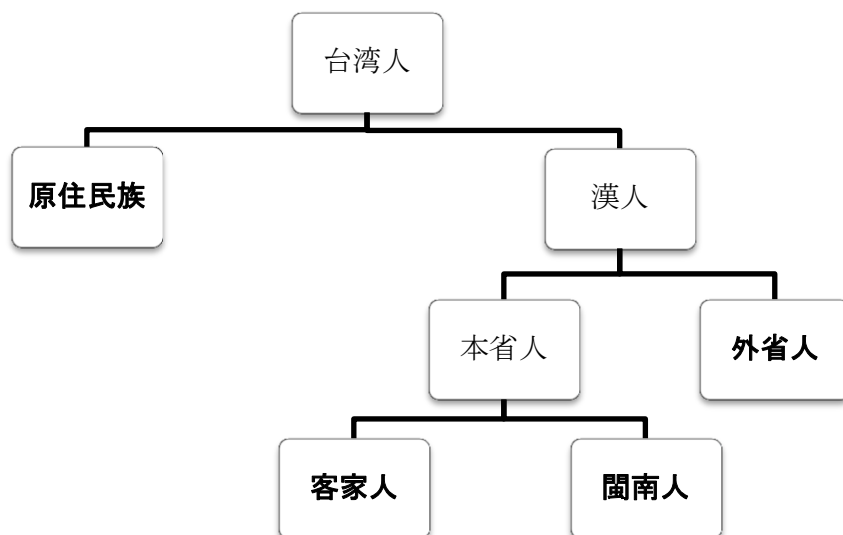
中国大陸で用いられている標準中国語である「普通話」と比較すると、音声言語としては大きく違わないが、使用している漢字が台湾では日本の旧字体に相当する繁体字（または正体字とも）であるのに対し、中国大陸では日本の常用漢字よりさらに大きく簡略化された簡体字である。それ以外にも漢字音や語彙など幾つかの点で異なっているが、その違いは大きくない。ただし、大多数の台湾人は学校教育において教えられるような規範的な中国語を話してはならず、発音や語彙、それに若干の文法規則などが台湾化した中国語を話す。そのため、中国大陸出身者の話す中国語を聞けば、ほとんどの場合すぐに台湾人ではないということが分かる。

標準中国語以外に、「本土言語」や「郷土言語」と呼ばれる台湾土着の言語が幾つかある。これらは日本統治期以前から台湾住民の母語として話されていた言語であるが、それを説明するためには先に台湾のエスニック関係から述べておいた方がよいだろう。新移民が増加する以前において、既に述べたように、1990年代における台湾社会のエスニック関係は「四大族群」という言葉で表されるのが一般的であった。この概念の成り立ちについては第1章で述べるが、さしあたりここでは、四大族群とは原住民族、閩南人（福佬人）、

⁶ 台湾の国際組織への加盟や国際イベントへの参加が容易でないのは、中国政府（北京政府）が、台湾の参加そのものに反対する、もしくは容認する場合でもどのようなステータスや名称で参加するかに関し、中国側の意向に沿うものになるよう要求するためである。例えば、「中国台湾省」のような中間に主従関係を含意させるような名称は台湾側にとって受け入れられるものではないが、そうでない「中華台北」であれば妥協して受け入れることが可能である。

客家人、外省人の 4 つの集団を指しており、下図のような構造になっているということを確認しておく。

図0-2 四大族群論の概念図



図からも分かるように、これら 4 つの族群は同位の階層にはない。まず、原住民族と漢人とに大別される。原住民族は中国大陆から漢人が移住してくる以前から台湾に住んでいたオーストロネシア語系の民族の総称で、人口の 2%程度を占める。戦後は山地同胞と呼ばれてきたが、原住民（族）という名称を使用するよう運動を通じてはたらきかけ、現在ではこの名称が定着している。かつては 9 の民族に分類されていたが、2000 年以降それまで別の民族の下位集団として扱われていた人々の中に、新たに独自の民族として承認を求め集団が相次いで現れ、現在 16 の民族が政府によって承認されている⁷。これらの民族はそれぞれ独自の言語を持っているが、その多くは消滅の危機に瀕している。

次に、漢人は本省人と外省人に分けられる。これは「籍貫」に基づいた分類である。籍貫とは本人または父祖の出身地のことであり、日本の本籍地と少し似ている。かつて台湾の身分証には籍貫の欄があり、何省籍か記載されていた。台湾省籍の者が本省人、その他中国大陆の省籍の者が外省人となる。歴史的な観点からいうと、1945 年以前から台湾に住んでいれば本省人、それ以降 1949 年までに台湾に移り住んだ人が外省人に分類される。この省籍とはもともと単なる自分や祖先の出身地の違いを表しているに過ぎなかった。しか

⁷ 以前から原住民族として扱われていたのは、アミ族、タイヤル族、パイワン族、ブヌン族、プユマ族、ルカイ族、ツォウ族、サイシャット族、ヤミ族（タオ族）、サオ族であり、後にカヴァラン族、タロコ族、サキザヤ族、セデック族、サアロア族、カナカナブ族が新たに承認された。

し、本省人に対する政治弾圧に加え、台湾へ移転してきた政府や軍の権力を外省人がほとんど独占したことによって、本省人と外省人との間に深い亀裂が発生した。その結果、同じ漢人であっても両者の違いはエスニックなものであると、主に本省人の側から認識されるようになった。言語的にみると外省人は、もともと中国各地の出身であることから、その土地の言語または方言の話者であったわけだが、台湾では中国語を共通語として生活しており、彼らの母語はほとんど下の世代には伝わっていない。

本省人はさらに閩南人と客家人とに分けられる。先祖が福建省南部の泉州や漳州からやってきたのが閩南人であり、広東省東北部の嘉応州（現在の梅州市）や福建省西部の汀州（現在の龍岩市）からやってきたのが客家人である。両者は使用する言語が異なる。閩南人は閩南語（福佬語）を、客家人は客家語を母語とし、それらは相互に通じない。閩南語は、「台湾語」と呼ばれることも多い。台湾において閩南人は人口が最大の族群であり、閩南語はほとんどの台湾人が、程度の差こそあれ理解することができる。そのため閩南語の歌謡曲や映画は、世代や族群の垣根を越えて幅広い人気を得ている。それでも若い世代においては中国語を第一言語とする者が多くなっているのが現状である。客家語に至っては、客家人が集住する地域でしか通用しないうえ、閩南語のようにメディアや娯楽で用いられることも少ないため、言語継承の問題はより深刻である。

原住民族を除くと、各族群の身分は公的な登記が必要な類のものではないため、族群別の正確な人口統計というのは存在しない。黄宣範 [1993:21] は文献資料を用いて歴史的な人口動態から、原住民族 1.7%、閩南人 73%、客家人 12%、外省人 13%と推計している。原住民族に関しては、土地所有や進学における優遇措置などもあるため正式な身分登録が必要である。現在の原住民人口は約 54 万人で、総人口の 2.3%となっている⁸。

図 0-1 は四大族群論の構造を示したものである。もともとここに描かれているイメージは、非常に簡略化されたものだったのであり、このような分類では矛盾が生じていたり、抜け落ちてしまう人々がいたりしたのも確かである。例えば、元々の出自は客家であるが言語的には客家語話者から閩南語話者へと移行した集団があり、「福佬客」と呼ばれる。彼らは果たして客家人だろうか、それとも閩南人に含めるべきだろうか。また、平埔族と呼ばれる集団は、もともと原住民族と同じくオーストロネシア語系の民族であるが、日本統治期にはかなりの程度漢化が進んでおり、現在では言語的・文化的痕跡を僅かにとどめているに過ぎない。そのアイデンティティは既に漢人と同化している人も多いが、一方で平埔族としてのアイデンティティを保持し原住民族として認定するよう主張している人々もいる。外省人は漢人の下位分類となっているが、実際にはチベット族やモンゴル族など中国各地の少数民族も含まれており、決して漢人だけから構成されているわけではない。一方で、金門・馬祖の住民のように、四大族群論の外延から外れてしまう人々もいる。本省人／外省人というカテゴリー自体はもともと「台湾省」における分類概念なのであり、福建省籍であって尚且つ台湾省内に移り住んだわけではない金門や馬祖の住民は、本省人とも

⁸ 内政部統計通報 2015 年第 7 週。

外省人とも言いづらい⁹。これは単に戸籍制度の観点からそのような説明になるというだけでなく、いわゆる本省人・外省人とは共有する歴史経験とそれに関連して置かれた社会的状況が異なっているからであり、この四大族群概念は金門・馬祖を包含せずに形作られたものだということは明らかである。

台湾社会が4つの族群によって構成されているというイメージは、これらのような問題もさることながら、現在では新移民が増加したこともあって実態と合わない部分が大きくなりつつある。そのためこの四大族群論は以前ほど目にすることはなくなったが、この言説が流行した1990年代ではリアリティを感じられる分類だったのであり、台湾の多元的なエスニック関係を表す概念として重要な意味を持っていたのであった。

第4節 新移民の実態

新移民の範囲

一言で新移民といってもその内実は多様である上、誰を新移民と称するのかは文脈によって異なる。まず、新移民を最も広く定義するならば、1980年代以降に台湾外から流入してきた人口全てを新移民とみなすことになる。そして、これは婚姻移民、外国人就労者（ブルーカラー及びホワイトカラー）、その他（留学生など）の3つに大別することができる。いうまでもなく、婚姻移民とは、台湾人と婚姻関係を結びその配偶者として台湾に移住してきた者のことであり、外国人就労者とは就労を目的として台湾に居住している者のことである。ただし台湾では、ブルーカラーの外国人就労者には滞在期限の制限があり、台湾に永住することは制度上不可能である。ホワイトカラーの外国人就労者の場合は永住への道も開かれてはいるが、永住権の取得や維持の条件は厳しく、実際にこれを取得し台湾に永住する人は多いとはいえず、外国人就労者のほとんどは一時的な滞在となっている。そこで、社会統合という観点からまず問題となるのは婚姻移民であり、彼女らを新移民と称することは多い。

婚姻移民は、管轄する法律の違いによって、大陸籍、香港マカオ籍、外国籍に分類される。法的な枠組みの中においては、外国籍配偶者は出身国に関わらず同じであるが、社会経済的な地位は東南アジア出身女性とそれ以外とは大きく異なる。東南アジア出身の配偶者の多くは家庭内でも社会においても低い地位に置かれていることが多い。また、このような状況は大陸籍配偶者の場合も同様である。婚姻移民の中で人数が特に多いのも中国大陸と東南アジアの出身者であり、社会問題の一環として新移民が語られるときには、多

⁹ 使用言語では、福建省南部に位置する金門は閩南語であり、台湾のそれとほぼ共通する。一方、福建省東部に位置する馬祖は閩東語である。これは福州で用いられている言葉の仲間であり、閩南語と閩東語とは全く通じない。

くはこの両者が想定されている。

一方、既に永住権や中華民国籍を取得しているか、在留資格の上で将来的に永住権が取得可能な外来人口を指して（新）移民と呼ぶこともある。この場合は滞在期間に上限があり、永住権を取得することのできないブルーカラーの外国人就労者は除外される。本論文において新移民という用語は、基本的には外国人就労者と婚姻移民を合わせた集団の意味で用いるが、文脈によっては必ずしもこの意味だけに限定するわけではない。

2013 年末時点の統計によると、台湾在住外国人の人口は 72 万 5 千人であり、このうち居留ビザを持っているのが 59 万 2 千人、停留ビザなどそれ以外のビザを持っているのが 13 万 3 千人となっている¹⁰。ただしこの人数には、既に帰化して中華民国籍を取得した外国出身者や、中国大陸出身者は含まれていない。このなかで外国人就労者は 48 万 9 千人、（まだ中華民国籍を取得していない）外国籍配偶者は 4 万 1 千人となっている。また、婚姻移民全体では 48 万 7 千人であり、そのうち（既に中華民国籍を取得している者も含む）外国出身者は 15 万 8 千人、大陸・香港マカオ地区出身者は 32 万 9 千人となっている¹¹。このように、婚姻移民と外国人就労者の合計だけで 97 万 6 千人となり、100 万人に迫っている。この数は、台湾の総人口 2300 万人弱の 4%以上になる。

婚姻移民

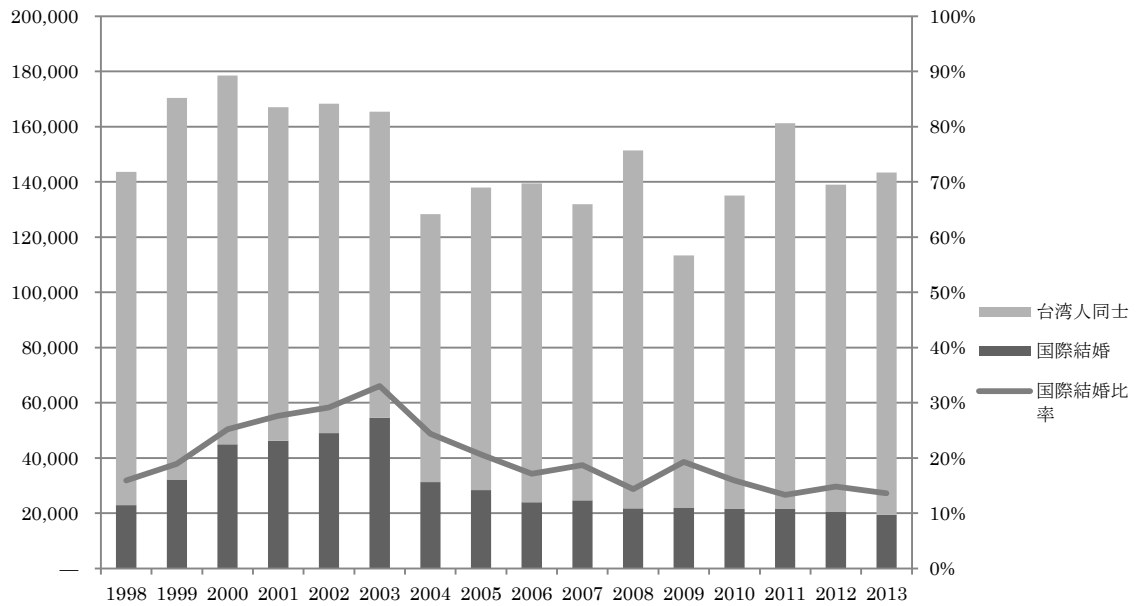
結婚相手の出身国／地域、性別

現在台湾の婚姻件数は毎年 15 万組前後となっている。国際結婚（台湾人と台湾以外の出身者との婚姻）に関する統計は 1998 年のものから公表されているが、その数は 2000 年代前半が特に多くなっている。2003 年には 5 万 5 千組近くが台湾人以外との婚姻であり、婚姻件数全体に対する割合は 31.9%に達している。ピーク時と比べると近年では少なくなっているが、それでも毎年 2 万人程度の台湾人が台湾以外の出身者と結婚しており、これは台湾における婚姻総数の 10%～15%程度にあたる。

¹⁰ 内政部統計通報 2014 年第 5 週

¹¹ 内政部入出国及移民署ウェブサイト「各縣市外裔、外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數」(<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/41291617515.xls>)。

図0-2 国際結婚数の推移



出所：戸政司人工資料庫結婚人数按原属国籍(按登记及发生)より
 筆者作成。(http://www.ris.gov.tw/zh_TW/346)

表 0-2 配偶者の国籍別結婚数

	夫								妻							
	総計	台湾人	大陸、港澳			外国籍			総計	台湾人	大陸、港澳			外国籍		
			合計	大陸	港澳	合計	東南亜	他			合計	大陸	港澳	合計	東南亜	他
1998	145,976	143,667	511	382	129	1,798			145,976	125,380	11,940	11,785	155	8,656		
1999	173,209	170,412	844	697	147	1,953			173,209	143,743	16,745	16,591	154	12,721		
2000	181,642	178,520	846	686	160	2,276			181,642	139,798	22,782	22,611	171	19,062		
2001	170,515	167,115	983	834	149	2,417	806	1,611	170,515	127,713	25,814	25,682	132	16,988	16,706	282
2002	172,655	168,289	1,598	1,436	162	2,768	1,035	1,733	172,655	128,008	27,308	27,167	141	17,339	17,002	337
2003	171,483	165,482	3,207	3,060	147	2,794	1,044	1,750	171,483	122,850	31,784	31,625	159	16,849	16,307	542
2004	131,453	128,277	405	256	149	2,771	921	1,850	131,453	103,319	10,567	10,386	181	17,567	17,182	385
2005	141,140	138,001	452	282	170	2,687	751	1,936	141,140	115,852	14,167	13,976	191	11,121	10,703	418
2006	142,669	139,455	506	323	183	2,708	579	2,129	142,669	121,953	13,900	13,641	259	6,816	6,371	445
2007	135,041	131,900	551	371	180	2,590	452	2,138	135,041	113,482	14,595	14,350	245	6,964	6,500	464
2008	154,866	151,350	621	371	250	2,895	468	2,427	154,866	136,653	12,151	11,903	248	6,062	5,541	521
2009	117,099	113,426	691	452	239	2,982	502	2,480	117,099	98,858	12,603	12,344	259	5,638	5,194	444
2010	138,819	135,027	807	562	245	2,985	549	2,436	138,819	121,110	12,525	12,245	280	5,184	4,663	521

2011	165,327	161,237	995	686	309	3,095	520	2,575	165,327	147,901	12,468	12,114	354	4,958	4,367	591
2012	143,384	139,047	1,116	766	350	3,221	664	2,557	143,384	127,121	11,597	11,268	329	4,666	4,120	546
2013	147,636	143,446	1,074	738	336	3,116	616	2,500	147,636	132,334	10,468	10,091	377	4,834	4,207	627

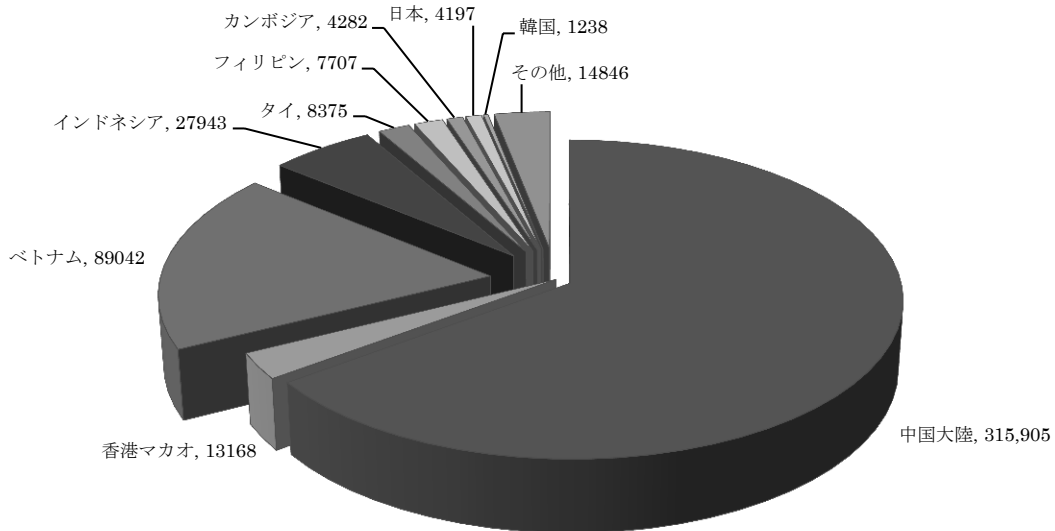
出所：戸政司人口資料庫「結婚人數按原屬國籍(按登記及發生)」より筆者作成。

http://www.ris.gov.tw/zh_TW/346 (2014年3月27日確認)

上に示したように、台湾人以外が結婚相手となる場合、最も多いのは中国大陸の出身者である。大陸籍住民との婚姻は2003年まで急激に増加し、同年には3万5千組近くの婚姻が成立したが、2004年に大きく減少した後は緩やかに減少を続けており、近年の件数は毎年1万件余りとなっている。それに対し、香港マカオ籍住民との婚姻は、毎年数百件程度であるが緩やかに増加している。2004年以降中国大陸出身者との婚姻が減少した理由として、大陸籍配偶者の来台に際して必要な手続きを厳格化したことが指摘されることもある。ただし短期的な急激な減少はそのような制度改正がきっかけとなっていたとしても、馬英九政権が発足して大陸籍配偶者の来台条件が緩和された2008年以降も緩やかな減少傾向が続いていることや、外国人との婚姻数も数年遅れで大きく減少したところをみると、外国人であろうが中国大陸出身者であろうがとにかく配偶者が必要だと考えていた層の需要が、2000年代中期までには一巡しつつあったと考えられるだろう。

台湾人と外国人との婚姻をみてみると、最も多かった2000年代前半においては、配偶者の出身地は東南アジアがほとんどであった。しかし2000年代後半になるとその数は急激に減少し、それ以外の地域の出身者が増加した。現在では新たに台湾人と結婚する外国人のうち、約6割が東南アジア出身者、4割が東南アジア以外の地域出身者となっている。

図0-3 国籍別婚姻移民人口（2013年）



出所：内政部入出國及移民署「各縣市外裔、外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數」より筆者作成。
<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/41291617515.xls>

表 0-3 出身国／地域別婚姻移民人口（2013年）

	大陸・港澳			外国									総計
	大陸	港澳	計	ベトナム	インドネシア	タイ	フィリピン	カンボジア	日本	韓国	他	計	
男	14939	5902	20841	413	499	2589	494	3	1951	359	8570	14878	
女	300966	7266	308232	88629	27444	5786	7213	4279	2246	879	6276	142752	
計	315905	13168	329073	89042	27943	6375	7707	4282	4197	1238	14846	157630	486703

出所：内政部入出國及移民署「各縣市外裔、外籍配偶人數與大陸（含港澳）配偶人數」より筆者作成。

<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/41291617515.xls>

次に結婚後に台湾に居住している婚姻移民についてみてみよう。出身国／地域別にみると、最も多い中国大陆出身者は31万5千人余りであり、続いてベトナム8万9千人、インドネシア2万8千人、香港・マカオ1万3千人、フィリピン7千7百人、タイ6千4百人などとなっている。また、婚姻移民の多くは女性である。特に中国大陆籍やベトナムなど東南アジア出身の婚姻移民の場合、女性の方が圧倒的に多い。その一方で香港・マカオや日本、韓国などの出身者にはそのように甚だしい男女の差はみられない。

国籍取得者数

外国人は中華民国籍を取得することで、台湾で生まれ育った台湾人と同等の法的な権利義務を有することができる。帰化の条件は比較的厳しいものであるが、それでも毎年多くの新移民が中華民国籍を取得し、新たな「台湾人」が誕生しているのである。

現行の国籍法の規定では、外国籍の配偶者の場合、連続して3年以上且つ毎年183日以上合法的に居留していれば、帰化の申請を行うことができる。1990年から2013年までに中華民国籍を取得した者は10万9866人である。このうち男性は2116人、対して女性は10万7750人となっている。外国人との婚姻件数は2000年代前半が最も多かったが、帰化申請は結婚後数年経過している必要があるため、中華民国籍取得者は2000年代後半がピークになっており、この時期には毎年1万人以上の外国人が中華民国籍を取得している。2000年代中期以降の国際結婚数の減少と連動して、国籍取得者数も現在では減少傾向となっている。元の国籍で見ると、ほとんどが東南アジアである。2013年のデータではベトナムが最多で3855人、以下インドネシア566人、フィリピン283人、ミャンマー80人、タイ58人、マレーシア32人、カンボジア26人と続き、東南アジア諸国だけで98%に達する。また、帰化の理由としては「本国人の配偶者のため」がほとんどであり、2013年に中華民国籍を取得した5004人のうち4719人(94.3%)にのぼる。

表 0-4 性別／出身国別の国籍取得者数推移（1990年～2013年）

	計	男	女	ベトナム	インドネシア	フィリピン	カンボジア	ミャンマー	タイ	マレーシア	日本	韓国	他
1990	95	32	63	38	12	9	-	-	-	4	-	22	10
1991	130	52	78	66	-	3	1	-	2	6	-	29	23
1992	86	30	56	27	1	8	-	-	1	2	-	31	16
1993	127	65	62	20	3	24	-	-	1	1	-	52	26
1994	137	31	106	1	16	32	-	1	17	4	1	41	24
1995	129	27	102	1	12	25	-	-	13	13	1	31	32
1996	318	35	283	10	184	27	1	1	20	6	3	33	26
1997	2243	27	2216	56	2003	64	-	-	28	4	-	20	19
1998	3684	35	3649	176	3064	181	11	11	53	14	-	33	28
1999	4627	47	4580	907	2733	311	183	183	37	26	-	42	33
2000	5198	63	5135	2204	2064	282	326	326	86	12	3	14	34
2001	2204	104	2100	1280	333	220	96	96	79	14	9	10	99
2002	1533	117	1416	515	260	166	152	152	139	12	10	8	78
2003	1465	54	1411	408	264	193	317	317	93	12	7	5	31

2004	6552	111	6441	2351	2891	323	690	690	63	7	12	4	86
2005	11302	112	11190	8206	2231	389	350	350	33	7	12	1	55
2006	11973	72	11901	10173	1276	381	-	-	73	4	5	5	29
2007	10764	94	10670	8226	1293	198	831	831	118	8	5	2	56
2008	13230	149	13081	10711	1238	247	619	619	121	18	10	4	81
2009	9853	188	9665	7556	1085	325	314	314	107	16	7	6	124
2010	7692	171	7521	5887	913	280	165	165	72	24	5	10	64
2011	5923	139	5784	4525	767	247	72	72	78	25	8	18	63
2012	5597	182	5415	4288	681	310	54	54	43	24	13	20	90
2013	5004	179	4825	3855	566	283	26	26	58	32	9	18	77

出所：内政統計年報 06.國籍之歸化取得人數 <http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/y02-06.xls> より筆者作成。

詳しくは第 2 章において述べるが、中華民国法体系において中国大陸出身者は潜在的に中華民国籍を有している国民として位置づけられている。そのため大陸籍配偶者が台湾の市民権を得る際にも、帰化によって中華民国籍を取得するという手続きをとることはない。その代わり「定住」（*定居*）という滞在資格を得ることが¹²、外国人にとっての帰化に相当する。2013 年末時点で既に定住資格を得ているのは、大陸籍配偶者が 10 万 6604 人（男性 2123 人、女性 10 万 4481 人）、香港マカオ籍配偶者が 6590 人（男性 2828 人、女性 3762 人）となっている¹³。

これらを総合すると、外国（主に東南アジア諸国）と中国大陸出身の婚姻移民それぞれ 10 万人以上、合わせて 20 万人余りが帰化もしくは定住資格を得て、台湾の市民権を既に獲得していることになる。つまりこれだけ多くの婚姻移民が中華民国のパスポートや一般の台湾人と同じ身分証明書を持ち、またそれだけでなく、選挙での投票権を持ち台湾政治にも影響を与えるようになってきているということの意味するのである。

新移民子女

親の一方が新移民（ほとんどは東南アジア及び中国大陸出身の母親）である子供は、「新移民子女」あるいは「新台湾の子」などと呼ばれる。出生数からみると、国際結婚数と連動しており 2000 年代中盤が多く、2004 年では新移民子女の比率は 13.19%であった。これはつまり、その年に生まれた新生児の約 7 人に 1 人は新移民子女ということになる。現在では国際結婚数の減少に伴い、新移民子女の比率もピーク時の約半分程度となっている。

¹² 本論文において中国語表記を付ける際には、（ ）内に斜体で表記するものとする。

¹³ 内政部入出國及移民署「各縣市外裔、外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數」

<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/41291617515.xls>

一方、新移民子女の比率が最も高かった世代が現在小学生になっており、彼らの教育をめぐると問題は大きな関心を集めるようになってきている。10年前には小学生のうち新移民子女の比率は2～3%程度であったが、現在では10%を越えており、1クラスに必ず数人は新移民子女がいる計算になる。

表 0-5 母親の出身国籍別出生数の推移 (2004～2013 年)

	計	本国籍	大陸・港澳	東南アジア	他	新移民子女の比率 (%)
2004	217685	188968	11258	17276	183	13.19
2005	206465	179852	10099	16337	177	12.89
2006	205720	181839	10471	13241	169	11.61
2007	203711	182922	10097	10477	215	10.21
2008	196486	177567	9751	8946	222	9.63
2009	192133	175503	8906	7535	189	8.66
2010	166473	151968	8185	6092	228	8.71
2011	198343	182900	8975	6228	245	7.79
2012	234599	217331	10107	6866	295	7.36
2013	194939	181853	7546	5281	159	6.71

出所：内政統計通報 2014 年第 24 週「102 年新生嬰兒生母狀況分析(按發生日期統計)」

<http://sowf.moi.gov.tw/stat/week/week10324.doc> より筆者作成。

表 0-6 小中学校における新移民子女の人数及び比率 (2004～2013)

	小学校			中学校		
	全体	新移民子女		全体	新移民子女	
	人数	人数	比率	人数	人数	比率
2004	1883533	40907	2.17	956927	5504	0.58
2005	1831873	53334	2.91	951202	6924	0.73
2006	1798393	70797	3.94	952334	9370	0.98
2007	1754095	90959	5.19	953277	12628	1.32
2008	1677439	113182	6.75	951976	16735	1.76
2009	1593398	133272	8.36	948534	22054	2.33
2010	1519746	149164	9.82	919802	27863	3.03
2011	1457004	159181	10.93	873226	33881	3.88
2012	1373375	161970	11.79	844884	41693	4.98
2013	1297120	157431	12.14	831930	52353	6.29

出所：教育部「新移民子女就讀國中小人數分布概況統計（102 學年）」

(https://stats.moe.gov.tw/files/analysis/son_of_foreign_102.pdf) 4 頁の表より筆者作成。

外国人就労者

外国人就労者の分類

外国人の労働者は中国語で「外籍勞工」と呼び、広義にはホワイトカラー、ブルーカラーともこれに含まれる。しかしながら、中国語の「勞工」は労働者全般を表すのにも使われるが、もともとは工場労働者のことを意味する単語であり、現在でも肉体労働に従事する者というニュアンスが強くあるため、通常はブルーカラーの外国人労働者を指して「外籍勞工」、もしくは簡略に「外労」と呼んでいる。外国人の就労を管轄する労働部（日本の厚生労働省に相当）の用語では、ホワイトカラーを「外国人専門人員」（*外國專業人員*）、ブルーカラーを「外国人労働者」（*外籍勞工*）とし、これらの総称として「外国人就労者」（*外籍工作者*）としている。そこで、本論文でもこの用語法に従うこととする。さらに、外国人労働者は、農林水産業や建設業、製造業など第一次・第二次産業に従事する産業外国人労働者（*産業外籍勞工*）と、ケア労働や家事労働に従事する社会福祉外国人労働者（*社福外籍勞工*）とに分類される。外国人の就労については「就業サービス法」（*就業服務法*）と「雇用主の外国人雇用許可及び管理規則」（*雇主聘僱外國人許可及管理辦法*）によって規定されており、そこで外国人が就くことのできる職種についても定められている。これを労働部が発表している統計の分類に沿ってまとめると、下の表のようになる。人数から見ると、外国人専門人員が 2 万 7627 人であるのに対し、外国人労働者は 48 万 9134 人となっている。

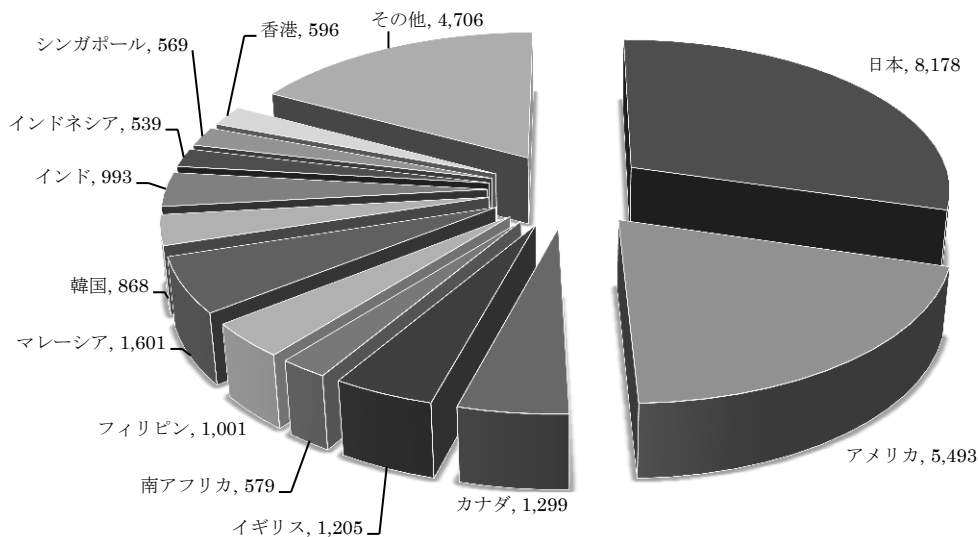
表 0-7 外国人就労者の分類

外国人就労者		
外国人専門人員 (ホワイトカラー)	外国人労働者 (ブルーカラー)	
	産業外国人労働者	社会福祉外国人労働者
1. 専門的または技術的な仕事	1. 農林水産業	1. ケア労働
2. 政府の許可を得た投資または事業設立の責任者	2. 製造業	2. 家事労働
3. 大学教員、高等学校以下の外国語教員	3. 建設業	
4. 補習塾の外国語教師		
5. スポーツの選手及び指導者		

外国人専門人員（ホワイトカラー）

下図に示したように、外国人専門人員の出身国としては日本が最多であり、次いでアメリカ、カナダ、イギリスなどとなっている。主に先進国の出身者であることが分かる。男女別では、男性が2万2093人であるのに対して女性は5534人であり、男性の方がかなり多い。職種別では、「専門的または技術的な仕事」が最も多く、次に「補習塾の外国語教師」となっており、両者を合わせると7割を超える。

図0-4 外国人専門人員の出身国（2013年）



出所：労働部ウェブサイトのデータより筆者作成。

外国人労働者（ブルーカラー）

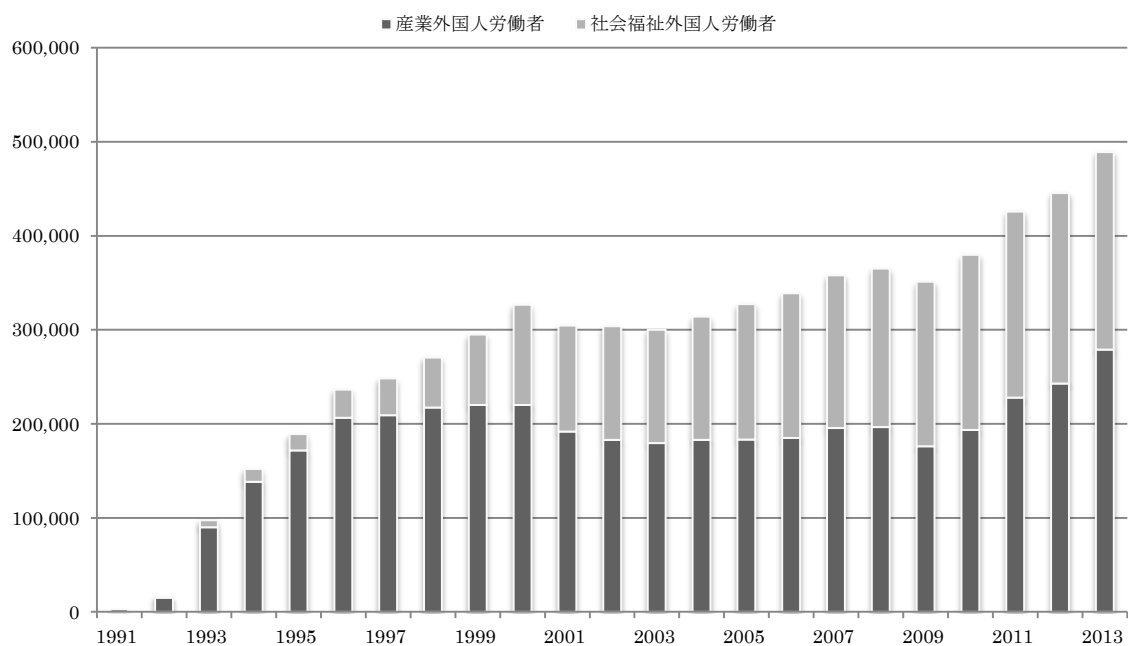
上述したように、外国人労働者は農林水産業、製造業、建設業に従事する産業外国人労働者と、ケア労働や家事労働に従事する社会福祉外国人労働者とに分類される。初めて外国人労働者が導入されたのは1990年であり、建設作業員として政府の公共工事に従事した。これは現在の分類でいうと全て産業外国人労働者にあたる。一方の社会福祉外国人労働者、つまりケア労働、家事労働の分野は1992年に外国人へ開放された。

産業外国人労働者は1996年に20万人を上回ってからは、それほど大きな増減なく推移してきたが、ここ数年また増加傾向にある。一方の社会福祉外国人労働者は、当初は産業

外国人労働者と比べると少なかったが、2013年には産業外国人労働者の27万8919人に対し、社会福祉外国人労働者は21万0215人となっており、両者の差は小さくなっている。雇用の期限が限られている外国人労働者は、企業にとっては雇用の調整弁としての役割も担っており、特に建設業や製造業の労働力需要は景気の影響を受けやすい。例えば産業外国人労働者の2009年の落ち込みは、前年のリーマンショックの影響によるものである。これに対し、社会福祉外国人労働者は景気の動向に左右されることは少なく、高齢化が進む台湾においてケア労働に従事する外国人へのニーズはますます高まっていることもあり、その数は増加の一途をたどっている。

また、外国人専門人員と異なり、外国人労働者は送り出し国との二国間協定を結び、人数を決めた上で受け入れているので、その出身国は東南アジアの幾つかの国に限定されている。現在台湾における外国人労働者の主な供給国となっているのは、下図に示したように、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイの4カ国である。この中で、インドネシアは社会福祉外国人労働者が大半であるが、他の3カ国は産業外国人労働者に偏っている。男女別にみても、産業外国人労働者では男性が多く7割強を占めているのに対し、社会福祉外国人労働者はほとんど女性となっており、男性は1%にも満たない

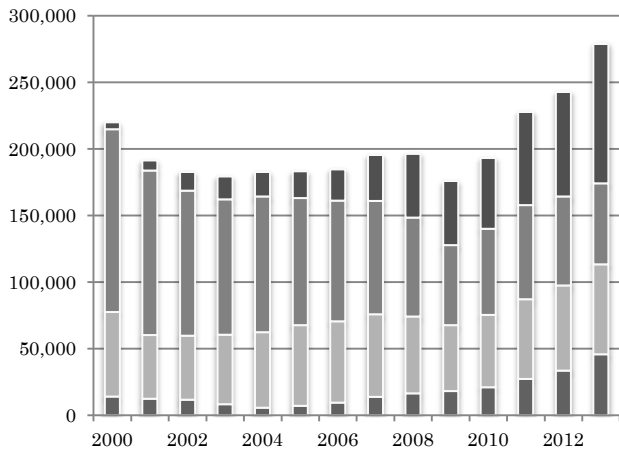
図0-5 外国人労働者数の推移



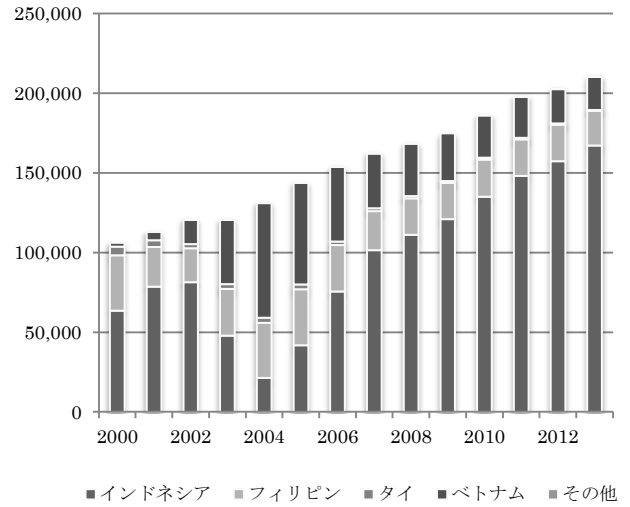
出所：労働部ウェブサイトのデータより筆者作成。

図 0-6 国籍別外国人労働者数の推移（2000～2013）

産業外国人労働者



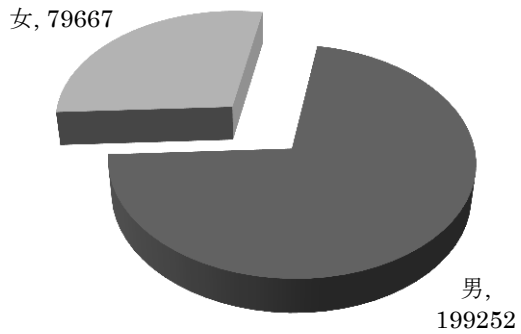
社会福祉外国人労働者



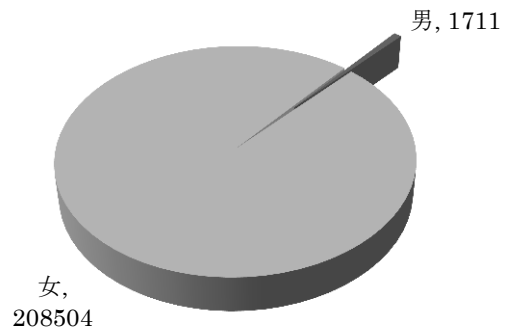
■インドネシア ■フィリピン ■タイ ■ベトナム ■その他
出所：労働部ウェブサイトのデータより筆者作成。

図 0-7 男女別外国人労働者数 (2013 年)

産業外国人労働者



社会福祉外国人労働者



出所：労働部ウェブサイトのデータより筆者作成。

第1章 族群多文化主義の形成

はじめに

台湾の多文化主義は、1990年代になってから広く用いられ、新たな国民統合理念としての役割を与えられていった。これは台湾が民主化する以前の権威主義体制時代において、国民党政府によって用いられていた国民統合理念である中国ナショナリズムに代わるものであった。この時期の新移民は、既に台湾に入ってくるようになってはいたものの、人口の上ではまだ多くなく、多文化主義にとっての文化の主体として新移民のことが考慮されることはなかった。そのため当初の多文化主義では、専ら四大族群を対象としたものだった。それでは、このような国民統合理念の転換はどのようにして成し遂げられたのであろうか。本章では、旧来の国民統合理念である中国ナショナリズムに代わって、族群を主体とする多文化主義がどのような経緯で台湾において用いられるようになったのか、またその結果どのような多文化主義政策が実施されるようになったのかについて考察する。

はじめに、多文化主義導入以前の国民統合理念である公定中国ナショナリズムとそれに基づいた文化政策の歴史について概観する。そして、これに対抗して1980年代の民主化運動の中で提示された台湾ナショナリズムと、原住民族や客家からの文化的権利と承認を求める社会運動について分析する。その上で、族群多文化主義がどのようにして統合理念として用いられ、また政策として実施されていったかについて述べる。

第1節 同化主義とその反動

国民党政府の文化政策

正統中国国家を標榜する国民党政府の文化政策は、強烈な中国ナショナリズムに基づいており、台湾の言語・文化を抑圧してきたとされる。本土文化（台湾土着の文化）に対する抑圧は省籍矛盾（後述）と重ね合わされ、中国ナショナリズムを押し付ける外省人統治者と文化的に抑圧される本省人被統治者という構図で認識されるようになった。このような見方は民主化運動のなかで党外グループの側から提示され¹、それ以降の本土化の潮流の中で広く定着することになる。

¹ 野党¹の結成が禁じられていた時代に、正統という形を持たずに結集した国民党外のグループということでこのように呼ばれる。

ただし、国民党文化政策と台湾本土文化の関係は実際にはもっと複雑なものであった。戦後台湾の国民党文化政策が「脱日本化」、「中国化」、「本土化（台湾化）」という段階を踏んで変遷してきたというのはしばしば指摘されることであるが、菅野によると、特に戦後初期の「脱日本化」の時期においては、台湾文化や台湾語の位置づけに関して統治者集団内部においても意見の相異が顕著であったという。国民党内部の対立というのは、魯迅思想や五四運動を評価する進取的な五四新文化運動と、魯迅に代表される左派文人の作品や左翼思想が広まることに対して強い警戒感を抱き伝統文化を重視する「中国本位的文化建設」の相克であった。中国大陸時代から続くこのような対立は、1950年代以降徐々に変化していく。中国大陸での失敗への反省に基づく反共文化政策のもとで、魯迅総批判や『自由中国』事件²、胡適や殷海光といった自由主義派知識人の死、中西文化論戦などを経て、進歩派・自由主義者の活動空間は大幅に縮減されていった。このような流れを決定づけたのは、中国大陸の文化大革命に対抗して蒋介石が1966年に発動した中華文化復興運動であった³。

このように、戦後すぐには台湾土着の文化をどのように扱うかについて多様な意見があったものの、1950年代を通じて民族主義思想が自由主義思想に対し優勢になり、1960年代には過度に民族主義的な文化政策が実施されるようになった。多様な意見が過度に中国ナショナリズムの色彩を帯びた文化政策へと収斂していき、それが頂点を迎えたのが1960年代の中華文化復興運動であった（菅野 [2012]）。このような過程を経て、台湾の文化は否定的に位置づけられ、甚だしくはこれが禁止されるような状況が生まれたのである。国民党文化政策の目的は中国人としてのアイデンティティを育成することであり、特に民族主義的傾向が強まってからは、外省人が持ち込んだ中国大陸の文化こそが身につける価値のあるものとされた。中国の伝統文化芸術は、「国字」（漢字）、「国劇」（京劇など）、「国楽」（中国民族音楽）、「国画」（中国絵画）、「国術」（中国武術）のように「国」の字を付けてナショナル化されていった⁴。その反面で、台湾土着の文化は地方文化として矮小化され、さらには国の文化と比べると劣った低俗なものという扱いを受けてきた。

本土文化に対する抑圧として最も分かりやすい例が言語の地位である。学校教育においては北京官話を基礎とする標準中国語が「国語」として教えられ、本土言語（台湾土着の言語）は「方言」として学校内でその使用が禁じられた。そしてこれに違反して方言、すなわち自分の母語を話した学生は、罰として方言札を掛けられたり、罰金を課せられたりしたのである。戦後初期には日本語の排除という目的から方言使用に対して寛容であった

² 『自由中国』は、胡適と雷震によって1949年に発行された政論雑誌であるが、1950年代中期からは国民党政府の独裁体制に批判的になっていく。1960年には蒋介石の総統三期連任に憲法違反であるとして反対し、当時タブーであった野党「中国民主党」の結成を準備すると、当局は雷震らを逮捕した。それによって『自由中国』は停刊（事実上の廃刊）に追い込まれた。これが『自由中国』事件（雷震事件）である。

³ 菅野 [2011,2012] 及びこの両著への書評である田上 [2012] を参照。

⁴ 林泉忠 [2005:175-6]。林はこのような現象を「国」字文化と呼ぶ。「国」字文化の制度化は、主として中華文化復興運動の一環として行われたものであるという。

ものの、1950年代に入ってから徐々に教室内での方言使用が禁止されるようになった⁵。例えば、台湾省国語推行委員会が1946年に定めた「台湾省国語運動綱領」の第1条「台湾語を復元させ、方言との比較によって国語を学習する」からは、閩南語や客家語は中国語の方言であり国語の習得に有用であると考えられていたことが読み取れるが、1956年に台湾省政府教育庁が出した「各中等学校の生徒の会話には方言が多く用いられ国語が用いられていないので、注意し直させなければならない」という通達からは、方言が既に国語普及にとって邪魔な存在として扱われるようになってきていることが分かる。菅野 [2011]によると。国語が普及するまでの過渡期において実施されていた「台湾語を媒介とした国語教育」は10年程度でその役割を終え、1950年代半ばにはすべての教学言語を国語とする直説法に移行していき、教育現場における方言排除も加速していったという。

また、メディアにおいても方言使用では厳しく制限された。台湾で初めてのテレビ局である「台湾テレビ」は1962年に開局したが、翌1963年に政府が出した「ラジオ及びテレビ放送局番組指導準則」（廣播及電視無線電台節目輔導準則）第3条では、「ラジオ・テレビ局の国内向けの放送言語は、国語を主とし、方言番組は50%を超えない」ことが規定された。さらに1976年には「ラジオ・テレビ法」（廣播電視法）が制定され、その第20条で「テレビ局は国内放送での放送言語は国語を中心とし、方言は年々減少させなければならない。その比率は新聞局が実際の需要を見て決定しなければならない」と定められた。ラジオ・テレビ法の制定過程においては、この方言条項をめぐって様々な議論があり、なかにはテレビやラジオにおける方言使用を全面的に禁止すべきであるという意見すらみられた⁶。当時の台湾では、標準中国語を解さない住民が中高年層を中心に多く存在しており、方言（ここでは閩南語）を使用したテレビ番組は高い人気を博していた。このことからわかるように、ラジオ・テレビ法には方言使用を制限する条項は台湾住民の需要を完全に無視する形で盛り込まれた。そしてこの法律は、その後のメディアにおける言語使用に対して実際に大きな影響を与えることになった。

方言使用に対する制限が最も強烈な形で現れたのが、1985年に教育部が作った「語文法」草案である。この中で特に目を引くのは、会議、公務、公開スピーチ、公共の場所での会話（公共の場所とは3人もしくはそれ以上の場合を指す）では語文法の規定する我が国の標準語文を使わなければならないとする規定である。そして規定に違反したものは、1度目は警告、2度目以降は3000元以上10000元以下の罰金を科すとした（黄宣範 [1993:55-6]）。これはさすがに反対の声が強く、実際に制定されるには至らなかったものの、国語の使用を浸透させるためには母語の使用を、3人以上集まる場所というほとんど私的な領域においてまで制限すべきとする考え方が、統治者集団内部にこの時期少なからず存在していたことを物語る。

とはいえ民主化以前の台湾における国民党政府の文化政策は、一貫して中国ナショナリ

⁵ 陳美如 [1998]、黄宣範 [1993] など。

⁶ 黄宣範 [1993:362-70] を参照。

ズムの色彩が強まる方向に進んでいったわけではない。1970年代にはすでに台湾文化を中華文化の一部として認め、これを振興していこうとする方向性も表れている。この変化が起こったのには、台湾を取り巻く国際環境の急変が強く関係している。1971年に中国代表権問題が国連総会の議題になることが決定的となると、国民党政府は自ら国連脱退の道を選択した。翌1972年2月にアメリカのニクソン大統領が訪中し、共同声明である上海コミュニケに調印した。上海コミュニケの中には台湾の地位に関して、「米国は、台湾海峡の両側のすべての中国人が、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識している。米国政府は、この立場に異論をとらえない」という文言が盛り込まれた。また同年9月には日本の田中角栄首相が訪中して日中の国交が樹立され、1979年には米中間の国交も正式に樹立された。日米以外の主要な西側諸国も1970年代に次々と中華人民共和国と国交を結んだことで、台湾の国際的孤立は急速に進行した。一方でアメリカは中国との国交樹立と同時に、国内法として「台湾関係法」を成立させる。この中で台湾問題については、「平和的手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、……、合衆国の重大関心事と考える」とし、「防御的性格の武器を台湾に供給する」ことが規定された。このようにして新たに生み出された曖昧な台湾海峡秩序を、若林正文は七十二年体制と呼ぶ。アメリカの世界戦略の変更によって台湾との間の外交関係は消失したが、台湾関係法によって台湾を帝国システム内の周縁にとどめおいたのである。七十二年体制によって外部正統性を喪失した国民党政府は、内部正統性の強化によってこれを補填しようとし、部分的な体制の手直しが行われる。国会部分定期改選制度の開始、党や政府の重要ポストへの本省人登用の拡大、そして文化政策の分野においては台湾包摂的文化政策が開始されたのである（若林〔2008〕）。

若林のいう台湾包摂的文化政策の始まりは、蔣経国主導で行われた「文化建設」である。戦後台湾の文化政策において中国ナショナリズムの色彩が最も強烈であったのは、文化大革命に対抗して蒋介石が1966年に発動した中華文化復興運動の時期であった。七十二年体制の成立に刺激されて始まった内部正統性強化のための改革は、蒋介石の息子である蔣経国の手によって担われ、それは文化政策の分野においても行われた。蔣経国の文化建設は1977年に始まった。これは行政院文化建設委員会の創設および各縣市における文化センター（文化中心）建設などを柱とした一連の文化政策の総称である（菅野〔2011:295〕）。行政院文化建設委員会は1981年に設立され、初代主任委員には台湾の土着文化を専門とする研究者の陳奇祿が任命された。彼は本省人であったが、文化行政のトップに本省人が就くことも異例であった。文化建設を中心とする蔣経国時代の文化政策について、菅野は文化政策の台湾化が開始されたのだとする。これによって、中華文化復興期にはほとんど顧みられることのなかった台湾土着文化に目が向けられるようになったことは大きな変化であった。ただし、これらの政策はあくまで台湾土着の文化を中華文化の一部として承認していくものであり、中華文化の枠組みから逸脱する台湾文化が想定されていたわけではない。これに対し、台湾ナショナリズムが興隆してくる1980年代以降にみられる本格的な台湾化

の段階においては、中華文化の枠組みには収まらない台湾文化というものが主張されるようになっていく。

省籍矛盾

省籍矛盾とは、日本統治時代から台湾に住んでいた本省人と、戦後国民党政府とともに台湾に渡ってきた外省人との間で発生した緊張関係のことをいう。省籍矛盾の存在は、戒厳令下の台湾において暗い影を落とし、後に民主化運動のなかで台湾ナショナリズムが出現する大きな要因となった。

よく知られているように、戦後すぐに台湾が国民党政府に接収された時に、多くの台湾住民はこれを歓迎したが、間もなくそれは失望へと変わる。そして政府に対する不満は 1947 年に起こった 228 事件で噴出する。ヤミ煙草を売っていた女性への取り締まりをきっかけとする暴動が台湾全土に広がると、当時台湾省を管轄していた行政長官公署は軍隊を投入してこれを鎮圧し、多数の市民が殺された⁷。この事件における被害者数は 18000 人から 28000 人にも上ると推計されている。そして 228 事件やその後の白色テロが本省人にもたらしたのは、単なる政府への反感ではなかった。もともと省籍というのは、単に自身あるいは父祖の出身地という程度の意味しか持っていなかったにもかかわらず、一連の政治弾圧を経て、本省人と外省人をエスニックな分類として認識されるようになった。つまり、本省人と外省人は根本的に異なる文化を持つ民族集団であるという意識が生みだされたのである。

戦後台湾において省籍を基準とした対立、特に外省人に対する本省人の反感が生み出され、維持されたのは、228 事件や白色テロといった政治弾圧があったからだけではない。実質的に本省人にとって不利、外省人にとって有利となる社会構造が存在していたということを見逃すわけにはいかない。政治権力の分配のあり方からはこのような構造がはっきりと見てとれる。国民党政府による権威主義体制下においては、中央・国政のエリートは外省人、地方政治エリートは本省人、というエスニックな二重構造が存在していた（若林 [2008:87]）。林泉忠の研究が示しているように、国民党中央・政府・軍のどの組織をとっても、省籍による違いは極めて大きい。1970 年代に始まった蔣経国による部分的な「本土化」政策によって、中央政治に進出する本省人政治エリートが少しずつ増加していったが、政治権力をめぐる本省人と外省人の格差は民主化が達成された 1990 年代になっても存在していた。

⁷ 台湾省行政長官公署は中華民国政府が台湾接収に際して設置した特別行政組織であるが、他の大陸各省の省政府と異なり、立法・行政・司法の権限を有していた。行政長官の陳儀は、同時に台湾省警備総司令部のトップである総司令も兼任した。台湾省行政長官公署は 1947 年に廃止され、代わりに台湾省政府が設置された。

表 1-1 国民党中央党部の本省人比率

	中央委員			中央常務委員		
	総数	本省人	比率	総数	本省人	比率
7 期 (1952.10)	32	1	3.1	10	0	0
8 期 (1957.10)	50	3	6	16	1	8.3
9 期 (1963.11)	74	4	5.4	16	2	12.5
10 期 (1969.4)	99	6	6.1	21	2	9.5
11 期 (1976.11)	130	19	14.6	22	5	22.7
12 期 (1981.4)	150	29	19.3	27	9	33.3
13 期 (1988.7)	180	62	64.4	31	16	51.6
14 期 (1993.8)	201	112	53.3	35	20	57.1

出所：林 [2005:141]

表 1-2 歴代内閣の本省人比率

期間	行政院長	閣員総数	本省人	比率
1948.7-1954.6	陳誠	20	1	5.0
1954.6-1958.7	兪鴻鈞	19	1	5.3
1958.7-1963.12	陳誠	26	2	7.7
1963.12-1972.6	嚴家淦	36	4	11.1
1972.6-1978.6	蔣経国	26	8	30.8
1978.6-1984.6	孫運璿	29	8	27.6
1984.6-1989.5	兪国華	35	12	34.3
1989.5-1990.5	李煥	20	9	45.0
1990.5-1993.2	郝伯村	21	10	47.6

出所：林 [2005:143]

表 1-3 軍部将官の省籍比率

	将官		校官		尉官		士官	
	外省人	本省人	外省人	本省人	外省人	本省人	外省人	本省人
1950-	98.7	1.3	90.4	9.6	86.2	13.8	47.2	52.8
1965-78	92.6	7.4	81.2	18.8	65.3	34.7	31.6	68.4
1978-88	84.2	15.8	67.4	32.6	51.7	48.3	21.3	78.8

出所：林 [2005:144]

台湾ナショナリズムの出現

近年のナショナリズム研究においては、往々にしてネーションの歴史が社会的に構築されたものである、特に近代の産物であると強調されることが多い。そのような研究が示すネーション像は、しばしば一般の人々が感じているネーションの歴史とは齟齬があるのが通常である。それに対して台湾の場合、原住民族を除くと台湾に移住してからの歴史はせいぜい 400 年程でしかないため、古来より連綿と続くネーションとして台湾が存在していたというような神話は成り立たない。しかし、台湾人としてのアイデンティティが歴史的にみてどの時期に誕生したのかという点に関しては、幾つかの異なる解釈がある。また、アイデンティティの内実もそれぞれの時代によって大きく異なったものである。

黄俊傑は台湾意識の発展段階を次のように説明する。まず明清期の台湾では、中国の地方意識としての「泉州意識」、「漳州意識」、「客家意識」などがあるのみであった。日本統治期になると、被統治者としての台湾人の集団意識である「台湾意識」が出現する。これは民族意識であるとともに、階級意識でもある。1945 年以降の台湾意識は、基本的には省籍意識であり、特に 1947 年の 228 事件後は外省人中心の国民党政府に対抗する台湾人意識として急速に発展する。そして 1987 年に戒厳令が解除され民主化へと向かうなかで、台湾意識は反中国共産党という政治意識となってきた（黄俊傑 [2008:4-5]）。

台湾ナショナリズムの形成時期についての 1 つの考え方は、日本統治期をその起点とするものである。黄がいうように、明清期には地方意識としての漳、泉、客家などしかなかったのに対し、日本統治期には統治者の日本人を他者と認識することで、台湾人としてのアイデンティティが形成された。陳翠蓮は、1920 年代の政治運動に台湾ナショナリズムの原型を見出す。台湾人が植民地政府に対して要求するなかで、共同体意識が発展していったという（陳翠蓮 [2002]）。ただし、日本統治期には日本人を、そして戦後には中国人を「忘れ得ぬ他者」として認識することで成立するのが台湾ナショナリズムであり（若林 [2004]）、現在の台湾ナショナリズムの直接的な起源というのはやはり戦後に求めるべきである。それでは戦後の台湾ナショナリズムはいつ頃どのようにして形成されたのか。1 つは 228 事件をきっかけとして発生したとする説である。上述の黄俊傑 [2008] も、戦後の台湾ナショナリズムの形成に関してはこの 228 事件を重要なきっかけとみなしている。

しかし、228 事件後の台湾ナショナリズムについて、これを台湾島内における同時代の史料から窺い知るのには容易ではない。当時の台湾は戒厳令下にあり、共産主義者を取り締まる名目で多くの無実の市民を連行、処罰する白色テロが行われていた。自由な言論は許されておらず、なかでも台湾独立を連想させる言論は厳しい統制の対象となっていた。そのため、当時台湾ナショナリズムを表現する言説がみられるのは、日本やアメリカなど台湾島外の台湾独立運動においてのみであった。台湾島内に限っていえば、戒厳令下の台湾において住民が台湾ナショナリズムの言説に接する機会は 1980 年代になるまでほとんどなかった。このような言説が台湾島内において出現し、住民がそのような言説に触れることが

できるようになるのは、1979年の美麗島事件以降である。例えば1980年代前半頃からは、史明『台湾人400年史』、王育徳『台湾——苦悶するその歴史』、彭明敏『*A Taste of Freedom*』、陳隆志『*Formosa, Taiwan, and the United Nations*』など海外台湾独立派インテリによる台湾の歴史や国際的地位解釈に関する書籍の中国語訳が地下出版され、インテリや学生の間に通じるようになっていた（若林 [2001:174-5]）。

台湾島内において本格的に台湾ナショナリズムの言説が展開されるようになるのは1980年代である。以下では、政治運動の場に現れる台湾ナショナリズムに加え、文化的領域において観察される台湾ナショナリズムについても述べておく。吉野耕作によると文化ナショナリズムとは、ネーションの文化的アイデンティティが欠如していたり、不安定であったり、脅威にさらされている時に、その創造、維持、強化を通してナショナルな共同体の再生を目指す活動である。政治ナショナリズムが自分達の共同体を代表する国家の達成およびその成員に対する市民権の確保を通して、自分達の集合的経験に政治的現実性を与えようとする活動であるのに対して、文化ナショナリズムはネーションを独自の歴史と文化の産物およびそれを基にした集合的連帯としてとらえる。この両者はしばしば重複したり相互に刺激を与え合ったりするが、各々には異なる目的と課題がある（吉野 [1997:11]）。この時期に出現した台湾ナショナリズムとは、一方では、国民党の権威主義体制を打倒して民主化を実現させ、最終的には台湾の独立建国を目指すという政治ナショナリズムであるとともに、他方では、台湾が中国と異なる文化を有する1個のネーションであることを叙述し、そのようなアイデンティティが台湾人に共有されることを目指す文化ナショナリズムでもある。

まずは政治ナショナリズムの発展についてみていきたい。台湾政治史からみると、民主化に至る過程では2つの重要な時期が存在する。1つは美麗島事件（1979年）が発生する前後の1970年代末であり、もう1つは民進党結成（1986年）や戒厳令解除（1987年）を経て数年間の1980年代後半である。結果として、前者の政治運動は挫折したのに対して、後者は成功し民主化の道が開かれることとなった。このような相違が生まれた理由については、国民党政府が運動を鎮圧する力を失ったためであるとか、蔣経国が党外人士に対し容認的態度をとったためというような説明がなされる。これに対し王甫昌は、両者の政治的イデオロギーの違いに着目し、1980年代の運動が成功したのは、そのイデオロギーが大衆の支持を獲得したためであると分析している。それによると、1970年代末のオポジション運動における主な要求は、国民党の一党独裁政治に向けられた民主化という穏健なものであり、台湾ナショナリズムの主張はみられなかった。しかし国民党は変化を拒み異なる意見を弾圧したことにより、1980年代後半のオポジション運動では急進的な台湾ナショナリズムの主張へと変わった。この時期の運動が成功したのは、単なる民主化の要求よりも、台湾ナショナリズムのイデオロギーからなされる現実への解釈の方が、台湾民衆の集合的歴史経験との共鳴を呼んだからである（王甫昌 [1996]）。

それでは、美麗島事件の弾圧の後、1980年代に入って党外勢力によるオポジション運動

が急進化するなかで提起され、国民党の中国ナショナリズムへの対抗言説として使用されるようになった台湾ナショナリズムとは、具体的にどのような内容の言説であったのだろうか。ナショナリズムの言説を構成する幾つかの重要な要素について、国民党の中国ナショナリズムとオポジション運動側の台湾ナショナリズムとを比較する形でみておきたい。まず、「我々は何者であるのか」という問いに対しては、それぞれ「中国人」と「台湾人」となる。「我々」の過去とのつながりでは、中国ナショナリズムだと、中華 5000 年の文化を背景に持つ炎帝・黄帝の子孫であり、漢・唐王朝の繁栄や抗日戦争勝利を誇りとし、共匪（中国共産党）の反乱という苦難の歴史や 8 年の抗日戦争という歴史の記憶を共有している。これに対し台湾ナショナリズムでは、中国大陸から台湾に渡ってきた漢人を先祖とする 400 年の歴史を持ち、外来政権による統治や 228 事件などの歴史を共有する。また、理想とする「我々」の未来は、国語（北京官話）や中華文化からなる言語文化を基礎とし、三民主義による中国統一という政治的使命を負う中華民国に対してアイデンティティを持つ。そして中華民国の国旗（青天白日旗）や国歌、元号がナショナル・シンボルとして用いられ、学校教育において中華文化や中国の歴史が教えられる。一方の台湾ナショナリズムでは、台湾語（福佬語）や台湾独自の文化を基礎とし、台湾独立・新国家建設を実現させ台湾人の地位向上を果たすという政治的使命を持つ。そして中華民国に代わる台湾共和国がアイデンティティの対象となる。当然そこでは中国ナショナリズム式のナショナル・シンボルは新国旗・新国歌・西暦によって置き換えられ、学校教育では台湾の文化や歴史が教えられるべきとなる（王甫昌 [1996]、若林 [2008:272-276]）。

民主化運動のなかで上記のような台湾ナショナリズムを主張するようになった党外勢力は、1986 年に民進党を結成する。ただし民進党のなかで台湾独立の主張は、当初から主流であったわけではない。民進党の前身である党外中央後援会では 1983 年に、台湾の前途は台湾全体の住民によってともに決定されなければならない、という住民自決の原則が初めて提起された。民進党設立時点の綱領でも、穏健派に配慮して急進的な台湾独立の主張は避けられており、「台湾住民の前途は台湾全体の住民により、自由、民主的、普遍的、公平でまた平等な方式によってともに決定する」との文言が入れられた。その後 1987 年には「人民は台湾独立を主張する権利がある」とする決議が、翌 1988 年 4 月 17 日には「台湾人民は台湾独立を主張する権利を有する」、「台湾の国際的主権独立は、北京を首都とする中華人民共和国には属さない」、「もしも国共 [国民党と共産党] が一方的に和平交渉を行うなら、もしも国民党が台湾人民の利益を裏切るなら、もしも中共が統一するなら、もしも国民党が真の民主憲政を実施しないなら、民進党は台湾独立を主張する」という「4 つのもしも」を前提とする台湾独立論を盛り込んだ決議文が採択された（417 決議文）。さらに 1990 年 10 月 7 日に採択された決議文（1007 決議文）では、「我が国の事実上の主権は中国大陸および外モンゴルには及ばず、我が国の未来の憲政体制及び内政、外交政策は、事実上の領土の範囲の上に打ち立てられなければならない」とされた。そして 1991 年には党綱領が修正され独立建国に関する項目が書き入れられた。ここでは、「国民主権の原理

に基づき、主権独立自主の台湾共和国を建国し新憲法を制定するという主張は、台湾全体の住民が住民投票の方式によって選択決定されなければならない」とした⁸。

次に文化ナショナリズムについて述べておく。文化ナショナリズムも、政治ナショナリズムと並行して発展してきた。上述したような台湾ナショナリズムの構成要素は、政治運動のなかだけで独立して組み立てられてきたのではなく、文化的な領域における台湾ナショナリズムの語りと相互に影響を与え合ってきたものである。国民党政府が提示する公定中国ナショナリズムとは異なる語り文化の領域において現れるのは1970年代のことである。蕭阿勤によると、この時期に文化的領域における異議申し立てを行ったのは、戦後国民党権威主義体制の下で教育を受けた若い知識人たちであった。彼らは省籍に関わりなく、1970年代初めの台湾が経験した尖閣諸島問題や国際連合における代表権の喪失、米中接近、日本との断交などのような外交上の挫折による刺激を受けて意識化されたことで、世代としてのアイデンティティを形成していく。ナショナリズムの語りの中で自己を位置づけ、「現実回帰」や「郷土回帰」の理念を発展させ実践していったことで、彼らは今日に至るまで台湾の歴史における中心世代となっている。この現実回帰世代では、政治面においては黄信介や康寧祥といった党外政治家が台湾の現実を重視した政治改革を要求していた。これに対し文化面では、日本植民地時代の新文学の発掘や、郷土文学の提唱、植民地時代の抗日社会運動史の評価などが行われた。現実回帰世代の世代アイデンティティは、省籍の境界を越え、中国ナショナリズムに基づいていた。彼らの叙述は1980年代以後の台湾ナショナリズムの歴史叙述やナショナル・アイデンティティとは異なるものであったが、台湾の過去を発掘し、現実と郷土を重視したことは、その後の1980年代以後の政治や文化の本土化・台湾化にとって重要な源泉となった（蕭阿勤 [2008]）。

台湾の歴史や文化を発掘し、再評価する動きであった1970年代の文化ナショナリズムは、国民党政府の公定中国ナショナリズムとは異なっていたにしろ、あくまで中国ナショナリズムの語りの中で台湾を位置づけていくものであった。これに対し1980年代の文化ナショナリズムでは、政治ナショナリズムと相互に影響しながら、台湾を1個のネーションとする言説が明確に現れてくる。蕭阿勤によると、台湾文化ナショナリズムは80年代初頭に党外のイデオロギー動員の影響を受けて出現したものであり、政治活動家によるナショナリズム動員にやや遅れて人文知識人による台湾ナショナリズムの主張が開始された。文学においては、外来政権による抑圧と抵抗という観点から台湾現代文学の発展が理解され、「脱中国化」の文学言説が形成されるようになった。また本土言語による創作活動も同様である。党外人士による国語政策批判を経た1980年代末になって、公共の場所における本土言語使用への制限が緩んでから、本土言語の復興運動が開始された。台湾語による創作活動を行う作家が増え、台湾語復興運動家は積極的に本土言語の表記システムの標準化を進め

⁸ 若林 [1992:260=2008:197-8]、及び民進党ウェブサイト
http://www.dpp.org.tw/history.php?data_type=%E7%B0%A1%E4%BB%8B、
http://www.dpp.org.tw/upload/history/20100604120114_link.pdf（2013年6月10日確認）を参照した。

た。これにより台湾語は徐々に「民族言語」としての地位を付与されていったのである。さらに歴史に関しては、「台湾史観」が発展していく。美麗島事件後に党外人士が形作った新たな歴史意識の影響の下で、多くの歴史研究者が、「脱中国化」や「反漢人中心主義」、「民衆視点の歴史」といった理念を持つ台湾史観を提唱するようになった(蕭阿勤[2012])。

第2節 族群運動の発生

前節で述べてきたように、中国ナショナリズムに基づいた同化主義によって国民統合を実現させようとする国民党政府の文化政策は、1980年代になると台湾ナショナリズムの論理によって批判されるようになった。全中国を代表するという建前を堅持し、中華文化の正統な継承者を自認していた国民党政権は、北京官話を基礎とする標準中国語を国語として普及を図り、中華民族としてのアイデンティティを強化するための文化政策を推進していた。これに対し、1980年代の民主化運動にみられた台湾ナショナリズムは、台湾を主体として歴史を解釈し、台湾を中国とは別個のネーションとみなす認識に基づいていた。そこでは、閩南語が「国語」に対抗する「台湾人の言語」として用いられ、中華文化とは異なる台湾文化、中国人とは異なる台湾人が存在していることが強調された。この時期の党外勢力は、「中華民国、中華民族(中国人)、中国語(北京官話)」という政権側のイデオロギーに対し、「台湾共和国、台湾民族(台湾人)、台湾語(閩南語)」というイデオロギーによって民主化運動への支持を拡大させていった。

一方で同じく1980年代には、閩南人中心の政治的あるいは文化的な台湾ナショナリズムの運動とは別に、エスニック・マイノリティによる社会運動も出現した。このような運動が起こったことによって、閩南人中心の台湾ナショナリズムの語りとも異なる、4つの集団、つまり族群によって台湾社会が構成されているという認識が共有されていく。そのためこのような族群運動の存在は、1990年代に族群を文化的主体とする多文化主義が導入されるのにも重要な役割を担ったといえよう。そこで本節では、1980年代から90年代にかけて出現した原住民族運動と客家運動をとりあげ、これらの運動が起こされた経緯と、展開された主張がどのようなものであったか考察する。

原住民族運動

原住民族運動は1980年代前半に開始された。この運動では、正名、自治、土地回復の3つが中心的な議題となった。「正名」とは、名前を本来有るべきものに正すという意味であるが、原住民族運動にとっての正名は3種類の意味がある。第1は集団名の正名、つまり「山地同胞」や「高山族」などそれまで他者から与えられていた名称をやめて原住民(族)という集団名を使用させるようにするということ、第2は地名を漢族風のものから原住民

族が元々使っていた地名へと変更すること、第 3 は戦後国民党政府によって強制されていた漢族風の姓名をやめて原住民族語に基づく姓名を回復させることである。原住民族運動において最も顕著な成果を上げることができたのはこの正名、つまり名誉の回復に関する部分である。これに対して、自治権の獲得や歴史的に原住民族が利用していた土地の回復を目指す活動は、現在のところ彼らの主張が十分に認められるには至っていない。そこで、ここでは正名に関する運動を中心的に採りあげることとする。

原住民族運動の始まりは、1983 年に雑誌『高山青』を創刊したことに遡り、その後「少数民族委員会」の設置や「台湾原住民権利促進会」（原権会）の成立が、初期の原住民族運動の発展にとって重要な出来事となった（謝世忠 [1986]、夷將・拔路兒 [1994、2008]）。『高山青』は台湾大学で学んでいた原住民学生が 1983 年 5 月に創刊した雑誌である。その創刊号では、「台湾高山族は種族滅亡の重大な危機に直面している」との認識が表明される。そしてその原因について、「今日台湾高山族が直面している困難は、三十余年実施されてきた山地政策の誤りはもちろん否定できないが、最大の原因は台湾高山族自身の失敗に帰せられるべきである」と述べられている。『高山青』創刊の時点においては、後に一般的に用いられるようになる原住民（族）という名称ではなく、高山族や少数民族という名称が使用されている。そして、原住民族が直面していたこのような危機的現状を打開するために、「台湾高山族民族自覚運動」を提唱した⁹。

台湾高山族の問題を解決するには、まず社会運動の方式を経て、その後に法律、政治、経済、教育の各方面において解決すべきである。……また高山族の民族意識を呼び覚ました上で、各種の高山族団体を組織し、自分たちの力によって有るべき権利と地位を自ら勝ち取るべきである。よって「台湾高山族民族自覚運動」が必要に迫られているのである。その目的は、

- (一) 高山族の自覚奮起を促す。
- (二) 同化政策に反対する。
- (三) 尊重と台湾少数民族の基本権益を保障することを主張する。
- (四) 山地社会の政治教育を普及させる。
- (五) 高山族の団結を提唱する。
- (六) 高山族の経済利益の独立を主張する。
- (七) 山地社会を革新する。

一方、ほとんど同じ時期に『高山青』とは別系統の活動も出現している。この雑誌が創刊された翌年には、少数民族委員会という組織が作られている。党外勢力として活動していた作家団体である党外編輯作家聯誼会はその内部に、「台湾少数民族が重大な危機に直

⁹ 「專題二：我們必須要說！——台湾高山族正面臨著種族滅亡的重大危機」『高山青』1:2-7（夷將・拔路兒等編著 [2008:28-33]）。

面していることに鑑み、少数民族の権益に関心を寄せる全ての山地人と平地人を結びつけ、1984年4月に「少数民族委員会」を設立した」のだった¹⁰。

原権会は1994年12月に設立された。この団体は、『高山青』の主なメンバーと少数民族委員会の一部のメンバー、台湾基督長老教会の原住民牧師、それに神学院の学生や都市で働く原住民などによって構成された（夷將・拔路兒 [2008:23]）。原権会の活動は多岐にわたるが、ここではまず集団名の正名、つまり原住民（族）という名称を認めさせる運動について述べておく。原権会は、その組織名に原住民という名前を冠していることから分かるように、原住民（族）という集団名を積極的に使用して、これを広めていった。原権会の設立準備段階において作られた文書において、この名称について次のように述べられている¹¹。

この一群の総称は、おおまかに「蕃」、「高砂族」、「高山族」、「平地山胞」、「山地山胞」、もしくは「少数民族」、「原住民」などがあり、極度にばらばらであって、学術的な意味においても行政事務を実施する上でも、主／客観的な距離が出現しうる。

しかし歴史的事実から考えると、上述した諸総称の中で、「原住民」の語が最も適切であり、彼らがこの台湾の地で最も早く人類社会生活を発展させた一群であるとともに、各歴史段階において外来の他の民族と、異なる性質と内容の生存競争を展開してきたことを直接示すことができることを見出した。それは例えば漢民族移民との土地の争いである。また日抛時代のナショナリズムと被抑圧階級が一体となった反帝国主義闘争である。

そして原権会設立の際に制定された「台湾原住民権利促進会定款」（*台灣原住民權利促進會章程*）において、「原住民という語は、平埔族、アミ族、タイヤル族、ブヌン族、パイワン族、ツォウ族、ヤミ族、サオ族の11族を含む」と規定した。

原権会は「台湾原住民族権利宣言」を準備する中で、1987年に組織名を「台湾原住民権利促進会」から「台湾原住民族権利促進会」へと変更した。これはただ名称が「原住民」から「原住民族」へと変更されただけを意味するわけではない。そこには、集団・民族が受けた歴史的不正義とその現状を、集団を主体として改善するという意思が明確に存在している（石垣 [2011:240]）。そして翌1988年3月に発表された台湾原住民族権利宣言では、「台湾原住民族は、台湾島の主人である。西暦1620年に外来勢力が侵入するまで、原住民は台湾島で唯一の主人であった」と述べている（夷將・拔路兒等編著 [2008:192]）。

このような原住民族自身による正名の要求に対していち早く応えたのは、民進党や長老教会など台湾ナショナリズムの側の勢力であった。1989年3月には台湾基督長老教会総会

¹⁰ 「少数民族委員会」成立宗旨（夷將・拔路兒等編著 [2008:64]）。

¹¹ 石湘恆「我們就要出發！（「原権会」籌備紀事）」（夷將・拔路兒等編著 [2008:97]）。

において、公式文書ではこれ以降「山人」や「山胞」などに替えて「原住民」という用語を使用するということが決議されている（夷將・拔路兒等編著〔2008:226〕）。

これに対し、原住民族の正名運動に対する政府の反応は、当初は否定的であったが、1990年代後半には完全に原住民族側の主張を受け入れることになった。1990年代に行われた一連の憲法改革の際に、原住民族に関係する条文も新たに付け加えられたが、これらの条文の変遷からは、原住民族が行ってきた正名の要求が段階的に受け入れられていったことがみてとれる。まず1991年に行われた第1次憲法改正では、国民大会代表の選出に関する規定に関し、「自由地区の平地山胞及び山地山胞は各3人とする」（増加修正条文第1条第2項）という文言が入れられた。また1992年の第2次憲法改正においても、国民大会代表及び立法委員の選出に関して、それまでと変わらず「平地山胞」と「山地山胞」という言葉が使用されているほか、別の箇所でも「国家は自由地区の山胞の地位及び政治参加に対し、保障を与えなければならず、その教育文化、社会福祉及び経済事業に対し、扶助を与えるとともにその発展を促さなければならない」（増加修正条文第18条）と定められた。このように、第2次憲法改正までは正名の主張は全く考慮されていないことが分かる。それが1994年の第3次憲法改正では、それまでの「平地山胞」と「山地山胞」に替えて「平地原住民」と「山地原住民」という言葉が用いられた（増加修正条文第1条第2項、第2条第2項）。また同様に、上述した「国家は自由地区の山胞の地位及び政治参加に対し」という箇所は、「国家は自由地区の原住民の地位及び政治参加に対し」と改められた（増加修正条文第9条）。さらに1997年の第4次憲法改正では、個人に対しては「原住民」を使い（増加修正条文第1条第2項、第4条第2項）、集団に対しては「原住民族」を使うという（増加修正条文第10条）、完全に原住民族運動における正名の要求に沿ったものとなった。

原住民族という呼称を認めさせる集団名の正名だけでなく、地名の回復や個人名の回復も進んでいく。例えば地名としては、「呉鳳郷」が「阿里山郷」へと改称されたケースがよく知られている。また個人の姓名については、1995年に「姓名条例」が改正され、「台湾原住民族の姓名登記は、その文化風俗習慣によってこれを行う。既に漢人の姓氏によって登記をしているものは伝統的姓名の回復を申請することができ、主管機関はこれを許可しなければならない。」とされた。この改正によって初めて、漢人式の命名法によらない原住民族伝統の名前を正式な個人名として戸籍や身分証で使うことができるようになった。姓名条例は2001年の改正によって「原住民の伝統的姓名はローマ字表記を併記することができる」という条文が付加され、原住民族伝統の名前で登録する場合において、漢字表記に加えてローマ字表記も併記することが可能となった。さらに2003年には、「原住民の伝統的姓名または漢人式姓名は、いずれも伝統的姓名のローマ字表記を併記して登記することができる」と改正された。ただし、このように原住民族運動の結果制度的に伝統的姓名での登録が可能となり、政府もまたそれを推奨してはいるが、伝統的姓名をめぐるのは、表記上の混乱や日常生活で使用する際の不便さなど様々な要因があり、大多数の原住民はそのまま漢人式の姓名を使い続けているのが実情である。

台湾の原住民族運動は、一方では 1970 年代からの台湾化・本土化の潮流と関係しつつ、また一方では国際的な先住民族の権利回復に関する潮流に影響を受けて発展してきた。現代にまで続くグローバルな先住民族運動の直接的な起点は、北米のネイティブ・アメリカンが 1960 年代に「先住者」として運動を始めたことにある。その後、国連や国際法体系において先住民族の権利が徐々に拡大されていく。そのような先住権に関係する言説は、台湾原住民族運動の中にその初期から様々な形で採り入れられていく。例えば、1988 年に原権会が発表した台湾原住民族権利宣言や、翌年に総統選挙を控えた 1999 年に民進党の候補者であった陳水扁が原住民族代表と交わした「原住民族と台湾政府の新しいパートナーシップ関係条約」、2005 年に公布された原住民族基本法などを挙げるができる。このように、グローバルな先住民族運動の流れは、中華民国台湾化や民主化の要求とともに台湾の原住民族運動に大きな影響を与えた（石垣 [2011:227-249]）。

客家運動

客家文化の保護を訴える社会運動が始まったのは 1980 年代後半のことである。客家運動の始まりは 1987 年 10 月に発刊された雑誌『客家風雲』とされ、なかでも最も大きな出来事は、1988 年末に行われた抗議活動「母語を還せ運動」（還我母語運動）である。現在では中央政府には客家文化行政を担当する行政院客家委員会が設置され、有線テレビチャンネルの「客家テレビ」では客家語によるテレビ番組が放送されるなど、顕著な成果を上げている。このように客家文化を取り巻く状況は、客家運動が始まった 1980 年代と現在とは大きく異なっている。そのため、客家運動の役割や性格もまたこの 20 数年で大きく変化してきた。蕭新煌・黄世明によると、1980 年代は抗争や反発によって動員されていた運動が、1990 年代には具体的な政策の改革を要求するものとなり、2000 年以降には中央政府の体制改革やメディア改革が中心となっていた（蕭新煌・黄世明 [2008:164]）。

客家運動が開始された動機となったのは言語問題である。上述したように戦後台湾の言語政策は、北京官話を国語として普及に努める一方、本土言語は方言と位置付けてその使用範囲を私的領域に制限するものであったため、多くの不満が生まれていた。特に客家語の場合、閩南人と比べ話者人口が圧倒的に少ないことから、客家人の集住地域を離れ都市部で育った若者などでは客家語を解さない人も出てくるようになっていた。このような母語が危機に直面するという状況は、閩南人と比べると明らかであった。ただし母語の流失という現象は常に問題とされるわけではなく、以前の台湾においては方言を捨てることは正しいこと、少なくとも国語によって言語が統一されるのは仕方のないことだという考え方が一般的であった。政府の言語政策（国語政策）が批判されるにしても、そこで強調されていたのは、過度に性急な国語普及を目指して実施された、方言使用の禁止や国語使用の強制に対する批判であり、北京官話を唯一の国語として普及させるという方針そのものに対してのものではなかった。1980 年代の民主化運動の中で閩南語が台湾語、つまり台湾

人の言語として象徴的に用いられ、北京官話を唯一の国語に据えるという政府の言語政策の根幹が批判されることによって本土言語の復権が始まるが、実際には言語的地位を上昇させたのは閩南語だけであったといえよう。これに対し、民主化の前後の時期に様々な種類の社会運動が活発化するなかで、客家人の文化、特に言語の保護を訴える声もあげられるようになった。

初期の客家運動のアクターについて、マーティンは伝統主義者、穏健派、急進派の3種類に分類している (Martin [1996])¹²。伝統主義者は、世界各地に広がった客家人のまとまりを信じ、連帯し頻繁に接触する状態を理想としている。客家の歴史については中国大陆における移住の歴史に重きを置き、客家語が唐代の官話を保存しているという不確かな話を団結の象徴とみなしている。そして政治的には中国との統一を支持する。これに対し穏健派は、台湾の客家と中国大陆の客家との間には大きな距離があると考えている。日本統治期と国民党政府時代のほとんどの期間において台湾海峡兩岸の往来は制限されてきたのであり、この約100年間によって埋めがたい溝が作り出されたと穏健派は考える。この人たちの政治的立場は現実主義的な一方で冷めた見方をしており、客家は国民党や民進党にとって都合の良いときにだけ持ち出される政治的なツールとして扱われていると考えている。そして多くの穏健派は統独問題について立場を明確にしない。運動に最も積極的で、よく組織化されているのが急進派である。彼らの多くは、台湾独立を支持し、国内政治において客家が強い存在感を持つことを望んでいる。また、血縁を通じた中国大陆の客家との象徴的な結びつきを拒絶し、台湾を客家の新しい故郷とみなしている。

客家運動の発端となった雑誌『客家風雲』は、戒嚴令が解除されて間もない1987年10月に創刊された。この雑誌はその後の客家運動において主導的な役割を果たしていくことになる。政治的な立場としてはどの政党からも中立を保つとしており、また特に敏感な問題である統独問題に関して特定の考え方を支持しないことで、多くの支持を得ることができた。扱っている内容は政治・経済・社会・文化・歴史・教育など多岐にわたっており、客家に関係する内容であれば幅広く掲載しているが、なかでも特に言語問題が主要な関心事であった。そこでは国民党政府による言語政策、つまり国語の使用を強制し、客家語をはじめとする本土言語を方言として抑圧する態度を批判する論考や、「台湾語」という用語が客家語を含まず閩南語のみを指すことに対して疑義を唱える論考がたびたび掲載された。

1988年12月には、「母語を還せ運動」が台北で実施された。これは、同年に客家風雲雑誌社のメンバーを中心として設立された客家權益促進会が呼びかけたデモ行進であった。このデモには客家權益促進会のほかに、世界客属文教基金会、各縣市旅北同郷会、大專客

¹² 「伝統主義者」、「穏健派」、「急進派」という分類は、客家人としてのアイデンティティの強さや客家運動に対するスタンスに基づいているのではないため、やや誤解を招きやすい。マーティンは、中台関係や統独問題との関連から客家人であることの意味をどのように認識しているか、という点に着目してこのような分類を用いている。実質的には、統独問題に関しての「統一派」、「現状維持派」、「独立派」に対応していると考えてよい。

家青年聯誼會、中原週刊社、その他いくつかの非客家のマイノリティ団体も加わった。そして12月28日には、政治的な立場を超えて多くの客家関連団体の協力により6~7000人が台湾各地から台北に集まり、「客家語テレビ番組の全面開放、ラジオ・テレビ法第20条の方言に対する制限条項を保障条項への改正¹³、多元的・開放的な言語政策の確立」を訴えた（楊長鎮 [1989:16]）。

「母語を還せ運動」の目的は客家人の政治的權益、特に言語における權益の主張であったが、運動の基本態度として挙げた5項目の中では、「原住民言語、客家語、ホーロー語等を含む台湾本土言語は皆現行の言語政策の下、抑えつけられてきた」という認識に基づき、この運動を「客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動であり、故にその目的は台湾社会の人間集団の分類運動ではない」としている¹⁴。このようにこの基本態度は、他の族群にも配慮した形で、言語の平等と多元的文化価値への支持を広く訴えるものとなっている。その結果、労工運動支援会、原住民権利促進会、台湾環境保護連盟等といった本来客家とは無関係の団体も応援に駆けつけた。そして、名誉総隊長として孫文のプラカードを掲げたデモ隊は、国父記念館で孫文に祈願した後にデモ行進を開始し、立法院、行政院と回り請願書を手渡した（楊長鎮 [1989:18-21]）。

初期の客家運動を主導してきた『客家風雲』は、内部の意見対立により1989年には当初のメンバーのほとんどが辞めることとなる。その後は大学教授を中心とする知識人によって運営が引き継がれ、1990年1月に雑誌名が『客家』と変更されて現在に至っている。新しい体制になってからは政治的に敏感な話題は避けられ、文化や民俗といった内容が中心になった。そうすることにより、政治的な争いによって雑誌の運営に支障をきたすことのないようにしたという。

客家風雲雑誌社が政治運動とは一線を画すようになった後に客家運動の中心となったのは、1990年12月に設立された台湾客家公共事務協会（以下、台湾客協）であった。この団体はマーティンのいうところの急進派の人々によって構成されていた。すなわち台湾人としてのアイデンティティを強く持った人々である。台湾客協の初代理事長には作家の鍾肇政が就任した。設立大会において鍾は「新しい客家人」という理念を提唱する（鍾肇政

¹³ 本章第1節でも述べたように、ラジオ・テレビ法第20条では、メディアにおける方言使用の割合を年々削減させるよう規定されていた。

¹⁴ 「母語を還せ運動」で掲げられた基本態度5項目は以下の通り。(1) 母語は人間の生まれながらの尊厳であり、貴賤高低による分け隔てはなく、完全なる母語権を主張する目的は人間としての完全なる尊厳を守るためである。(2) これは客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動であり、故にその目的は台湾社会の人間集団の分類運動ではない。(3) 原住民言語、客家語、ホーロー語等を含む台湾本土言語は皆現行の言語政策の下、抑えつけられてきた。よって台湾の言語政策が真の民主的な手段を通して批判され作り直された後にのみ、本土の平和的な言語生態が実現され、我々の目標はまさに達成されるのである。(4) 我々の運動の基礎はもちろんいかなる形の暴力も放棄し、社会に対する多元価値の承認と人権平等に対する信仰と擁護の上に立っている。(5) 言語は権利義務を解釈する道具であると同時に、文化的価値を含むものでもある。それゆえ、平等で平和的な言語生態というのは、単に民主政治の礎となるだけではなく文化体系を豊かで大きなものにする助けともなるのである。（『客家風雲』15,1989:57）

[1991:82-3])。

私は客家人が心の中に洪秀全や孫文、鄧小平、リー・クワンユー、或いは李登輝がいることに反対はしません。しかしもっと重要なのは、これらの人物の名前を挙げて得意になることではなく、他の語族の人の前で胸を張って客家語を話すことができるか、そして家の中で自分の母語を次の世代に伝えることができるかということです。……もしこれに賛同し、そして本当に実行するなら立派な現代の客家人であります。つまり新しい客家人なのです。……新しい客家人が増えた後は、客家人は必ずその潜在能力を発揮し、客家人全体のため、台湾全体のために貢献してくれるものと信じています。……他の族群と一緒に誠意を持って協力し、台湾の民主の前途のために努力しましょう。

ここでまず鍾が挙げた名前は、いずれも客家人の政治家としてとりあげられることの多い人物である。しかし台湾の枠を超えた地域、すなわち中国全体あるいは華人圏全体に及ぶ客家人の広がりに対し、鍾は大きな意味を見出さない。このなかで彼が強調しているのは、客家語の継承と台湾における民主主義の推進という 2 点である。そして台湾の民主主義のためには、族群の共存が必要であると考えている。つまり、多文化主義的な台湾ナショナリズムに立脚していることが読み取れる。

謝文華によると、この時期の客家運動における批判の矛先は政府の言語政策に対してだけでなく、閩南人の考え方に対しても多く向けられるようになる。閩南人のことを台湾人と称し、閩南語のことを台湾語と称してはばからない態度を福佬ショービニズムと批判し、客家人も台湾人である、客家語も台湾語であるという主張が展開された（謝文華 [2002:86-93])。

台湾客協は「新しい客家人」という理念の下に、出版活動や全国紙での記事掲載、客家専門書の出版、大学や専門学校での客家サークル（客家社）設立への協力のほか、客家関連の研究討論会の主催、一般向けの講演会や文化講座の開催など様々な活動を行った。また、政治運動の世界から手を引いた客家雑誌社とは対照的に、台湾客協は政治運動にも積極的に参加する。1993 年末の県市長選挙戦における選挙応援のために、台湾客協は同年 10 月に「新客家助選団」を結成し、客家人の多い場所で客家語による応援演説を行った。1994 年末の第 1 期民選省長・直轄市長選挙、省市議員選挙を前に台湾客協は、全国部分では新客家助選団の名称で活動し、台北市部分では陳水扁客家界後援会を成立させた。台湾客協が陳水扁を応援することにした理由は、陳水扁が 5 項目の客家政策を公約したためであった。その 5 項目とは、1) 客家語専門ラジオ局を設立する、2) 台北市客家発展史を編纂する、3) 小中学校において母語教育を推進する、4) 年 1 回台北市客家文化節を開催し客家文化が平等な地位にあることを喚起する、5) 客家博物館を設立する、というものであった。これにより台湾客協は陳水扁の客家票獲得に全面的に協力し、「新台北客家の夜」と題した選

挙応援活動を3度にわたって実施するなどし、台北の客家人有権者に対して陳水扁支持を訴えた（蕭新煌・黄世明 [2001:234-40]）。

台湾客協だけにとどまらず、その後このような政治活動は、総統選挙や立法委員選挙、直轄市長選挙などの主要な選挙に際して、毎回様々な団体によって実施されるようになる。そして政治家や政党もそれに呼応して、客家文化の保護を目的とする政策を発表したり、客家人に親近感を与えるための発言を積極的に行ったりするようになっていく。

第3節 族群多文化主義の開始

ここまで、国民党政府による中国ナショナリズムに基づいた一元的文化政策と、これに対する対抗言説として提起された台湾ナショナリズムがどのようなものであったかについて考察し、さらにマイノリティ族群が社会運動によって自らの文化的権利をどのように主張してきたかについてみてきた。以下では、民主化以降の台湾において、多文化主義がどのようにして新たな国民統合理念として導入されるに至ったのかについて論じていくこととする。

族群概念の登場

台湾において多文化主義が定着するにあたり、多角的な社会として台湾を描写するのに不可欠な用語となったのが「族群」であった。族群は、多文化主義政策を実施していくにあたって想定される文化の主体・担い手であった。これは英語の“ethnic group”に対応する中国語として使用されるようになったものである。レイモンド・ウィリアムズによると、英文における“ethnicity”という語は14世紀には存在しており、「異教徒の、非キリスト教徒の、非ユダヤ教徒の」という意味であったが、19世紀には「人種的特徴を持つ」という意味で用いられるようになった。また、“ethnics”という語は1960年代のアメリカにおいて、「ユダヤ人やイタリア人などの少数人種をいう丁寧語」として使用されるようになり、この用法の影響を受けて“ethnic”も“folk”に近い意味になった（Williams [1984:119-20]）。現代的な意味におけるエスニシティの語が広まる契機となったのはネイザン・グレイザーとダニエル・モイニハンによる『人種のるつぼを越えて』であろう。アメリカ社会学においては、エスニック集団は主に近代国家内部における社会集団、つまり人種の下位カテゴリーとして、或いは移民集団や先住民族を指すことが多い。それに対して、ヨーロッパなどでは前近代における民族に対して用いられることも少なくない。現在でいう族群研究の始まりは、アメリカで社会科学の知識を身に付けた社会学者や政治学者が、省籍問題に対し族群概念を適用して分析するようになったことに遡るため、台湾で現在用いられる族群概念は、アメリカのエスニック集団同様、国家内部における社会集団という意味合いが強い。

ところで、1980年代後半に現在の用法における族群概念が登場したが、それ以前にこの言葉が存在していなかったわけではない。王甫昌によると、族群概念の含意はこれまでに2度の転換を経験している。初めにこの語を用いるようになったのは戦後の人類学者であり、原住民各民族の下位集団の分類にのみ使用され、漢民族内部の集団に用いられることはなかった。1970年から1986年の期間においては、やはり人類学の用語として「原住民9族」の中の1つの民族を指すのにも用いられるようになった。また一部ではあるが漢民族内部の集団（台湾人や外省人など）にも用いられたが、これは激しい議論を巻き起こした。そして1987年以降に出現した用法では、漢人間の異なる集団、すなわち本省人、外省人、閩南人、客家人という区分にまで使用されるようになった（王甫昌〔2008〕）。

族群概念が定着する以前の台湾において、社会内部の集団を分類するために用いられていた概念として最も重要であったのは「省籍」であった。この省籍とは、本人または父方の出身地によって決まるもので、中国各省いずれかの籍に属する。とりわけ戦後台湾において重要であったのは台湾省籍（＝本省人）であるかそれ以外の省籍（＝外省籍）であるかという違いであり、この区分によって様々な格差と軋轢が生じていたのは既に述べた通りである。1992年には戸籍法が改正され、個人の本籍が「父親の本籍」から「本人の出生地」へと変更され、制度上省籍の区別はなくなる。分類概念としての省籍は中国全体を範囲としたものであるが、これに対して族群は台湾を範囲とする概念であり、ここに前提とされている共同体の広がりによって重要な転換を見出すことができる（王甫昌〔2005〕）。

一方で、これは第4章で扱うが、台湾の住民を4つの集団に分類するという考え方は、海外で展開されていた台湾独立運動や、1980年代以後の台湾島内における民主化運動、そしてその後結成された民進党の主張のなかで用いられるようになったものである。オポジションの側から提起されたにもかかわらず、次にみていくように四大族群論は1990年代になると台湾内部の集団関係を表す最も有力な概念として広く利用されていく。

公定言説としての多文化主義の登場

中国ナショナリズムによる同化主義が、民主化運動の中で用いられるようになった台湾ナショナリズムの論理による挑戦を受けるとともに、社会的・文化的マイノリティによる族群運動が展開されたことで、その有効性を失っていったのが1980年代の状況であった。そして1990年代に入り民主化が進むと、中国ナショナリズムによる同化主義は国民統合理念として持ち上げられることは少なくなり、それに代わって四大族群の存在を前提とする多文化主義が用いられるようになる。以下ではまず政府関係者の発言の中で多文化主義が肯定的に言及されていく様子を簡単に紹介したい。

1992年2月21日に総統の李登輝は「パイワン族木彫り展」を参観した際に、「原住民の紋様装飾の美しさは日常生活用品のデザインとして使われ、多元文化における本土的な特色となるべきである。これは民族全体の所有物であって、今になってもわざわざ原住民と

漢人とを区別するべきではない」と述べた¹⁵。また台湾省主席であった連戦は1993年1月、中国時報によるインタビューの中で、「政治的には必ず民主、自由、法治の大きな方向に向かって進まなければならない。経済的には自由化、国際化の原則を進む。文化が多元的になることで、伝統と近代とを摺り合わせ、高尚さと通俗さとを一体のものとする事ができる」と述べている¹⁶。郷土教育に関する議論が立法院においても行われるようになっていた1993年5月には、行政院長の連戦が民進党籍立法委員の質問に答えて、我が国は文化多元化政策を採るべきであり、多元化と均富理念を強調することによってのみ、文化は根を張り、生き生きと栄え、民衆生活と結びつくことができる、と述べた。さらに別の委員とのやりとりの中では次のように答えている。国家アイデンティティは教育文化の根本である。国家全体の民族文化は一体であり、中華文化の下で古来連綿と続く多元的な様相の表れである¹⁷。

ここで挙げた幾つかの例において用いられている「多元文化」は、党外勢力やその後の民進党が提起してきた、4つの集団からなる多元社会としての台湾という理想とは完全に一致するものではない。特に最後に挙げた例では、これを中華文化内部の多様性として読み替えており、民進党のものとは違いも大きい。しかしそうであったとしても、国民党政府の側でも従来の文化的一体性を強調する姿勢が転換し、あるべき文化の形を多文化主義の概念によって解釈するようになっているのである。

次に国民統合理念としての多文化主義への転換を端的に示すものとして、憲法改正における多文化主義条項の追加、そして多文化主義的内容を盛り込んだ中学生用の教科書『認識台湾』を挙げておこう。1997年の第4次改憲で修正された中華民国憲法増加修正条文第10条「基本国策」では、次のような文言で多文化主義が明記されている。

国家は多元文化を認め、原住民族の言語と文化の発展を積極的に擁護する。

国家は民族の願望により、原住民族の地位および政治参加を保障し、その教育、文化、交通、水利、衛生、医療、経済、土地および社会福祉に対し保障と扶助を行うとともにその発展を促進し、その方途は法律をもってこれを定める。澎湖、金門および馬祖地区の国民に対しても同様とする。

ここで特に言及されているのは原住民族についてだけであり、四大族群が多文化主義の対象として扱われているものではないが、多文化主義が国家の最も基本的な方向性を示す「基本国策」に加えられたことは特筆に値する¹⁸。

¹⁵ 『中国時報』1992年2月22日。

¹⁶ 『中国時報』1993年1月18日。

¹⁷ 『中国時報』1993年5月15日。

¹⁸ 中華民国憲法は全13章から構成されており、第1章「総則」、第2章「人民の権利義務」、第3章「国民大会」、第4章「総統」、第5章「行政」、第6章「立法」、第7章「司法」、第8章「考試」、第9章「監察」、第10章「中央と地方の権限」、第11章「地方制度」、第

ただしこの憲法増加修正条文に明記された原住民族の地位も、原住民族の視点からみると必ずしも十分なものとはいえない。ここに登場する「多元文化」や「民族の意志」といった文言は、中華民国憲法の謳う「辺境地区の各民族」に対する保障や扶助に基づくものであって、原住民族を本来的な意味での台湾の先住者集団として明確に位置づけているわけではない。これは澎湖、金門、馬祖地区の住民と同列に扱っていることから明らかである（石垣 [2012:279]）。

次に、教科書『認識台湾』である。中学校のカリキュラムである「国民中学課程標準」は、1994年に改訂され、これが1997年から実施されることとなったが、この中で「認識台湾」（台湾を知る）という新教科が導入された。その教科書は社会篇・歴史篇・地理篇からなっていた。それまでの学校教育では、中国の歴史や地理、社会が教えられていたのに対し、『認識台湾』の教科書は、いずれも台湾を主体とした構成となっている点で画期的であり、そうであるが故に大きな論争を巻き起こした。中でも特に問題となったのは歴史篇である。この教育改革は本土化の流れの中で行われたものであるが、教育の本土化とはすなわち教育内容が中国中心のものから台湾中心のものへとシフトするということである。特にそれは歴史や社会、地理、言語などの各方面においてみられる。ただし、1990年代以降の教育について確かに本土化傾向が強調されるが、それは中国主体の内容が削除され台湾主体の内容に置き換わったということではない。中国主体のものは、多少の分量の削減があったとしても全てなくなったのではなく、これに台湾主体のものが追加されていったということを理解しておく必要がある。事実、新教科「認識台湾」において初めて学校教育の中で台湾史が登場したとはいっても、中国史はそれまでと変わらず教えられていた。

山崎直也は、従来の台湾の教科書と比較した教科書『認識台湾』の特徴の1つとして、マルチ・エスニックな台湾社会観というのを挙げる。そこでは、従来の教科書において常套的に用いられてきた「中華民族」の概念が完全に姿を消している一方、「族群」という新概念が導入され、共同体としての台湾の自己像を描写するのに用いられているという¹⁹。『認識台湾』において四大族群は次のように表現されている。

現在、台湾の住民の祖先は、異なる時期に中国大陸から移入してきた漢人と、漢人が大量に移入する前に既に台湾に居住していた原住民を含んでいる。したがって、台湾は「多族群」の社会だといえる。

.....

12章「選挙」、第13章「基本国策」、となっている。

¹⁹ この他に教科書『認識台湾』の特徴として山崎が指摘しているのは、(1)「われわれ」語りの多様性、つまり従来用いられていた「我が国」や「我が[中華]民族」という語りが排除され、「運命共同体」、「台湾意識」、「台湾魂」・「台湾精神」、「新しい台湾」、「生命共同体」などの言葉によって「われわれ」が定義されている、(2)中国史とは異なる独自の歴史区分と用語法が用いられている、(3)海洋国家としての性格が強調されている、(4)対外認識、特に日本の植民地統治に対する認識が変化している、という点である（山崎 [2009:189-99]）。

民国 38 年 [1949 年] に政府が台湾に移転すると、多くの大陸出身の軍人と民間人が台湾に流れ込み、既存のエスニックな構造にさらなる変化が生じるようになった。比較的早くに台湾に来た閩南人および客家人は本省人を自称し、[戦後中国大陸] 各省から来た新住民を外省人と呼んだ。原住民、閩南人、客家人、外省人（新住民）は今日の台湾社会の四大族群を構成しているのである。……私たちは「族群」に新たな意義を与え、「四大族群」という言葉で、現在台湾に暮らす人々の祖先が残した多様な文化を表現している。異なる族群の言葉、文化、風俗習慣、歴史の記憶は、いずれも私たちが保存し、相互に学び合い、相互に賞美すべき共同の文化的資産なのである。

このように教科書『認識台湾』における台湾の集団関係は、族群概念によって解釈されるとともに、四大族群それぞれの文化の尊重を説いており、まさしく族群多文化主義の理念がここに表現されているといえよう。

四大族群という枠組み自体は、台湾を地理的範囲とする共同体の存在を前提としており、中華民族や中国人であることを強調するそれまでの中国ナショナリズムと対立するものであった。そのため、時としてこれに対して批判的な言説がみられたのも確かである（第 4 章を参照）。しかしながら、民主化の過程において現実と大きく乖離した中国ナショナリズムによる国民統合理念が力を失っていく中で、族群多文化主義は政治的に正しい言説として国民統合理念としての正当性を獲得していった。

例えば李登輝政権時代に、国民党主流派との路線対立から新たに結成された政党である「新党」は、イデオロギーの面では蒋介石・蒋経国時代の国民党のものを最も忠実に受け継いでいた。その新党は立法委員選挙と総統選挙を目前に控えた 1995 年に「新党政策白書」を発表しているが、その中に「族群と文化政策」という項目を掲げており、そこでは「新党は族群尊重・融和の政党であり、族群や省籍の争いをそそのかす如何なるやり方にも反対する。……族群共和、多元文化並進の精神を確かなものにし、多元主義的憲政民主体制を打ち立てることを主張する」とし、さらに、「多元文化並進の理念を確かなものにするため、「台湾原住民文化研究院」、「台湾客家文化研究院」、「台湾閩南文化研究院」を設立し、全力で各族群文化、言語、歴史、芸術など各方面の保存と発揚を進めることを主張する」と述べられている（『新黨通訊』31:18-9）。主要政党の中では最も強く中国大陸との統一を主張する新党ですら、完全に四大族群論を下敷きとした族群多文化主義を受け入れていたのである。

第 4 節 多文化主義政策

原住民族運動や客家運動を受けて、或いはそのほか民主化運動における問題提起の結果、

台湾では新たな国民統合理念として族群多文化主義が導入され、様々な形で多文化主義政策が実施されるようになった。そこで次に、具体的にどのような政策が実施されるようになったのか整理しておきたい。新移民人口が増加した現在では、新移民を対象とする政策も実施されているが、ここでは多文化主義導入当初に想定されていた四大族群を対象とした政策に限定してみたい。

法律及び行政機関

政府は多文化主義政策を実施するにあたって、必要な法律を制定／改正したり、あるいは担当する行政機関を中央政府や地方政府内に設置したりしてきた。まず多文化主義に関連する法律からみていくと、最も基本的なものとしては多文化主義に言及した憲法の記述である。既に述べたように、1997年の第4次改憲において中華民国憲法増修条文第10条「基本国策」には、「国家は多元文化を肯定する」という文言が付け加えられた。また原住民族と客家に対しては、それぞれの集団に対する個別の多文化主義政策を進めていくための法律が制定されている。原住民族に対しては2005年に「原住民族基本法」が、客家に対しては2010年に「客家基本法」がそれぞれ制定された。また原住民族に関しては、ほかにも「原住民族教育法」（1998年）、「原住民族労働権基本法」（*原住民族工作權基本法*）（2001年）、「原住民族身分法」（2001年）などが制定されている。

上に挙げた原住民族のみを対象とした作られた法律以外にも、様々な法律において原住民族の権利を保障する条文が盛り込まれている。主なものとしては、「公務員試験法」（*公務人員考試法*）、「地方制度法」、「教育基本法」、「国民教育法」、「終身学習法」、「学校衛生法」、「有線ラジオ・テレビ法」（*有線廣播電視法*）、「就業サービス法」（*就業服務法*）、「医師法」、「政府買い入れ法」（*政府採購法*）、「温泉法」、「文化古跡保存法」、「全民健康保険法」、「法律援助法」、「社会救済法」（*社會救助法*）、「森林法」、「石油管理法」、「水道水法」、「タバコ酒管理法」（*菸酒管理法*）、「環境基本法」などがある（行政院原住民族委員会 [2005]）。

また、原住民族や客家など特定の族群のみを対象とせず、台湾全体の族群関係の多元的平等を目的とした多文化主義関連法もある。2000年に制定された「大衆輸送手段放送言語平等保障法」（*大眾運輸工具播音語言平等保障法*）では、公共交通機関における多言語放送が規定されている。このほかに「文化資産保存法」、「情報伝達基本法」（*通訊傳播基本法*）、「教育基本法」などにおいても、多文化主義や族群平等の理念に触れられている。

原住民族と客家に関しては、それぞれの権益を代表し多文化主義政策を実行していく行政機関が設置されているのも特徴的である。中央政府においては1996年に行政院原住民族委員会が、2001年に行政院客家委員会が設置された。また下の表に示したように、多くの地方政府にも原住民族政策や客家政策を実施するための専門部署や附属機関が設けられている。

表 1-4 地方政府における族群事務担当機関一覧

台北市	台北市政府原住民族事務委員会	台北市政府客家事務委員会
新北市	新北市政府原住民族行政局	新北市政府客家事務局
台中市	台中市政府原住民事務委員会	台中市政府客家事務委員会
台南市	台南市政府民族事務委員会原住民事務科	台南市政府民族事務委員会客家事務科
高雄市	高雄市政府原住民事務委員会	高雄市政府客家事務委員会
桃園県	桃園県政府原住民族行政処	桃園県政府客家事務局
新竹県	新竹県政府原住民族行政処	新竹県政府民政処国際客家事務科
苗栗県	苗栗県政府原住民族行政処	-
彰化県	彰化県政府民政処民族事務科	-
南投県	南投県政府原住民族行政局	南投県政府文化局客家事務科
雲林県	-	雲林県政府民政処自治事業及客家事務科
嘉義県	嘉義県政府民政処原住民族行政科	-
屏東県	屏東県政府原住民族処	屏東県政府客家事務処
宜蘭県	宜蘭県政府原住民事務所	宜蘭県政府民政処客家事務科
花蓮県	花蓮県政府原住民族行政処	花蓮県政府客家事務処
台東県	台東県政府原住民族行政処	台東県政府民政処客家事務科
澎湖県	-	-
金門県	-	-
連江県	-	-
基隆市	-	-
新竹市	新竹市政府民政処客家與原住民事務科	新竹市政府民政処客家與原住民事務科
嘉義市	-	-
台北市	台北市政府原住民族事務委員会	台北市政府客家事務委員会
新北市	新北市政府原住民族行政局	新北市政府客家事務局

出所：筆者作成

原住民族に対する積極的格差是正措置

原住民族の伝統的居住地は多くが交通の便の悪い山地にあり、現在でも様々な側面において、漢人との間の社会経済的格差が解消されずにいる。例えば世帯年収の平均をみると、台湾人全体では107万4千元であるのに対し、原住民家庭は49万7千元であり全国平均の半分にも満たない（行政院原住民族委員会 [2011:40]）。教育程度についても原住民と漢人とは明確な違いがみられる。1980年代中期の調査では「小学校以下」が原住民では80%

余り、台湾全体でも 50% 余りに上っていた。台湾全体の教育水準の向上に伴い原住民の教育程度も高くなっていき、2007 年の調査では、「小学校以下」となっているのは、台湾全体では 15.8% であるのに対し、原住民では 29.2% となっている。ただし原住民の教育程度で主に増えているのは中等教育人口であり、「専門学校」や「大学以上」の人口はそれほど増加していない。台湾全体の教育程度が既に高等教育が主となっている現在の状況において、原住民のそれは高等学校教育の段階にとどまっていることがわかる²⁰。

このような社会経済的格差を是正するために、積極的格差是正措置 (affirmative action) が実施されている。そこで、原住民族に対して実施されている主要な積極的格差是正措置を挙げておきたい。

原住民族に対する教育政策としては、まず進学試験における優遇 (加点措置) が挙げられる。この優遇政策は戦後間もない時期に始まった措置である。日本統治期において原住民の子供が通う学校は、蕃人教育所や蕃人公学校 (後に公学校へ改編) と呼ばれ、内地人や漢人向けの学校とは区別されていたが、戦後になると国民小学校に統合された。1946 年に政府は山地 (原住民居住地区) の優秀な学生を省立の高等学校や中学校に進学させる政策を開始した。1951 年には教育部が進学試験における優遇加点政策を開始する。まずは専門学校以上を受験する原住民の学生に対し、一般学生と比べ合格基準を 25% 下げるという方式にした。さらに翌年には、高等学校入学試験での合格基準を一般学生と比べ 10% 下げることとした (周惠民 [2010:262])。

1987 年に教育部は「台湾地区山地族籍学生進学優待規則」 (台湾地區山地族籍學生升學優待辦法) を制定し、専門学校以上の学校の入試では合格基準を 25% 引き下げ、高等学校の入試では成績に 20% の加算とした。1995 年に「台湾地区山地族籍学生進学優待規則」は「台湾地区原住民族籍学生進学優待規則」 (台湾地區原住民族籍學生升學優待辦法) へと改称され、専門学校以上の学校の入試では合格基準を 25% 引き下げ、高等学校入試では成績に 35 点の加算となった (周惠民 [2010:265])。

民進党政権になってからの最大の変化は、母語能力試験を実施し、その結果によって優遇の度合いを調整する制度が導入されたことである。2001 年に行政院原住民族委員会は「原住民族言語能力認証規則」 (原住民族語言能力認證辦法) を定め、同年よりこの言語能力認証試験が始められた。2005 年には台湾地区原住民族籍学生進学優待規則が改正され、進学時の入試の加点に「原住民文化及び言語能力」を証明することが必要となった。そして 2007 年より言語能力認証試験を通過することで 35% の加点が受けられる制度となっている。

²⁰ 「山地行政政策之研究與評估報告書」(1983)、「台湾社会変遷基本調査第一期」(1985)、「台湾社会変遷基本調査五期三次」(2007)の資料を基に分析している章英華・林季平・劉千嘉 [2010:85-6] より。

母語教育

台湾の母語教育は、1990年代初頭に幾つかの学校において実験的に始められたほか、民進党が政権をとった地方政府がこれを推進していった。「郷土言語教育」の名で呼ばれた母語教育に対し、中央政府ははじめ否定的もしくは消極的に黙認する態度をとっていたが、後に方針を転換することとなり、2000年代に入ってから小学校の必修科目及び中学校の選択科目として台湾全体で教えられるようになっていく。

スクトナブ＝カンガスが「学校で自集団以外の言語が使用される場合、つまり子どもが自らの言語を学校で学ぶ権利がない場合、その言語は生き残らないだろう。……言語的、文化的多様性を存続させようとするのであれば、教育における言語権こそ最も重要な言語的人権」であると述べるように（カンガス [2000:296-7]）、母語教育は言語の継承にとって不可欠なものであり、多文化主義政策の中でも最も重要な政策の1つである。戦後台湾における国民党政府の言語政策は、北京で話されている言葉を基礎とした標準中国語を国語として普及させることに力を注ぐものであり、その反面として台湾土着の言語は、メディアや学校など様々な場において使用が制限されてきた。これに対して、民主化運動の中で国語一辺倒の一言語主義への批判と、母語教育の必要性を訴える主張が登場してきた。言語問題についての議論は『台湾語言問題論集』（1983）が出版され、その中で台湾語の公用語化が主張されたことに端を発する。それ以降、国民党の一言語政策を批判し、台湾諸言語教育を学校教育に採り入れるべきとする主張が、一部の新聞や雑誌に繰り返し登場するようになった（林 [2009:131]）。

母語教育が本格的に実施されるようになったのは、民進党が政権をとった地方自治体においてであった。1989年末に初の複数政党による自由選挙である台湾省轄県市長選挙が行われ、6つの県（台北県、宜蘭県、新竹県、彰化県、高雄県、屏東県）において民進党が首長の座を得た²¹。まずこれらの地方自治体を中心となって母語教育が導入されることとなった。これら6県と嘉義市（市長は無党籍）は1990年6月に、「第1回本土言語教育問題学術シンポジウム」を開催し、バイリンガル教育の導入、及びそのための教材の編纂方法や文字、音声記号について話し合われた。このシンポジウムの意義について林初梅は次のように述べる。このシンポジウムの意義は、台湾諸言語教育に関する初めての会合ということに止まるものではなかった。これを契機に言語運動者の一部は地方政府の依頼を受け、その地域の本土言語教育に協力する立場に就くことになった。シンポジウムに前後して、民間運動者と地方政府の政治勢力は合流し、それぞれの地域で自らの主張する発音記号や文字を以て台湾諸言語教育を普及していくことになった（林 [2009:164]）。

この時期の母語教育は、民進党が政権をとった地方自治体が積極的に進めていったのであり、国民党が政権をとった地方自治体は母語教育に対して消極的な姿勢を示している

²¹ 当選したのはそれぞれ、台北県：尤清、宜蘭県：游錫堃、彰化県：周清玉、新竹県：范振宗、高雄県：余陳月瑛、屏東県：蘇貞昌。

ころが多かった。1994年10月から11月にかけて江文瑜がおこなった台湾各縣市母語教育の現況の調査では、県（市）全体で母語教育を推進していたのは、いずれも首長が民進党籍の地方自治体（台北県、宜蘭県、新竹県、台南県）であった。また屏東県では、県長が民進党の蘇貞昌の時代には県全体で母語教育を推進していたが、1993年12月に国民党の伍沢元に交代すると、各学校の判断に任せるという方針に変わっており、国民党と民進党の母語教育への態度の差は屏東県のケースからも明らかである（江文瑜 [1996:372-3]）。

このように民進党が政権をとった地方政府において母語教育はより積極的に進められたのは確かであるが、最も早く閩南語教育を導入した学校の1つが台北市の金華国民小学校であったように、初期の母語教育は民進党系の地方政府主導によるものだけではなかったことも付け加えておかなければならない。

地方政府主導の母語教育推進の動きに対して、中央政府は当初否定的な態度を示していた。1990年代初めには、正規の授業時間外での母語教育に限って反対はしないという対応であったが、1993年にはそれが大きく転換する。この年改訂された課程標準に新しく「郷土教学活動」という教科が設置されており、1996年から実施されることとなった²²。郷土教学活動の内容は、郷土言語、郷土歴史、郷土地理、郷土自然、郷土芸術の5つの領域に分類されていたが、郷土教学活動全体に割り当てられた時間は週1時間に過ぎなかった。そのため授業時間としては十分というにはほど遠い状況であったが、かつては方言として学校内から徹底的に排除されてきた本土言語が、正規のカリキュラムの中に登場したというのは、非常に大きな変化であるといえよう。

2001年度からは、それまで分かれていた小学校のカリキュラム（*国民小学課程標準*）と中学校のカリキュラム（*国民中學課程標準*）が統一され、9年一貫制の新しい教育課程が実施されるようになった。このなかで「語文領域」は、本国語文、英語、閩南語、客家語、原住民言語からなっており、うち母語教育に関する部分では閩南語、客家語、原住民言語の中から1つを選択することとなっている。母語教育はここで初めて独立した1つの科目となり、現在では小学校の選択必修科目として週1時間実施されている。中学校において母語教育は必修ではないが、選択科目として選ぶことができるカリキュラムとなっている。

歴史・地理教育

歴史・地理教育においても、多文化主義を反映した内容は、上述した母語教育と同じような経過をたどって採り入れられている。民主化以前の台湾における歴史・地理教育は全て中国を主体として構成されたものであり、中国全体の歴史や地理が学校で教えられていた。そして、台湾の扱いは中国の1つの省に過ぎないというものであり、台湾に関する事

²² 「郷土教学活動課程標準」の公布は1994年であり、他の10教科の課程標準の公布に約1年遅れることとなった。1993年の時点では、郷土教学活動はあくまでカリキュラム上の教科名の提示のみであり、教科内容は規定されていなかった（林 [2009:172]）。

項は非常に限られたものしか採りあげられることはなかった。これに対し、1980年代から台湾ナショナリズムが興隆してくる中で、台湾を主体とした歴史・地理教育が提唱されるようになった。

台湾の歴史・地理教育が初めて本格的に採り入れられたのは、母語教育と同じく1990年代初頭に始まった地方政府主導の郷土教育においてであった。そしてこれは李登輝政権下において、中央政府の教育政策の中に取り込まれていく。小学校のカリキュラムでは、上述したように1996年から実施された郷土教学活動において、郷土言語などとともに郷土歴史や郷土地理が教えられるようになった。そして1997年からは上述したように中学校のカリキュラムに「認識台湾」という科目が加わった。これは台湾主体の社会・歴史・地理の叙述であり、各族群ごとに分類されているわけではないが、それぞれにおいて4つの族群に関する記述のバランスに配慮がなされたものであった。

エスニック・メディア

メディアに関係する多文化主義政策としては、客家テレビや原住民族テレビに代表されるようなエスニック・メディアが存在している点が注目に値する。エスニック・メディアとは、「共通する言語や文化的背景などを基盤に成立する人種・民族的マイノリティ向けのメディア」である。(町村[1997:123])。日本においてエスニック・メディアといえ、中国語や韓国語、スペイン語などで発行されている在日外国人向けの新聞がまず連想される。これらは在日外国人自身が独自に情報発信しているものであり、日本におけるエスニック・メディアのあり方は、政府による政策とは関係が薄い。しかし台湾のように、ラジオやテレビなど運営に公的な許可あるいは支援が必要なメディアをみていく場合、これらのメディアの興隆はまさしく政府の多文化主義政策の一面を表しているのである。

国語普及を目的とした言語政策の下で、メディアにおける方言使用は長らく制限されていた。そこでメディアに関係する多文化主義政策の第一段階は、方言番組を制限するというそれまでの方針からの転換である。1976年に制定されたラジオ・テレビ法第20条では「テレビ局は国内放送での放送言語は国語を中心とし、方言は年々減少させなければならない」、そして「ラジオ・テレビ法施行細則」(廣播電視法施行細則)第19条において「放送局が国内向け放送で国語を用いる比率は、AM放送局は55%を、FM放送局とテレビ局は70%を下回ってはならない」と決められた。これにより本土言語または外国語による番組放送は、AMラジオで45%、FMラジオとテレビで30%以内に制限され、しかも年々それを減少させなければならないとされた。このラジオ・テレビ法における方言番組に対する制限条項は、1993年に正式に削除されるまで存在した。

戒厳令下の台湾においてメディアは国民党や軍と関係の深い放送局によってほぼ独占されていた。国民党政府が台湾に移転してきた1949年の時点では33社のラジオ局があり、そのうち軍・公営が12社、党営が1社、民営が20社となっていた(行政院新聞局[2000])。

1959年には、「政府はチャンネル整理の期間において、民営ラジオ局には開放しない」との通達を出したことで、ラジオ放送は政府や軍関連のラジオ局による独占は決定的となり、これは1990年台初頭まで続いた。

1987年に戒厳令が解除され、さらに翌1988年には「報禁」が解除されたことで、報道の自由が名目上は保障されることになった。とはいえ、ラジオ局の開設はすぐに自由化されたわけではなかった。そのため1990年代初頭から地下電台とよばれる非合法のラジオ局が出現し、これを通じて政府批判などが活発に行われた。代表的なものとしては、呉樂天が設立した「民主の声」や張俊宏が設立した「全民電台」などが挙げられる。このような地下電台のほとんどは閩南語によって放送され、民主化期におけるエスニックな動員に大きな影響をもたらした。反体制運動における主な動員戦略として、蔡慶同〔1996〕は党外雑誌（1970年代中期から1980年代中期）、大衆運動（1986年から1989年）とともに地下電台（1993年まで）を挙げる。地下電台は、それまで公に存在していた政府や軍関係のメディアとは全く異なる情報を発信していたことに加え、リスナーからの電話を受けて番組を進める双方向性によっても多くの支持を獲得していった。閩南語が使用され、台湾ナショナリズムを支持する立場をとっていた地下電台は、エスニック・メディアとしての役割を有していたといえよう。

ラジオチャンネルを開放する政策が始まったのは1993年である。以降2001年までに10度の開放が行われ、新しいラジオ局の設立を段階的に許可してきた。このようにラジオチャンネルを開放し地下電台を合法化する政策は、エスニック・メディアの合法化という意義も有していた。地下電台の主役は閩南語であったため、まずその恩恵を受けたのは主に閩南語であったが、遅れて客家語や原住民族諸語にも同様の効果をもたらした。客家語のラジオ局である「宝島客家電台」は1994年4月に地下電台の形で台北に誕生したが、非合法であったために同年7月には取り潰される。その後、新聞局へラジオ局の設立申請をし、1996年の第8次開放において正式に許可が出された。さらに第9次（1999年）、第10次（2000年）の開放でも、新竹、苗栗、台中、高雄、花蓮、台東における客家語や原住民族語の放送局設立が認められた（温俊瑜〔2003〕）。

次にテレビ放送であるが、1993年にラジオ・テレビ法における方言番組制限条項が撤廃されたこともあり、現在ではドラマや政治討論番組などの番組が閩南語によって行われている。ただし、これらは閩南語専門のテレビ局を開設するという方式はとられておらず、既存のテレビチャンネルの中で閩南語の番組も放送されているという状況である。また個人によってレベルの差はあるものの、大部分の台湾人は標準中国語と閩南語の両方を理解することができる。そのため1つの番組の中で両言語が混在しているのは珍しくない。

これに対し、客家語や原住民族諸語が従来のテレビ番組の中で使用されることはほとんどなかった。閩南人と比べて客家人や原住民族の人口規模は小さく、市場原理に任せるだけでは、彼らの言語や文化は大規模メディアから排除されることが容易に想像されるため、これを解決するには政府による積極的な保護政策が必要であった。そこで採られたのは、

多文化主義政策の一環としてエスニック・メディアを作るという政策であった。2003年7月に客家テレビ（客家電視台）が、また2005年7月には原住民族テレビ（原住民族電視台）が開局し、それぞれ客家や原住民族の言語や文化に特化した番組放送を行うようになっていく。放送言語の面では、客家テレビではほとんどの番組で客家語が主な言語として使用されている。台湾客家語は、四県、海陸、大埔、饒平、永定などの下位方言に分類される。客家テレビの番組で使用されている方言も、比較的多数の話者人口を抱える四県や海陸が多いものの、それ以外の方言話者を目にすることも多く、公平性や多様性に可能な限り配慮されている印象を受ける。

一方の原住民族テレビにおいても母語による番組放送は行われており、例えばニュース番組などが各民族の言語それぞれで制作されている。しかし、原住民族諸語は相互に通じない10種類以上の言語に分けられるため、メディアにおける言語使用の状況も客家テレビとは若干異なる。また人口が最多のアミ族でも原住民族全体の37%程であり、原住民族諸語の中から1つの共通語を選択するというのは難しい。そのため標準中国語に共通語としての役割を担わせざるを得ないという状況がある。戦後の国語運動が一種の内部植民地主義であるならば、原住民族テレビにおける言語使用をめぐる状況が表している困難は、脱植民地化に必要な共通語に旧支配者の言語を用いるしかないという現実であろうか。このような困難を抱えているにしても、先住民族専門のテレビチャンネルというのは世界でも珍しい取り組みであり、その象徴的意味は大きい。

公共サービス言語

台湾鉄道での閩南語による案内放送は1987年に始められたというが（黄宣範[1993]）、現在では鉄道やバス、飛行機、船舶などの公共交通機関における多言語放送が義務づけられている。2000年に「大衆輸送手段放送言語平等保障法」が制定された。その立法目的は、「国内各族群地位の実質的対等を守り、多元文化の発展を促進させ、各族群の大衆輸送手段使用の便利を図るため、特に本法を制定する」としている（第1条）。そして放送に使用されるべき言語については、「大衆輸送手段では国語のほかに、閩南語、客家語による放送を行わなければならない。その他原住民言語の放送は、主管機関が現地の原住民族の族群背景と地方の特性を斟酌して加える。ただし馬祖地区は閩北（福州）語を加えて放送しなければならない」と規定された。

ただし現実の実施状況は各交通機関によって異なっている。筆者自身の経験からいうと、例えば鉄道における停車駅名の案内放送は標準中国語（国語）、閩南語、客家語、英語によって実施されているが、バスや飛行機などでは客家語は省略されているケースが多い。

言語能力認証試験

母語学習を促進させることを目的として、本土言語を対象とした言語能力認証試験が行われている。原住民族諸語については既に述べたが、現在実施されている「原住民族言語能力認証テスト」（*原住民族語言能力認證測驗*）では、14言語42方言で実施されている。

客家語の認証試験は2005年から始まった。開始当初は初級だけであったが、2008年からは「中級及び中高級」も行われるようになってきている。また2011年からは実験的に全国14カ所の幼稚園を選んで、幼稚園児向けの認証試験も始められた。客家語は、閩南語と比べると下位方言間の差異が比較的大きいので、認証試験も四県（さらに南部四県を別にする場合もある）、海陸、大埔、饒平、詔安に分けて行われている。客家語の場合、原住民諸語とは異なり進学などでの優遇措置はないものの、合格した学生には奨学金を支給するなどして、受験者数の増加に努めている²³。

閩南語のものとしては「台湾閩南語言語能力認証試験」（*台灣閩南語語言能力認證考試*）が、2010年から始められ、難易度別にA・B・Cの3段階で実施されている。

終わりに

本章では、1990年代に新たな国民統合理念として台湾に導入された多文化主義が、どのような背景の下で、どのような経緯をたどって形成されたものなのか考察してきた。国民党政府の文化政策において台湾的なものをどのように位置づけるかという問題では、戦後すぐには多様な意見があったものの、やがて中国ナショナリズム的色彩の強いものへと収斂していく。また省籍矛盾の存在は、後に台湾ナショナリズムが台頭してくる大きな要因となった。台湾住民に対する政治的弾圧や政治権力の分配構造において本省人と外省人の間に重大な格差があったことで、省籍の違いが文化的・民族的差異であると認識されるようになった。1970年代に米中接近や国連脱退など外交危機に直面すると、戦後台湾で育った世代が、政府に対して政治改革を要求するとともに、中国ナショナリズムの論理から逸脱しない形で台湾の歴史や文化の再評価を訴えた。1980年代になると、政治的及び文化的双方の台湾ナショナリズムが、互いに影響しつつ発展する。「中華民国—中華民族（中国人）—中国語」という公的なイデオロギー、党外勢力（及びその後の民進党）が「台湾共和国—台湾民族（台湾人）—台湾語」というイデオロギーによって対抗したのである。台湾ナショナリズムによる現実の解釈は台湾民衆の共鳴を呼び、それは公的なイデオロギー

²³ 小中学生向けの奨学金は2010年から始められた。また2012年からは高校生以上の学生も対象とされるようになった。このほかにも19歳以下は受験料を無料とするなど、若年層への客家語の普及に力を入れている。行政院客家委員会ウェブサイト <http://www.hakka.gov.tw/ct.asp?xItem=7034&CtNode=1725&mp=1722&ps=>（2013年7月31日確認）。

に取って代わることはなかったものの、民主化の要求に動員する強力なツールとなっていた。

1990年代になって、それまでの中国ナショナリズムに替えて国民統合理念として用いられるようになったのは、閩南中心的な台湾ナショナリズムではなく、台湾内部の各族群を文化的主体とする多文化主義であった。民主化運動が盛り上がりを見せた1980年代、マイノリティ集団である原住民族や客家人が、社会運動の形で先住権や文化的権利を主張するようになったことで、それまでの「省籍」とは異なる社会集団間の区別の必要性がより明らかとなっていた。このような状況下において、多文化主義における文化の主体として用いられるようになったのが「族群」という概念であった。この言葉が英語の”ethnic group”に対応する概念としての意味を与えられて中国語に採り入れられると、民主化後には台湾社会の4つの集団を表す言葉としてしばしば用いられ、多文化社会としての台湾を認識するのに欠かせない概念となった。1990年代になると政府の言説の中にも、「多元文化」という用語が採り入れられ、多文化主義が肯定的に言及されるようになる。そして多文化主義の考え方は、憲法の条文に書き入れられ、教科書『認識台湾』を通じて学校教育にも採り入れられていったように、新たな国民統合理念としての公定言説となっていた。

このようにして誕生した四大族群の多元平等を目指す多文化主義に基づき、1990年代からは多文化主義政策が多方面にわたり実施されるようになっていく。多文化主義政策は台湾においても試行錯誤の連続であり、具体的な中身をめぐっては様々な議論が噴出する。どのような状態が族群の多元平等なのか、そしてどのような手段によって達成するのか、またどの程度予算をかけるべきかなど簡単に結論の出る問題ではない。そうであるにしても、1980年代を通じた大きな変化を経て、かつての中国ナショナリズムに基づく同化主義的文化政策は否定され、文化的多様性を重視すべきであるという基本的な考え方は確実に共有されている。民主化・台湾化という潮流と族群運動による異議申し立ての結果導入された、四大族群の多元平等を理想状態とする多文化主義は、台湾社会がどのような人々から構成されており、どのような関係にあるべきかという問いに対する1つの答えだったのである。

第2章 中華民国市民権の台湾化

はじめに

新移民の登場という現象は、ホスト社会である台湾にどのような影響を与えたのだろうか。また、台湾社会は新移民に対してどのように応答したのだろうか。本章では特に、新移民に関係する制度がどのように整えられていったかという点に焦点を当てて、これらの問題を考えていくこととしたい。新移民のような台湾外からの人口流入は、人の出入りが大きく制限されていた戦後の台湾においては考慮されていなかったのであり、そのような人々を受け入れるにあたって、それに対応する市民権制度を整える必要がでてきた。特に中国大陸側の住民をどのような身分で入境させるかというのは非常に大きな問題であった。それは、単に中華民国政府が中国全土を統治しているという、国民党政権が守り続けてきた建前を繰り返すだけではこの問題に対処することはできず、法的に新たな位置づけをする必要があったからである。また、市民権に関係する制度には、国家や国民、民族、社会といったものの自己イメージが反映されているのであり、これを修正するということは国民国家の在り方そのものを再編成していくことも意味していた。

90年代に入って台湾外部の出身者が増加していった様子は、既に序章で述べたとおりである。この流れは現在でも継続しており、台湾社会は人口構成の大きな変化を経験している最中にある。もっとも佐藤成基がいうように、移民と国民国家との関係についていうと、移民の存在を特殊なものとして捉えるのは問題がある。佐藤によると、移民や民族マイノリティは国民国家の存在を「相対化」するものと考えられることが多いが、歴史的に見れば、国民国家は絶えずこのような「他者」にさらされてきたのであり、国民国家は彼らとの関係の中で形作られ・変化し・活性化してきた。そのため移民や民族マイノリティの存在は、国民国家にとってはむしろ常態である（佐藤 [2009:21]）。

確かに台湾についてみても、移民の流入というのは決して新しい現象ではない。それどころか、これまで数度の移民の波を受け入れてきたことから、台湾それ自体をそもそも「移民社会」と形容することも多いのである。台湾を移民社会とみなすときに原住民を初めの移民とするかどうかは解釈の別れるところではあるが、少なくともそれ以降、16～17世紀の福建省・広東省からの漢人移民（閩南人・客家人）、20世紀前半の日本からの移民（内地人）、戦後すぐの中国大陸からの移民（外省人）という3つの波があった。このうち閩南人と客家人は、近代国民国家成立以前の帝国である清朝の版図内での移住である。また後の2者は、近代帝国である日本の内地から植民地への植民と、台湾と中国大陸両方に統治が及んでいた時期の中華民国の国内における人口移動であった。それに対して現在台湾

社会が直面している新移民とは、近代国民国家の国境線を越えてくる外国人や、分断が固定化し異なる制度の下で社会が運営されている兩岸間の境界線（事実上の国境線）を越えてくる中国大陸の住民から成っている。

台湾海峡をはさんだ政治状況が固定してから民主化が実現するまでの台湾では、外部からの人口流入はごく少数にとどまっていたため、移民の編入に関する制度はほとんど未整備のままであったが、そのことが大きな問題になることはなかった。しかし新移民が増加してくると、誰をどのように台湾社会の成員として包含するのかをはっきりさせなくてはならなくなる。そしてそれと同時に、この人たちを台湾社会に編入するための様々な制度を構築する必要がでてくる。これは、台湾の市民権制度の在り方を、境界線を越えた人の移動が常態化する現実に対応させるということの意味するのである。市民権の在り方を国際化する現実に対応させるというのは、まず、境界線を越えて台湾に移動してこようとする人々をどのように管理するかという問題があり、さらにそれに加え、既に境界線を越えてきた人々をどのようにして台湾社会に編入させるかという問題が存在する。

トーピーは、近代世界において国家は合法的な移動手段を独占化したと主張する。これは、マルクスとヴェーバーのレトリックを利用して論じたものである。マルクスが、資本主義の発展過程において資本家が労働者から生産手段を収奪したことを論じたのを受け、ヴェーバーは、近代の経験において国家は個人から暴力手段を収奪するのに成功し、国家だけが暴力を合法的に使用することができるようになったとした。これに対しトーピーは、近代国家を形作る特徴について次のように主張する。近代国家と、近代国家をその構成要素とする国際的な国家システムは、個人や私的な団体から合法的な「移動手段」を収奪してきたのだと。そして、近代国家が個人を「掌握」し、合法的な移動手段を独占する過程において、パスポートのような身元証明のための書類が重要な役割を果たした。これらの書類は国民建設にとってきわめて重要であり、国家の構成員として誰が「内」で誰が「外」なのかを認定し、それによって誰が構成員としての権利と恩恵を正当に要求できるかを識別するために役立ってきたというのである（Torpey [2000]）。

移動手段の独占による近代国家の国民建設という観点から現代台湾について考えるならば、次の2つの点を考慮する必要がある。まず第1に、中華民国による国民の掌握と台湾の近代化は一致しないという点である。台湾は日本統治時代に個人を掌握する近代国家としての行政機構等のインフラが整備され、中華民国政府はこれを引き継ぎつつ、中国大陸において作り上げられつつあった国家体系を台湾に持ち込んだのであり、中華民国のパスポートや身分証明書の歴史は台湾における近代化の過程と一致しているわけではない。そして中華民国政府は中国全体を統治する政府として誕生し、台湾に移ってきたから後もその建前は維持し続けてきた。そのため中国大陸との関係は曖昧にしたまま残されてきたが、中台間の人の往来が開始されたことでこの問題を法的にも処理しなければならなくなった。その際に、パスポートのような書類によって境界線を越えた個人の移動を管理する必要性が生じる。これは移動に関する制度を、中華民国政府が実行統治している範囲に合わせ

て、修正していくということである。第 2 に、世界的な潮流として、国境を越えてやってくる移民が増加するとともに、彼らその後受け入れ国に定着し、永住権や国籍を取得するケースが増加していることから、従来のように国民の内と外という二分法では、現状を十分に説明できなくなっているという点である。台湾は伝統的には移民受け入れ国ではなかったが、新移民が増加するのにあわせて、永住権や国籍などに関係する法制度を整えていく必要に迫られた。この 2 つはいずれも、まさに民主化が進み台湾社会が大きく変化しようとする 1980 年代末から、国家が独占する移動手段に関連して同時に出現した課題であった。

本章では、新移民を台湾に受け入れるにあたって、市民権に関係する制度がどのように変更され、如何なる市民権制度が構築されていったのかみていく。その上で、なぜそのような市民権制度が整えられることになったのか、台湾現代史の文脈の中に位置づけるとともに、台湾社会が内と外、自己と他者との間にどのような境界線を引いているのか、また市民権制度に反映されている台湾社会の自己イメージとはどのようなものなのか、外国人が中華民国籍を取得する際に課せられている市民権テストの内容分析から明らかにしたい。

第 1 節 グローバル化と市民権

一般的には市民権という言葉はしばしば国籍と同義で用いられるが、学界においては研究者によって様々な意味が与えられている。市民権理論における最も基本的な定義を挙げるならば「ある共同体の完全な成員に与えられる地位」というマーシャル (T.H. Marshall) によるものであろう (Marshall [1950=1992])。市民権に関する議論自体は都市国家ギリシャや古代ローマ時代から続けられているものであるが、近代的な意味での市民権に関する理論的考察はマーシャルに始まった。ここでいう「共同体」が近代社会において実質的に意味しているのは国民国家であり、「共同体の完全な成員」すなわち公民 (citizen) とは国民ということになる。先の定義に当てはめると、市民権とは「国民国家の国民に与えられる地位」ということになる。マーシャルによると、市民権は公民的 (civil) 要素、政治的 (political) 要素、社会的 (social) 要素という 3 つの要素から成っている。そして公民的要素によって構成されていた 18 世紀の市民権が、19 世紀には政治的要素、20 世紀には社会的要素を含むものに発展していったことが、イギリスを題材として説明される。

マーシャルがここで述べた定義にある「共同体」とは具体的にはどのようなレベルの共同体なのか。現代の国民国家における市民権はナショナリズムと不可避的に結びついており、国家の成員資格はネーションの成員資格と結びついているとブルベーカーが述べるように (Brubaker [1992=2005])、現代の国際社会における基本単位は国民国家であり、マーシャルの定義にいう共同体とは国民国家と実質的には同義である。そのため多くの場合、市民権という用語は国民国家の成員資格という意味で使われる。歴史的にみると、市民権を持

つ主体は、時代が下るにつれて徐々に拡大されてきた。かつては様々な国家において、労働者階級や女性、子供、黒人、少数民族、外国出身者などに対して市民権を付与されない、もしくは享受できる権利が制限されるという状況がみられた。本論文との関わりでいうと、マーシャルの理論は国境を越えた人の移動がほとんどない固定的な国民国家が暗に前提されており、国際移民が増加し多くの外国出身者が国内に定住するようになっている昨今の状況を考えるならば、マーシャルの枠組みはあきらかに不十分である¹。移民や難民など外国出身者の市民権については、従来の国民国家モデルに基づく市民権理論ではほとんど考慮されてこなかったが、既に社会の一員として存在している移民に対してどのような権利を認め、義務を課すべきかという問題を考察し、国際移民を市民権理論の中に位置づける必要性が生じたのである。

国民国家モデルから逸脱した市民権とはいっても、実際に起こっている現象は様々であり、その理論的、実証的研究も多様な方向から進められている。永住権を取得した国際移民の市民権に着目し、これをデニズンという用語で説明したのがハンマーである。彼は3つのゲートによって管理された同心円状の市民権モデルを提示した。つまり、出入国に関する規制（第一のゲート）、住民に関する規制（第二のゲート）、帰化（第三のゲート）という3つのゲートによって、当該国に居住または滞在する人々を、国民(nationhood)、永住者(denizen)、短期滞在者(sojourner)と区別したのである(Hammar [1990])²。

ハンマーの議論は移民の滞在資格に焦点を当てたものであるのが、国籍や永住権を取得したことによって移民が移住国の公民と同等の法的地位を得たからといって、文化的には主流社会から劣位におかれ、もしくは排除されるケースは多い。キムリッカは国民国家の形成過程において編入され地域的まとまりをもっている民族的マイノリティや、国民国家形成後に移住し緩やかなまとまりを作っている移民集団（彼はこれをエスニック集団と呼ぶ）のような文化的マイノリティの文化的権利を射程に入れた、集団別市民権を提案する。

¹ マーシャルの市民権論に対しては、これ以外にも様々な角度からの批判がなされており、中村 [2012] はそれらの論点を5つに整理している。まず第1に、市民権を構成している諸権利に関するマーシャルの叙述が目的論的であり、直線的な発展段階が予定されていたかのようなものである、というものである。第2に、イギリスの歴史に依拠した彼の理論は他の国にはあてはまらない、というものである。第3は、マーシャルは権利の側面にばかり焦点をあて、市民としての義務や徳の問題を軽視している、という市民的共和主義者またはコミュニタリアンからの批判である。第4は、近代的な市民権をナショナル市民権に限定してしまい、移民や難民に対する権利保障の問題が度外視されたという点である。第5は、「公的世界で行動する自律的な市民」の存在を前提としており、家族など私的領域において女性が直面している不平等を不問に付すだけでなく正当化しているという、フェミニズムからの批判である(中村 [2012:139])。

² これは在留資格によって分類したものであるが、小井土 [2003] は在留許可を持たずに入国してくる不法滞在者が実際にはかなりの数に上っていることを重視し、ハンマーの示した3つの円の外側に非合法移民の存在を設定する。樽本はこれに加えて、完全な市民権を形式的に所持しているにもかかわらず実際にはそれを享受できない人々がいるとし、「一流」市民と「二流」市民を隔てる境界を最も内側に置いたモデルを提唱する(Tarumoto [2004]=樽本 [2007])。

具体的には集団別市民権として、自治権、エスニック文化権、特別代表権を挙げ、個人としてだけではなく集団として政治共同体に組み込むために集団別市民権を承認する必要があると述べる。そしてこれは、法の下に平等な個人として人々を扱う自由主義的な市民権の考えと矛盾しないと主張するのである (Kymlicka [1995=1998])。

これらの市民権理論は、国際移民を分析する枠組みを提供しているものではあるが、基本単位としての国民国家を依然として前提としているという意味において、方法論的ナショナリズムを脱していない。それに対して、国民国家を超えた視点から市民権を分析する試みも進んでいる。

特にヨーロッパでは、EU の登場に伴いより複雑で新しい市民権のあり方をみることができ。加盟国それぞれの市民権に加え、EU 全体で共通する EU 市民権が出現しており、古典的な「市民／非市民」という枠組みを当てはめるなら、「各国市民／EU 市民／EU 外の出身者」という構造になる。近藤のいうように、これまでの国籍に基づく市民権と、EU のような超国家組織に基づく市民権が重なり合う一方で、国籍自体も重国籍という形でオーバーラップする「市民権の重層化」が起こっているのである (近藤 [2004])。

一方で、より普遍的な人権として市民権を捉えなおす論者もいる。ソイサルは、市民権概念が脱領域化した「ポストナショナル市民権」を提唱する。これは「国民であること (nationhood)」を基礎としたナショナル市民権に対置された、「人であること (personhood)」を基盤とする普遍的な権利、すなわち人権としての市民権である。ソイサルはヨーロッパにおける移民の統合に関わる制度を例に挙げ、世界人権宣言やヨーロッパ人権条約のような国を超えた取り決めや、ILO、UNESCO、EU のような国際組織の存在によって、普遍的な人権に基づくポストナショナルな市民権が出現してきたとする (Soysal [1994])。

現代の移民というのは古典的な市民権モデルの全ての要素に対して重大な挑戦を突き付けている (Joppke [1998])。しかしそれは、ポストナショナルな市民権がナショナルな市民権に完全にとって代わったということの意味するのではない。国家というのは市民権を付与する主体として、唯一ではなくとも依然として最も重要な存在であり続けている。台湾においても (中国大陸からの移住者を含む) 国際移民によって、上に挙げた研究において主に念頭に置かれている欧米諸国とは異なるが、市民権制度の大きな変更が必要となった。以下では、市民権の国民国家の成員資格という側面を出発点に、台湾の市民権制度の変遷についてみていきたい。

第 2 節 中華民国市民権の現況

市民権の基準としての国籍と戸籍

国民国家の成員資格という意味で市民権を考えるならば、通常の家においてその基準

となるのは国籍の有無である。国籍を有している国民であれば完全な権利義務が付与され、そうでない永住者や短期滞在の外国人は一定程度それが制限される。ところが台湾において国籍の有無は、台湾という政治共同体の成員資格を決定しない。現在の台湾では、国籍と戸籍の 2 つが社会の成員資格を決定する基準として機能しており、完全な市民権を有するためには、中華民国籍を保持しているのに加えて、台湾に戸籍を設けていることが必要とされる(鍾国允 [2011])。ただし完全な市民権を有した台湾公民とそれ以外とを隔てているのは戸籍の有無であることに加え、戸籍を設けるためには国籍を有していることが前提となっていることを考えると、戸籍こそが台湾社会の成員資格として最も重要な要件であると言える。例えば、台湾で身分証明のために一般的に用いられているのは中華民国国民身分証というカード型の証明書であるが、これは戸籍を持っている国民のみに発行される。ではなぜ市民権の基準として、国籍ではなく戸籍が用いられるようになったのだろうか。詳しくは後述するが、中でも特に解決しなければならなかったのは、中国大陸の住民(特に配偶者)を法的にどのように位置づけ、どのような身分で、どのような渡航書類を持って台湾に入籍させるかという問題であった。

国籍に対しては国籍法、戸籍に対しては戸籍法が定められているが、それぞれどのような規定になっているのか、これらの法律の歴史とともにみていこう。中華民国の国籍法は 1929 年に制定された。これは中華民国政府がまだ中国大陸にあり、台湾は日本の植民地であった時代であるが、政府の台湾移転後も長らく使い続けられ、2000 年になって初めて改正された。各国の国籍法は、日本が採用しているような血統主義(属人主義)とアメリカが採用しているような出生地主義(属地主義)とに大別される。中華民国の国籍法は原則として日本と同様、現在でも血統主義に基づいている。当初の国籍法は父系血統主義であり、次のように定められていた。

左に掲げる各人は中華民国国籍に属するものとする。

- 一、生まれた時に父が中国人である者。
- 二、父の死後に生まれ、その父が死亡時に中国人であった者。
- 三、父の調べが付かないまたは無国籍であり、その母が中国人である者。
- 四、中国の地に生まれ、父母ともに調べが付かないまたはともに無国籍である者。

2000 年に国籍法が改正された時、大きな変更点は 2 つあった。1 つは父系血統主義から父母両系血統主義への転換であり、もう 1 つは夫婦国籍同一主義から夫婦国籍独立主義への転換である。まずは前者に関してであるが、次のような文言に書き換えられた。

下に掲げる各款の状態の 1 つにある者は、中華民国国籍に属する。

- 一、出生時に父または母が中華民国国民である。
- 二、父または母の死亡後に出生し、その父または母が死亡時に中華民国国民であ

った。

三、中華民國領域内で出生し、父母ともに調べがつかない、または無国籍者である。

四、帰化した者。

次に夫婦の国籍に関する規定についてみてみよう。1929年の規定では、当時の世界的な潮流がそうであったように、夫婦国籍同一主義が採用されていた³。そのため、国際結婚をした夫婦に関しては、夫が中国人の場合には妻がもとの国籍を放棄すれば自動的に中華民國国籍が取得できる制度となっていた。これに対し、中華民國籍の女性と結婚した男性は、自動的に中華民國籍が付与されることはなく、これを取得するには他の外国人と同様に帰化の手続きを経なければならなかった。これが2000年の改正で夫婦国籍独立主義を採用したことで、中華民國籍の男性と結婚した外国籍の女性に対し、自動的に中華民國籍が付与されることはなくなり、男性の外国籍配偶者と同様に帰化の手続きを経なければならなくなった。

従来の国際法では、「国籍唯一の原則」が理想とされていた。1930年にハーグで開催された国際法典編纂会議において成立した「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」の前文では、「国際的共存団体の全員に各個人が一個の国籍を有すべきであり且つ一個のみを有すべきであることを認めさせることが、右の団体の一般的利益であることを確信」と述べられている⁴。1929年に制定された中華民國の国籍法もこの原則に則っていた。しかし近年世界的に重国籍を承認する傾向が強まっていることもあり、2000年の改正では重国籍を黙認する内容へと修正されている。現行の規定では、出生によって自動的に中華民國籍が与えられている者は、重国籍であっても外国籍を放棄する必要はなく、総統や副総統、立法委員などの政治家やある種の公務員などの職に就くことが制限されているのみである。しかしこれに対して外国人が帰化によって中華民國籍を取得する際には、もとの国籍を放棄しなければならない。

次に戸籍である。台湾には日本と同様に戸籍制度が存在するが、両者には違いもみられる。例えば台湾には日本の住民票に相当するものがなく、戸籍に現住所を登録するシステムとなっている。日本統治時代の台湾では、戸口調査簿を戸籍に相当する身分登録としてみなし、統治に利用していた。現在の戸籍制度は中華民國政府が中国大陸にあった時代に始めたものが元になっているが、その内容は近年大きく様変わりしている。1931年に制定された中華民國の戸籍法は、台湾では1946年から施行された。当初国民党軍に従軍して来台した軍人は、兵籍という一般の戸籍とは異なる戸籍によって管理されており、家族を帯同して来た者や結婚した者など特殊なケースを除いては戸籍を設置することはできなかつ

³ 1880年に開かれた万国国際法学会では、国籍の異なる夫婦の結婚について、「妻の国籍は夫のそれに従う」とされた。

⁴ 訳文は大沼・藤田 [2001] より。

たが、1969年によく軍と民の戸籍が統合された⁵。1992年には本籍の記載が廃止された。1973年に改正された戸籍法では本籍について、「子女は別に本籍のある者を除き、その父母の本籍を本籍とする。父母の本籍が異なる者は、その父の本籍を本籍とする。父が入り婿である者は、その母の本籍を本籍とする」（戸籍法第16条）としていた。1992年の戸籍法改正ではこれが削除され、代わりに本人の出生地が登録されることとなった。

現行の戸籍法によると、「戸籍登記は戸を単位とする。1つの家にある、または同一の場所で同一の管理者の下で共同生活をする、または共同で事業を営む者を一戸とし、家長または管理者を戸長とする。単独生活者は、一戸とする並びに戸長となることができる」とされている。このように、現在では戸籍の単位は家族のみならず、共同生活を営む事業者にも拡大されている。戸籍に登記する内容としては、(1)身分登記として出生、認知、養子縁組・離縁、結婚・離婚、後見、死亡・死亡宣告、(2)戸籍新設登記、(3)移転登記として転出、転入、住所変更となっている。なお現在、戸籍謄本や戸籍名簿は先に挙げたような事項の手続きに必要ではあるが、日常生活における身分の確認は基本的に国民身分証によって行われており、その効用は以前より低下している。

それでは、市民権の基準として機能している国籍と戸籍は、どのような形で市民権制度に反映されているのだろうか。台湾において移民や出入国管理に関する法律は、「入出国及び移民法」（入出国及移民法）（以下、移民法）、「台湾地区と大陸地区人民関係条例」（台灣地區與大陸地區人民關係條例）（以下、兩岸関係条例）、「香港マカオ関係条例」（香港澳門關係條例）、国籍法、就業サービス法、「旅券条例」（護照條例）、「外国旅券査証条例」（外國護照簽證條例）、「難民法」があるが、中でも最も重要なのは移民法と兩岸関係条例である（吳學燕 [2009:180]）。

これらの法律上の区分によると、完全な市民権を有する台湾公民以外の人間を、大きく台湾地区無戸籍国民、大陸地区人民、外国人の3種類に分類することができる⁶。まず兩岸

⁵ 当時の下級兵士には結婚禁止令が出ていたために、結婚によって戸籍を設置した例は少なかった。1969年以前で軍人が戸籍の届け出をしなければならなかったケースは以下の通りである。1949年の「駐屯部隊戸口調査記載規則」（駐防部隊戸口査記辦法）では、軍事機関・学校・工場・倉庫・病院及び少数の特定駐屯単位など固定の機関で働く官兵は、現地の戸政機関に戸口の届け出をしなければならないとされた。1950年からは家族のいる士官は戸籍を設けることができるようになった。1957年からは、駐屯区外に居住する必要があり、且つ民間に一定の居所がある者は、駐屯区から転出して戸口の届け出ができるとされた。これらの少数の例外を除き、大部分の士官兵は、軍籍はあったが戸籍はなかった。一方で、戸籍を設置した「少数の例外」は、戸籍と兵籍の両方を持っていた（林勝偉 [2004]）。

⁶ より正確に分類するなら、これらに加え「香港マカオ地区住民」（香港澳門地區居民）と「無国籍人」がある。ただし、香港マカオ関係条例に基づく香港・マカオとの関係は、中台関係（兩岸関係）と同じく行政院大陸委員会を主管機関としていること、兩岸関係と香港マカオ関係条例では多くの下位法を共有していること、公的な統計資料においても両者はしばしば同じカテゴリーで扱われること、また台湾に居住している人口では大陸地区人民が香港マカオ住民と比べ圧倒的に多いことなどから、特に断らない限り香港マカオ住民は大陸地区人民に含めることとする。同様に、無国籍人は滞在資格という面では外国人と

関係条例では、「台湾地区人民」と「大陸地区人民」という区分を用いている。ここでいう台湾地区人民とは「台湾地区に戸籍を設けている住民」のことであり、大陸地区人民とは「大陸地区に戸籍を設けている住民」のことである。次に移民法では、国民について、中華民国国籍を有している「台湾地区に居住し戸籍を設けている国民」と、「台湾地区無戸籍国民」とに分類している。「台湾地区に居住し戸籍を設けている国民」とは、「台湾地区に戸籍を設けており、現在またはもともと台湾地区に居住する国民であり、且つ台湾地区與大陸地区人民關係条例によって台湾地区人民の身分を喪失していない」者を指す。また「台湾地区無戸籍国民」とは、(1) かつて台湾地区に戸籍を設けていた国外居留の国民 (2) 我が国の国籍を取得し未だ台湾地区に戸籍を設けていない国民 (3) 我が国の国籍を回復し未だ台湾地区に戸籍を設けていない国民、の3つを指している(移民法第3条)。

表 2-1 市民権制度に基づく住民の分類

分類	定義	根拠法
台湾公民 (台湾地区有戸籍国民)	台湾地区に戸籍があり、台湾地区に居住している(していた)中華民国国民で、兩岸關係条例によって台湾地区人民の身分を喪失していない者。	国籍法、移民法、 兩岸關係条例
台湾地区無戸籍国民	(1) かつて台湾地区に戸籍を持っていた国外在住の中華民国国民。 (2) 中華民国国籍を取得し台湾地区にまだ戸籍を設けていない者。 (3) 中華民国国籍を回復し台湾地区にまだ戸籍を設けていない者。	国籍法、移民法
大陸地区人民	大陸地区に戸籍がある者。	兩岸關係条例
外国人	外国籍を有する者。	移民法

注：台湾地区とは、台湾・澎湖・金門・馬祖を指す。

出所：筆者作成。

ここでいう「台湾地区に居住し戸籍を設けている国民」こそが完全な市民権を有した台湾公民である。台湾においては、国籍を有しているだけでは公民とはみなされないため、移民が台湾公民となるためには、国籍を取得することに加え、台湾に戸籍を設置するという手順を踏んで初めて台湾公民となることができるのである。このことから、台湾の市民権制度にとって最も重要なのは戸籍の有無であることが分かる。

同様に扱われることが多いため、無国籍人も外国人に含めることとする。

台湾公民への3つのゲート

ここまで、国籍と戸籍という基準によって分類された結果、法的地位からみると台湾において公民（台湾に戸籍を有する国民であり、完全な市民権を持つ台湾社会の成員）の外側には、台湾地区無戸籍国民、大陸地区人民、外国人という3種類が存在していることを確認した。それでは、新移民が台湾に入境し、定住し、台湾公民へと至る過程について、上述したハンマーによる「3つのゲート論」を参考に整理してみたい。3つのゲート論をもう1度確認しておく、合法的な入境を表す第1のゲートを通じた短期滞在の外国人、永住権取得を示す第2のゲートを通じた永住者、国籍取得を示す第3のゲートを通じた国民、の3つに分類する同心円状の市民権モデルである。台湾の移民関係法規における台湾地区無戸籍国民、大陸地区人民、外国人という分類は、単に名称が区別されているだけではなく、出入境管理や台湾公民になるまでのルートなどで異なった扱いを受けている。では、これら三者と台湾公民との間にどのようなゲートが設定されているのだろうか。またどのように変遷してきたのだろうか。

ここでまず法律上の幾つかの用語について説明しておく。台湾公民以外が台湾に居住する場合の在留資格に関わる用語として、短期滞在、滞在、永住、定住があり、下表のように用いられている。

表 2-2 在留資格に関わる用語

用語	中国語表記	説明
短期滞在	停留	6ヶ月以内の在留。日本の短期滞在（3ヶ月以内の滞在）とは違い、就労は可能。
滞在	居留	6ヶ月以上の在留。
永住	永久居留	期限の定めのない在留。外国人にだけ設定されている資格。
定住	定居	台湾地区に戸籍を設置し居住すること。

出所：移民法の規定を参考に筆者作成。

それぞれの具体的な内容について後述するとして、ここでは簡単に市民権制度全体を整理しておきたい。台湾公民の外側に台湾地区無戸籍国民、大陸地区人民、外国人の3種類の住民が存在すると述べたが、外国人はブルーカラーの労働者である外国人労働者（外労）とそれ以外に区別しておく方がよい。

下表は、合法的入境から市民権取得に至るまでのルートをまとめたものである。先に述べた通り、台湾の市民権制度においては戸籍が最も重要な基準となっているので、定住の資格を得て戸籍を設置した時点で、台湾公民（台湾地区有戸籍国民）と同じ権利義務を有することとなる。外国人に関しては永住権が設定されているが、外国人の中でもブルーカラーの外国人労働者は滞在期間の上限が定められているため、実質的に永住及び定住の資

格を得ることはできない。また、外国人は中華民国籍を取得すればほぼ自動的に定住資格を得ることができ、台湾に戸籍を持つことができる。これに対して台湾地区無戸籍国民はもともと中華民国籍を持ち、中華民国のパスポートを持って入境してきた人々であることから、中華民国籍の取得という手続きはなく、定住が認められれば戸籍を設置し台湾公民となることができる。入境の状況は台湾地区無戸籍国民と異なるが、潜在的に中華民国籍を持っていると解釈されている大陸地区人民も同様に、中華民国籍取得の手続きはない。

表 2-3 市民権取得までのルート

分類	ルートと滞在資格	説明
台湾地区無戸籍国民	合法的入境 [短期滞在/滞在] → 戸籍設置 [定住]	中華民国籍を持っているので国籍取得は不要。
大陸地区人民	合法的入境 [家族集合/家族滞在/滞在] → 戸籍設置 [定住]	潜在的に中華民国籍を持っているとみなされるため、国籍取得の手続きはない。
外国人(外国人労働者以外)	合法的入境 [短期滞在/滞在] → 永住権取得 [永住] → 国籍取得 ⇨ 戸籍設置 [定住]	永住権取得の段階は省略が可能。
外国人労働者	合法的入境 [短期滞在/滞在]	永住、定住は制度上不可能。

注：[] 内は滞在資格。

出所：筆者作成。

台湾地区無戸籍国民

まずは台湾地区無戸籍国民である。上述したように、台湾地区無戸籍国民とは中華民国籍を有しているが台湾に戸籍を設けていない者のことを指す。呉学燕によると、無戸籍国民の由来は以下の幾つかの種類に分けられる(呉学燕 [2009])。(1) 辛亥革命を支持した海外華僑は、中華民国の建国後には中華民国のパスポートを持ってさえいれば、台湾に戸籍を有するか否かに拘わらず中華民国の国民と認められた。(2) 国民政府の台湾撤退後、大陸側の人口に対抗するため、僑務委員会が海外華僑に対し華僑身分証明書を発行した。証明書を取得すれば在外公館で中華民国のパスポートを申請することができた。(3) 華僑学生が台湾の学校へ進学するのを開放した後、そのときの華僑の学生は台湾に戸籍を設けて中華民国の身分証を取得することができ、海外在住の親類が無戸籍国民となった。(4) 1989年の天安門事件後、海外に亡命した民主化運動の活動家が、在外公館で中華民国パスポートを申請した。(5) 外国に滞在している台湾人が居住地で産んだ嫡出子または非嫡出子。(6) もともと台湾に戸籍を有していた者が国外に移住して満2年以上になると、国籍

法の規定により戸籍は自動的に削除され、台湾地区無戸籍国民となる。

台湾地区無戸籍国民の歴史的由来はこのように様々であるが、その中心となっているのは、戦前または戦後初期に東南アジアなどに移住した海外華僑と、戦後に台湾から海外に移住した者やその子供である。それではこの台湾地区無戸籍国民が台湾の公民となるには、どのような段階を踏む必要があるだろうか。

まず第 1 のゲートである出入境に関する規制である。無戸籍国民は「国民」とはいつでも自由に台湾に出入りできるわけではなく、出入境に関して外国人と比べて特別いい待遇を与えられているわけではない。それどころか、つい最近まで入境に際して毎回入国許可が必要であり、日本人などビザなしでの入境が認められていた外国人と比べて、より不利な条件となっていた。2014 年の 7 月に、査証免除対象国の永住権を持っている無戸籍国民は台湾入境に際して入国許可を必要としないよう規定を改正することが発表された⁷。これによってようやく無戸籍国民の出入境は外国人と同等の待遇となる。これ以外にも、不法行為をはたらくなどした無戸籍国民は、滞在許可が取り消され強制退去処分となるところも外国人と同じであり、国民として何か特別な権利を有していることはない⁸。次に第 2 のゲートである永住権であるが、無戸籍国民に対して永住権は設定されておらず、定住の資格を得て戸籍を設置することによって第 3 のゲートを通過した公民となる。移民署に定住を申請することのできる条件は、入国した身分によって若干の違いはあるが、主なものは、連続して 1 年の居住、または満 2 年の居住且つ毎年 270 日以上滞留、または満 5 年の居住且つ毎年 183 日以上滞留、となっている（移民法第 9 条、第 10 条）。これが許可されると移民署から定住証（*定居証*）が発行され、戸籍を登記することができるようになる（戸籍法第 15 条、「台湾地区無戸籍国民入国居留定住申請許可規則」（*台湾地區無戸籍國民申請入國居留定住許可辦法*）第 24-26 条）。このような段階を経て、無戸籍国民は台湾公民となることができる。

大陸地区人民

次に「大陸地区に戸籍を設けている住民」、すなわち大陸地区人民である。大陸地区人民の扱いは、いくつかの側面においては無戸籍国民と共通している。それは憲法上では潜在的に中華民国籍を有していると考えられるため、外国人のような帰化による国籍取得という手続きを経ることはない。また同様に、永住権も設定されていないので、定住資格を

⁷ 内政部「便利僑胞歸國 内政部修正放寬無戸籍國民入國程序」

http://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?sn=8646&type_code=02（2015 年 3 月 1 日確認）。

⁸ 無戸籍国民の強制退去処分については「出入国及び移民法」第 11 条に定められている。その条件は、国家の安全と社会の安定を妨害する重大な嫌疑があると認めるに足る十分な事実があるときや、有期刑以上の刑の宣告を受けたとき、偽造パスポートでの入国、偽装結婚など、外国人に対する規定とほとんど共通したものになっている。また具体的な手続きに関しては、「台湾地区無戸籍国民強制出国处理規則」（*台湾地區無戸籍國民強制出國處理辦法*）に定められている。

申請し、台湾地区において戸籍を設置することによって台湾公民となることを意味する。

しかしながら入境から定住資格の取得までのプロセスは、無戸籍国民のそれとは大きく異なっている。そもそも大陸地区人民の場合、第 1 のゲート、つまり台湾への合法的な入境は、近年徐々に緩和される傾向にあるとはいえ、厳しく制限されており、限られた目的の下でしか来台することができない。大陸籍配偶者の受け入れは 1992 年から始められたが、入境から台湾定住の資格を得て戸籍を設置する、つまり彼女らが台湾公民となるまでのプロセスや必要年数は、どのような形が妥当であるのか常に議論となっており、これに関わる規定は何度も変更されている。また、外国人配偶者と比べて、定住資格を申請できるまでの年数は長く設定されてきた。

2009 年から実施されている現在の規定では、まずは家族集合（團聚）という資格で入境する。そして「家族滞在」（依親居留）という滞在資格に切り替えた後、長期滞在を経て定住へと資格変更することができる。そして家族滞在の資格で満 4 年且つ毎年合法的に 183 日以上の上の居留で長期居留に切り替えることができ、長期居留の資格で満 2 年且つ毎年合法的に 183 日以上の上の居留で定住の許可を申請することができるとなっている（兩岸関係条例第 17 条）。このように大陸籍配偶者は最短 6 年で台湾公民となることができる。定住資格を得られるまでの最短年数は、外国籍配偶者の 4 年と比べて長い。現在、兩岸関係条例の見直しが進められており、修正案が立法院における審査を通過すればこれが 4 年に短縮され、外国籍配偶者と同等になるが、その見通しは今のところ立っていない。

外国人

外国人が台湾で生活し続けていく場合、2つの道が考えられる。1つは中華民国籍を取得して台湾公民となる道であり、もう 1 つは元の国籍を保持したまま永住権を取得する道である。外国人が入国してから台湾公民となる、あるいは永住権を取得するまでのプロセスとはどのようになっているのかここで整理しておこう。

1999 年に制定された外国旅券条例によると、外国人が入国する際のビザは外交ビザ、公用ビザ、短期滞在ビザ、長期滞在ビザの 4 つに分けられている⁹。前の 2 つは特定の立場の人間に発給されるビザであり、一般の外国人に関係するのは短期滞在ビザと長期滞在ビザである。この 2 つは 180 日未満か、それ以上かによって分類されているが、外国籍配偶者のように長期間にわたって台湾で生活していく予定の人は、通常は長期滞在ビザで入国し、入国後に居留証を取得する。

一定期間台湾に居住した外国人には、永住や定住の道が開かれているが、（ブルーカードの）外国人労働者は例外である。外国人労働者を導入して以来、その在留期限は段階的に引き上げられ、2012 年から施行されている現行規定では最長 12 年間の滞在が可能となっ

⁹ 外交ビザは外交官や国家元首に対して発給される。一方、公用ビザとは、すでに退任した国家元首、外国政府が派遣し公務にあたる人員やその家族、随行者などに発給されるものである。

ている。度重なる法改正によって在留期限が延長されてきたが、それでも現在のところ、永住権や国籍の取得は認められておらず、台湾公民となることは制度上不可能である。このように同じ外国人であっても、永住権の取得あるいは台湾公民となることが可能な一般の外国人と、そうでない外国人労働者とは、入国の時点においてははっきりと区別されている。

外国人労働者以外の外国人が永住権を取得するにはどのような条件が求められているかについては、移民法に示されている。1999年に制定された際に定められていたのは、(1) 連続して7年以上の居留(毎年270日以上滞)、(2) 台湾公民の配偶者や子女が連続して5年以上の居留(毎年183日以上滞)、(3) 台湾公民の配偶者や子女が15年以上居留しそのうちの8年は年間183日以上滞、のいずれかを満たせば永住権を申請できるというものであった。この条件は2002年の改正で若干緩和され、(1)の条件が、連続して7年以上の居留(毎年183日以上滞)へと、また(3)の条件が、台湾公民の配偶者や子女が10年以上居留しそのうちの5年は年間183日以上滞へと変更された。また同時に、「我が国に対し特別の貢献をした者」と「我が国が必要とするハイテク人材」については、上に挙げた滞在日数などの条件を満たしていなくても、永住権を取得できることになった。さらに2007年の改訂によって(1)と(2)の区分は撤廃され、台湾公民の配偶者や子女であるかどうかに関わらず、連続して5年以上の居留(毎年183日以上滞)という条件になった¹⁰。

次に帰化である。上述したように、2000年の国籍法改正によって夫婦国籍同一主義から夫婦国籍独立主義へと転換した。1929年の規定では、国際結婚をした夫婦に関しては、夫が中国人の場合には妻がもとの国籍を放棄すれば自動的に中華民国籍を取得できたが、中華民国籍の女性と結婚した男性は帰化の手続きを経なければ中華民国籍を取得することはできなかった。当時の規定では外国人の帰化については、連続して5年以上中国に住所を有していることが条件となっていた。これ以外に、(1) 父もしくは母がかつて中国人であった者、(2) 妻がかつて中国人であった者、(3) 中国で生まれた者、についても連続して3年以上中国に住んでいる場合は帰化が可能であるほか、かつて中国に連続して10年以上住んでいた者についても帰化が認められている。この規定により、男性の外国籍配偶者の中華民国籍取得には、3年以上の合法的な居留が必要とされていた。

2000年に改正された国籍法における帰化の規定は次のようになっている。一般的な外国人の場合は、連続して5年以上(毎年183日以上滞) 中華民国の領域内に居留していることが条件である。また、(1) 中華民国国民の配偶者、(2) 父もしくは母が現在もしくはかつて中華民国国民であった者、(3) 中華民国国民の養子、(4) 中華民国の領域内で生まれた者、については連続して3年以上(毎年183日以上滞)の居留が条件である。国籍法における帰化の規定に関しては2005年にも変更が加えられ、新たに「我が国の基本言語

¹⁰ 移民法の永住権に関する規定は、1999年に制定された当初は第23条、2007年に改正された際に第25条となった。

能力及び国民権利義務の基本常識を備えている」ことが条件に加えられた。これによって、外国人が帰化するためには国が実施する市民権テストに合格しなければならなくなった。この市民権テストについては後述する。

配偶者でなくても長期間台湾に居住していれば中華民国籍を取得することは可能である。しかし、中華民国籍を取得するにはもとの国籍を放棄しなければならない規定となっているため、実際にはこのような選択をする人は少ない¹¹。

第3節 市民権の台湾化

中華民国台湾化

若林〔2008〕は戦後台湾政治の発展を「中華民国台湾化」というキーワードで分析している。若林のいう中華民国台湾化とは、戦後台湾の国家において堅持されてきた正統中国国家としての政治構造（国家体制・政治体制・国民統合イデオロギー）が、台湾のみを統治しているという1949年以後の現実に沿ったものに変化していくことである。そしてこれは、（a）政権エリートの台湾化、（b）政治権力正統性の台湾化、（c）国民統合イデオロギーの台湾化、（d）国家体制の台湾化、の4つを含意していた。

同様の変化は、市民権に関係する制度においても展開された。つまり、中華民国の市民権が1949年以後の現実に沿ったものへと修正されていったのである。ここでいう現実とは即ち、中華民国政府による実効統治の範囲が台湾、澎湖、金門、馬祖に限定され、中国大陸側には及んでいないという、1949年以来固定されてきた統治の実態である。中華民国政府は国共内戦に敗れ台湾に移転してきた後も、市民権に関しては、台湾移転以前に作られた体系が手つかずで残されていたが、政治体制やイデオロギーなどと同様に、統治の実態を反映して台湾化していく。若林の分析した中華民国台湾化は、台湾社会内部の集団関係や権力関係の変化によって引き起こされた現象であるのに対し、本節でこれから述べる市民権の台湾化は、台湾海峡を挟んだ人の移動がその契機となった。いずれにしてもこれらの現象は、中華民国の国家としての内実が大きく転換していったことを示している。

本章の「はじめに」でも述べたように、戦後台湾においては外部との人口移動は僅かであった。特に台湾海峡兩岸を越える人の往来は厳しく制限されていたため、この矛盾を直視しそれに対処しなければならない状況は実質的に避けることができていた。当時の中華民国政府からすると、中国大陸に住んでいるのは、共匪によって悲惨な生活を強いられて

¹¹ 現在これについては、国家に特に功労のあった者や国家が必要とする人材の場合、もとの国籍を放棄しなくても中華民国籍が取得できるよう、国籍法の改正作業が進められている。中央通訊社「外国人申請歸化 条件傾向放寬」
<http://www.cna.com.tw/news/aip/201403150221-1.aspx>（2015年3月1日確認）。

いる憐れむべき同胞たちであり、近い将来に大陸反攻を成し遂げた暁には国民党によってそのような状況から解放されるはずの国民であった。そのため、実態として彼らを有効に統治していなかったにも関わらず、台湾側の住民とは異なる形でもって位置づけるということはなかったのである。ところが、国民党が思い描いていたような大陸反攻が実現不可能な状況になり、さらには台湾海峡兩岸間での人の移動が開始(再開)されたことによって、中華民国法体系における市民権の在り方が抱える矛盾は白日の下に曝されることになる。彼らを市民権において区別しつつ、台湾に移動してくることを可能にする制度を構築する必要に迫られたのである。それは同時に、台湾を事実上1つの国家、もしくはそれに準ずる存在として、法的に位置づけるという作業が必要となることを意味した。そこでは、国家とは何か、領土とは何か、国民とは誰かなど、国民国家の存立にとって最も基本的な要件を法的に再定義しなければならなかった。それでは、市民権の台湾化はどのようにして起こり、新たに構築された中華民国市民権とはどのようなものであったのか、以下にみていく。

国家と領土

周知の通り、現在の中華民国政府の実効統治は台湾、澎湖、金門、馬祖に限定されているが、それ以外の領土についてはこれを放棄したわけではなく、中国全体を範囲とする本来の領土も法的には中華民国の領土として扱われている。ここでは、憲法をはじめとする中華民国法体系において国家や領土がどのように規定され、またそれがどのように変遷してきたかについて述べる。

現行の中華民国憲法は1946年の制憲国民大会において制定され、翌47年1月1日に公布、同12月25日に施行されたものである。その第4条では「中華民国の領土は、その固有の領域による。国民大会の決議を経なければ変更することができない。」と規定されている。このように憲法上では「固有の領域」とだけ定められ、具体的にどこが中華民国の領土であるのか示されてはいない。そこで他の法令や、現行憲法が施行される以前に発表された幾つかの憲法草案における関連規定から、この「固有の領域」が指している範囲について考えてみたい。

中華民国が成立して間もない1912年に公布された「中華民国臨時約法」は、憲法としての性格を有するものであった。その第3条では、「中華民国の領土は22の省、内外蒙古、チベット、青海とする。」となっていた。また、現行憲法の原型ともいえるのが1936年5月5日に公布された「中華民国憲法草案」(いわゆる「五五憲草」)であるが、この第4条において領土に関し次のように規定された。

中華民国の領土は江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、広東、広西、雲南、貴州、遼寧、吉

林、黒龍江、熱河、チャハル、綏遠、寧夏、新疆、モンゴル、チベット等の固有の領域とする。中華民國の領土は、国民大会の決議を経なければ変更することができない。

五五憲草で示されている領域は、基本的に清朝の版図をそのまま引き継いだものとなっている。現行の中華民國憲法にある「固有の領域」とは、一般的にはこの五五憲草に示された領域と同一のものであると理解されている。かつて内政部が発行していた地図『中華民國全図』には（外）モンゴルまで含めた領域が中華民國の領土として描かれており、地理教育のなかでもそのように教えられてきた。ただし、このこととは矛盾するようではあるが、現在の政府の立場としては、現行の中華民國憲法が制定された時点において、はじめから「固有の領域」にモンゴルは含まれていなかったという見解をとっている¹²。モンゴルの問題にここで深く立ち入ることはしないが、少なくとも現在北京政府が実効統治している中国大陸側全てを含んだ領域が中華民國憲法上の領土であり、また憲法制定当初においてはこれが国民党政府の実効統治する領域と大きく異なることはなかった。しかし 1949 年以降、法的な領土と実効統治する領域との間に甚だしいズレが生じることとなる。

1945 年に日本が敗戦した後に再び国共内戦が始まると、国民党軍は共産党軍に敗退を続け、大陸側では 1949 年中華人民共和国の建国が宣言され、国民党政府は台北へと移転した。国民党政府は 1947 年に中華民國憲法を公布していたが、翌 1948 年の第 1 期国民大会第一次会議において付属条項として「動員戡乱時期臨時條款」を定めた¹³。これは中国共産党を非合法の反乱勢力として位置づけるものであり、この法令が施行されているうちは、北京政府を何らかの形で合法的な政治実体として法的に位置づけるということは考えられなかった。

この動員戡乱時期臨時條款は、中台関係が固定化し大陸反攻が現実的ではなくなっても残されたままであったが、民間では 1980 年代に入ると香港を経由した大陸への投資や親族訪問が徐々に行われるようになっており、共産党政府を反乱団体として位置づける国民党政府の立場は実態にそぐわないものとなっていた。1990 年頃になると動員戡乱時期臨時條款の廃止を求める声が大きくなり、1991 年に国民大会において廃止が決議され、同年 5 月に総統の李登輝によって正式に廃止が宣言された。動員戡乱時期臨時條款の廃止と同時

¹² 行政院大陸委員会「外モンゴルは中華民國の領土であるか否かに関し説明するニュース用参考資料」（有關外蒙古是否為中華民國領土問題說明新聞參考資料）

<http://www.mac.gov.tw/public/Attachment/252122204856.pdf>（2013 年 4 月 7 日確認）。もっとも、これはかなり無理がある解釈と言わざるを得ない。憲法第 4 条には「固有の領域」がどこを指すのか具体的に列挙されていないとはいえ、憲法のその他の箇所（第 26、64、91 条）では、国民大会代表や立法委員、監察委員の選出などに関し、モンゴルは中華民國内の 1 地域としての扱いになっている。また兩岸関係條例施行細則の中でも、制定当初は「本條例第 2 条第 2 項のいう大陸地区とは、中共の統制する地域及び外モンゴル地域を含む」としていた（2002 年の改正で「及び外モンゴル地域」という文言は削除された）。

¹³ 『国民政府広報』3129。1948 年、1 頁。

に憲法改正が行われ、ここで盛り込まれた「自由地区と大陸地区間の人民の権利義務関係及びその他の事務の処理は、法律によって特別の規定としなければならない」（中華民国憲法増加修正条文第 10 条）という規定に基づき、兩岸関係条例が制定された。これらの作業によって中華民国法体系においては、国共内戦を前提とした戦時体制には終止符が打たれ、その代わりに台湾海峡兩岸がそれぞれ別個の政治実体によって統治されている現実を認めることとなったのである。ただしこれは中華民国の法的な領土を、実効統治の範囲に合わせて縮小させたということの意味しない。台湾で行われた憲法改正は、もとの憲法条文には全く手を付けず、「国家統一までの必要性に応じるため、……本憲法条文を次のように増加修正する」とし、増修条文を追加するという方法によって行われたものである。そのため中華民国の法的な領土は、現在でも中国大陸部分も含んだものとなっている。

ところで中華民国の領土の範囲をめぐる憲法解釈については、立法委員が司法院大法官に説明を求めたことがある。陳婉真ら民進党籍の立法委員 18 名は 1993 年、外モンゴルと中華人民共和国は中華民国の領土ではないという考えに基づき、憲法第 4 条にいう「固有の領域」とは何を指しているのか、その範囲についての司法院大法官の憲法解釈を請求した。これに対し司法院は、憲法第 4 条の「固有の領域」が指す範囲の確定は、重大な政治問題であり、司法権の憲法解釈機関によって解釈を与えるべきではない、として明確な回答を避けた¹⁴。

ここで述べてきたことを要約すると以下のようになる。まず中華民国憲法における領土（固有の領域）は現在でもなお中国大陸を含んだ全中国に及んでいること。しかし憲法の増加修正という方法によって、国共内戦を前提とする戦時体制は法的には 1990 年代初頭に終結し、その代わりに兩岸分治の事実即した法整備が行われたことである。これにより、領土として中国大陸を放棄してはいないが、実効統治している範囲が台湾、澎湖、金門、馬祖及び付属の島々に限定されていることが法律的にも確認された。

大陸籍配偶者の受け入れ

このように中華民国政府が実効統治している範囲を法的に確定するとともに、中国大陸側の住民をどのような身分で、どのような渡航書類を持って台湾に入境させることになったのか述べたい。

兩岸関係条例のなかで中台間に引かれた境界線についていうと、地理的な意味での境界線は大きな問題ではない。中台関係が固定化されてから既に 40 年以上経過しており、その現状に基づいて台湾・澎湖・金門・馬祖を台北の中華民国政府が実効統治している範囲として明示しさえすればそれで事足りる。しかし、台湾側の人間と中国大陸側の人間を区別するのはそれほど容易ではない。それは一般的な国家において出入境管理に用いられる「国

¹⁴ 司法院积字第 328 号解释（1993 年 11 月 26 日）。出典：『司法院広報』36:1、1994 年、18-21 頁。

籍」という基準が使えないからである。上でみたように、中華民国憲法においては現在でも中国大陸を領土として含んでいるため、中国大陸の住民も潜在的には国籍を持っているものとして扱われる。国籍によって台湾海峡兩岸の住民を区別することはできないため、中国大陸出身の新移民（ほとんどは婚姻移民）を法的に位置付けるためには、国籍とは異なる基準で中台間に境界線を引く必要が出てくるのである。

また、戦後台湾で使用されてきた「省籍」という基準も、ここでは不適當である。なぜなら、それでは中国大陸側の住民と台湾に居住している外省人との区別ができないからである。同様の理由により、出身地も基準として用いることはできない。さらに、台湾海峡を跨いだ人の移動が開始されることを前提とし、台湾入境後も中国大陸側の人間として彼らを管理しようとするのなら、当然ながら現住地というのも不適當ということになる。

そこで中台間の境界線を、台湾の市民権制度に反映させるために用いられている基準が戸籍なのである。出生地や省籍によって区別してしまうと、外省人が台湾公民の範疇に包含することができず不都合であるのに対し、戸籍の有無を基準とすればこれを回避することができ、外省人も含む台湾側の住民と中国大陸側の住民とにそれぞれ異なった法律上の身分を与えることができるのである。

第1章でみたように、台湾では1980年代から90年代にかけての民主化・台湾化の過程において、省籍の違いは単なる出身地の違いではなくエスニックな差異を意味するものという考えが一般的となった。それでも中華民国台湾化の帰結として出現した政治共同体において、外省人が市民権を剥奪されるような事態は全く起こらず、外省人も含めた住民全体が民主化・台湾化後の社会における成員として制度改革が行われていったのである。このことは、例えばソ連崩壊後に誕生した新国家における市民権の様相などをみると、必ずしも当然の結果というべきではなかろう。ソ連から独立した国のなかには、国内に居住していた（民族的）ロシア人が新国家の市民権を付与されず、外国人として扱われるようになった国もあった。台湾においても、外省人を台湾社会の成員から排除することを主張した言動がみられなかったわけではない。外省人を対象とした排外主義的なナショナリズムの言動も一部にはみられたが、そのような主張が広範な支持を得ることはなかった。

台湾海峡兩岸間での人的交流が初めて公式に認められたのは、大陸への親族訪問解禁である。それまでは、「接触せず・交渉せず・妥協せず」という三不政策が掲げられており、表向き中国大陸側との接触は禁じられていた¹⁵。戒嚴令が解除されてから3ヶ月後の1987年10月15日、行政院で「台湾地區民衆の大陸への親族訪問に関する規則」（*台灣地區民衆赴大陸探親辦法*）が可決され、一般民衆の大陸への帰郷・親族訪問が解禁されることになった。当時は中台間の交流に関する事務を担当する公的機関や民間組織がなかったため、赤十字

¹⁵ 1979年1月1日、北京側はアメリカとの国交樹立と同時に、第5期全国人民代表大会常務委員会において祖国の平和統一という方針を表明する「台湾同胞に告げる書」を発表した。これは双方の軍事対立を終結させ、三通（通郵、通航、通商）、四流（学術、文化、体育、芸術）を呼びかけるものであった。これに対する蔣経国の応答が、中共とは「接触せず・交渉せず・妥協せず」という三不政策である。

社がこれを担った。11月2日から赤十字社での受け付けを開始、12月1日から正式に大陸訪問が解禁され多くの外省人老兵やそれ以外の台湾人が中国大陸を訪問するようになった¹⁶。

ここから、今度は逆に中国大陸側の住民が台湾に入境するための制度も構築されるようになる。まず始めに考慮されたのは、親族訪問のため短期での来台を望む外省人の家族と、元国民党軍兵士で中国大陸に渡ったまま台湾に帰れずにいた台湾出身者である台湾籍老兵であった。1988年11月には、中国大陸側の住民が病氣見舞い及び葬儀参加のため来台することが解禁された。また、同年12月には初めて台湾籍老兵が短期滞在で台湾に戻り肉親と再会したが、制度的には翌1989年4月に「大陸滞留の台湾籍元国軍人員及び家族の帰台定住申請作業規定」が出されて台湾籍老兵たちが台湾に戻ってこられる仕組みが整った（曾學佑 [2011]）。

所謂大陸籍配偶者、つまり1987年以降に台湾人と結婚した中国大陸側の住民が直接来台できるようになったのは1992年のことである。初めて大陸籍配偶者を受け入れることになった時、大陸地区人民の来台に必要な制度は次のような経緯で整備されていった。それまで中国大陸の住民が台湾に来ることに対しては「国家安全法施行細則」によって制限されていた¹⁷。中国大陸への親族訪問解禁以来、中台間の結婚が増加していたが、国家安全法施行細則の規定によると大陸籍配偶者は台湾に直接入境することはできず、自由地区の第三国で連続して4年以上居住しなければならなかった。大陸籍配偶者の直接の来台については1991年に「現段階における大陸地区人民来台定住または居留申請作業要点」（現階段大陸地區住民申請來台定居或居留作業要點）を改正し、結婚後2年が経過していること、或いは子女を養育していることを条件とし、年間120人という人数制限付きでの解禁が決定された。これを受けて翌1992年2月27日に、この制度を利用して来台する最初の大陸籍配偶者が香港経由で台湾に降り立った¹⁸。

現在、大陸地区人民が台湾に入境する際にどのような渡航文書が必要となるのかについても説明しておこう。台北の中華民国政府と北京の中華人民共和国政府は双方ともお互いを国家として承認しておらず、通常外国人が出入国の際に使用する渡航文書であるパスポ

¹⁶ 民間では1987年4月に「外省人帰郷親族訪問促進会」（外省人返郷探親促進會）が設立され、国民党軍に従軍して来台したまま故郷に帰れずにいた外省人老兵の帰郷・親族訪問という問題の早期解決を政府と台湾社会に向けて訴えた。活動が実を結び大陸への親族訪問が解禁された1988年1月に、外省人帰郷親族訪問促進会会長の何文徳らは「台湾帰郷親族訪問団」を結成して中国大陸への里帰りを実現した（王佩芬ほか「一條漫長回家的路—老兵返郷探親運動」http://ndweb.iis.sinica.edu.tw/TWM/Public/pdf/old_soldier.pdf 2014/09/01 確認）。

¹⁷ 「動員戡乱時期国家安全法」は、政府が1987年に戒嚴令を解除するのに際して成立させた法律である。これと同時に制定された「動員戡乱時期国家安全法施行細則」第12条第6項では、共産区の住民が台湾に来ることができるのは、自由地区に連続して満5年以上居住しており、且つ台湾に親族や配偶者がいる者に限られることが定められた。この規定は88年に、自由地区に連続して満4年以上居住と改められた。

¹⁸ 「大陸配偶来台 今天開首例」『聯合報』1992年2月27日。

ート（旅券）が使えない。そのため、中台間の往来に特化した通行証を発行することで対応している。大陸地区人民が台湾に入境するには、中華人民共和国政府がパスポートの代わりとして発行する「大陸居民往来台湾通行証」（陸胞証）と、中華民国政府が発行する「中華民国台湾地区入出境許可証」（入台証）を取得しなければならない。その上で、來台目的に応じた査証を取得する必要がある¹⁹。国籍ではなく戸籍の有無を基準として台湾側と中国大陸側の住民を峻別したように、出入境管理においても一般的な国家間で通用するパスポートは回避され、しかし実質的にはこれを同等の通行証を使用するという形で解決しているのである。

北京政府を共匪とみなす動員戡乱時期臨時條款は廃止され、親族訪問解禁を皮切りに既に始まっていた中台間の交流に関し兩岸關係條例が作られた。その中で戸籍の有無を基準として、台湾側の住民と中国大陸側の住民とを定義し、区別した。これらの作業によって、大陸地区住民を潜在的には中華民国籍を持つ国民としながらも、実質的には外国人と同等の地位に位置づけることで、台湾という領域に基づいた市民権制度を作り出したのである。これこそが中華民国市民権の台湾化の最も重要な部分であり、これが起こった契機は中台間の人的交流の開始、中でも大陸籍配偶者の台湾への受け入れであった。

無戸籍国民の誕生

中国大陸との関係において中華民国市民権が台湾化したことを確認したが、この時もう1つの問題が浮上してくる。それは中華民国籍を持つ華僑をどのように位置づけるかという問題である。有効な中華民国パスポートを所持している華僑は現在6万人にも上るともいわれているが、これ程まで多くの華僑が中華民国籍を持ち、中華民国のパスポートを使用しているのには理由がある。孫文が「華僑は革命の母」と語ったように、中華民国にとって華僑は建国当時から重要な存在であった。さらに国共内戦に敗れて台湾に撤退した国民党政府は、正統な中国政府としての支持を獲得するために、海外華僑を国民党側に取り込むための華僑政策を実施する。そのため、当時は希望する海外華僑に対して華僑身分証明書を発行しており、これを持って中華民国の在外公館で手続きをすれば中華民国のパスポートを取得することができた。当初は台湾に戸籍のない華僑が台湾を出入りするのに制限はなく、また華僑学生が「帰国」して進学することを積極的に奨励していた²⁰。

無戸籍国民というカテゴリーは、市民権の台湾化とともに出現した法律上の名称である。移民法が制定される以前に無戸籍国民の出入境について規定していたのは、1991年に作ら

¹⁹ これとは逆に、台湾人が中国大陸に赴くときには、中華人民共和国政府が発行する「台湾居民来往大陸通行証」（台胞証）が必要となる。

²⁰ 多くの華僑にとっての故郷は福建省や広東省などであり、台湾とは何のつながりもないものがほとんどであった。しかし政府にとっては、中華民国こそが唯一の中国そのものであり、華僑の台湾への入境は即ち中国への帰国であった。

れた「国民の入境短期滞在長期居留及び戸籍登記作業要点」（國人入境短期停留長期居留及戸籍登記作業要点）である。ここではまだ無戸籍国民ではなく台湾地区無戸籍人民という用語が使われており、「（1）国外に居留或いは香港マカオ地区に居住し、台湾地区に戸籍を設置したことのない人民、（2）我が国の国籍を取得した人民」という定義が与えられている。このように、この定義では国籍という概念と完全に関連付けられてはいない。その後、移民法が策定される際に「人民」という用語をめぐり多くの議論が重ねられたが、憲法や国籍法にある「国籍」や「国民」といった概念を採り入れて、台湾地区無戸籍国民という用語が使われることに決まった（楊翹楚 [2013:95-6]）

1999年に制定された移民法では、台湾地区無戸籍国民について「台湾地区に戸籍を設置したことのない国外に居留している国民及び我が国の国籍を取得、回復して未だ台湾地区に戸籍を設置していない国民」と定義している。上述した「国民の入境短期滞在長期居留及び戸籍登記作業要点」において使われた台湾地区無戸籍人民とは、「人民」か「国民」かという用語の違い以外に、香港とマカオの住民が除外されているという点でも異っている。

単なる国民であった海外華僑は、無戸籍国民というカテゴリーに入れられたことで、市民権制度の中で明確に台湾公民からは除外されたことになる。出入境や居留に関する新たな制度は、それまでと比べ明らかに不便を強いるものであり、国民という名が冠されているが実質的には外国人と同等、場合によってはそれ以下の待遇になった。例えば、日本のパスポートを持ち台湾を訪問する時、観光など目的で90日以内の滞在なら査証は必要ないが、無戸籍国民として中華民国のパスポートを持って台湾に行く場合には入国許可を申請しなければならなかった。このような規定はようやく近い将来改められ、日本やアメリカなど査証免除の協定を結んでいる国に永住権を有する無戸籍国民については、パスポートの有効期間と同じ期間の入国許可が与えられ、入国の度に許可を申請する必要はなくなる予定である²¹。

海外華僑はこのような中華民国市民権の台湾化という現象に対して、イデオロギーの側面を除外したとしても、良い印象を抱いていない。それは出入国や居住に関して以前はかなり自由であったのに、台湾化の結果として国民でありながら外国人と同等以下の待遇に格下げされたからである²²。

第4節 市民権テストからみる台湾の自己イメージ

²¹ 内政部「便利僑胞歸國 内政部修正放寬無戸籍國民入國程序」
http://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?sn=8646&type_code=02
(2014/09/01 確認)。

²² 例えば、韓国華僑への聞き取り調査を実施した上水流 [2012] を参照。

市民権テストの概要

2005 年の国籍法改正によって、外国人が帰化するには新たに「我が国の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識を備えている」ことが条件に加えられた。それを受けて同年、「帰化し我が国の国籍を取得する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識に関する認定基準」（*帰化取得我國國籍者基本語言能力及國民權利義務基本常識認定標準*）を定め、翌 2006 年から帰化申請をする外国人には、台湾の言語に関する能力や権利義務に関する基本常識を備えていることを証明することが義務付けられた。この市民権テストにおいて帰化を希望する外国人に求められる「基本言語能力」とは、「日常生活において他人と会話し、意思疎通をすることができ、社会に関係する情報を得られる」ことであり、（1）国内の公私立各種学校において 1 年以上就学した証明、（2）国内政府機関が開いた課程に参加し一定時間以上受講した証明（たとえば中華民国国民の配偶者として申請する場合には 72 時間）、（3）「帰化し我が国の国籍を取得する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識測定」に合格した証明、のいずれかを備えていることによって認定されるとされた²³。この（3）は台湾版市民権テストとでもいえるべきものである。市民権テストとは、移民が国籍や永住権を取得する際に課せられる試験であり、多くの欧米の移民受け入れ国において実施されている。市民権テストでは、受け入れ国の公用言語の運用能力のほか、その国の文化や歴史の知識、思想などが問われることが多い。許之威によると政府がこのテストを導入した目的は、表向きには言語学習への動機づけであったが、実際にはそれよりも外国人配偶者向けの統合コースの受講を促し、彼女らの社会参加を支援することを目的としていたという。この統合コースとは、新移民の台湾での生活を支援するための識字クラスや生活適応補助指導クラスなどの教育プログラムである。統合コースなどを 72 時間以上受講すれば、市民権テストは免除されるので 80%以上の帰化申請者は市民権テストを受験せず、他の認定方法を選択している（許之威 [2012]）。2006 年から 2015 年 2 月までの間にこのテストを受験したのは 16813 人であり、合格率は 88.48、不合格が 11.52%であった²⁴。

台湾の市民権テストの概要は次のようになっている。

表 2-4 市民権テストの概要

試験対象	全ての申請者（ただし、一定時間以上の正規学校教育あるいは「統合コース」の受講歴があれば、受験免除になる）
試験内容	国民の権利義務に関する基本的な常識
出題範囲	公開された約 230 問の中からランダム抽出（20 問）

²³ 「帰化し我が国の国籍を取得する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識に関する認定基準」第 2 条及び第 3 条。

²⁴ 内政部ウェブサイト「健全歸化機制 協助外籍人士融入社會」

http://www.moi.gov.tw/chi/chi_ipmoi_note/ipmoi_note_detail.aspx?type=2014C&sn=174
（2015 年 3 月 20 日確認）。

試験方式	筆記試験（選択式）、あるいは口頭試験（問答式）のいずれか	
試験言語	筆記試験：「華語」の書記体系で出題	口頭試験：「華語」、「閩南語」、「客家語」、または原住民族諸語のいずれか
試験時間	30分	
合格基準	一般申請者：70点 国民の配偶者、または国民の元配偶者であり、離婚後にも未成年子女の保護者である者：60点 65歳以上の申請者：50点	
評価方法	筆記試験：正答率	口頭試験：常識（正答・誤答） 言語能力（流暢・普通・不十分）
試験実施	年4回実施	
受験費用	500元	

出所：許之威 [2012:132] を一部改変。

この試験の実施に関しては、永住者に対する権利保障が不十分ななかでこのようなテストを課すことは中華民国籍取得を希望する新移民に過度の負担を与える、などの批判もある。たとえば廖元豪 [2006] は、「[帰化に際し市民権テストを課すという] このような措置は、明らかに「我々」の「優越」した眼で「彼ら」を選び、検査してやるということである。これはエンパワーメント (empowerment) や援助の効果がないばかりか、今日の台湾における法律的・社会的状況の下では外国籍配偶者とその家族の境遇を更に困難なものにするだけである」と批判する。一方で、この市民権テストは帰化しようとする外国人に対してだけ要求され、大陸地区人民が定住許可を得る時には要求されないという点を問題視する者もいる。これらの批判に対して許之威は、台湾の市民権テストは排他的なものではなく、また口頭試験では北京官話以外にも閩南語、客家語、原住民諸語が使用可能な規定などからみると、むしろ国語一極支配から多言語国家に変容させようとする政策手段であると述べる。そしてこの内容が排他的でないのは、政府にとって排除の対象となっているのは身近な他者である中国大陆からの移民であり、彼らに帰化テストを課していない以上、これを排他的なものにする必要性がないのだと論ずる（許之威 [2012] ）。

市民権テストの運用は確かに比較的柔軟であり、政治的に敏感な問題も含まれてはいないが、その内容にはやはり国家としての何らかの意思が反映されていると考えるべきである。最後のゲートを越えて台湾の公民となろうとする人々に対し、台湾がどのような社会であると理解させようとしているのか。それはつまり、政府は中華民国 (台湾) をどのような国家あるいは社会であると認識しているのかということの意味するのである。

市民権テストの内容

市民権テストにおいて出題される問題は、問題集の形で公開されており、その中から出題される。その内容は「政府組織類」、「国旗類」、「参政権類」、「一般法律類」、「査証及び旅券類」、「居留類」、「帰化類」、「戸籍類」、「教育類」、「財政税務金融類」、「兵役類」、「社会福祉類」、「家庭内暴力防止類」、「土地行政類」、「国民健保及び医療類」、「就業類」、「交通安全類」、「環境保護類」、「災害防止類」、「消費者保護類」、「自然環境及び原住民類」、「民俗祝祭日類」、「日常生活類」、に分類されている。このうち特に台湾の国家体制や領土に大きく関係する「政府組織類」、「国旗類」、「自然環境及び原住民類」の中から重要な問題を取りあげて、その内容を分析してみたい。

表 2-5 市民権テストの問題（抜粋）

政府組織類	
問題：憲法の規定によると、総統は誰の直接投票選挙によって誕生するか。	
	(1) 中華民国自由地区の住民全体 (2) 立法委員 (3) 直轄市及び県（市）長
答：(1)	
問題：我が国の元首のことを何と呼ぶか。	
	(1) 総理 (2) 国王 (3) 総統
答：(3)	
問題：中華民国の最高行政機関は何という機関か。	
	(1) 行政院 (2) 立法院 (3) 司法院
答：(1)	
問題：中華民国の最高立法機関は何という機関か。	
	(1) 行政院 (2) 立法院 (3) 司法院
答：(2)	
国旗類	
問題：我が国の国旗のデザインはどれか。	
	(1) 赤地に、左上が青天白日。

	(2) 星条旗。 (3) 赤、青、白の縞模様。
答：(1)	
問題：国旗を尊重する意義とは国家への尊重を表すことであるか。	
	(1) はい (2) いいえ
答：(1)	
自然環境及び原住人類	
問題：台湾最長の山脈は何山脈か。	
	(1) 雪山山脈 (2) 中央山脈 (3) 玉山山脈
答：(2)	
問題：台湾で最も高い山は何山か。（東北アジアの最高峰でもある）	
	(1) 阿里山 (2) 太平山 (3) 玉山
答：(3)	
問題：台湾で最も長い川は何溪か。	
	(1) 大甲溪 (2) 濁水溪 (3) 高屏溪
答：(2)	
問題：台湾は世界のどこに位置しているか。	
	(1) アメリカ (2) アフリカ (3) アジア
答：(3)	
問題：台湾の土地に最も早くに生活していたのは何人か。	
	(1) スペイン人 (2) 原住民 (3) 日本人
答：(2)	
問題：現在最も人数が多い原住民族は何族か。	
	(1) アミ族

	(2) タイヤル族 (3) ツォウ族
答：(1)	

出所：筆者の整理。

最後のゲートを越えて台湾の公民となろうとしている外国人に、台湾が国家としてもしくは社会としてどのような姿を示そうとしているのか。それは一言でいうと、「国家としての中華民国、領域としての台湾」ということになろう。まず国家体制に関わる部分では、直接選挙に基づく大統領制（総統制）や立法院、行政院などが挙げられ、それに加えて中華民国のシンボルとして国旗である青天白日満地紅旗が登場する。一方でこの社会が存在している領域に関しては、完全に台湾に限定されている。玉山や中央山脈、濁水溪など台湾を範囲とした地理、台湾を象徴する自然が提示されており、中国大陸のものは一切登場してこない。また、最も古くから居住していた集団として原住民が挙げられる。もちろんそこでは中国の少数民族が言及されることはない。

この市民権テストの内容に反映されている「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会のイメージは、現在の台湾が中華民国台湾化の結果として置かれている状況そのものであり、現実と乖離した理想の台湾社会像を新移民に提示しているということはない。むしろ、台湾人が学校教育を通じて学ぶ知識と比べても、国家あるいは社会としての台湾が置かれている現状に則した内容になっているのが特徴的である。

台湾の義務教育において学習する内容は、かつては完全に中国を主体としたものであり、歴史や地理に関しても台湾の事項について言及されている箇所は非常に少なかった。このような状況は、台湾の事項を教えるための教科書である『認識台湾』に代表されるように、1990年代から台湾主体の内容を採り入れる方向へと徐々に変わってきてはいるものの、以前の教育内容から完全に転換されたわけではない。現在でもなお、中華民国政府の実効統治下にはない中国大陸の歴史や地理が依然として大きな割合を占めているのである。台湾主体の内容が増加する方向への教育の変化は、民主化の過程における憲法修正のやり方を想起させる。憲法修正においては、既存の条文には手を加えられず、増加修正条文を付け加える形で、台湾のみを実効統治するという現実に憲法を対応させるという処理が行われた。1990年代からの教育改革において行われた本土化も基本的にはこれと同様であった。中国に関係する歴史や地理は、多少の分量の調整はあったにせよ、基本的な内容は維持されたまま台湾の歴史や地理に関係する内容が新たに加えられるという方式が採られた。そのため、台湾人が義務教育で学習する歴史や地理は、教育の本土化がある程度進んだ現在でも、それによって完全に脱中国化したわけではなく、中華民国政府の実効統治の現実とは大きく乖離したままなのである。

台湾の公教育においてどのような内容が扱われるのが望ましいかという問題はさておき、特に歴史や地理に関しては、中国主体のものにすべきか台湾主体のものにすべきかのせめ

ぎ合いは今でも続いており、台湾人自身に対し国としてどのような国家像・社会像を提示するかについてはまだ結論が出るには至っていないようである。これと異なり新移民に対して提示される台湾社会の自己イメージは分かりやすく、大きな対立もみられない。義務教育の課程要綱が改訂される際には毎回激しい議論が行われる一方、市民権テストの問題集の小幅な改定ではそのような話は聞かない。新移民という他者に対しては、「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会の自己イメージがはっきりと、そして安定的に示されていることが、市民権テストの問題を分析した結果から読みとることができる。

終わりに

本章では、台湾が新移民を受け入れるようになったことで市民権の台湾化が起こったことを論じた。台湾化が起こる契機となったのは、台湾海峡兩岸間の人的交流の再開であった。中国大陸出身者を台湾人の配偶者として受け入れる時、彼女らを台湾側の住民と法的に異なる形で位置づける必要があった。現行の中華民国憲法は中国大陸側もその領土としている以上、彼女らを潜在的に中華民国籍を有する国民とみなさなければならず、台湾における戸籍の有無を基準として区別したのである。これによって市民権制度は、中華民国政府が台湾のみを実効統治するという1949年以降の現実に反映したものに転換した。市民権の台湾化を直接促したのは、台湾社会内部からの圧力ではなく（もちろんそれによって引き起こされた民主化が背景にあったとしても）、中国大陸出身者の來台であったというのは興味深い。台湾海峡兩岸間の人的交流の再開は、国民党政府が中国全土を統治しているという建前を無効化したのである。

台湾の住民と中国大陸側の住民とを区別するために採用された基準が戸籍であったため、通常の家において国籍を保有していれば即ち当該国の公民とみなすことができるのに対して、台湾では中華民国の国籍に加えて台湾に戸籍を設置することで初めて台湾公民となる。中華民国市民権の台湾化は、中国大陸の住民と海外華僑に対し、戸籍の有無を基準にしてそれぞれ大陸地区人民と無戸籍国民というカテゴリーを与え、法的にはっきりと台湾公民の外側に位置づけることで成し遂げられた。このようにして再構成された新移民出現後の市民権制度は、移民が受け入れ国の公民となるまでのルートを、合法的な入境・永住権・国籍という3つのゲートによって説明するモデルより複雑なものとなっている。

また、市民権制度の中で新移民に対してどのような国家像・社会像を提示しているのかについて外国人が中華民国籍を取得する際に受験する市民権テストの内容から分析した。そこには「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会の自己イメージが反映されていることが明らかになった。中国大陸の地理や文化を含まないこのような内容は、台湾人が学校教育において学習する内容と比べても、より現実に即したものであるといえ

る。

第3章 多文化主義的移民政策へ

はじめに

新移民の流入に対する台湾社会の応答ということで、本章では新移民政策に焦点を当てる。新移民を台湾に受け入れる時、また受け入れた後に台湾社会への統合を図るにあたって、どのような政治が展開され、どのような政策が実施されたのだろうか。

台湾社会の統合理念として多文化主義が標榜されるようになって久しく、現在では新移民政策もまた多文化主義の一環として語られることが多い。しかし、そもそも台湾の新移民は当初から計画的に受け入れてきたわけではなく、移民人口が増加するに伴って出現してきた様々な問題に対処するために新移民に対する政策も作られてきた。そのため新移民が登場してから既に四半世紀が過ぎているが、当時（1990年前後）と現在とでは状況が大きく異なっており、もちろん新移民政策も大きく様変わりしている。当初の大きな課題は、例えば第2章で扱ったような移民受け入れを可能とする市民権制度を構築することであったりするが、新移民の定住が進むとどのようにして台湾社会に統合していくかという問題が登場する。そこで、受け入れが開始されてからこれまでおよそ四半世紀の移民政策を振り返り、新移民政策というフィルターを通して台湾多文化主義を捉え直す必要があるだろう。

本章で中心的に考察するのは、台湾において移民政策は歴史的にどのように形成され、どのような力学が働き、新移民の台湾社会への統合を目的とした政策、特に近年の多文化主義的政策が実施されるようになってきたのかという点である。それを踏まえて、今日までの新移民政策はどのような原理に基づいて作られているのか論じることとする。

第1節 移民と移民政策

カースルズらは移民受け入れ国を大きく3つの類型に分類している。まず1つめは、合法移民を将来の市民として受け入れようとする意欲の強い古典的移民国である。これはアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのような白人が先住民の土地を略奪し、次にヨーロッパからの移民を受け入れながら形成された国家の他、スウェーデンもこの範疇に入るといえる。2つめの類型は、かつての植民地からの移民を受け入れ、入国した時点でしばしば市民として扱ったフランスやオランダ、イギリスなどである。3つめの類型は、ゲストワーカー制度をとるドイツ、オーストリア、スイスなどであり、これらの

国々は移民の家族呼び寄せや定住を嫌い、市民権取得には高い障壁を築いている。白人移民を市民として受け入れたことが国民国家形成の際の神話として祭り上げられてきた古典的移民国における初期の移民政策は、白人移民を同化主義的に受け入れるというものであった。これは1945年以降に国際移民が増加してからも変わらず、同化可能な白人中心の移民が期待されていた。しかし、非ヨーロッパからの移民が増加すると、彼らは不利な労働条件の中で働くことになりやすく、マイノリティとして独自の文化や言語、集団生活を維持していく。その結果同化主義は明らかな失敗とみなされるようになり統合政策に取って代わられた。統合政策は移民側の一方的な適応ではなく、受け入れ国国民による移民文化の受容も進めるものである。移民政策はその後さらに、移民が国民文化を漸進的に吸収していくことをめざす統合政策から、自らの文化や言語、宗教などを維持したまま国民と同じように社会参加を実現させる政策である多文化政策へと移行した (Castles, Haas and Miller [2014:264-77])。

移民受け入れ国としての台湾の状況は、上に挙げられている3種類のいずれとも綺麗には合致しない。広義の移民は各国から受け入れているが、入国時点で永住資格を付与して受け入れている訳ではないので古典的移民国とは異なる。また、言うまでもなく旧植民地からの移民を受け入れる第2の類型は全く当てはまらない。最も近いのが第3の類型である。確かに台湾は外国人労働者に関してゲストワーカー制度を採用しているという点では共通しているが、台湾社会への統合や編入、包摂といったテーマにより強く関係しているのは、市民権の取得への道が完全に閉ざされている外国人労働者よりも、将来台湾市民になることが制度的に認められ、また多くがそのようになると見込まれている婚姻移民だからである。台湾では新移民が増加した1990年代の時点で既に、移民とは別の文脈から、つまり四大族群の存在を前提とした多文化主義が標榜されていたため、移民政策において同化主義が前面に押し出されることはなかった。とはいえ実際に新移民の文化や言語の維持を目的とする多文化政策が当初から実施されていたわけではなく、どのようにして新移民を台湾社会に統合するかということが課題として認識されていた。

ところで、日本語と台湾の中国語にはそれぞれ「移民」や「移民政策」という言葉が存在しているが、特に政策用語としては意味や用いられ方が異なっている点に注意を要する。移民政策についてT.ハンマーは、出入国管理政策にあたる“immigration policy”と、既に入国した移民の社会統合政策にあたる“immigrant policy”とに区別する。これと重なるが日本の移民政策について北脇保之は次のように述べる。「移民」という言葉には「入国時点の在留資格が永住を可能にするものである外国人」という意味合いがあるが、そのような形での移民は制度的に認められていない。そのため、現在の日本における外国出身者に対する政策を移民政策と呼ぶのは適切ではなく、外国人政策と呼ぶのが適当である。そして外国人政策は、外国人の出入国に関する出入国管理政策と、入国後の社会への包摂に関する社会統合政策に分類することができる (北脇 [2008:100])。日本政府でも、近年になって将来的に移民を受け入れるかどうかの議論が漸く盛り上がりつつあるが、公的な立場として移

民は存在していないという立場を崩していない。これは移民を上述したような意味で定義しているからであり、日本に居住している外国籍の人間はあくまで在留外国人との位置づけなのである。

これに対し台湾では、「移民」という用語は日本より柔軟に用いられており、公的な文書の中で「新移民」や「婚姻移民」という言葉が使用される。台湾の公的な文脈における「移民」の定義は広義のものとなっており、新移民に関わる政策全てを移民政策として総称する傾向にある。しかしその実態をみるにあたり、まず出入国管理政策と社会統合政策とを分析上区別しておく必要がある。大まかにいうと、1990年代まではほとんど出入国管理政策のみであったものが、2000年以降になると新移民の社会統合が政策的課題となっていった。

第2節 出入国管理と新移民受け入れ

反共体制下の出入国管理

1990年代までの新移民政策及びそれと関係する議論は、合法的な入境の前後を対象としたもの、つまり入境を認めるか否か、どのような身分で入境させるかという内容が中心となっていた。ここでは新移民の出入国に関する制度がどのように構築されたかの検討に移る前に、まずは戦後台湾における出入国管理業務の変遷についてみておく¹。中華民国の中央政府が台湾に移転した直後の出入国管理は、共産党スパイが台湾に入り込むのを防ぐことに重きが置かれ、台湾省警備総司令部と台湾省政府が戒厳法を根拠に出入国管理を司っていた。戒厳法第11条第9款の「戒厳地域に寄寓する者は、必要な時には退去を命ずることができる」とともに、転入を制限または禁止することができる」という規定によって、戒厳地域内外での人の自由な移動が1949年以降できなくなったのである。戒厳地域というのは、現在の中華民国政府が実効統治する領域である台湾・澎湖・金門・馬祖のことである。第2章でも述べたように、特に中国大陸側との人の出入りは長い間ほとんど不可能な状態であった。

戦後初期には軍関係者は台湾省警備総司令部、それ以外の公務員や教員ほか一般住民は台湾省警務処という、それぞれ別の機関によって出入国が管理されていた。1952年4月になると台湾省保安司令部の督察処と台湾省警務処の旅行室が合併し、台湾省保安司令部の中に軍民出入境聯合審査処が誕生したことで、軍と民の出入国管理が一元化された。1957年3月には行政院が「戡亂時期台湾地区入境出境管理規則」（*戡亂時期台灣地區入境出境*

¹ 戦後台湾における出入国管理政策の歴史については移民署ウェブサイトを参考にした。
<https://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1083964&CtNode=29674&mp=1> (2014/11/01 確認)。

管理辦法)を出し、軍民出入境聯合審査処は入出境管理处へと改称された。さらに1972年9月には、従来は軍系統である台湾警備総司令部の管轄であったものが、行政系統である内政部警政処の管轄へと変更になったことで、入出境管理局へと改組された。この入出境管理局が現在の入出国及移民署の前身である。

民主化以前の台湾では、厳格な出入国管理にのみ注意が払われており、体系立った移民政策は作られてこなかったが、1980年代になると少しずつ移民政策が話題に上がるようになっていた。既に述べてきたように、中台関係が固定化してから1980年代まで台湾にとって移民といえば出移民のことであり、一般的には留学などの機会を通じて欧米に渡り、そのまま定住し、家族を呼び寄せるといったものが多かった。このような形の移民は個人の選択として海外へ移住していった人々であるので、政府の政策とは直接関わっていたわけではなかったが、1980年代になると移民政策の必要性が政治の場において言及されるようになる。そこでは、特に人口問題との関係から、移民の送り出しを管理する政策を進めていくことが議論された。例えば1984年には、台湾省議会において「本省の人口圧力を低減させるため、適当な移民政策を推進する案」が出されており、その内容は次のようなものであった(『台湾省議会公報』52:1, 1984:55)。

我が国の人口密度は既に世界で最も高く、産児制限を確実に実行する以外に、移民も人口圧力を低減する一種の方法であろう。政府にはこれまで移民政策がなかったが、実質的には移民が途切れたことがないばかりか、年を追うごとに増加する傾向にある。個々に任せておくより、計画的に進めた方がずっと妥当である。……主観的・客観的環境から見ると、どのような人を送り出すか、どこに移住させるかなど、適当な移民は絶対に必要である。

1988年8月には行政院の院会において行政院長の俞国華が、移民政策の策定に着手するよう関連部会に指示を出したが、これは政府の長が初めて移民政策に対して明確な指示を出したものであった。また、1990年に内政部から出された「我が国の現段階における移民補助指導施策」(我國現階段移民輔導措施)では、その目的として次のように書かれている。

国外に移住するつもりのある本国人を助けるとともに、受け入れ国の開発に協力し、受け入れ国の政府と住民の我が国への繋がりや理解を深めることで、国民外交展開して両国関係を強化するため、特にこの措置を定める。

このように、移民政策の必要性が認識されるようになった1980年代に構想されていた政策は、送り出しとしての移民を対象とするものであったという点で、現在のものとは大きく様相が異なっていた。

個人としての移民受け入れ

通常、婚姻によって自国民と夫婦となった者の入国を拒むということはあまりないが、台湾では先に述べた反共体制下の出入国管理制度によって、たとえ台湾人の配偶者であっても中国大陆側の人間が自由に來台することはできなかつた。1980年代以前に中国大陆出身の配偶者が來台するには、第三国で一定期間居住した後に許可を得なければならなかつた。第2章で述べたように、大陸籍配偶者が台湾に直接来ることができるようになったのは、1992年のことである。また、大陸籍配偶者の來台を解禁しといっても、すぐさま必要としている人全員が來台することを可能としたわけではない。大陸籍配偶者に対してはキャップ制が導入され、年間の來台居留許可の人数に上限を設けたのである。外国籍配偶者の入国をめぐってはこのような制度は採用されていない。初年度の受け入れは上限が120人とされ、その後段階的に増やされていったが、この上限人数は実際の需要と比べると相当に少なく、非常に消極的な形での受け入れ容認であつたことが分かる。

一方、外国籍配偶者の來台に関しては基本的に制限があつたわけではないが、今のような東南アジア出身の女性を中心とする外国籍配偶者というのは1980年代まではまだ少数であつた。婚姻移民は外国籍、大陸籍にかかわらず1990年代に入ると目に見えて増加していったが、この時期の婚姻移民に対する政策は、主として出入国管理に重点が置かれており、婚姻移民が來台してからの台湾社会への統合については関心が払われていなかつた。

次に外国人労働者であるが、戦後台湾ではずっと認められてこなかつた外国籍の非熟練労働者の雇用は1989年に解禁された。1980年代後半になると公共工事などでの人手不足の問題が起こり、安価な労働力を求める産業界からは外国人労働者の解禁が要望されるようになった。また、実際には不法滞在の外国人労働者はかなりの数に上つていたという。一方で、外国人労働者を導入することによって台湾人の雇用が奪われたりや賃金が低く抑えられたりすることを懸念する労働者団体などはこれに反対した。そして政府や学者なども交え、外国人労働者を導入すべきか否か議論されるようになっていた。

1989年10月、政府は「十四項目重要建設工事人材需要への対応施策案」（*十四項重要建設工程人力需求因應措施方案*）を決定し、北第二高速道路や台北 MRT など大規模公共工事で外国人労働者を受け入れることが発表された。それを受けて翌年2月に、初めての合法的なブルーカラーの外国人労働者である32名のタイ人が來台し、北第二高速道路の建設に投入された。1991年には「当面の人材不足対応暫定措置」（*因應當前人力短缺暫行措施*）を発表し建設業など6大業種中の15の職種において外国人労働者が解禁となり、民間企業が外国人労働者を雇うことができるようになった。そして建設業や製造業だけでなく、福祉の分野においても外国人労働者の導入を求める声が高まり、1992年4月には介護士が、同年5月には家事労働者が解禁となつた。1992年9月には外国人労働者を雇用できる範囲が68の業種、32000人へと拡大され、さらに1993年には73業種、35000人となつた。

外国人がどのような業種や職種に従事できるか、それまでは政府がその都度判断してき

たが、1992年に施行された就業サービス法によって、これが法律に明記されることとなった。そこでは外国人を雇用できる範囲について、「国民の就労権を保障するため、外国人の雇用は、本国人の就業機会、労働条件、国民経済の発展と社会の安定を妨げてはならない」（第41条）としたうえで、次のように定めた。

雇い主が外国人を雇い中華民国国内で仕事に従事させるには、本法で別に定める場合を除き、左の各項に限る。

1. 専門的または技術的な仕事
2. 華僑または外国人が政府の許可を経て投資または設立した事業の責任者
3. 公立または登録済みの私立大学以上の学校または外国人学校の教師
4. 補習教育法に依って登録された短期補習校の専任外国語教師
5. スポーツの指導者および選手
6. 宗教、芸術および演芸の仕事
7. 家庭内使用人
8. 国家の重要な建設工事または経済社会的発展の需要に対応して、中央主管機関が指定した仕事
9. その他仕事の性質が特殊であるため、国内に該当する人材が不足し、業務上外国人を雇い仕事に従事させる必要性が確かにあり、中央主管機関による決定を受けた案件

このようにして外国人労働者の導入が進められていったが、受け入れる労働者の出身国や、就くことのできる業界や職種などには様々な制限が課せられており、選別的に導入されていったのである。曾嬭芬は選別的な外国人労働者導入の過程で働く力学をナショナリズム政治から分析し次のように整理した。

表 3-1 外国人労働者導入政策をめぐるナショナリズム政治：6つの側面

ナショナリズム政治の側面	国民国家の建設と促進という側面	外国人労働者導入政策で現れるテーマ
台湾人／中国人アイデンティティ	ナショナル・アイデンティティの確立 誰が我々で、誰が彼らか	大陸籍労働者の排除
国家の境界と主体	誰が中華民国の国民か 中華民国の国境はどこにあるのか	大陸籍労働者は「外国人」か
国際体系における国の尊厳	政府間の平等な対応 「友好的な」外交の維持	東南アジア人労働者の導入、「外労外交」を利用した外国人労働者

		政策
人種化された階級主義	外国人を社会の成員として統合するという原則	
人種的同質性による血統主義	外来人口を包摂する主要な基礎	ゲストワーカー計画の実施
重商主義的経済ナショナリズム	国民国家の国民が経済福祉を共有 経済福祉の起動者は企業	外国人労働者導入によって、国民経済にとって象徴的意義を持つ国内企業（輸出志向の製造業）を応援する

出所：曾熾芬 [2004:48] を一部修正して作成。

労働者派遣国の選別ということでは、まず企業側から要望も多かった大陸籍の労働者は、受け入れられることはなかった²。これは1つでは、反共イデオロギー的出入国管理制度の延長として、中国大陸側の住民を台湾の政治体制を脅かす存在とみなしていたことが挙げられる。また同時に、曾熾芬のいうように、誰が中華民国の国民であるか、そして中華民国の範囲はどこなのかをはっきりさせるという、国民国家建設に向けたナショナリズム政治の結果でもある。

そして、労働者の供給国として東南アジアの幾つかの国が選ばれたのであるが、次節で述べるように外国人労働者の受け入れに関して政府は、派遣国の選定や受け入れの停止を台湾政府は外交カードとして利用した。また、ブルーカラーの外国人労働者に関しては、解禁以来ずっと滞在期間に制限のあるゲストワーカーとして受け入れる形をとっており、家族の呼び寄せもできない。台湾社会にとって「望ましい国際化」の実現に寄与してくれるホワイトカラーの外国人専門人員はもちろん家族の帯同や永住権の取得、中華民国籍の取得が可能であるのに対し、「望ましくない国際化」を進める外国人労働者ではこれらが認められていない³。これまで外国人労働者を雇用できる職種が拡大されたり、滞在可能な年数が延長されたりといった制度改革が行われてきたものの、一定期間台湾で働いた後は出身国に帰国させるという基本的な方針は現在に至るまで全く変わっていない。

台湾の新移民受け入れが特に制限的であるのは、出身国等が限られているというより、個人としての來台に限定されているということによる。比較的少数であり定住志向の低いホワイトカラーの外国人専門人員を除くと、家族の帯同が許されていない外国人労働者と、必ず台湾人と婚姻関係を結ぶ移民によって構成されるのが新移民ということになる。外来人口がどれだけ増えたとしても、構造的に個人化された移民として台湾社会に受け入れる

² 正確には、中国大陸籍の労働者は漁船乗組員に限って認められた。

³ 日本の場合では、建前としてはブルーカラーの外国人労働者を導入していないが、実質的には南米出身の日系人に限って単純労働に従事する労働者として受け入れている。かれらは就労関係の在留資格ではなく「定住者」として来日し、家族の帯同も可能である。一方、研修制度を利用して来日する外国人研修生が安価で調達できる単純労働者としての役割を担っているケースが多いが、彼らには家族の帯同は認められていない。

のであり、生物学的に、または文化的にも再生産可能なエスニック集団は原理的に出現しないのである。

第3節 新移民をめぐる包摂と排除の政治

現在の出入国管理に関する制度の大枠は、1980年代末から1990年代にかけて整えられた。これらの制度に則って合法的に入境し、台湾社会に定着する人々が増えてくると、新移民をどのようにして台湾社会に統合または包摂するかという新たな問題が出現する。外国人労働者は台湾での定住は認められていないが、婚姻移民に関しては2000年頃には既に中華民国籍を取得し（大陸籍の場合は定住資格を取得し）、戸籍を作ることで、法的に台湾人になる者も多くなっていた。しかし、同等の権利義務を有する台湾公民となったからといって、そのことによってすぐに社会経済的地位までも完全に同等となるわけではない。滞在資格や法的地位がどのようなものであれ、実態として多くの新移民は社会経済的側面において周縁的地位にとどめおかれてきたのであり、そのような環境に置かれた新移民をどのようにして台湾社会に包摂していくかという問題が浮上してくる。また、これとは別に外国人労働者をめぐるのは、労働者派遣国との関係を受け入れ政策に反映させるという方策によって、政治化されていくという状況がみられた。

幾つかの市民団体がこのような問題に真っ先に関心を寄せ、もしくはこの問題を解決するために組織され、新移民への支援活動を行うとともに、新移民を包摂するための政策を実施するよう政府に要求していった。例えば、1995年に高雄県美濃鎮において美濃愛郷協進会の協力の下で始められた外国籍配偶者向けの中国語クラスである「外国人花嫁識字クラス」（*外籍新娘識字班*）は、新移民支援を目的とした活動としては最も初期のものとして知られている。2003年にはこの外国人花嫁識字クラスが元となった、外国籍配偶者自身によって構成される団体である「南洋台湾姉妹会」も誕生し、新移民の声を直接社会に発信するようになった。また、政府が新移民に対して新たな法的規制を作り出していく状況に呼応し2003年に設立された「移民／住人権修法連盟」や、労働運動の立場から外国籍労働者の問題に取り組むために1999年に設立された「台湾国際労働協会」など、新移民の権利擁護を目指す社会運動団体が出現してきたのに加え、フェミニズム組織やボランティア組織など既存の市民団体も新移民の問題に関心を寄せるようになった。これらの動きは、政府の新移民政策にも様々な形で影響を与えた。

外国人労働者と外交

詳しくは後述するが、政党間の立場の違いが最も際立っていたのは大陸籍配偶者に対する政策であった。それでは常に国民党（或いは青陣営）は新移民に対し開放的で、民進党

(或いは緑陣営)は排斥的であったのだろうか。これから述べる外国人労働者に対する政策をみると、そのように単純化することはできない。

台湾の外国人労働者は、どの国から何人の労働者を受け入れるか送り出し国との協議によって決定している。労働者の受け入れは台湾政府にとって一種の外交カードとして用いられ、送り出し国との関係悪化は、これまで何度も外国人労働者政策に反映されてきた。具体的には、当該国からの受け入れを凍結したり、手続きを長期化させたりといった方法が採られる。このような措置の全てが外交関係に起因する訳ではないが、これまでのところ受け入れ凍結に至った多くのケースにおいて、外交問題が直接の理由となっているか、そうでなくても何らかの形で関係している。外国人労働者の受け入れを外交カードとして利用することは、「外労外交」と呼ばれたりする。それでは、実際にどのような形でこの外労外交が展開されたかみてみよう。

まず 2000 年にはフィリピンからの労働者受け入れを凍結した。これは 1999 年に、台湾の雇用主とフィリピン人労働者との労働争議に在台湾フィリピン代表処が介入してきたこと、そしてフィリピン政府が雇用主や斡旋業者のブラックリストを公表したことを理由としている。在台フィリピン人労働者をめぐる問題は台湾-フィリピン間の航空協定の再締結をめぐる争議に発展し、それまでの航空協定が 1999 年 10 月に期限を迎えたことで、台湾-フィリピン間の直行便は停止した。そして翌 2000 年 6 月から主要製造業と建設業におけるフィリピン人労働者の受け入れを凍結することとなった。また、この時期に受け入れを停止したフィリピン人に替わり、ベトナム人労働者の受け入れが始まった⁴。

2002 年 8 月にはインドネシアからの労働者受け入れが突然全面的に凍結された。理由としては、インドネシア人労働者の失踪者数が高止まりしていること、インドネシア政府が失踪防止のため斡旋業者を通じて在台インドネシア人労働者の給与から毎月 3000 元の保証金を天引きするとしたこと、台湾政府の要求していた斡旋料の低減にインドネシア政府が協力的でないことなどが挙げられた⁵。しかし、実際の理由はこれだけではなく、陳水扁の計画していたトランジットによるインドネシア訪問が拒否されたことが関係しているとされる。また、この時の受け入れ凍結の解除が模索されていた 2004 年 2 月に、行政院劳工委員会主任の陳菊とインドネシア労働移住大臣のヤコブがジャカルタで会談を予定していたが、インドネシア側が中国政府への配慮から直前になって会談時間を変更したため、台湾側は会談をキャンセルし凍結解除も見送られた(明石 [2006])。

2002 年 8 月にはタイとの間で労働者の直接雇用に関する話が進み陳菊がタイへ赴いてこの協定が締結される予定であった。しかし、直前になってタイ側は公用ビザの発給を拒否し、観光ビザで訪問するように要請した。これは、呂秀蓮が密かにインドネシアを訪問し

⁴ 「航約談判 菲官員稱將再進行」『聯合報』2000 年 6 月 3 日、「凍結菲勞三案擇一本周明朗化 政院責成勞委會 慎審慎評估 以慎全面凍結 願為優先 實施日期再協調」『聯合報』2000 年 1 月 3 日。

⁵ 「印尼勞工 即起凍結來台 逃跑比率過高及印尼政府對我不夠尊重均為凍結主因 已獲配額的招募中案件不受影響」『聯合報』2002 年 8 月 1 日。

たことに反発した中国政府が、タイ政府に対し圧力をかけたためとみられている。台湾側はこれを受け入れなかった結果、陳菊のタイ訪問は見送られた。また、これに伴って、正式に労働者受け入れを停止するという発表はなかったが、これ以降タイ人労働者の申請に対する審査が事実上ストップすることとなった⁶。このような状態は同年 12 月に協定が締結されるまで続いた。

馬英九政権になってからの 2011 年には、フィリピンとの間で問題が発生した。事の起りは 2010 年末フィリピンにおいて、国際的な詐欺グループが逮捕されたことであった。逮捕された 24 名のうち 14 名が台湾籍、10 名が中国大陸籍という構成であり、彼らはフィリピンを拠点とし、中国大陸の住民をターゲットとして詐欺行為をはたらいていた。中国当局はフィリピンに対し、両国間で締結された犯罪人引き渡し条約に基づき、容疑者全員を中国に引き渡すよう要求したのに対し、台湾当局は国籍管轄の原則に基づき台湾籍の容疑者は台湾に引き渡すよう主張していた。そして 2011 年 2 月になってフィリピンは、容疑者全員を中国大陸側へ移送したのであった。台湾側はフィリピン政府に対して強く抗議したが聞き入れられず、これに対する報復措置として、フィリピン人労働者の來台申請の審査期間を 4 ヶ月に引き延ばす措置をとった。これは実質的に労働者受け入れを 4 ヶ月間停止することを意味した⁷。

フィリピンとは 2013 年にも再び問題が発生した。台湾とフィリピンの間にあるバシー海峽で操業していたマグロ漁船「廣大興 28 号」がフィリピンの漁業監視船による銃撃を受け、廣大興 28 号の乗組員 1 名が死亡する事件が起こったのだった。台湾とフィリピンの主張する排他的経済水域は重なっている部分が多いが、事件が起きたのはフィリピン領海のすぐ近くの海域であった。台湾ではフィリピンに対する強硬な対応を求める世論が沸騰し、政府も海軍の護衛艦をバシー海峽に派遣するなどした。そして、フィリピン政府としての謝罪や賠償などを要求したが、フィリピン側は「1つの中国」原則に則って処理するとして政府としての謝罪を拒否した。この事件の経過において台湾政府は、経済制裁や交流中止、軍事演習などの内容が含まれる制裁措置を 2 度にわたって発動しているが、その中の 1 つとしてフィリピン人労働者の受け入れ凍結も含まれており、2013 年 5 月から 8 月まで実施された⁸。

労働者送り出し国と正式な外交関係を持たない台湾にとって、外国人労働者の受け入れは少ない手持ちの外交カードの 1 つとして考えられていることが以上から分かる。そのため外国人労働者受け入れの凍結を行った多くのケースにおいて、外交問題が関係していた。もちろん、果たしてそのような政策が実際のところどれほど有効性を持つのかという点で

⁶ 「陳菊訪泰 曼谷拒發簽證 呂秀蓮印尼行效應？ 中泰勞工會議勢必缺席 陳批違反誠信」『聯合報』2002 年 8 月 27 日。

⁷ 「制裁菲國 我凍結菲勞 4 個月」自由時報ウェブ 2011 年 2 月 9 日
<http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/466581> (2015 年 3 月 15 日確認)。

⁸ 竹内 [2013]、「廣大興案落幕 菲勞今解凍」自由時報ウェブ 2013 年 8 月 9 日
<http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/703740> (2015 年 3 月 15 日確認)。

は疑問の声も多い。それでも、送り出し国との関係が悪化した時、受け入れの凍結という選択に至ったケースには、相手国からの譲歩を引き出すという目的以外にも、台湾内部の国民感情への配慮として強硬な姿勢を示すという意味合いを強く持つものもあった。

また、外国人労働者の受け入れを外交手段として用いるこのようなやり方は、大陸籍配偶者の処遇をめぐる両者に大きな差が生じるのとは対照的に、民進党政権と国民党政権の双方に共通してみられる。曾嬿芬によると、そもそも外国人労働者の導入自体が反映しているのは、経済ナショナリズムに対するグローバル化の脅威に台湾が応対し、アンダークラス外国人労働者導入政策によって経済ナショナリズムを強化しようとしている姿である。台湾が国民国家の建設を実現させるのに国際政治が重要な障壁となっているなかで、外労外交は政策決定者にとって台湾の国際的地位を確立するのに役立つとみなされている（曾嬿芬 [2004:48]）。外国人労働者派遣国の決定や外労外交の展開、そして外国人労働者をあくまでゲストワーカーとして受け入れ台湾への定住を認めない方針がこの制度の導入から 20 年以上続いていることなどをみると、青／緑に関わらず「中華民国在台湾」という社会的コンセンサスに立脚して醸成されているある種のナショナリズムが外国人労働者に対して表出されていることがはっきり見えてくる。

労働者派遣国との問題解決のため、もしくは相手国への抗議の意思表示として、労働者の受け入れを凍結したり審査を引き延ばしたりするような外労外交に対して、外国人労働者の関係団体などは、国が外国人労働者をスケープゴートにしていると批判する⁹。しかし、外国人労働者に対してナショナリズムを強化するための圧力が加えられ、排除の対象となったのは、まだ来台していない、来台できるはずであった労働者に対してであって、既に台湾で就労している労働者に対してではないということは付け加えておく。ただし、台湾における外国人労働者の生活環境は一般的に良好なものとはいえない。彼らの人権状況は 2005 年に高雄 MRT 建設工事中で起きたタイ人労働者暴動事件によって多くの人が知るところになり、大きな社会問題として認識されている¹⁰。

⁹ 例えば、2013 年に政府がフィリピン人労働者受け入れ凍結を検討したことに関し、台湾国際労工協会は、政府は経済貿易や外交の手段を用いるべきであり、社会的弱者である外国人労働者をスケープゴートにするのは、「大人が喧嘩して、子供を殴る」ようなものであり、非常に不適当であると批判した（「凍結外労懲菲 企業挺政府」蘋果日報ウェブ 2013 年 5 月 13 日 <http://www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20130513/35014383/>（2015 年 3 月 1 日確認））。

¹⁰ MRT は地下鉄とモノレールを合わせたような都市交通システムである。現在台北と高雄で運行されており、他の幾つかの都市でも建設が計画されている。2005 年 8 月、高雄県岡山鎮（現、高雄市岡山区）にある高雄 MRT 株式会社の宿舎で、管理会社とタイ人労働者の衝突が起こった。約 300 人のタイ人労働者がこの衝突に加わり、管理会社社員への暴行のほか、宿舎や車輻への放火、警察や消防への投石などが行われた。翌日には泰国貿易経済弁事処（駐台湾タイ国代表部）副代表や高雄市政府勞工局長、高雄県政府勞工局長らが仲介に入り事態の收拾を図った。この事件は調査の過程で政府関係者の収賄疑惑なども噴出し、労働委員会主任委員の陳菊や高雄市代理市長の陳其邁、総統府国策顧問の陳哲男らが辞任するなど陳水扁政権にとっても大きな打撃となった。

ナショナリズム政治における大陸籍配偶者

新移民政策のなかでも特に頻繁に変更が行われたのは、大陸籍配偶者の処遇をめぐる制度に関連するものであった。大陸籍配偶者が台湾に入境、滞在し、市民権を取得するまでのルートは、ナショナリズム政治における対立の中でたびたび政治化していったのであり、国民党と民進党の新移民政策の違いが最も明確に現れる領域となった。

まず、台湾におけるナショナリズム政治について確認しておきたい。第 1 章で述べたように、国民党権威主義体制時代においては、中国ナショナリズムのイデオロギーによって全ての台湾住民が中華民族・中国人であるということが強調されてきた。これに対し民主化期に党外陣営から提起され、民主化運動のなかで主流となったのは、台湾を主体として歴史を捉える台湾ナショナリズムのイデオロギーであった。この結果誕生した民主化以降の台湾政治における政党システムが、若林のいう「ナショナリズム政党制」である。ナショナリズム政党制とは、台頭した台湾ナショナリズムと、かつての公定中国ナショナリズムを引き継ぎ、本省人のエンパワーメントへの不安と台湾ナショナリズムが引き起こす台湾内部と台湾海峡における緊張に対する不安を取り込んだ中国ナショナリズム（あるいは中華民国ナショナリズム）との対抗をそのイデオロギー的対抗軸とするものである（若林〔2008〕）。

ただし、かつての国民党政府による公定ナショナリズムがそうであったような、政治的には統一を主張し、アイデンティティとしては中国人であることのみを強調し、台湾人であることを否定するようなナショナリズムは、一般的な台湾政治の場においては、もはやほとんど目にすることはない。同様に、急進的な台湾独立を主張し、台湾文化に内在する中華性（Chineseness）を全て否定するような立場も、支持を得ることはできない。また 1990 年代の政治対立を経て、中国ナショナリズムと台湾ナショナリズムそれぞれが中道よりに移行しており、「中華民国在台湾」（台湾にある中華民国）を認めるというのが最低限の政治的コンセンサスとなっている。その上で、「中華民国在台湾」の「中華民国」の方に重きを置くのが青陣営（国民党など）であり、「台湾」の方に重きを置くのが緑陣営（民進党など）という構図になっているのが現在のナショナリズム政党制の様相である。

このようなナショナリズム政党制下の台湾政治において中国に関係するテーマはしばしば大きな政治的 이슈となり、青陣営は中国との関係を強化し交流を密にしようと主張するのに対し、緑陣営は中台間の交流拡大がもたらす弊害を重要視し、これに反対するか或いは急激な進行を避けようとする。このような状況の中で、民進党政府の大陸籍配偶者に対する処遇が、国民党の主張する政策と比較して相対的に厳しく排他的なものになるのは容易に予想されるとことであり、やはり実際にそのような状況が出現したのだった。

大陸籍配偶者が台湾に入境、居住し、最終的に台湾に戸籍を作って定住するまでのプロセスは、1992 年に初めて直接の來台が実現して以後、細かな制度変更はたびたび行われているが、特に大きな変更となったのは 2004 年と 2008 年である。大陸籍配偶者の権益をめ

ぐり重要な論点となったのは、入境から定住までに必要な年数の他、台湾での就労権、キヤップ制の是非や人数、定住資格取得時の財産証明などである。

それでは2004年の制度変更の内容と経緯についてみていく。制度変更の主な内容としては、滞在資格の種類がそれまでと異なるものになり、定住までのプロセスが変更された。それまでは「親族訪問→家族集合→滞在→定住」というものだったが、新しい制度では「家族集合→家族滞在→長期滞在→定住」となった。問題となったのはどのような資格で滞在するかということではなく、定住資格の獲得、すなわち戸籍を作り身分証を取得して台湾公民となるまでにかかる時間であった。

2002年に行政院大陸委員会は兩岸関係条例の修正案を発表した。従来の制度においては8年で定住資格を得ることができたのに対し、この修正案は11年かかるものとなっていた。そのため、これに対して大陸籍配偶者は、抗議活動を展開し新制度案に対する強い不満を訴えた。また同時に、大陸籍配偶者に同情的な国民党や親民党に陳情を行った結果、親民党は記者会見を開いて大陸籍配偶者の利益を支持する立場を表明するなどしている。しかし一方で、緑陣営に属する台湾団結連盟（以下、台連）も記者会見を開き、この運動は親民党が裏で操っているのではないかと疑問を呈した。また、台連の立法委員である陳建銘は、外国籍配偶者に集団示威運動は認められておらず、來台目的と異なる活動をするなら関係機関は法に則って処罰し、場合によっては在留資格を取り消すこともできる、とまで述べている。大陸委員会主席の蔡英文は、既に来台している配偶者については新制度と旧制度どちらも選択できると述べるなど火消しに走ったが、関連団体による抗議活動は翌2003年になっても続けられ、同年11月に、それまでと同じく8年で定住資格が得られる修正案が立法院で可決された（曲虹 [2007:26-28]）。

馬英九が2008年の総統選挙で勝利し国民党が政権を奪還すると、大陸籍配偶者に対する政策も大きく転換した。2009年には兩岸関係条例が改正され、定住資格取得までに必要な時間は8年から6年に短縮された。それでも外国籍配偶者の場合では最短4年で中華民国籍を取得することができることを考えると、定住までの年数ということでは大陸籍配偶者は外国籍配偶者より不利な条件の下に置かれている。そのため大陸籍配偶者らはこの転換を歓迎しつつも、なぜ外国籍配偶者と同じ条件にしないのか疑問を提起した。これに対し馬英九は段階的に必要な年数を縮減していくと回答している。2012年には定住資格を得るための最短年数を4年とする改正案が作られ、2013年には立法院での審査も始まったが、台連の反対もあり現在のところ審査は止まったままの状態である（陳宏 [2014]）。

大陸籍配偶者を台湾社会に包摂していくことに対し、緑陣営は非常に消極的であるのに対し、青陣営は積極的であったことが分かる。ここでは制度の面のみを採りあげたが、政治家の言動からもやはり同様の傾向を垣間見ることができる。例えば2008年の総統選挙に立候補した民進党の謝長廷はその選挙戦において、「中国大陸娘がやってくると、私達の旦那は取られてなくなる」、「（大陸の）女が来たら旦那はいなくなる、冗談で言っているのではないですよ」、「そうした方が安くつくとか、そんなスケベなことを言っている

はだめです」などと発言し、移民移住修法聯盟や南洋台湾姉妹会といった新移民女性関連の団体から差別であると非難された¹¹。このように、ナショナリズム政党制がもたらす政治対立によって最も翻弄されたのが大陸籍配偶者だった。

しかし同時に、制度的な側面における大陸籍配偶者の権利拡大というのは、多少の調整はあるにしても、変わらない流れであるということも指摘しておきたい。例えば、定住資格取得までの年数に関しては、目下のところ議論の焦点は4年とするのが妥当であるかという点であり、2002年に提起された11年とするような案は、今では話題に上ることもない。同様に、既に廃止されたキャップ制や定住資格取得時の財産証明も復活することはないだろう。新移民の統合が可視的な政策課題として眼前に現れた民進党政権期において構築された制度は、大陸籍配偶者にとって合法的入境から定住資格獲得に至るまで様々な形での障壁として存在してきた。これらの障壁をなくす、もしくは低くしていくというのは、台湾社会の不可逆的な変化の方向性である。

第4節 多文化主義的社会統合

新移民に関する政策では、前節でみたような包摂と排除をめぐる政治をみせつつも、次に多文化主義的な理念に基づいた社会統合が図られるようになる。政府が国民イメージや社会統合のあり方について発言する中で、共同体に包摂されるべき成員として新移民について言及されるようになったのは、おそらく第2期陳水扁政権が誕生する前後である。2004年5月20日の総統就任演説において、陳水扁は新移民について言及している¹²。

数百年前を思い起こすと、私達の祖先は落ち着ける場所を求めて、危険な海峡を越え、海を渡って台湾にやって来た。先に来ようが後に来ようが、異なる土地から来て異なる言語を話していようが、更には異なる理想を抱いていようが、最終的にはこの土地に根を下ろし、運命を同じくし、苦楽を共にする。原住民であるか、新住民であるか、海外に居住する同胞であるか、新しい血を注入している外国籍配偶者であるかに関係なく、また同じ太陽の下で汗水流している外国人労働者も含め、皆この土地に対し消すことのできない貢献をしており、台湾という新しい家庭の欠くことのできない一部分なのである。

この中では婚姻移民だけでなく、外国人労働者についてもやはり台湾社会を構成する成員として挙げられている。また、同じく2004年に民進党が発表した「族群多元、国家一体

¹¹ 廖元豪「長仔別歧視，與新移民交心」『聯合報』2008年2月28日。

¹² 「中華民國第十一任總統就職演説—「為永續台灣奠基」」（政府施政查詢系統）

http://twinfo.ncl.edu.tw/tiqry/hypage.cgi?HYPAGE=search/search_res.hpg&dtd_id=21&g=&sysid=00005277&sflag=1（2009年4月25日確認）。

決議文」では、次のように述べられる。

各族群みな台湾の主人公である。台湾は早くから原住民族、客家人、河洛人の故郷であっただけでなく、外省新住民の新しい故郷に、外国籍新移民の新天地となっている。台湾主体性は各族群がともに参加して構築するもので、各族群はみな台湾の主人公なのであり、各族群の母語はみな台湾の言語である。

族群を越えた交流を進め、族群調和を促進させる。政府は各族群の文化の伝承と発展を引き続き支持するとともに、族群を越えた文化交流の公共領域を積極的に開拓し、国民の多元文化への教養を高め、族群関係の調和を促進させる。

台湾をグローバルな多元文化国家の模範に築き上げる。我が国はグローバル化に対応し、積極的に多元文化政策を進めるとともに、族群文化多様性へのグローバルな実践的模範となり、民主化に続く後に、文化多元、運命一体の新国家を構築しなければならない。

これらの発言や文書から明らかなように、2000年代半ばには新移民が台湾社会の構成メンバーとして政府から認知されるようになってきている。また、理想的な社会関係として1990年代と同じく多文化主義のロジックが使用されているが、そこには従来の四大族群に加えて「外国籍新移民」が新しい族群として挙げられている。

Cheng and Fell [2014]は、「族群多元、国家一体決議文」や、総統選挙に向けた選挙戦の中で両党が流したテレビCMなどを分析した結果、国民党と民進党の婚姻移民に対する立場の違いを次のように説明する。国民党は個人主義アプローチを採っており、新移民を社会経済的弱者として把握し、主観的アイデンティティを強調している。それに対し民進党は集団主義アプローチを採っており、婚姻移民を1つの族群として扱い、差異が強調され母語のような文化的遺産を尊重しているという。

四大族群論が当初、権威主義体制時代の国民党政府による公定中国ナショナリズムに対抗する言説として登場したことを考えると、民進党がアイデンティティの基本単位として族群を設定し、国民党が個人を設定するというのは不思議なことではない。しかし、実際の新移民政策をみると、このような図式は必ずしも当てはまらない。例えば外国籍配偶者の子女に対する母語教育に至っては、いち早く積極的に取り組んだのは国民党が政権を持つ台北県（現在の新北市）であった。台北県は新移民人口の最も多い地域であり、2008年5月には教育局の中に新住民文教輔導科を、同年9月には県政府内に新住民事務委員会を設置した。そして国や他の地方自治体に先駆けて新移民子女に対する母語教育に取り組んだ¹³。その一方、婚姻移民の社会経済的な包摂を目的とした政策は、一部は国民党（李登

¹³ 新北市が進めた母語教育への取り組みの内容としては、幼児向けの多言語による絵本や小学生向けの多文化教材などの編纂が挙げられる。まず多言語絵本として、中国語・英語・日本語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ビルマ語の7言語によって、1シリーズ10冊、計3シ

輝) 政権末期から、ほとんどは民進党政権期に開始されている¹⁴。

前節で述べたように、両政権の違いは大陸籍配偶者の市民権に関する政策では明確に現れるのに対し、それ以外ではほとんど共通しているといえる。新移民政策の内実は、2000年代初頭では社会経済的な包摂が中心であったが、最近ではそれが文化や言語の継承といった問題も重視されるような形で発展してきた。つまり、民進党と国民党の新移民政策を比較すると、片方が集団としての文化やエスニシティを重視し、もう片方が個人としての社会経済的地位を重視しているとは言い難い。むしろ両政権に共通する流れとして、新移民の多文化主義的社会統合が図られるようになり、その中で社会経済的な包摂に加えて個人としての文化がますます重視されるようになってきているという点に着目すべきであろう。

このようになったのは、新移民がそもそも構造的に個人化された形で受け入れられているからということが大きい。個人を単位として機会の平等を保障するリベラル多元主義と、集団を単位として権力関係を是正しながら多文化や多言語を保障するコーポレート多元主義という、多文化主義に関する最も簡単なゴードンによる分類を参照するなら (Gordon [1988])、そもそもリベラル多元主義しか採りようがないのである。塩原良和は、1980年代から1990年代にかけてのオーストラリア多文化主義が、ネオ・リベラリズムの原理が組み込まれる中で変質し、集団としてのエスニシティは解体され、エスニック／文化的に多様な人々はいくまでも一個人として国民国家へと「包摂」されるべきであるという理念へと再定義されていく過程を、多文化主義の「個人化」と呼んだ。その中で移民は、個人としては多文化的であるが、構造的な不平等の是正や社会福祉政策を「(エスニック) 集団」として要求する権利を持たない存在として位置づけられるようになったという (塩原 [2005:18-19])。

これを念頭に置いて台湾のケースを考えると、第2節で述べたように台湾の新移民受け入れはそもそも生物学的に再生産が可能なエスニック集団が出現しないような形で制度構築され、その基本的枠組みが現在まで維持されていることから、新移民を対象とする多文化主義はそもそも個人化されたものにならざるを得ない。そのため新移民をどのように把握するかという点について、集団か個人かという対立軸を設定するのは適切とはいえない。新移民の社会統合は個人としての包摂を目指す中で、その論点が2000年代には市民的権利や社会的権利が中心だったものが、2010年代になると文化的権利へと進展してきたのである。

リーズ作成された。これ以外にも小学生向けの東南アジア言語学習教材としてベトナム語とインドネシア語が、新北市親子共学言語教材としてベトナム語・インドネシア語・タイ語・ビルマ語のものが作られた。

¹⁴ 内政部は1999年に「外国籍配偶者生活適応輔導実施計画」(外籍配偶生活適應輔導實施計畫)を、2003年には「外国籍と大陸籍配偶者支援輔導措置」(外籍與大陸配偶照顧輔導措施)を発表した。

新移民（子女）の文化的権利に関係する政策として現在その中心にあるものとして、「全国新住民トーチ計画」（*全國新住民火炬計畫*）を紹介しておく。これは2007年に台北県で始められた「新住民トーチ計画」が元となっており、2012年から中央政府の政策として台湾全体で実施されるようになった。その内容は新移民子女への母語教育や教材作成のほか、現場の教員への多文化主義に関する研修、シンポジウム開催など多岐にわたっている。母語教育についていうと、初年度は303箇所の小学校が重点学校として選ばれた。これは正式な科目として実施されたわけではなく、市民団体が運営する形で行われている。現段階ではまだ開始したばかりであり現場では様々な問題を抱えているのも確かであるが¹⁵、劉鎮寧・邱世杰 [2013]はこの計画について、異文化接触によって多元文化への理解と認識が進む、時代に沿った社会正義の移り変わりを体現することで社会の前向きな発展が促される、新移民子女の母語学習の権利と母語継承が重視される、新移民の社会参加が進む、と評価している。

おわりに

新移民に対する政策は、はじめ出入国管理のみを主眼とするものであったが、徐々に台湾社会への包摂を目的とするものになっていき、特に近年では新移民子女への母語教育など文化的権利の保護も重要視されるようになってきている。

台湾における移民政策の形成過程は次のようなものであった。民主化以前の時期には反共体制下の出入国管理が行われており、特に共産党スパイが入り込むのを防ぐということに重きが置かれ、人の出入りは大きく制限されていた。1990年前後になると外国人労働者導入や大陸籍配偶者受け入れが開始され、この時期に現代台湾の移民政策の基本骨格が固まったといえる。一言でいうならばそれは、構造的に個人化された移民の受け入れ、つまり個人として移民を受け入れて生物学的に再生産可能なエスニック集団が出現しない構造を維持する政策である。

2000年代には新移民をめぐる包摂と排除が大きな問題となり、これをめぐってナショナリズムと関係した政治が様々な形で出現した。外国人労働者の受け入れは台湾にとって利用できる数少ない外交カードであり、ナショナリズムが刺激されるような事件が起こると、民進党政権・国民党政権ともに労働者受け入れの凍結措置を発動させてきた。新移民をめぐるナショナリズム政治の中で最も大きな論争となったのは大陸籍配偶者の権利、特に定住資格取得までの年数やプロセス、台湾での就労権などをめぐる問題であった。ナショナリズム政党制による影響を最も直接的に受けたのが彼女らであったが、様々な権利は拡大

¹⁵ 劉秀蘭 [2014]によると、新移民子女への母語教育は、(1) 学校側から提供される設備が十分でない、(2) 新移民の家族が母語教育の重要性を理解していない、もしくは新移民の母語に対する蔑視がある、(3) 正式な科目でないため、学校も教師も親も生徒もこれを重要と思っていない、(4) 教材は教師の手作りであるため生徒の興味を引かない、などの問題を抱えている。

される方向にあり外国籍配偶者との格差は小さくなってきている。

近年の移民政策をみると、より文化的権利を重視するものへと転換してきている。中でも代表的なものが新移民子女への母語教育であり、現在一部の学校では既に始められている。新移民（及びその子女）を、単に社会経済的包摂を目指すだけでなく、多様な文化的背景をもつ個人として台湾社会に統合しようという取り組みが進められているのである。

第4章 新移民包摂的多文化主義の構想

はじめに

台湾において多文化主義は新しい国民統合理念であり、台湾社会がどのような社会であるべきかという理想像を表現している。多文化主義がどのようにして導入されたかについては、第1章で述べた通りである。しかし、新移民がまだあまり台湾に入ってきていなかった1990年代と、その人口が急増する2000年代以降とでは、当然ながら状況は大きく異なっている。これまでの住民以上に多様な文化的背景を持った人々が流入し、人口の上でも大きな割合を占めるようになった。要するに「多文化主義の環境そのものが変化している」のであり（若林 [2008:352]）、これらの人々を台湾社会にどのようにして統合していくのかという問題に直面することになったのだ。油井大三郎がいうように、多文化主義は特定の学派や思想集団によって練り抜かれた体系的な思想というより、様々なマイノリティ集団の社会運動とそれに対応して実現された政策という側面も強い。多文化主義を分析する場合には、思想と運動と政策という3つのレベルの区別と相関に注意する必要がある（油井 [1999:2]）。新移民という新たな人口の流入に対して台湾社会がどのように応答していったのかを考えるには、政治社会における政策的議論や対応以外に、市民社会の側では新移民の問題をどのように捉え、或いは新移民を包摂する台湾社会というものがどのように構想されたのかをみていく必要がある。そこで本章では、新移民現象に対する台湾社会からの応答の1側面として、特に多文化主義に関係する言説に焦点を当てて分析する。より具体的にいうと、(1) 台湾の多文化主義が形成されるまでに至る思想的系譜とその政治哲学的関係、(2) 1990年代の族群多文化主義言説の展開とそれに対する批判、(3) 新移民登場後の多文化主義をめぐる言説空間の質的变化、の3点について考察する。

まず多文化主義の政治哲学的位置を整理した上で、台湾多文化主義の形成に至る思想的系譜として、リベラリズムと台湾ナショナリズムの2つの路線があったことを述べる。そして四大族群論とこれに基づく族群多文化主義が登場し、これが公定言説となると同時に、そのような潮流から疎外されていく中国ナショナリストによる多文化主義批判についてみていく。その上で新移民登場後、すなわち2000年以降の多文化主義言説空間について、それ以前とどのような変化がみられるのか分析する。新移民研究者らが提起する新移民主体の批判的多文化主義や、左派中国ナショナリストの批判の様相から、1990年代の議論と比べ、より成熟した対話可能な言説空間が観察されることを指摘したい。

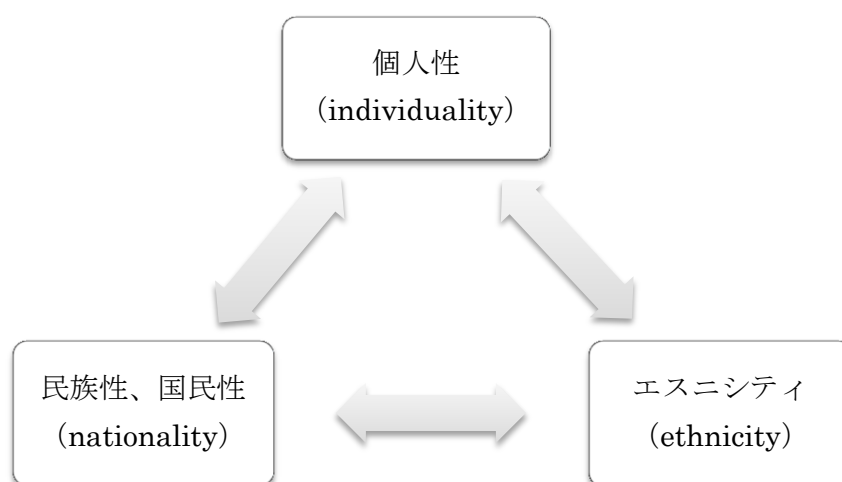
第1節 多文化主義言説の系譜

多文化主義の政治哲学的位置

台湾の中国語において多文化主義（多元文化主義）という用語は、1990年代に入って広く用いられるようになったが、これは“multiculturalism”という概念の訳語として台湾に移植されたのであり、その過程においてはしばしば北米の共同体主義（communitarian）の立場をとる政治哲学の研究者の研究が引用された（張 [2010:124]）。

まず多文化主義とはどのような思想なのか、その政治哲学的な位置を簡単に確認しておきたい。そのためには、リベラリズム、ナショナリズムとの関係からみていくのが妥当であろう。リベラリズム、多文化主義、ナショナリズムは、基礎的なアイデンティティの単位をそれぞれ「個人性（individuality）」、「エスニシティ（ethnicity）」、「民族性ないし国民性（nationality）」におく。このような三つの思想規範の関係を、井上達夫は文化政治のトゥリアーデ（the triad of cultural politics）と呼ぶ（井上 [1999:91-9]）。

図4-1 文化政治のトゥリアーデ



出所：井上 [1999:91-9] より筆者作成。

これら三者の関係は以下のようなになる。個人主義を重んじるリベラリズムは文化やアイデンティティ、差異といった問題を十分に考慮してこなかった、と多文化主義者は考える。現代の政治哲学研究は通常ロールズの『正義論』が出发点とされる。

松本 [2007:22] は、多文化主義者が疑問を呈した現代リベラリズムとは、ロナルド・ドゥウオーキンに拠って「平等な尊重」——「個々人全員は平等な道徳的地位をもち、それゆえ政府から平等な配慮と尊重をもって、平等者として処遇されなければならない」——

を掲げる思想であるとみなす。ドゥウォーキンという「平等者として処遇」するとは、「善き生の問題と呼ばれることがらについて政府は中立でなければならない」というものである (Dworkin [1978:127])。

このようなリベラリズムに対して多文化主義の立場からは、そもそも国家が文化に対して完全に価値中立的であることは有り得ず、国家による個人への「平等な尊重」は不可能であるとみなす。現実として国家の機能は、北米の場合では英語を母語とする WASP (白人・アングロサクソン・プロテスタント) の男性、健常者、異性愛者といった具合にマジョリティの文化を前提としているのである。市民の民族的文化的アイデンティティと、長期にわたって自己を再生産する民族文化的集団の能力に関知しないとする、リベラリズムの想定する国家のとする態度は、「善意の無視」 (benign neglect) と呼ばれる (Kymlicka [2005:496])。同様にチャールズ・テイラーは、このような差異を考慮しないリベラリズムを「手続き的リベラリズム」 (procedural democracy) と批判し、ますます多くの社会が多文化的であることが明らかになりつつある世界においては、手続き的リベラリズムの持つ厳格さは、急速に、実効性を失うかもしれない、とする (Taylor [1994:61=1996:84])。

次に、多文化主義とナショナリズムとの関係についてみてみよう。アイデンティティの複合性を認めつつもその相克の解決を個人の自己解釈に委ねきらず、特殊な文化共同体への忠誠を優位に置く点では、多文化主義はナショナリズムに通底する。その一方で同一の国家内部に文化共同体が複数共存することの承認を求め、多数派文化集団にエスニック・マイノリティを同化することを拒否する点で、多文化主義はナショナリズムと鋭く対立する (井上 [1999:92])。そのため、ナショナリストはしばしば、多文化主義は国民の一体性を破壊すると批判する。それは、アメリカの多文化主義教育をめぐる論争の中で展開された保守派の主張、例えば、多文化主義者はアメリカを形作った西洋の思想や文化などの伝統を攻撃する分離主義者であると非難したアーサー・シュレジンガー『アメリカの分裂』にみることができるだろう。あるエスニック集団が多文化主義に基づいて分離独立の主張をすると、それはナショナリズムとの区別はつかなくなる。テイラーの政治思想も、ケベック独立論という「純粋な」ナショナリズムとは距離をとるものの、言語共同体における他者との会話によって自らのアイデンティティを見いだすことが強調され、ナショナリズムに限りなく近いものとして現れる (明戸 [2009])。一方で、国家によるエスニシティの管理という側面を強調すると、多文化主義は結局のところ国家内部のマジョリティ集団の文化的優位性を温存するものであり、形を変えたナショナリズムとみなされるようになる。

台湾多文化主義とナショナリズムの関係

ところで、台湾において多文化主義とナショナリズムとの関係は、他の国家とは異なった形で現れる。一般的な国家のケースでは、国家が確固たる存在としてあるため、保守派か

らは多文化主義は国家を分裂させるもの、所与のネーションを否定するものとみなされることになる。しかし、1980年代以来の台湾においては2つのナショナリズム、つまりかつての権威主義政府側のイデオロギーであるであった中国ナショナリズムと、それに対する対抗言説として登場した台湾ナショナリズムとが存在している。そして台湾の多文化主義は、中国ナショナリズムとは対立的である一方、台湾ナショナリズムとは親和的である。それは、多文化主義が台湾を範囲とする社会の統合理念だからである。つまり、多文化主義とナショナリズムが対立するのは、台湾内部の文化集団が台湾人の分裂を招くという懸念ではなく、台湾を範囲とした多文化主義が中国ナショナリズムを否定する台湾ナショナリズムに基づいているとみなされる点においてである。

例としてカナダのケースと比較してみよう。中国と台湾の関係は、カナダとケベックの関係と似ている。カナダの多文化主義は、カナダを範囲とした政治共同体の存続を前提とし、英語圏文化とケベックのフランス語圏文化の二文化主義に始まり、その後先住民族や移民の共存を図る多文化主義へと発展したものであった。このためカナダ多文化主義は、あくまでケベックも含めたカナダ全体を1つのネーションとして社会統合を図るものである。これに対し台湾多文化主義は台湾を範囲とした政治共同体を前提としており、台湾内部の文化集団の共存を目的としたものである。これは台湾を含む中国全体が1個の共同体であるべきとする、かつて国民党政府の用いていたイデオロギーの虚構を打ち崩すものであるから、当然ながら中国ナショナリズムとは相容れないのである。

それでは中国ナショナリズムと親和性を持つ多文化主義というのはいり得なかったのかというと、一概にそうとも言えない。そもそも中華民族という概念が登場したのは、中国の知識人たちが近代国家の形成に向けて議論を始めた清朝末期の20世紀初頭であった。清朝は満州族の王朝であったが、清朝を打倒し新しい近代国家の形成を目指した梁啓超や楊度ら漢族知識人たちの間では、「中華民族」の語が漢民族だけを指すのか、それとも満・漢・蒙・回・蔵など清朝の版図に含まれる諸民族全てを含むのか意見の相違があったが、やがて後者の意味で用いられるようになる（村田 [2009:218-23]）。そして中華民国が建国され臨時大総統に就任した孫文は、新しい国家建設にあたって満・漢・蒙・回・蔵各民族が協調するという「五族共和」のスローガンを積極的に使用していった。また、1947年に公布され現在でも台湾で用いられている中華民国憲法の幾つかの条項においても、下に挙げるように今日でいう多文化主義的な考え方を見出すことはできる。

第5条

中華民国の各民族は、一律に平等である。

第7条

中華民国の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく、法律上一律に平等である。

第168条

国家は、辺境地区における各民族の地位に対して法的保障を与えなければならず、且つその地方自治事業について特別の扶助を与えなければならない。

第 169 条

国家は、辺境地区における各民族の教育、文化、交通、水利、衛生及びその他経済、社会事業に対して積極的に振興し、且つその発展を扶助しなければならない。土地の使用に対しては、その気候、土壌の性質及び人民の生活習慣に適する方法に従って保障し、且つ発展させなければならない。

しかし、後になって孫文自身は五族共和を否定するようになるし、蒋介石の思想に至っては明らかに多文化主義とは遠いものになっていく。蒋介石の有名な著書である『中国の命運』では、「民族の成長の歴史からいうと、我々中華民族は多くの宗族が融和してできたものである」と、中華民族内部の同一性が説かれている。また、戦後台湾における文化政策が中国ナショナリズムの色彩の強いものになっていったのは第 1 章で述べた通りであり、多文化主義的な中国ナショナリズムというのが台湾で主張されることはなかった。

このように、中国ナショナリズムと台湾ナショナリズムという 2 つの拮抗するナショナリズムがあったことは、台湾多文化主義の成り立ちにも大きく関係している。それでは、ナショナリズムやリベラリズムとの関係を踏まえた上で、台湾多文化主義の思想が、歴史的にどのように形成されてきたか以下にみていく。

2 つの路線

台湾において多文化主義が思想的にどのような系譜を辿って発展してきたのかについてみていきたい。台湾多文化主義言説の歴史的発展の系譜は、2 つの路線が存在する。ひとつは、台湾独立運動において提起された台湾ナショナリズム言説に由来するものであり、もうひとつは、リベラリズムの思想に基づく多元主義から発展したものである。

台湾独立運動は、権威主義政権の国民党が掲げる大中国ナショナリズムのイデオロギーに対して、台湾ナショナリズムの論理によって抵抗した。第 1 章で述べたように、戦後台湾において国民党政府は、全中国を代表するという建前を堅持し、中華文化の正統な継承者を自認していた。そして北京官話を基礎とする標準中国語を「国語」として台湾住民に対しその普及を図り、中華民族としてのアイデンティティを強化するための文化政策を推進していた。これに対し、台湾独立運動は、中華民国（国民党政府）による台湾統治の正当性を否定し、これに代わる台湾独自の国家を建設することを主張するもので、1950 年代から 1970 年代までは日本やアメリカなど主に海外で、1980 年代になってからは台湾島内でも展開されるようになった。その中でみられた台湾ナショナリズム言説は、台湾を地理的な範囲として歴史を解釈し、台湾を中国とは別個のネーションとみなす認識に基づいていた。そして、閩南語が国語に対抗する「台湾人の言語」として用いられ、中華文化とは異

なる台湾文化、中国人とは異なる台湾人が存在していることが強調された。

ある地域が国家からの離脱を目指す独立運動においては、「一国家一民族一言語」という同化主義的イデオロギーに対して、同様のロジックによって自身の正当性を主張することも論理的には考えられる。ここでのケースに沿っていえば、「中華民國、中華民族（中国人）、中国語（北京官話）」というイデオロギーに対し、「台湾共和国、台湾民族（台湾人）、台湾語（閩南語）」というイデオロギーを主張することである。確かにこのような言説は、1980年代の民主化運動において用いられた台湾ナショナリズムのロジックの中でみられたものであった。しかし、このようなイデオロギーが支配的となることはなく、大中国ナショナリズムに基づく同化主義は、台湾を政治共同体の範囲とする多文化主義によって置き換えられていった。

台湾を複数の文化集団が共存する社会を理想とする多文化主義的理念は、実は早くから台湾独立運動の中にみられたものである。ここでは、台湾独立派の人々が台湾独立後に建国される新国家（台湾共和国）を想定して作った憲法草案を題材として、多文化主義の理念がどのような形で明文化されているかみていく。台湾新国家の憲法草案は、これまでに幾つかの人物や団体によって発表されている。代表的なものとしては、日本で台湾独立運動をしていた許世楷が1975年に作成した「台湾共和国憲法草案」の第3条で、次のように記述されている（許世楷 [1988:71]）。

台湾共和国の国民は、言語および移住時期の違いにより、マライ・ポリネシア語系、閩南語系、客家語系、北京語系、の4つの文化集団に分けることができる。文化集団の所属は、国民が法に依って自由にこれを選択、決定することができる。その決定は、5年ごとに法に依って1度修正することができる。いかなる文化集団も、他の文化集団を差別あるいは抑圧してはならない。

この時期には、「多元文化主義」や「族群」といった、現在の台湾ではありふれている概念はまだ用いられておらず、また「北京語系」など集団を指すのに用いている用語も、現在の一般的な用法とは若干異なる。しかし、ここに表れている思想をみてみると、後に一般的となる四大族群の共存を理想とする多文化主義そのものである。

次に、多文化主義言説へと連なるもうひとつの系譜である多元主義からの流れをみておきたい。多元主義は政治哲学的にはリベラリズムに由来する。戦後台湾のリベラリズムの発展においては、雑誌記事が啓蒙・批判的役割を担った。代表的なものとしては、1950年代の『自由中國』、1960年代の『文星』、1970年代初期の『大學』、1970年代後期から1980年代にかけての『中國論壇』などが挙げられる。台湾のリベラリストは自分たちを五四運動精神の伝統の継承者であると位置付け、民主憲政の主張、迷信の打破、社会の進歩と繁栄の促進、を旨としていた（江宜樺 [2002]）。台湾内部においては、多元主義言説が多文化主義言説に先んじて登場する。多元主義言説の登場は、1971年に『大學』に連載

された「台湾社会力分析」に遡る。そして、多元主義に関する系統だった議論の始まりは、『中國論壇』に掲載された座談「多元社会と多元価値」（1980年）及び、楊国枢が過去に『中國論壇』に発表した文章をまとめて出版した『開放的多元社會』（1982年）にみることができる（張茂桂 [2002]）。

多元主義に関する理論的な側面に関しては、1998年に中央研究院人文社会研究センターから『多元主義』が出版された。これは、一般民衆が関心をもつ議題を扱っているわけではないが、台湾の政治理論と政治哲学の領域から多元主義を理論的・哲学的に議論した代表的な書籍である（魏玫娟 [2009:293]）。その序論において蕭高彦は多元主義と多文化主義との関係について次のように説明する。

多文化論 (multiculturalism) は多元主義 (pluralism) のひとつの特殊な形態であり、ひとつの社会に差異が甚だしく大きな文化集団（例えば、エスニシティ、言語、宗教、もしくは社会習俗など）が存在するとき、集団間の対等な関係をどのように確立するかという言説である（蕭高彦 [1998:488]）。

このように、リベラリズムを思想的根拠とする多元主義からは、多文化主義が多元主義の一形態とされ、よりリベラリズムに近い立場から多文化主義が解釈される。自由主義を擁護する立場をとる江宜樺は、多元族群社会としての台湾におけるアイデンティティ問題に関し次のように述べる。近年台湾人に大きな影響を与えている中国ナショナリズムと台湾ナショナリズムの言説は、双方とも相手の存在を軽視し、あるいは相手の言説の正当性を否定する。しかし台湾の政治アイデンティティに関してナショナリズムの角度からどのように議論したとしても、おそらく有効な解決方法を得ることはできないだろう。また一方で、ナショナリズムにうんざりしている人達のなかには、「族群の隔てなく、この土地のために頑張ろう」という呼びかけを強調し、現実の生活だけにしか関心を持たない、極端なプラグマティズムもみられる。このような呼びかけを、族群対立を解消させる一時的な策として用いているのならば否定はしない。しかし、族群の差異が存在している以上、このような差異はいつか自然と消滅すると考えるべきではないし、政治的な目的のために皆が早く同じ 1 種類の人間になるのを望むべきではない。我々が必要としているのは差異の消滅ではなく、差異の尊重であろう。差異の尊重という前提の下でこそ、自分の文化的アイデンティティの限界を知ることができるし、またそのような限界の上に多元族群社会の政治的アイデンティティを追求することができるだろう（江宜樺 [1998:435-6]）。江宜樺は、文化的差異を本質的なものとみなすナショナリズムや、差異の存在を全く考慮せず実利的な側面にのみ目を向けるプラグマティズムを退け、自由主義の立場から差異の政治的意義を強調しているのである。

以上、台湾における多文化主義言説の歴史的発展には、台湾ナショナリズムとリベラリズムという異なる思想もしくは政治運動の歴史を背景とする 2 つの路線が存在していたこ

とを確認した。

第2節 族群多文化主義とその批判

四大族群論の登場

第1章で述べたように、1990年代に導入された多文化主義は、4つの族群が台湾内部に存在していることを前提とし、それらが相互に尊重しつつ台湾社会で共存している状態を理想とするものであり、これを族群多文化主義と呼んだ。政府の公的な方針として打ち出される多文化主義以外にも、多くの人異なる立場から多文化主義を論じている。もちろんそれら多文化主義に関する実際の議論を観察すると、その理念にしても実践の方法にしても決して一様なものではない。上述した2つの路線からみると、どの言説がどちらに属すると明確に線引きできるものではなく、2つの路線が相互に影響しあってこの時代の多文化主義に関わる言説空間を創出していると考えられるべきであろう。とはいえ、ナショナリズムとリベラリズムのどちらの価値により重点を置いて議論が展開されるかという点は、やはり論者によって異なっている。

まず始めに、より台湾ナショナリズムの色彩が強い立場のものをみてみよう。人民制憲会議は1991年に「台湾憲法草案」を作成する。人民制憲会議とは、民進党内の台湾独立派の人たちによって組織された団体である。この第24条では、「多元的な文化及び多言語の政策は保障されなければならない。単一の通用言語の使用の強制または他種の言語への差別をしてはならない。教育は多言語政策を原則としなければならない。法律を以てこれを規定する。」としている。さらに第9章「原住民族」（第100条～第104条）では、原住民族の自治権のほか、中央政府における原住民族関連事務の扱い、伝統的名前を使用する権利などについて定められている¹。また、1991年に設立された台湾独立の推進を旨とする学者の集まりである台湾教授協会は、1994年に第二次台湾人民制憲会議を開催し、「台湾共和国憲法草案」の新版を作成した。この中で第9章「族群」（第100条～第104条）は四大族群全てに関係する族群の政治的および文化的権利について、そして第10章「原住民族」（第105条～第111章）では原住民族に固有の先住権について述べられている。ここでは特に四大族群に言及している第9章について紹介しておく²。

第9章 族群

第100条

台湾の現有住民は原住民、新住民、客家、Holoの四大族群を含み、台湾人と総

¹ 新国会政策研究センターウェブサイト <http://newcongress.yam.org.tw/constitution/> (2013年6月16日確認)。

² 施正鋒 [2005]、張茂桂[2002:245]。

称する。各族は自らを命名する権利を持つ。

第 101 条

国民は法に照らし族群アイデンティティを選択する権利を持つとともに、毎回の人口調査において確認する。

第 102 条

各族群の言語文化及び少数民族群の就労権は保障されなければならない。国民義務教育では、個人の母語のほかに、他の族群の言語を少なくとも一種類学習する必要がある。

第 103 条

中央政府は、各族群より法に照らして推薦された同数の委員によって組織され、族群事務を処理し、族群の平等と調和を促進させる超党派の族群委員会を設置しなければならない。

第 104 条

各族群は法に照らして同数の国会議員を推薦し族群委員会を組織する。族群に関係する法律はまず族群委員会に提出され審議する。

第二次台湾人民制憲會議版の新憲法草案では、許世楷版と同様に 4 つの文化集団の共存という理念が示されている。そしてこの時期すでに台湾において流行し、定着していた「族群」と「多文化主義」という概念を使用して、この理念を定式化しているのである。とはいえ、新憲法草案において多文化主義条項がどの程度盛り込まれているかは、作成者によって異なっている。例えば、黄昭堂による「台湾共和国憲法草案」の第 4 条では、「台湾共和国の国民は性別、出身地、財産、学歴、経歴に関わらず、政治的、社会的、文化的に一律平等である。原住民は長期にわたる不幸な境遇に鑑みて、特別に優遇措置を加えなければならないほかは、各種族は一律平等である。」とある。このように黄昭堂版では、原住民族に対して特別な地位を認めているものの、それ以外の集団の文化的権利については触れられておらず、四大族群の存在を前提とする多文化主義は明示されていない。むしろ、文化的その他の個人が持っている背景によって差別されないことが強調されているように、自由主義的な色彩が強いものとなっている³。以上が台湾独立運動の推進者など台湾ナショ

³ ここで紹介したもの以外にも台湾独立派の個人が作成した憲法草案は多数あるが、中にはもちろん多文化主義について特段言及のないものもある。例えば、林義雄『台湾共和国基本法草案』（1989 年）では国会議員の選出について、「全国を 1 つの選挙区とし、原住民から議員 3 名を選出する。原住民の総人口が 50 万人を超えたときには、議員 1 名を増やす。」（第 6 条第 2 項）としているが、原住民族やその他の族群の文化的権利には言及されていない。国民の権利については、「国民は法律の前で一律平等である。国民の性別、種族、皮膚の色、言語、家柄、信仰、宗教、出生地、政治的意見、またはその他の生理的もしくは心理的な相違によって、政治的、経済的、社会的もしくはその他の人間関係上において差別的な待遇があってはならない。」（第 5 条）とする自由主義的な平等原則が述べられているのみである。

慈林教育基金会ウェブサイト http://chilin.typepad.com/founder/2006/10/post_3.html#more (2013 年 6

ナリズムを支持する立場からの四大族群論である。

よりリベラリズムの思想を重視する立場から四大族群論を論じたのが張茂桂である。1993年に民進党が発表した政策白書の中に盛り込まれた「族群と文化政策綱領」は、張茂桂が作成したものに、民進党の側で党の主張と完全に符合するよう若干の変更を施したものである（張茂桂 [2002]）。そこでは、台湾のエスニック関係及び文化政策に関し、次のように述べられている（政策白書編纂工作小組編 [1993]）。

台湾の族群政策は、まず族群の多元性を認めなければならない。台湾は決して単一の「中華民族——中国人」からなっているわけではない。各族群が平等に融合しているという認識の下では、現在台湾には少なくとも原住民族各族、閩南人（語族）、客家人（語族）、そして「外省人（族群）」がいる。これらは皆「台湾人」の主体を構成する一部分であり、融合は正に進みつつあり、これらの中で所謂優劣や高低、中心と周縁、或いは主流と地方の区別があってはならず、ましてや所謂「省籍問題」など起きてはならないのである。

また、学術的な分野において「族群」をテーマとする研究が進められるようになったのもこの時期である。例えば、族群に関係する初期の学術活動で重要なものとして、1992年4月に国家政策研究センターの主催で開かれたシンポジウム「省籍、族群と国家アイデンティティ」が挙げられる。このシンポジウムは社会学及び政治学的側面からの四大族群研究としては最も初期のものであり、大きな影響力を持った。また、社会言語学的研究の嚆矢である黄宣範『語言、社会と族群意識——台湾言語社会学的研究』は1993年に出版され、四大族群の人口推計や言語問題、言語意識などのその後の研究における基礎となった。このような学術的な知識や言論も、政治社会における言説やマスメディアの報道に採り入れられていき、四大族群論や族群多文化主義が規範的言説として用いられていくのである。

族群多文化主義への批判

それでは1990年代に主流となった多文化主義に対する批判的意見はどのようなものがあったのだろうか。第1章で述べたように、四大族群論に基づく族群多文化主義は、それまでの中国ナショナリズムによる同化主義に代わって国民統合理念となっていた。しかしながら、四大族群論自体が台湾を地理的範囲とし台湾内部の社会集団を分類しているものであるため、族群多文化主義やそれを支える四大族群論に批判的な中国ナショナリストは、主流の公定言説からは疎外されていき、族群多文化主義に対しても批判する。ここでいう中国ナショナリストとは、権威主義政権時代の国民党式イデオロギーを支持しているかど

月16日確認）。

うかは問わない。かつての国民党に批判的であり民主化運動に参加していたとしても、それと同時期に進んだ本土化・台湾化の流れに同調できなかった中国ナショナリストも少なくないからである。

まず、従来の公的な中国ナショナリズムを堅持する、或いはよりラディカルな立場にある論者は、族群多文化主義の言説を強く批判する。例えば、第 1 章でも言及した中学生用の教科書『認識台湾』が導入される過程において行われたどのような批判がなされたかみてみよう。『認識台湾』をめぐる論争の中で最も激しい対立を生み出したのは、歴史認識に関わる表現にあった。それは例えば、日本統治期を表す用語としての「日治」や、1945 年以降の時代を指す用語としての「戦後」が適切かどうかという問題である⁴。或いは日本統治期における台湾人への抑圧と社会の近代化をどのように描写するかや、台湾人犠牲者の数をどう見積もるかなどの問題であった。これらの論点を通じてこの教科書は、「台湾独立」的であるとか日本の植民統治を美化しているとして攻撃された。その中の一環として四大族群論への批判も行われた。

立法委員の李慶華は、「四大族群」はかつての党外用語で、意味が分裂しており、省籍のことなのか民族のことなのか、編者が何を指しているのか分からないと不満を表す⁵。また歴史学者の王仲孚は、台湾を原住民、客家人、閩南人、外省人に分けるのは、「政治選挙のスローガン」であると考え。なぜなら外省人の中には上海人やモンゴル人などがおり、このような分類方法は学術や教育、専門的立場にそぐわないからであるという⁶。同様に蔣永敬ら 8 名の大学教授による新聞への投書の中でも、「四大族群」を強調するのも不適当な分類である。試しに聞かすが、台湾には閩南族、客家族と外省族がいるというのか。皆漢族であり、原住民と漢族は同じく、中華民族に入れることができる」と述べられている⁷。

同様の観点は、教科書『認識台湾』について言及したものではないが、政治学者の石之瑜も提起している。石之瑜は、四大族群という言い方は三つの点から問題があるとする。第 1 に、四大族群という言い方は、漢人ショービニズムの分類であるという点である。原

⁴ 日本統治期を表す用語として、従来は日本による不法占拠という意味で「日拠時期」を使用することが通例であった。これに対し『認識台湾』の原案では、下関条約による台湾割譲とその後の台湾統治が、当時の国際法に則った行為であることを重視し、日本による統治という意味で「日治時期」という用語を使用した。これへの反発もあり、歴史篇では「日本植民統治時期」という用語に改められた（社会篇は変更せず）。また、1945 年以降の時代を何と呼ぶかということについてだが、国民党式の歴史観では、日本の敗戦により台湾は植民地支配から脱し、祖国である中華民国に復帰し光が戻ったという意味で「光復後」と呼んできた。これに対し原案では、「戦後」という用語が使われたが、最終的には歴史篇では「中華民国在台湾」という用語に、社会篇では「第二次世界大戦後」という用語になった。

⁵ 「棒李篇：蔣經國政績變李登輝？四大族群用語旨在分化」『中國時報』1997 年 6 月 5 日。

⁶ 「新同盟會要求重編「認識台湾」：認為歷史、社會篇用詞不適當 國立編譯館表示會公開說明」『聯合報』1997 年 6 月 22 日。

⁷ 「「認識台湾」應重編」『聯合報』1997 年 7 月 4 日。蔣永敬、黃大受、尹章義、王曉波、王仲孚、陳昭瑛、蔡璋、周玉山による共同の投書。

住民族各族の大きな差異は重要でなく、漢人三族のわずかな差異を重要としていることから、明らかに漢人の政治的需要によって分類されたものである。さらに原住民の「原」という字は、漢人より早く台湾に来たことを表すが、もともと血縁や文化の概念である族群が、早く来たか遅く来たかという時間の概念にすり替えられている。第 2 に、來台した時間に依拠して分類することによって、福建閩南人と台湾閩南人、広東客家人と台湾客家人は異なる族群となり、満蒙回蔵苗瑤族などは漢人と同じくひとつの外省族群となる。最後に、族群間の通婚や中台間の結婚の家庭だと、分類が困難である。四大族群の言い方では混血であっても、どれかひとつの族群を必ず選ばなければならず、そうしなければ族群の身分は与えられない。そして、四大族群以外の族を選べないことで、中華民族が排除されるのである（石之瑜 [1998]）⁸。

台湾の多文化主義が、台湾ナショナリズムとリベラリズム双方の思想的影響を受けて形成されたものであることを、警戒感を持ちつつ指摘したのが、左派の代表的論者の 1 人である趙剛である。

一見矛盾した現象のようではあるが、現代台湾において左派知識人の多くは、同時に中国ナショナリストでもあるとみなされている。彼らは台湾ナショナリズムに対しては反ナショナリズムであるが、そこでの批判は中国ナショナリズムの論理に拠ったものである。趙剛は、論文集『族群関係と国家アイデンティティ』に収められた張茂桂の「省籍問題とナショナリズム」という論文を激しく批判する。趙剛がこれに批判の矛先を向けたのは、この論文集が当時この方面の唯一の社会科学的な著作であり、流行していたからである（趙剛 [1996:3-4]）。張茂桂がこの論文で問うたのは、なぜ省籍問題が、台湾共和国の建国というナショナリズムにつながったのかという問題であった。そして、張茂桂はその理由を、「想像の政治共同体」を創り出す原動力に求める。この原動力は、単に抑圧された経験から来るのではなく、人間の集団生活の経験と道徳的需要、すなわち公平や正義に関わる言説及び台湾独立運動と多くの社会運動団体との同盟から来ているとみなす。そして、ある程度においては、「台湾共和国」とは一種のエスニックな尊厳の確立である、とする（張茂桂 [1993]）。

これに対し趙剛は、張茂桂の言論そのものを、エスノナショナリズムが発展した最終段階であるハイパーエスノナショナリズム (hyper ethno-nationalism) や魔術的ナショナリズム (voodoo nationalism) であると評し、このようなナショナリズムは民主主義や社会運動、階

⁸ 台湾における族群概念はここで指摘されているように、必ずしも文化を分類基準としているわけではなく、細かく見ていくと確かにここで指摘されているような問題が現れる。王甫昌は、台湾の族群アイデンティティに関し、客観的に観察可能な文化ではなく、主観的な意識を強調する。王甫昌によると、族群とは「共通の由来」によって我々と他者とを区別する相対的な集団アイデンティティを持ち、マイノリティとしての意識に基づいているという。そして、その意識として①自分たちと他の集団とは文化や祖先、歴史が異なるという「差異の認知」、②自分たちは文化的な身分によって不公平な待遇を受けているという「不平等の認知」、③この不平等の是正のために集合行動が必要だとする「集合行動必要性の認知」、という 3 つの段階を挙げる（王甫昌 [2003:9-18]）。

級運動、自発的結社、公共圏、権利言説、多文化主義に対するアンチテーゼである、と徹底的に批判する（趙剛 [1996: 44-5, 59]）。これに対し張茂桂は、次のように反論する。自分がこれまで、「本質的ナショナリズム」の言説や、「hoklo 中心」で台湾人を代表させるナショナリズム、「四大族群」分類を固定的権力関係とすることや法制化、新たな言語統一政策の確立、族群憎悪、などに公に反対を表明し、市民の平等、経済成果の平等な共有、多元的尊重と族群関係の融合、などを主張してきたことは知るに難くなかったはずである（張茂桂 [1996:258]）。このような張茂桂の言論をみるならば、「エスノナショナリズムが発展した最終段階であるハイパーエスノナショナリズム」というのはやはり過度に誇張された批判と言わざるをえず、江宜樺がいうように公民的ナショナリズム (civic nationalism) に近いものだという評価が妥当であろう（江宜樺 [1998:156]）。公民的ナショナリズムやリベラル・ナショナリズムというのは、しばしばエスニック・ナショナリズムと対比されるナショナリズムの類型であり、エスニックな共通性を前提としない、普遍主義的な価値に基づいたナショナリズムであるとされる⁹。

趙剛の過激な批判が表しているのは、彼の台湾ナショナリズムへの非常に強い警戒心であり、これは石之瑜のスタンスとも共通している。つまり、彼らにとって台湾多文化主義は、どんなにリベラルで民主的な体裁をとってしようとも、それは台湾ナショナリズムと通底するものにほかならず決して許容することはできない。そのため、張茂桂の言論に代表されるリベラルな多文化主義は、台湾独立運動の推進者たちが展開する台湾ナショナリズムに基づく多文化主義言説と同様に、もしくはリベラルで進歩的な色彩をまとっているからこそ、より警戒し厳しく糾弾する必要がある言説であるとみなされたのである。

四大族群論は、もともと台湾独立運動のなかで提起された概念であるにもかかわらず、1990年代には台湾社会を構成する集団関係を表す用語として定着した。そしてこの四大族群論を下敷きとする族群多文化主義が、それまでの中国ナショナリズムのイデオロギーに代わる国民統合理念として利用されていったのは既に述べた通りである。しかし、そもそも四大族群論が成り立つのは、その思想の由来からも分かるように、台湾を地理的範囲とする共同体を前提としているからに他ならない。そのため必然的な帰結として四大族群論およびこれに基づく族群多文化主義は、本節でみたように中国ナショナリストからの批判を招いたのである¹⁰。

⁹ ナショナリズムはしばしば「公民的ナショナリズムとエスニック・ナショナリズム」や「西のナショナリズムと東のナショナリズム」のような二分法によって論じられる。ただし、これらの差異は相対的なものに過ぎないのに加え、前者を「よいナショナリズム」、後者を「悪いナショナリズム」と単純に振り分けてしまうという問題も孕んでいる（塩川 [2008:189-197]）。

¹⁰ ただし、王甫昌のいうように、教科書『認識台湾』をめぐる論争において最も先鋭に対立する論点となったのは、台湾と中国の歴史的関係、歴史的事件に対する選択と忘却、台湾はひとつの国家なのかという現状の描写、異なる族群の歴史記憶と相互尊重などであり、四大族群という区分が適当であるかという問題は、これらの議題と比べると大きな論点とはならなかった（王甫昌 [2001:151-152]）。要するに、現状に対する認識としての族群関係よりも、それぞれの族群の過去をどのように表象するべきなのかという点において、大きな認識の相違が発生していた。

第3節 2000年以降の多文化主義言説における新移民問題

2000年代に入ってから多文化主義をめぐる議論には、それまでとは異なる立場に立つ論者が参加するようになった。2000年に誕生した民進党政権は、それまでの国民党政権より積極的に多文化主義政策を推進していく。それまで一般的であったのは、上述したような四大族群の存在を前提とした族群多文化主義言説であったが、新移民の人口が増加し社会的にも無視し得ない数になると、この種の多文化主義言説に対する批判において、新移民の問題は大きな意味を持つようになってくる。

この時期の多文化主義言説の担い手の1つは、趙剛に代表される伝統的左派である。そして、もう1つ新たな担い手として登場したのが、新移民を研究対象とする若手の社会学者たちであった。夏曉鵬や廖元豪などは、新移民に対するエンパワーメントを目的とする社会運動にも関わりながら、新移民の立場を代弁して多文化主義を批判的に論じる。当事者として民主化（あるいは多文化主義に関連する運動）に関与した1980年代、1990年代の研究者たちとは異なり、他者としてマイノリティに共感しつつ、しかし自分たちの社会全体の問題として存在するマイノリティをめぐる社会問題を解決するという意識を強く持っていた。この両者の共通点と相違点それぞれに注意を払いつつ、どのような論理をもって従来の族群多文化主義を批判したのかをみていく必要がある。

魏玫娟によると、これらの論者によって提起されたのは、文化政治を偏重する主流の多文化主義言説が、政治経済的不平等の問題や分配正義の問題を軽視してきたという問題であった。ここで指摘されている問題は、キムリックやフレーザーの用法にならうと、経済的ヒエラルキーと地位的ヒエラルキーという2つの強力なヒエラルキーの存在に起因する不平等に対する政治闘争である、「再分配の政治」と「承認の政治」の関係に相当する（Fraser [2000], Kymlicka [2005:481-7]）。

左派中国ナショナリストの言説

趙剛は、台湾多文化主義はその現実において2つの面で失敗しているとする。第1に、原住民の社会的地位についてである。まず台湾の四大族群という名称について、台湾の中で意味のあるエスニックな境界は漢人と原住民との間の境界だけであるという陳映真の意見に賛同した上で、台湾における原住民は、アメリカにおける黒人と同様に多文化主義の名の下で集団の名称だけが幾度か変わったが、その社会的地位は全く上昇していないし、多文化主義論者はこの問題に真剣に向き合おうとしない、と指摘する（趙剛[2006:154-61]）。第2に、新移民の扱いについてである。アメリカにおいて市民権のない不法滞在の労働者が多文化主義の議論から除外されているように、台湾において短期の滞在しか認められな

いゲストワーカーである外国人労働者は、そもそも台湾多文化主義の範疇にいれられていないと批判する（趙剛 [2006: 161-7]）。このような趙剛の指摘は、原住民や外国人労働者が置かれている社会経済的地位を問題にするものであり、文化政治を重視する多文化主義が社会経済的不平等の問題を積極的に議論してこなかったことを批判する。

そして、四大族群という言い方は「善意による並置の下で、漢人と原住民の間にある一本の深い階級の境界線を覆い隠すものである。つまり外省人と閩南人と客家人の間には明らかな階級の境界線はなく、……この3種類の人の間の差異は、もしあったとしても、非常に軽微な差異である」と述べる（趙剛 [2006:159-60]）。ここに表れているのは、文化政治を考慮しない、もしくはこれを階級問題の従属変数としてしか扱わないという立場である。漢人内部の集団をも異なる族群として把握するようになったことのきっかけのひとつには、経済的には全く不平等な地位にない客家人が文化的承認を求めた主張を展開したことが挙げられるが、階級問題の存在しない承認の政治に対して趙剛は意義を見出さない。

趙剛の多文化主義批判は、ナショナリズムに言及が及ぶとさらに鋭さを増す。彼の批判の重点は、多文化主義それ自体がナショナリズムと表裏一体であるという点に置かれている。多文化主義とナショナリズムの関係について次のように述べる（趙剛 [2006:167]）。

アメリカにおいてもヨーロッパにおいても、また台湾においても、主流の多文化論は事実上一種の国民国家の多文化論である。自らそのように言わなかったり自覚的でなかったりしたとしても、これは国民国家を排他的な構造とする中で進められる、一種の多文化の想像なのである。

もちろん、趙剛が特に台湾多文化主義に批判的である所以は、単に多文化主義が形を変えたナショナリズムにすぎないと認識していることにあるわけではない。それは、台湾多文化主義と表裏一体をなすナショナリズムが台湾を主体としたものだからである。彼は、このような台湾ナショナリズムとしての多文化主義に対する警戒感を次のように表現している（趙剛 [2006:173]）。

台湾版の多文化主義は事実上市民特権の防火壁、及び階級分析や社会的平等を抑圧する言葉としての役割を果たしているため、これは国民国家多文化論の特徴を有していると私は述べるのである。しかしそれ以外に、これは更にいうと1つの国民国家計画であり、（中国人に対しての）台湾人を造り出そうとするものである。

前節で触れた張茂桂批判と同様、多文化主義を台湾ナショナリズムの原理からくるものとみなして批判する。これは、原住民族や外国人労働者の社会経済的地位に関する指摘とは異なり、容易に妥協しえない分裂したナショナル・アイデンティティの問題に及ぶため、

立場の異なる者との対話はより難しいものになる。このようにみると、左派の多文化主義批判は、1990年代と同様台湾ナショナリズム批判がその大きな位置を占めていることが分かる。しかし、後述するように、新移民の問題を射程に入れた経済的ヒエラルキーあるいは階級問題に関する指摘は、多文化主義言説全体にとってより重要な意味を持つのである。

新移民主体の批判的多文化主義言説

世新大学の夏曉鵬は、1995年に台湾南部の高雄市美濃区（当時は高雄県美濃鎮）において、外国籍配偶者を対象とした中国語教室である「外国人花嫁識字クラス」を開設した。後にこの中国語教室が母体となって、初めての新移民自身の組織である南洋台湾姉妹会が2003年に設立され、これは新移民としての意見を社会に発信するという点で大きな意味を持つようになる。また、国立政治大学の廖元豪も、移民移住人権修法聯盟の運営に顧問として参加するなど両者とも新移民のエンパワーメントを目的とする運動に積極的に関わっている。ここではこの2人の議論を中心にみていきたい。

夏曉鵬は外国籍婚姻移民の問題を世界全体での資本主義の発展によって生み出された構造的問題であると考え、夏によると、資本主義の発展が不平等な発展モデルを引き起こしたことで、欧米や日本などの中心国、韓国や台湾など新興の半周縁国、そして発展途上国である周縁国による国際的分業関係を作り出したという。そのような構造の中で出現した「外国人花嫁」現象は、「商品化された国際結婚、即ち歪んだ発展により周縁化された双方の男女が、資本の国際化と労働力の自由化という過程の中で、国際結婚に頼って出口を求めて生まれた結果なのである」とする（夏曉鵬 [2002:193-4]）。

夏曉鵬が新移民現象の背景として挙げているのは、経済のグローバル化が進む中で、台湾が欧米や日本との関係では周縁国として位置付けられる一方、発展途上国との関係においては中心国として非対称なヘゲモニーを作り出しているという構造的な問題である¹¹。このような国際的な構造の下で、半周縁国としての台湾では、農業従事者や非熟練工の男性の婚姻市場における価値が下落した結果、結婚相手を周縁国の東南アジアの女性に求めた、と夏曉鵬は考える（夏曉鵬 [2002:168]）。そして、「フェミニストにとっていえば、国際結婚の現象が表しているのは、グローバリゼーションの趨勢の下ジェンダーの議題はますます階級と離れられなくなっているということである」と語るように（夏曉鵬 [2002:194]）、

¹¹ この認識は、趙剛と同じく伝統的左派の学者である陳光興が、当時の李登輝政権下で登場した「南進政策」に関する言説を批判するために用いた「サブ帝国」という概念と重なる。彼によると、軍事力によって領土を取得し直接的にコントロールする以前の帝国主義とは異なり、政治経済的パワーによって間接的に他国に介入し、政策の方向性に影響を与え市場を操る、資本主義の構造的支配関係が新植民帝国主義であり、サブ帝国とは帝国主義下にある依存的な下位帝国のことを指す。南進政策をめぐる言説に関し陳は、台湾の政治経済や文化的構造はアメリカと日本の制限を受ける構造にあって、政治経済的により弱い地域に拡大しようと企図するものであり、台湾のサブ帝国イデオロギーがまさに形成されようとしている、と批判した（陳光興 [1994: 159-160]）。

夏曉鵬にとっても、新移民の問題に対するアプローチの仕方において社会経済的地位の問題は非常に重要な位置を占めている。それゆえ、この点において彼女の多文化主義批判は、伝統的左派である趙剛によるそれと同じ問題意識を共有するのである。

そのうえで、文化政治に関しては国籍婚姻移民の母語を例に出し、巷間に溢れる多文化主義のレトリックにおいて外国籍婚姻移民が如何に排除された存在であるかについて次のように指摘する（夏曉鵬 [2006:25-6]）。

「本土化」や「母語を返せ」というのは、かつてみな台湾民主化運動の重要な政治動員のレトリックだったのであり、やがて本土化は「多文化の尊重」へと転化していった。続いてグローバリゼーションの挑戦に直面し、「国際化」の目標を高らかに謳う。民進党政府は巧みに「多文化主義」を運用し、民主的で進歩的な政策イメージを構築する。……しかし、一見進歩的な価値に見えるものでも、仔細にその内容を検討するとしばしば排他的である。例えば、同じ「母語」であっても、新移民の母語は軽視され、甚だしくは消音されてしまうのである¹²。

本章第1節でみたように台湾多文化主義は一方では台湾ナショナリズムに由来しており、それが政治的な文脈で利用される時、外来者とみなされる者に対し排他的に作用することがあるということをここでは指摘している。多文化主義が排他的ナショナリズムと結びつく危険性については廖元豪も言及している。彼によると、台湾をひとつの主権独立した政治共同体と位置付けるイデオロギーである台湾新ナショナリズムの勃興は、グローバリゼーションによる「脱国家化」の趨勢の席卷や、大量の台湾新（婚姻）移民の流入と同時期に起こっている。そして、新ナショナリズム、グローバリゼーション、新移民という三つの趨勢が重なり合うことで、新移民が差別を受ける原因を作り出す、もしくは強化しているという（廖元豪 [2006:115-6]）。新移民が、漢人中心主義の（せいぜい周縁化された原住民族を加えた）台湾ネーションの想像にとって衝撃となること、それに彼女らが「いじめやすい」人々でありネイティヴィズムと結びついた悪質なナショナリズムの「他者」の想像に完全に合致することから、新移民は台湾ナショナリズムのはけ口となっているのだとする（廖元豪 [2006:119]）。

¹² ここで言及されているのは、例えば小中学校で実施されている母語教育（郷土言語／本土言語教育）のことである。1980年代に母語運動団体によってバイリンガル教育の主張がなされた結果、まず地方政府がこれを導入し、これは中央政府レベルでの郷土教育の教科設置を促し、台湾土着の言語は小学校の教育課程に「郷土言語」としての正規の位置付けを持つ言語へと変化した（林 [2009]）。しかし、母語教育として学校教育に採り入れられたのは閩南語、客家語、原住民族諸語など台湾土着の言語と馬祖島で用いられている福州語であり、新移民の子供たちにとっての母語（多くの子供にとって第一言語ではないが、文字通り母親の言語）であるベトナム語などは現在のところその中には含まれていない。最近ではいくつかの学校においてベトナム語などの授業を実験的に実施しているところもあるが、正式な教育課程に採り入れられてはならず、依然としてこの課題は残されたままである。

このように廖元豪は、新移民（ここでは特に婚姻移民）の立場を代弁して台湾ナショナリズムを痛烈に批判している。しかし彼にとっては、このナショナリズムが新移民にとって排他的色彩を帯びてしまっていること、そして実態として社会的に排除されているということこそが問題なのであり、ナショナリズムの主体や地理的範囲についてはとりたてて大きな問題にはならない。そこで、「新移民女性は実のところ資源を奪いに来ているのではなく、台湾に対し貢献しているのである」、「東南アジア新移民の移入は、台湾文化に新たな要素を持ち込むことで、「台湾民族」を更に多元的にし、台湾人全体の質を（低下させるのではなく）向上させる」と、台湾にとって新移民が有益な存在であることを強調する（廖元豪 [2006:124]）。重要なのは、台湾に主体性を持たせるという意味での台湾ナショナリズムの論理を（積極的に肯定するわけではないが）否定はせず、多文化主義の実践において新移民にとってより寛容な社会になる必要があることを説いている点である。

台湾ナショナリズムに対するこのようなスタンスは、新移民が台湾社会に求めているものとも合致するといえるだろう。第2章で言及した台湾の市民権テスト「帰化し我が国の国籍を取得する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識測定」は2006年の改正国籍法の施行により実施されるようになった。このテストでは、台湾の歴史・地理・習俗などに関する問題も出題される。その一方で、台湾人を対象とする学校教育では、中国全体の歴史や地理が今でも教科書の中で大きな割合を占めているが、そのような問題は出題されないということは既に述べた通りである。国籍法改正によりこのテストが導入されることが決まったのを批判してタイ出身の女性はいう（邱雅青 [2005]）。

中国語の試験以外にも、台湾の歴史や、憲法など基本権利義務の試験も受けなければならない。台湾の政府よ、あなたがたは未だにどのような歴史教科書を台湾人に勉強させるか決められないのではないのですか。憲法の改正でまだ喧嘩をしているのではないのですか。先にこれらのことをやって、これらをしっかり決めてから私たちに試験を受けさせてください。

新移民、特に外国籍婚姻移民にとっては、政府の提示する歴史や地理が、中国を範囲としたものであろうが台湾を範囲としたものであろうが、それは全く重要な問題ではない。廖元豪の台湾ナショナリズムに関する言説は、そのような彼女らの立場を代弁しているのである。

新移民問題と「対話の空間」

新移民研究者の多文化主義言説は、従来の多文化主義が文化政治を偏重し分配正義の問題を軽視しているという問題意識を伝統的左派と共有する。一方で文化政治に対するアプローチは伝統的左派とは異なっている。そこでは階級問題と切り離された新移民の文化そ

れ自体も、重要な問題であるとして認識される。また、特にナショナリズムとの関係では、両者の立場は大きく異なる。魏玫娟のいうように、台湾という「ひとつの社会において多元的集団及びそのアイデンティティが同時に併存している現象をあるべき情景とみなす」ことが既に共通理解として存在しているとしても、その「社会」の位置付けとして、趙剛はネーションや国民国家という枠組みを用いることを徹底的に拒絶する。それに対し、新移民研究者からの多文化主義批判において、排他的な台湾ナショナリズムは否定されるが、一方で市民的ナショナリズムは、台湾を範囲としたものであっても基本的に肯定されている。この点において、新移民研究者の批判的多文化主義言説は、リベラルな多文化主義を主張する張茂桂らの議論に接近するのである¹³。その際に前提とされる台湾のエスニックな住民構成についての認識は、中国ナショナリストが批判するような四大族群概念を完全に否定するようなものでもなければ、台湾教授協会の「台湾共和国憲法草案」で示されたような、固定的な族群関係でもないだろう。

ただし、これは趙剛の多文化主義批判が急進的であるため意味を有しないとしたいのではない。趙剛が指摘したのは、「主流の多文化主義言説が階級分析を無視してきた重大な結果であり、より進歩的な多文化主義と民主主義言説を構築するのに確かに重要」（魏玫娟 [2009:309]）なのである。この点において、ナショナル・アイデンティティや族群の歴史とは離れた次元で議論が可能となる。族群問題を論じる際にしばしばアイデンティティの深刻な対立を引き起こすのは、教科書『認識台湾』に関する論争の例にもあったように、族群の現在への認識というよりはむしろ過去（歴史）の表象である。趙剛に「エスノナショナリズムが発展した最終段階であるハイパーエスノナショナリズム」と批判された張茂桂は、その応答の中で「公平な礼節のある対話の空間」の確立を主張したように、1990年代に本土化・台湾化が進み、族群多文化主義が公定言説としての地位を獲得していく中で疎外されていった中国ナショナリストからの激しい批判からは、まるでそこには全く対話の空間が存在しないかのようなようである。

それに対して新移民登場後の多文化主義言説をみると、相変わらず厳しい批判がみられるとしても、そこには大きな変化も見出すことができる。四大族群論における対立の最大のポイントは歴史の表象であったが、新移民に関してはそもそも共通の歴史を持つわけではなく、問題となるのは現在の台湾における社会経済的地位である。そのため、台湾でしばしばみられるような、ナショナル・アイデンティティに関する不毛な論争に発展することなく、対話が可能な言説空間を創出しているのである。その結果として趙剛のような急進的な論者においても、対話の余地がほとんどみられない1990年代の批判と比べると、新移民を議論に入れた2000年代の多文化主義言説には「対話の空間」が生まれているのであ

¹³ 張茂桂は、多文化主義ではなく「文化多元」という概念を提唱する。彼のいう文化多元とは次のような考えである。多様な「特殊な文化」や、文化集団の各自の特殊性に重点を置くのではなく、全ての異なる文化の継承者の多元的な姿に焦点を合わせることで、単一文化の多くの由来を強調する。それによって、関係性や状況性にもとづく思考が促されるのである（張茂桂 [2002:262-263]）。

る。

終わりに

グローバル化によって新移民が出現したことは、台湾に如何なる影響を及ぼしたのか。新移民は台湾社会にとって如何なる意義を有しているのか。新移民の出現という現象に回答していかなければならないのは台湾の主流社会の側であろう。新移民への対応ということでは、多文化主義政策の実施によって新移民の社会的包摂を図るというだけではなく、市民社会における言論において様々な立場から新たな台湾社会像が構想された。本章では、そのような言説としての多文化主義に焦点を当て、台湾多文化主義に関わる言説がどのようにして出現し、どのように変化したのかを考察した。

はじめ四大族群の存在を前提として導入された族群多文化主義が、新移民の急増という現実直面し、どのようにして新移民包摂的な多文化主義へと移行しようとしているのか。2000年以前とそれ以降の代表的な多文化主義言説の展開を中心に分析することによって理解を試みた。まず、台湾多文化主義の形成に至る思想的な系譜としてリベラリズムと台湾ナショナリズムという2つの路線があったことを確認した。これらが重なり合って1990年代に多文化主義の議論が活発化したのであるが、これに対する批判の主な論点は、中国ナショナリズムに基づく台湾ナショナリズム批判であった。台湾社会が本土化・台湾化していくなかで主流の公定言説から疎外されていった中国ナショナリストからすると、四大族群論というのが台湾を1つの共同体とみなす概念であることから、族群多文化主義は受け入れ難いものであった。

2000年代に入って登場した批判的多文化主義の新しい担い手は、新移民を研究対象とするだけでなく新移民の立場を代弁して批判する若手の研究者たちであった。これらの論者による言説は、左派中国ナショナリストのものと部分的には共闘関係にあるものの、異なる側面も有した批判的多文化主義であった。

まず、分配正義という側面においては、両者は従来の多文化主義が十分に経済的ヒエラルキーの問題に対処してこなかったという同じ問題意識を共有している。その一方で、新移民研究者は従来の多文化主義が重視してきた文化政治の意義も認める。最も立場の違いが鮮明であるのは、ナショナリズムに対する位置付けである。リベラルな或いは公民的なものである限りナショナリズムを排除しない立場である新移民研究者に対し、左派中国ナショナリストはいかなる形であれ共同体としての台湾をネーションという枠組みで把握するのを拒絶する。台湾を地理的範囲とする公民的ナショナリズムに基づいたリベラルな多文化主義という点においては、新移民研究者による言説は、主流的多文化主義言説に接近するものである。

一方、左派中国ナショナリストの言説のなかにも変化は見出すことができる。新移民は

集団として共通の歴史を持っているわけではないため、専ら現在の台湾における社会経済的地位が問題とされる。そのため新移民包摂的多文化主義の議論においてはナショナル・アイデンティティや族群の歴史の表象といった深刻な対立を誘引する問題に議論が及びにくく、1990年代の族群多文化主義に関する議論と比較すると、多文化主義言説における対話の空間が拡大しているといえることができる。

本章での分析は、主として研究者の議論を題材としたものであり、台湾社会全体における多文化主義言説を網羅的に扱っている訳ではない。しかし、台湾においては、学術と政治あるいは一般社会との関係は深く、社会科学の概念をめぐる議論は学術の世界だけにとどまるものではない。一例を挙げると、既に触れたように族群という用語は、もともと“ethnic group”の訳語として社会学者が台湾社会内部の集団関係を分析するのに使用するようになった概念であるが、現在では政治の場において族群問題や族群政策が頻繁に議論されるようになっただけでなく、一般的な日常用語として定着している。このような台湾における学術の役割を考えると、本章での議論は単なる学術的論争というよりは、政治的社会的にも大きな意味を有するといえるだろう。

一般的に外からの移民は受け入れ側の国民国家にとって脅威とみなされることが多い。台湾においても、これまでの台湾社会のものとは異なる多様な文化的背景を持つ新移民は、ともすれば台湾社会の求心力に抗する存在とみなされがちである。しかし、これまでの議論を通じて明らかにした多文化主義言説における新移民の役割は、このような見方とは異なる視角を提示することが可能となるだろう。つまり、文化的出自が多様で集団としての歴史を持たない新移民が台湾という共同体に加わったことによって、多文化主義言説における「対話の空間」は拡大し、結果として社会の求心力をより強化する作用が働いているのである。これは、異なる2つのナショナル・アイデンティティが対立してきた台湾だったからこそ、「移民対既存のネーション」という対立図式に陥ることがなかったともいえる。いずれにせよ、このようにしてよりリベラルな色彩の強い新移民包摂的多文化主義が構想され、それが共有されるようになったのである。

第5章 エスニシティの象徴化：客家基本法の分析から

はじめに

ここまで、新移民の登場という新しい現象はどのようなインパクトを与えたのか、またこれに対して台湾社会はどのように応答したのかということについて論じてきた。本章では、このような時代において、新移民を受け入れる台湾社会側のエスニシティ、つまり既存の四大族群概念も同時に変化を遂げていたことを示そう思う。ここで論証するのは、新移民の流入によって引き起こされた変化ではなく、四大族群自身の内部で進行していた変化である。第1章で述べたように、台湾において四大族群概念が確立したのは1980年代のことであった。この時代に政治運動の場や文化的領域において存在感を持ったのは、台湾ナショナリズムによる主張であった。これは、国民党の権威主義体制を打倒して民主化を実現させ、最終的には台湾の独立建国を目指すという政治ナショナリズムであるとともに、台湾が中国と異なる文化を有する1個のネーションであることを叙述し、台湾人としてのアイデンティティが共有されることを目指す文化ナショナリズムでもあった。台湾ナショナリズムの言説の中に、四大族群論の原型、つまり4つの集団が多元的に共存している状態を台湾社会の理想とする考え方がみられた。また同じく1980年代には、エスニック・マイノリティである原住民族や客家によって族群運動が展開された。これらの結果として、四大族群概念が成立するとともに、それに基づく多文化主義が社会統合理念として用いられるようになった。

それでは、新移民が増加する時代において、ホスト側である台湾の主流社会はどのような状況にあったのだろうか。既存の四大族群は新移民の増加以前、つまり1990年代と何ら変わらずにいたのだろうか。筆者の考えでは、新移民の流入による衝撃という要素とは別に、四大族群内部でも少なからぬ変化が起こっていた。本章では、特に客家人のエスニシティを題材として、これを考察することとしたい。ここでの議論において客家人のエスニシティを中心的に採りあげるのは以下の理由による。客家人は、四大族群概念が成立する時期において、言語を中心とした文化的権利を主張する族群運動を展開しており、運動の中において文化集団としてのアイデンティティを明確に観察することができる。そのため、彼らが自分たちの文化やエスニシティというものをどのように認識していたのか、他の漢人グループと比較して分析が容易である。また原住民族運動のケースでは、文化的な側面だけでなく、経済的な格差の是正や名誉の回復など多岐にわたっていたのに対し、客家人は社会経済的にはマジョリティに位置していたため、その運動は純粋に文化的権利を追求するものであった。それゆえ、文化の主体としての族群概念がどのように変化したかを論

じるには、客家人のエスニシティがどのように変化したのか分析するのが最適だといえる。

2010年1月、立法院において客家基本法が制定された。これはそれまで個別の政策として行われてきた客家文化保護を目的とする政策に対し、法的な裏付けを与えるものである。類似した法律は、既に原住民族に関し2005年に原住民族基本法が制定されており、客家基本法はそれに続く2例目の族群関係の法令となる。客家基本法の内容について立法院で議論された際に最も大きな論点となったのは、誰が客家人であり誰がそうでないのか、客家人をどのように定義するのかという問題であった。

一般的には、客家はその言語（客家語）によって周囲の他の集団と区別される。言語以外にも、住居や衣服、食習慣、祭りなどが客家の文化として提示されることはあるが、客家人と呼ばれている人々全体に共通し、且つそれによって他の集団から区別することのできる何らかの文化的特徴を見出すことは難しい¹⁴。また、中原から移住してきた純粋な漢族の後裔であるという伝承が挙げられることも多いが、これは華南地域の他の漢族集団にもみられるものであり、客家に特有というものではない¹⁵。いずれにしろ、これらの指標のみによって他の集団と弁別することは不可能であり、基本的に客家は言語集団として存在しているといっていだろ。もちろん、微視的に観察すれば集団としての客家と客家語母語話者は完全に一致するわけではない。それでも通常は客家語の言語人口をもって客家の人口としている場合が多い¹⁶。

このような背景を踏まえた上で客家基本法の内容を見てみると、客家人の定義において客家語を判断基準としていない点の特徴的であることに気づく。この法律では客家人について、「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」と定義している（第2条）。これは、近年台湾においては客家語の衰退が進み、若年層に継承されないという問題が深刻になっていることと関係しているだろう。確かにそのような状況下では、客家語能力の有無を客家人かどうか識別する指標として用いるのは適切でなくなる。

それでは客家基本法の成立は、台湾客家人のエスニシティが、そして台湾社会全体がど

¹⁴ 例えば客家の伝統的住居としては、福建省龍岩市永定県などに存在する土楼、なかでも円楼（円形型の大型集合住宅）がよく知られている。これは「福建の土楼」としてユネスコ世界文化遺産にも登録されているが、この地域において土楼は客家だけに特有の伝統家屋であるわけではない。また、台湾や広東省梅州市などその他の客家人居住地ではみられないものである。

¹⁵ 客家が中原から移住してきたという伝承は、羅香林の客家研究（『客家研究導論』、1933年出版）を嚆矢とする客家研究の影響もあり、広く一般に知られているところであるが、華南地域に移住した後に周囲の民族集団から受けた影響がほとんど考慮されていない。もちろん実際には様々な影響を相互に与えていたと考えるのが自然であろう。それどころか近年の学術研究の成果は、中国北方からの移民と、畚族など華南地域に古くから住んでいた民族集団と接触し、混淆していった結果として出現したのが客家であるという可能性を示している。例えば、飯島 [2007] を参照のこと。

¹⁶ 瀬川 [1993:30]。ただし台湾客家に限定すると、行政院客家委員会が大規模な人口調査を行う以前の人口推計では、実際の話者数の調査に基づくのではなく、日本統治時代に実施された戸口調査に記載された祖籍を基に計算することが多かった。それでも、祖籍が福建省汀州の者を閩南人ではなく客家人とみなすのは紛れもなく言語を基準としているからである。

のように変化していることを表しているのだろうか。本章では、客家基本法の内容とその立法過程においてなされた議論について分析し、四大族群概念が2000年代に入ってから経験している変化とはどのようなものか明らかにしたい。これを説明するために、アメリカのエスニシティ研究・移民研究において提起された象徴的エスニシティという概念を援用する。

本章で論じる内容をここで簡単に説明しておこう。まず第1節では、アメリカにおけるエスニシティ研究・移民研究のなかで、かつて主流であった同化主義理論に関し概観した後、これに対する批判として提起された象徴的エスニシティの概念について述べる。次に第2節では、客家運動とその後実施されるようになった客家文化政策の内容を振り返ったうえで、そのような政策がもたらした効果と解決されていない問題について述べる。簡単にいうと、客家語を取り巻く環境は改善したが、客家語が継承されないという問題は解決されていないという点である。第3節では、客家基本法の大まかな内容と立法に至った経緯を紹介する。第4節では、客家基本法が立法院において議論された際に、最も大きな対立点となった客家人の定義をめぐる問題に焦点を当てる。立法院には広い定義を採用する行政院案と狭い定義を採用する議員案の2つが提出され、最終的には、両者を折衷する形で制定されることとなった。これら2種類の草案と実際に公布された最終案それぞれを、アイデンティティ・血縁・言語という3つの基準から考察する。以上の議論を経て第5節では、客家人のエスニシティがより象徴的なものになっており、台湾社会がそのようなエスニシティのあり方を認めるようになってきていることを論じる。そのうえで、エスニシティの象徴化という流れは、客家人のみならず台湾社会全体において共通してみられる現象であることを示したい。

第1節 同化主義理論と象徴的エスニシティ

同化主義理論

四大族群のエスニシティに関する説明として本章で利用するのが、象徴的エスニシティという概念である。象徴的エスニシティとは、アメリカ人の白人のエスニシティに関する説明として、それまでの同化主義理論に基づいたエスニシティ研究を批判する文脈において使われるようになった用語である。

アメリカにおける人種・エスニック関係は「人種の坩堝」(melting pot)という有名なメタファーによって把握されてきた。「人種の坩堝」論の先駆けとしてしばしば言及されるのは、クレヴクール(J. Hector St. John de Crèvecoeur)による『アメリカ農夫の手紙』(Letters from an American Farmer)(1782年)である。そこではアメリカ人について次のように描写されている。

それでは、この新しい人、アメリカ人とは何なのでしょう。その人はヨーロッパ人でもなければ、ヨーロッパ人の子孫でもありません。ですから、どこの国にも見つけることのできない不思議な混血です。私は次のような家族のことをあなたにお話できます。その家族の祖父はイングランド人で、その妻はオランダ人、その息子はフランス人女性と結婚しており、さらにその2人の間に生まれた4人の息子たちは今ではそれぞれが国籍の異なる妻を娶っています。偏見も生活様式も、昔のものは全て放棄し、自分が選び取った新しい生活様式、自分が従う新しい政府、自分が占める新しい地位などから新しいものは受け取ってゆく、それがアメリカ人なのです。

このように、多様な文化的背景を持つ移民がアメリカの地で出会い、融合し、新たな文化が創出される様子は、1908年に発表されたザングウィル (Israel Zangwill) による戯曲の題名である「人種の坩堝」とともに移民国家アメリカの自己イメージとして広く受け入れられていく。

とはいえ、これは一般的なレトリックとしての用語であり、学術的な概念ではなかった。移民とアメリカ文化の関係について学術的な議論を始めたのは、シカゴ学派の社会学者たちであった。彼らがこれを説明するために用いたのは「同化」(assimilation) という概念であった。パークとバージェスは同化を「人や集団が、他の人や集団の記憶や感情、態度を獲得し、経験や歴史を共有することで共通の文化的生活に編入される、相互浸透と融合の過程」と定義した (Park and Burgess [1921:735])。

異なる文化集団が接触する中でどのようにして同化が起こるのかという問いに対し、パークは「接触(contact)→競合(competition)→適応(accommodation)→同化(assimilation)」という不可逆的なモデルを提示した。またM. ゴードンは、同化に至る過程において観察される変化について、下の図のように7つの側面から説明する。

表 5-1 ゴードンの同化主義モデル

過程、条件	同化の種類、段階	
文化パターンがホスト社会へのものへ変化	文化的、行動的同化 (cultural or behavioral assimilation)	文化変容 (acculturation)
ホスト社会の集団・クラブ・機関に、基礎集団レベルで大規模に参入	構造的同化 (structural assimilation)	
大規模な通婚	婚姻的同化 (marital assimilation)	融合 (amalgamation)
排他的にホスト社会を基礎とする集団の一員であるという感覚が発達	アイデンティティ的同化 (identificational assimilation)	
偏見が消失	態度受容的同化 (attitude receptional assimilation)	
差別が消失	行動受容的同化 (behavior receptional assimilation)	

価値や権力の対立が消失	公民的同化 (civic assimilation)	
-------------	-------------------------------	--

出所：Gordon [1964:71]より筆者作成。

ゴードンによると同化の過程においては、ここで挙げた 7 つの項目それぞれが様々な程度で出現する。このなかで同化の第一段階でまず見ることができるのは文化的同化（文化変容）である。そして同化の完成にとって要となるのは構造的同化である。文化的同化が起こったからといって必ず構造的同化に至るとは限らないのに対し、構造的同化が起こると、同時にもしくはそれに続いて文化的同化やその他の同化が不可避的に進んでいくのである（Gordon [1964:77-81]）¹⁷。

象徴的エスニシティ

移民が同化へと至る直線的なプロセスを描く同化主義理論に対し、世代間の違いに着目してエスニシティの説明を試みたのが、M. ハンセンである。ハンセンは、世代が進みホスト社会に同化していくにつれて、移民の文化は一方向的に消失するのではなく、移民第 3 世代においてそれはむしろ復興すると主張する。移民第 2 世代が、アメリカの主流社会に溶け込むために両親の文化を拒絶しがちなのに対し、アメリカ生まれの両親を持ちアメリカ人としてのアイデンティティに疑いのない第 3 世代では、第 1 世代の文化を再確認しようとする（Hansen [1954]）。

1960 年代以降、同化主義理論に対して、アメリカ社会への適応の過程においてその言語や文化を喪失または変容させつつもエスニシティを維持している集団の存在が注目されるようになる。N. グレイザーと D. モイニハンは、ニューヨークに居住する黒人・プエルトリコ系・ユダヤ系・イタリア系・アイルランド系の住民を例として、アメリカ国民として統合されながらも完全に同化されずに存在するエスニック集団の姿を示した。しかし一方で、例えばドイツ系はその人口上の比率の大きさにも拘わらず、政治生活において、またエスニック上の利害構造においてもはや存在せず、1 集団としてのドイツ系は消滅し「同化され」たとする（Glazer, Moynihan [1963]）。

それに対し、政治的もしくはエスニックな利害関係において 1 集団としては必ずしも意味を持たなくなり、同化されたように見えるエスニック集団のエスニシティに着目し、これを象徴的エスニシティという言葉で表したのが H. ガンズである。これは、ハンセンの述べた移民第 3 世代にとってのエスニシティとも重なる。ガンズによれば、移民第 3 世代はエスニックな文化や組織には（宗教的にも非宗教的にも）ますます興味を持たなくなるが、その代わりにエスニック・アイデンティティの維持により大きな関心を持つようになる、と

¹⁷ この同化主義モデルにおいてゴードンは「ホスト社会」という用語を用いているが、ホスト社会が移民のような少数エスニック集団を同化していくケースだけではなく、移民の側が優勢であり先住の集団を同化していくケースや、複数集団の接触によって新たな文化が創出される「人種の坩堝」型のケースにも適用出来ると考えていた。

いう。人々の生活にとってエスニシティは道具的機能というより表現的なものになり、それはしばしば象徴の使用を含んだものであるとする。象徴的エスニシティとは、移民世代や祖国の文化に対するノスタルジックな忠誠であり、それは日々の行動には組み込まれることなく感じられる伝統への愛や誇りである (Gans [1979])。社会移動と通婚の一般化によって、多くのアメリカ人にとってエスニシティはますます周辺化されているが、彼らはエスニック・アイデンティティを完全に捨て去ったわけではなく、エスニックな遺産の中からいくつかの象徴的要素を選んで採り入れるのである。エスニック集団への象徴的な同一化は、エスニックな「スパイス」を含んだ個人的なアイデンティティを構築させることはできるが、それはエスニシティの個人化を代表するものであり、実質的にそれはエスニックな出自への認知に対するしるし以上のものではほとんどない、ということがしばしばである (Alba [1990:29-30])。

第2節 客家文化政策とその効果

既に第1章において、1980年代末に起こった客家運動や、1990年代以降の多文化主義政策について述べてあるが、ここでその概要をもう1度振り返っておこう。台湾にとって1980年代は、非常に大きな変化を経験した時代であった。政治的には民主化運動が盛り上がり、平和裏に民主主義へと移行することができたが、同時に多くの社会運動が発生した時代でもあった。このような社会運動は、環境運動や原住民族運動、農民運動、労働者運動、女性運動などテーマは多岐にわたり、それぞれの集団が自分達の権利を主張するようになっていた。台湾の客家人が文化的権利を主張する運動が起こされたのもこのような時代においてであった。

戒厳令が解除されて間もない1987年に、客家人に関する話題を専門的に扱う雑誌である『客家風雲』が発刊された。これは客家人の読者向けに客家人の視点で記事を書いた初めての雑誌であったが、その役割は単に客家人を取り巻く問題に関する言論の場を提供するというだけにはとどまらなかった。雑誌発行以外にも、客家をテーマとした座談会やアンケート調査、学術研究討論会、サマーキャンプなどの活動も行い、客家運動を先導していったのである。

雑誌『客家風雲』上に掲載された記事において、またそれ以外の様々な活動において特に重視されたのが、客家人の言語をめぐる問題であった。戦後台湾における国民党政治の言語政策では、北京官話が唯一の「国語」と定められ、迅速な普及が図られた。その反面客家語は、他の本土言語と同様に、「方言」として低い地位しか与えられてこなかった。そのため、教育現場において方言使用は厳しく禁じられ、メディアにおいても規制の対象となっていた。国語推進運動の結果、北京官話を国語として台湾全体に普及させることに成功した一方で、客家語など本土言語が下の世代に継承されないという事態を引き起こしていた。この問題の深刻さは、人口規模に比例しており、原住民族諸語が最も深刻であり、

客家語がそれに続くという状況であった。1988年には客家風雲雑誌社のメンバーが中心となって客家權益促進会が設立された。この団体の呼びかけで同年12月28日に台北でデモ行進が行われ、6～7000人ものが台湾各地から集まり「母語を還せ」（還我母語）を合言葉に「客家語テレビ番組の全面開放、ラジオ・テレビ法第20条の方言制限条項の保障条項への改正、多元的・開放的な言語政策の確立」を訴えた¹⁸。

このような客家人自身によるアイデンティティの承認と文化の保護を求めた運動を受け、1990年代以降、客家文化の保護・発展を目的とした様々な多文化主義政策が行われるようになっていく。客家文化政策を担当する行政機関として、中央においては2001年6月に行政院客家委員会が設立されたのをはじめ、いくつかの地方政府においても専門の部署を設けるなどして客家文化政策に関連する行政を行っている。以下、近年行われている客家文化政策の概要を簡単に紹介しておく。

まず、客家運動開始当時の最も大きなテーマであった言語に関する政策である。台湾では、かつて国語普及を目的として行われていた一元的言語政策を転換し、学校教育において台湾土着言語を教える母語教育の試みが始まっている。母語教育は、主として1989年末の地方首長選挙で民進党が政権をとった地方政府によって導入された。1996年度から実施された小学校教育の新カリキュラムでは正式な教育課程に「郷土教学活動」の時間が設けられ、この中に母語教育の内容も盛り込まれた。2001年度からは9年一貫教育課程が実施されることになり、それによって小学校では必修科目として毎週1時間、中学校でも選択科目として郷土言語教育すなわち母語教育が採り入れられた。メディアにおける言語使用に目を向けると、「母語を還せ運動」が起こった直後の1989年1月1日に初の客家語番組である「郷親郷情」が台湾テレビ局で30分間放送されたのを皮切りに、僅かながら客家語によるテレビ番組が放送されるようになっていった。また、1994年4月に地下電台の形で台北に誕生した客家語専門ラジオ局「宝島客家電台」は、1996年になって正式に設立許可を得ることができた。このほかにも2003年7月には客家語専門のテレビチャンネルである客家テレビ局（客家電視台）が開局し、2005年からは行政院客家委員会が客家語認証試験を行うようになっていく。

次に学術研究の促進である。1999年に国立中央大学に客家研究センターが設立されたのを皮切りに、台湾各地の大学に類似の研究センターや大学院が設立され、その数は1999年から2006年の間に19か所に上っている（徐正光・張維安 [2007:6-7]）。そして、特に行政院客家委員会は研究助成や、シンポジウム主催、優秀論文の表彰など様々な形で客家学術研究に対する支援を行っている。

また、客家文化の振興にも力を入れている。客家に関するテーマパークや博物館を数箇所建設し客家文化を紹介しているほか、伝統建築の保存活動、祭りや年中行事に関する活動を行っている。代表的なものでは「客家村12大祭り」（客庄12大節慶）が挙げられる。これは桐花祭（4月）、義民文化祭（8月）、六堆カーニバル（10月）など、台湾各地の客

¹⁸ 田上 [2007:169-170] を参照。

家村で行われる祭りを月ごとに選んで、それに対し補助を出すとともに、客家の代表的な祭りとして大々的に宣伝するものである。

このように様々な形で客家文化政策が推進されるようになったが、その効果はどのようなものであろうか。客家に関する学術研究は大きく発展し、観光産業とも組み合わせた文化振興が盛んに行われるようになった。また言語の地位に関する状況も大きく変わっている。かつては学校など公共の場所では話すべきではない言葉として扱われていたのに対し、現在ではメディアでも学校でも母語の使用が積極的に推奨されており、客家語の置かれた地位や環境という意味においては、以前と状況は全く異なる。しかし一方で、言語継承という面からみると、問題は根本的に解決したとはとても言い難い。

表 5-2 客家人の年齢別客家語使用能力

リスニング能力 (%)					
	完全に理解できる	大部分理解できる	普通	少しは理解できる	全く理解できない
年齢					
0-9	5.5	15.0	5.7	35.0	38.7
10-19	7.0	19.3	8.1	32.3	33.3
20-29	15.9	28.0	7.3	24.6	24.2
30-39	29.0	27.3	5.2	18.2	20.4
40-49	49.0	23.5	3.9	11.7	11.9
50-59	62.2	15.6	3.5	9.3	9.5
60-	74.3	11.1	2.5	5.7	6.4
スピーキング能力 (%)					
	とても流暢	流暢	普通	流暢でない	話せない
年齢					
0-9	3.3	6.0	8.0	29.0	53.7
10-19	2.3	7.9	9.3	29.1	51.1
20-29	6.8	11.7	9.6	27.7	44.2
30-39	16.5	19.7	11.2	19.5	33.0
40-49	35.0	20.8	9.8	11.3	23.0
50-59	47.3	17.9	7.1	10.7	17.0
60-	60.4	16.5	5.8	6.9	10.4

出所：行政院客家委員会 [2011:附表 B-40、附 B-46] から筆者作成。調査は 2010 年から 2011 年にかけて実施されたもの。なおここでの客家人の定義は客家基本法のもの（「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」）に準じている。

この表から分かるように、20代以下の若年層に関しては、リスニング・スピーキングともに十分な能力を持ち合わせているのは少数である。そしてこのような客家語能力の実体は、言語使用状況に対して如実に反映されている。下の表から見て取れるのは、若年層では、家庭内で僅かでも客家語を使用する者は半数にも満たないことや、客家語を第一言語として家庭内で用いているのはせいぜい1割程度であり、逆に4分の3以上は中国語を第一言語としているという現実である。

表 5-3 客家人の家庭内における使用言語

家庭内で使用する言語（複数選択可）								
	客家語	中国語	閩南語	原住民語	英語	日本語	その他	未回答
年齢								
0-9	46.8	97.4	56.8	0.6	7.7	0.5	1.2	0.1
10-19	40.5	98.2	52.5	0.4	7.7	1.4	0.1	-
20-29	47.6	97.6	56.1	0.3	5.4	1.5	0.0	-
30-39	45.3	96.8	61.9	0.4	6.4	0.4	0.5	0.0
40-49	52.8	96.1	61.8	0.3	6.3	0.8	0.2	0.0
50-59	56.5	93.3	62.5	0.4	2.9	0.8	0.1	0.1
60-	70.8	88.0	54.1	0.2	1.5	2.6	0.2	0.2
家庭内で最もよく使用する言語								
	客家語	中国語	閩南語	原住民語	英語	その他	未回答	
年齢								
0-9	13.4	77.0	8.8	0.0	-	0.7	0.1	
10-19	8.8	80.4	10.4	-	0.3	-	0.0	
20-29	11.7	75.1	13.2	0.0	0.1	0.0	-	
30-39	14.1	69.4	16.5	-	0.0	0.0	0.0	
40-49	18.4	62.6	19.0	0.0	-	-	0.0	
50-59	25.8	51.9	22.0	0.1	0.1	0.0	0.1	
60-	44.1	35.1	20.3	0.0	-	0.3	0.2	

出所：行政院客家委員会 [2011:附表 B-82、附 B-85] から筆者作成。

1980年代以降、台湾的なもの、台湾らしさが積極的に評価されるようになったが、そのなかの1つの重要な要素が本土言語であった。このような台湾社会全体の潮流に加えて、客家人は特に言語を中心的議題に据えた社会運動を展開したこともあり、義務教育における母語教育や客家語メディアの登場など、客家語を取り巻く環境は大きく改善していると

いえるだろう。しかし、その効果について問われると心許ない。つまり、若年層の客家語使用能力が大きく向上したわけではなく、母語の継承が危機に瀕しているという問題は全く解決されずに残されたままなのである。

第3節 客家基本法の立法過程

1990年代以降の台湾では、重要な選挙が実施される時には必ず、各候補者や政党が客家文化政策を提示し、客家文化を重視しているということを表明するようになってきている。現在総統の職に就いている馬英九も、2008年に行われた総統選挙に際して、客家文化政策を公約の1項目として発表している。そこで示された具体的な政策としては、(1)客家事務予算を4年間で倍増させる、(2)「客家文化重点発展区」の設置、(3)「公共事務言語法」制度の創設、(4)「客家伝承師」制度の創設、(5)客家文化の創作価値の向上、(6)客家特色産業発展基金の設立、(7)県市政府は客家事務統合制度を確立する、(8)全国レベルの客家ラジオ局の設立、(9)台湾を世界の客家文化や客家産業における交流の中心にする、というものであった¹⁹。客家基本法の制定という公約こそ登場していないものの、ここで挙げられた個別のいくつかの政策は客家基本法の内容に反映されている。

客家基本法の草案は2009年10月30日に行政院から立法院に送られ審議に入った。また行政院案とは別に、立法委員4人によって作成された草案も提出され、同時に審議が行われた。この提案人は管碧玲(民進党)、邱議瑩(民進党)、侯彩鳳(国民党)、柯建銘(民進党)の4人であり、このほかに22人の立法委員が連署人として名を連ねている。議員案の提案人及び連署人は、民進党籍の委員がやや多いものの国民党籍の委員も少なからず含まれている。

実際に成立したものは基本的には行政院の草案をベースにしたものになっているが、議員案の主張も取り入れられるなど若干の変更も加えられている。ここでは特に行政院案と議員案の違いに留意しながらその立法過程についてみていきたい。

立法院内政委員会での審議は、2009年12月28日に両案が同時に審議された。以下、簡単に審議の過程を紹介する。まず始めに、客家委員会主任委員の黄玉振から立法に際する趣旨説明が行われたが、それは次のような内容であった。台湾において客家族群は文化的に抑圧されアイデンティティの危機に直面していたため、言語や文化の流失への危機感の下、2001年6月に行政院客家委員会が設立され、言語の復興や文化の振興、客家産業の発展などの客家事務や関連する行政を8年余り実施し、相当の成果をあげてきた。しかしながら法的効力を欠いていたことから、それらの項目を十分に推し進めることはできなかった。客家事務工作の推進が行き詰まっていることに鑑みると、「客家事務の法制化」を着実なものにするには、客家事務の法的基礎を与え、客家言語文化を伝承・発揚することによってのみ、これが長く続くものとなる。以上のような職責と使命から客家基本法(草案)を起草した。起草の準備に当たっては、専門家による検討会のほか、北・中・南・東部で

¹⁹ 2008年総統選挙における馬英九陣営のウェブ版政策白書より。
<http://2008.ma19.net/policy4you/hakka> (2008年2月20日取得)。

の座談会、客家籍及び客家に関心のある立法委員との意見交換、法律関係の専門家を招いてのシンポジウム等を実施した（『立法院公報』99(3),2010:198）。

最終的に公布された客家基本法は全 15 条からなる。ここでは鍾国允の整理を参考に、この法律の内容を以下のように分類した上で簡単に紹介しておく（鍾国允 [2010:58-72]）。

(1) 用語の定義（第 2 条）

「はじめに」を参照。

(2) 政策実施主体（第 3 条、第 4 条）

行政院がこの法律に関連した事務について、必要に応じ大臣会議を開けること、政府が全国客家会議を定期的を開催することが規定された。

(3) 地域発展計画と客家文化重点発展区（第 5 条、第 6 条）

第 5 条では、地域発展計画においては、客家族群の権益と発展を考慮しなければならないとされた。また第 6 条では、客家人口が 3 分の 1 以上の郷（鎮、市、区）を客家文化重点発展区とし、客家の言語や文化の伝承と発揚につとめること、具体的には当該地区において客家語を公共事務言語として、公務員や教師の客家語能力向上を奨励することなどが定められた。

(4) 国家公務員試験での客家事務関連類科（第 7 条）

国家公務員試験に客家事務関連類科を追加することが規定された。これを受け実際に 2010 年度の国家公務員試験から「客家事務行政類科」が新たに加わった。

(5) 客家語に関する規定（第 8 条、第 9 条、第 10 条）

第 8 条は、客家語認証の実施や客家語データベースの構築によって、客家の復興や研究発展、人材育成を促すということを定めている。第 9 条では、公共サービスにおいて客家語バリアフリー環境を実現させることが定められ、第 10 条では、政府は学校や家庭、コミュニティにおける客家語学習環境を発展させ、客家語を推進させなければならない、とする。これは既に始められている「客家語伝承師」制度を着実なものにする規定である。

(6) メディア・アクセス権保障（第 12 条）

全国ネットの客家専門ラジオ局やテレビチャンネルを設立すること、そして客家言語文化番組に関連する事業への補助などが定められた。

(7) 客家学術研究と世界客家文化交流／研究の推進（第 11 条、第 13 条）

第 11 条では、政府が客家学術研究を奨励し、大学に関連する学部や大学院を設置する、第 13 条では台湾を全世界の客家文化に関する交流や研究の中心にする、とした。

(8) 全国客家の日（第 15 条）

全国客家の日を定め、客家族群の台湾多元文化への貢献を顕彰するとした。

以上が審議を経た後に公布された客家基本法の内容であるが、草案段階においても行政院案と議員案の内容は、その大部分は共通していた。両者の主要な相違点は 3 点あった。第 1 に、審議において最も大きな問題となった、誰を客家人とみなすかという定義に関する部分であった。その部分に関しては次節で検討するので、ここではそれ以外の 2 つの相違点について紹介する。客家人が多く居住する地域における公共事務や文化振興に関し、

「客家人口が3分の1以上である郷（鎮、市、区）を客家文化重点発展区とし、客家言語を強化し、文化と文化産業を伝承・発揚する」（行政院案第6条、議員案第7条）と規定しているのは両案に共通しているが、議員案にはこれに加え、「客家人口が10%以上の直轄市、県（市）政府は客家事務専門担当部署を設けなければならない。その他の県（市）政府は実際の需要をみて、客家事務専門担当部署もしくは専門担当者を置き、客家事務を執り行うことができる」（議員案第6条）という規定も入っている。これは、客家人集住地区であっても県や市レベルの行政区単位では大きな割合を占めない場合などに配慮したものである。しかし、この提案は「中央と地方の権限区分に干渉し、論争を引き起こすのを防ぐため」という理由で採用されなかった。一方で、議員案の主張が採用された部分もある。また、第15条の「全国客家の日」に関する規定は、もともと行政院案には入っていなかったが、議員案における条文が採り入れられる形で審議を通過した。これ以外の条文では、若干の文言の差異はあるものの、ほとんどは行政院案と同じ内容の条文となっている²⁰。

内政委員会での審議を経た客家基本法は、2010年1月5日に立法院を通過し、1月27日に公布された。

第4節 客家人の定義をめぐる議論

客家エスニシティの認定条件

第2条では、この法律における用語（客家人、客家族群、客家語、客家人口、客家事務）の定義について、次のような文言で定義している。

第2条 本法の用語は以下の通り定義する。

- 一、客家人：客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す。
- 二、客家族群：客家人から成る集団を指す。
- 三、客家語：台湾で通用している四県、海陸、大埔、饒平、詔安等の客家語、及び各地区に独立して保存されている習慣的用語や、現代的語彙を加えたために現れた各種の客家語を指す。
- 四、客家人口：行政院客家委員会が客家人とするところの者の人口調査統計結果を指す。
- 五、客家事務：客家族群と関係する公共事務を指す。

ここで客家人について、「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人で

²⁰ 立法院議案關係文書院総第1783号政府提案第11856号、及び、立法院議案關係文書院総第1783号委員提案第9378号。

あると認識する者を指す」と定義しているが、立法院に提出された草案の段階では行政院案、議員案ともこれとは異なる定義を用いていた。行政院案では、客家人を「客家の血縁または客家の淵源を持ち、もしくは客家語や客家文化を熟知しており、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」となっていた。一方の議員案では、「客家の血縁を持ち、並びに客家語を熟知しており、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」と定義していた。

客家人と非客家人の境界をどのような条件で設定するかという問題に関し、^{しせいほう}施正峰は主観的アイデンティティ・血縁・言語の3つの要素によって分類する（施正峰 [2004:43-46]）。ここでは施正峰の分類を参考に、客家人の定義について次のように図式化する。

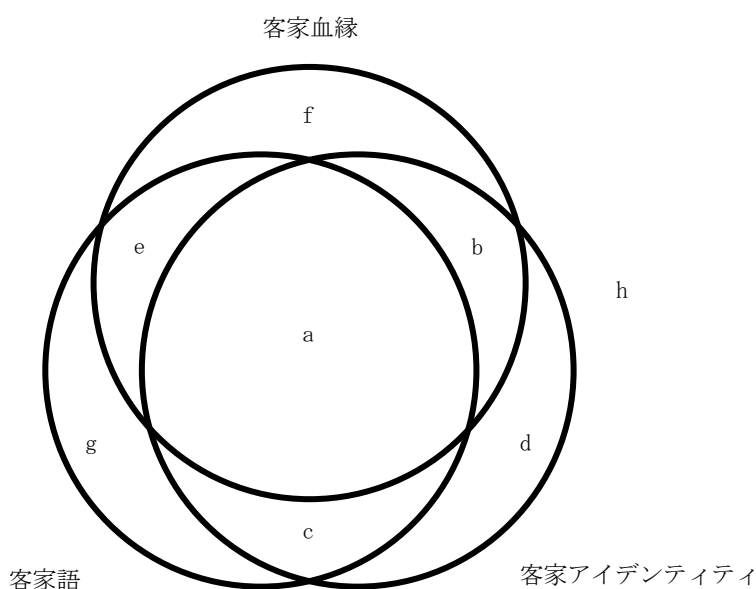


図 5-1 客家人の定義に関する概念図

- a : 客家人と自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せる人。
- b : 客家人と自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せない人。
- c : 客家人と自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せる人。
- d : 客家人と自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せない人。
- e : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せる人。
- f : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せない人。
- g : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せる人。
- h : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せない人。

出所：施正峰 [2004] を一部修正。

もちろんこの概念図は単純化したものであり、注意が必要な部分も存在することは先に述べておく必要があるだろう。まず、「客家人と自認するか」「客家の血縁を持つと認め

るか」「客家語が話せるか」という設問は、必ずしも YES か NO かはつきり答えられる類のものではない。例えば客家語能力についていえば、客家語の流失が進行しつつある台湾においては「客家語が話せる」場合でもその運用能力は個人によって大きな開きがあるし、血縁に関しては、先祖に関する記録や記憶が既に曖昧になっている事例はすくなくない。自己認識にしても、両親とも客家人の場合と、祖父母のうち1人が客家人という場合では、客家人としてのアイデンティティの強さに違いがあるのは当然であろう。客家委員会による人口調査でも、客家語能力の有無が客家人としてのアイデンティティの強弱と密接に関係していることを明らかにしている。このように、それぞれの境界は必ずしも明確な形で存在している訳ではない。

またカテゴリーによっては空集合やそれに近い集合になることもあり得る。例えば、客家の血縁を否定し、客家語も話せないが、客家人であると自認する {d} の存在は、常識的にはあまり考えにくい。

伝統的な社会を維持していた時代には、3つの円は大部分が重なり合っていたと考えられる。つまり、現在のような母語の衰退がみられない状況においては、客家の血縁やアイデンティティを持っているにも拘わらず客家語が話せないという人は、言語的に閩南人（福佬人）に同化して久しい福佬客と呼ばれる人々を除いてはほとんど存在していなかった²¹。しかし、近年になって客家語が若者に継承されないという状況が出てくると、3つの円の不一致が大きくなっていく。特に「客家語」の円は縮小していき、「客家血縁」や「客家アイデンティティ」の円には含まれるが「客家語」の円には含まれない集合（上図でいうと {b} にあたる部分）が拡大していくのである。

この概念図に従って、行政院案と議員案を比較してみよう。議員案の定義する範囲は非常に明瞭である。すなわち主観的アイデンティティ・血縁・言語の3条件を全て満たす者であり、上の分類では {a} にあたる部分である。一方の行政院案は、血縁もしくは言語（文化）のいずれかを満たした上で主観的アイデンティティを満たす者であるから、{a, b, c} に相当する。上述したように、{d} が実際にはほとんど存在し得ないことを考えると、実質的には客家人と自認する者は全て客家人とみなすとしていることに等しい。

ところで、客家委員会が2004年と2008年に実施した全国客家人口調査でも、客家人のエスニシティに関し多角的な方法での認定を試みている。この調査では、以下の11種類が客家人の定義として挙げられていた（行政院客家委員会 [2004:(1-7)-(1-8)]、[2008:1-4]）。

(1) アイデンティティによる認定

定義1：単一主観アイデンティティが台湾客家人である者は、客家人とする。

定義2：多重主観アイデンティティが台湾客家人である者は、客家人とする。

(2) 血縁による認定

定義3：両親とも台湾客家人である者は、客家人とする。

定義4：父親が台湾客家人である者は、客家人とする。

²¹ 台湾において客家人は少数派であり、客家人が多く居住する地域以外では客家語が地域語として用いられることはないため、客家人以外で客家語が話せる人は、歴史的にみても現在の状況からいっても少数である。これは、閩南語の置かれている立場、つまり台湾では閩南人でなくてもほとんどは閩南語を解することができるという状況とは大きく異なる。

定義 5：母親が台湾客家人である者は、客家人とする。

定義 6：両親のうちどちらかが台湾客家人である者は、客家人とする。

定義 7：父方祖父母のうちどちらかが台湾客家人である者、ただし父親が大陸客家人である者は含まない。

定義 8：母方祖父母のうちどちらかが台湾客家人である者、ただし母親が大陸客家人である者は含まない。

定義 9：歴代先祖のうち誰かが客家人である者、または父方祖父母のうちどちらかが台湾客家人である者、または母方祖父母のうちどちらかが客家人である者、または両親のうちどちらかが台湾客家人である者。ただし、両親とも大陸客家人である者、または父親が大陸客家人であり母親がその他の族群である者、または母親が大陸客家人であり父親がその他の族群である者は含まない。

(3) 広義の認定

定義 10：広義の認定とは、以上 9 種類の定義のうち少なくとも 1 種類で客家人と認定される者は、客家人とすることを指す。

(4) 言語による認定

定義 11：客家語がとても流暢に話せる／ある程度流暢に話せる、または客家語をとてもよく聞き取れる／ある程度聞き取れる者は、客家人とする。

全国客家人口調査で挙げられているこれら複数の定義は、血縁関係による分類にやや偏ってはいるものの、大枠としては、施正峰と同じくアイデンティティ、血縁、言語という 3 つの指標を用い、それぞれを細分化したものをを用いている。アイデンティティによる認定方法では、単一アイデンティティのみを選択させる方法と、複数アイデンティティを認める方法とがあり、両方のデータをとっている。血縁による認定方法では、最も狭く限定する「父母両方とも客家人」というも定義から、「先祖の誰かが客家人」というかなり広い定義まで、多くのバリエーションを想定している。そして最も広い定義として挙げられているのは、客家人としてのアイデンティティを有している、もしくは少しでも客家の血縁がある者、ということになる。これは先の図でいうと {a, b, c, d, e, f} にあたる。

立法過程での議論

それでは、客家基本法の立法過程において客家人の定義に関しどのような議論が行われたのかみていきたい。議員案の提案者の 1 人である邱議瑩は、行政院案における客家人の定義に対し次のように述べる²²。

私達はこのような自己認定は広すぎると考えます。過去に実施した客家人口基礎調査の資料によると、定義が広すぎる場合では、台湾の客家人口は最大で 600 万人近くになりますが、もし若干厳しく定義すると、それでも客家人口は 310 万人

²² 立法院での審議内容に関しては、『立法院公報』第 99 卷第 4 期、2010 年、305-358 頁より。

近くになり、その差は 300 万人近くになります。ですから客家人口の定義において、私達はもっと厳しい規定が必要だと考えるのです。

このように、邱議瑩はまず、行政院案の定義を採用すると客家文化政策の対象となる客家人の人口が多くなりすぎることを指摘する。上述した 2008 年全国客家人口調査によると、台湾の客家人口は、単一アイデンティティによる認定では 310 万 8 千人 (13.5%)、複数アイデンティティによる認定では 427 万 6 千人 (18.6%)、広義の認定 (客家人のアイデンティティもしくは血縁) では 587 万 7 千人 (25.6%) となっている (行政院客家委員会 [2008:5])。行政院案の定義は、主観的アイデンティティを重視しているので、ここでいう広義の認定よりは複数アイデンティティによる認定に近いが、いずれにしてもどのように定義するかによって、客家人口は大きく異なってくるのである。

客家語の普及のためには緩やかな定義を採用するべきであり、客家語や客家文化を熟知しており客家人としてのアイデンティティを持っていれば客家人とみなしてよい、とする客家委员会主任・黄玉振の意見に対し、鄭金玲委員は、「ただ客家語や客家文化を熟知しているだけで、自らを客家人と認識すれば客家人であるならば、(中略) 選挙が来ると毎回、選挙の利益のために、候補者は全員客家人に変わってしまう」と批判する。行政院案が重視しているアイデンティティの認定における恣意性の問題を指摘しているのである。

黄玉振主任は、客家人を広く定義することに関し 2 つの点を強調する。1 つは、通婚が一般的な状況においては、緩やかに規定しなければ言語や文化の普及に不利であるから広い定義を採用するという点である。もう 1 点は、個人的権益を追求するのではないという点であり、これは原住民族基本法との違いでもある。この点に関し、黄玉振は次のように述べる。

基本的に、これ [客家人の定義 — 引用者注] は原住民の認定とは異なります。原住民は身分認定を採用しており、その身分は登記しなければなりません。私達は集団としての客家権益の保障と獲得に重点を置いているので、認定において自己アイデンティティが非常に重要です。

ここで、原住民族基本法についても触れておきたい。原住民族基本法、客家基本法ともに第 1 条においてその法律を制定する目的が示されている。原住民族基本法では「原住民族の基本的権利を保障し、原住民族の生存と発展を促進させ、共存共栄の族群関係を打ち立てるために、特に本法を制定する」、客家基本法では「憲法の保障する多元文化精神を確かなものにし、客家の言語と文化を伝承・発揚させ、客家村の文化産業を繁栄させ、客家事務を推進させ、客家族群の集団的権益を保証し、共存共栄の族群関係を打ち立てるために、特に本法を制定する」としており、当該族群の権利保障や文化的発展を目的として制定された法律であるという点において両者は共通する。

しかし、それぞれの法律において想定しているエスニシティの概念は大きく異なっている。それは第 2 条に示される用語の定義において明らかになる。原住民族基本法では次のように用語を定義している。

第2条 本法の用語は以下の通り定義する。

- 一、原住民族：台湾に既に存在し国家管轄内にある伝統的民族を指し、アミ族、タイヤル族、パイワン族、ブヌン族、プユマ族、ルカイ族、ツォウ族、サイシャット族、ヤミ族、サオ族、カヴァラン族、タロコ族及びその他の原住民族と自認し中央原住民族主管機関を通じ行政院に申請し認定された民族を指す。
- 二、原住民：原住民族の個人を指す。
- 三、原住民族地区：原住民が伝統的に居住し、原住民族の歴史的淵源と文化的特色を有し、中央原住民族主管機関を通じ行政院に申請し認定された地区を指す。
- 四、部落：原住民が原住民族地区の一定の区域内において、伝統的規範に依って共同生活することで結びつき成り立つグループであり、中央原住民族主管機関を通じ認定されたものを指す。
- 五、原住民族土地：原住民族伝統領域の土地及び既にある原住民保留地を指す。

客家基本法における「客家人 — 客家族群」の関係では、まず個人のエスニックな属性に対する基準が示され、集団としての客家族群はその基準を満たした個人の総体にすぎない。それに対し、原住民族基本法における「原住民 — 原住民族」の関係はこれとは全く逆であり、まず原住民族という集団が所与の存在として位置付けられ、その集団に属している個人を原住民としている。

更に詳しい原住民の認定については原住民身分法第2条で定められている。

本法のいう原住民は、山地原住民及び平地原住民を含み、その身分の認定は、本法で別に定めがある場合を除いて、下のよう定める。

- 一、山地原住民：台湾光復以前に原籍が山地行政区域内にあり、かつ戸口調査簿登記の本人または直系血族、尊属が原住民である者。
- 二、平地原住民：台湾光復以前に原籍が平地行政区域内にあり、かつ戸口調査簿登記の本人または直系血族、尊属が原住民であり、戸籍のある郷（鎮、市、区）役場に原住民として登記した者。

原住民の認定は血縁のみを指標としており、言語やアイデンティティは全く考慮されない。このように客観的で厳格な基準を採用する背景には、台湾の社会経済的弱者である原住民が、各種補助金や入学試験での加点などの優遇措置を受けられるという事情がある²³。

²³ もっとも、このような客観性の高い基準を設けたとしても、それによって直ちに公平性が担保されるわけではない。都市に在住し周囲の漢人と何ら変わらない生活を送っているにも拘わらず、単に原住民の血統を有しているということによってのみ優遇措置を受けられる人がいること、また優遇措置を受けるために祖先の血統を「発見」して原住民として認定される人がいるということへの不満も存在する。実際のところ原住民人口は、ここ数年自然増が2000人余りなのに対して、非自然増（原住民身分の回復または取得）が8000人前後で推移している（『内政統計通報』99年第8週、2010年）。

客家人の定義を規定する条項に関する立法院での議論では、主観的アイデンティティを重視した行政院案に対し、文化政策の対象となる人口が過大になるという問題や、過度に主観主義的な認定では選挙の時だけ票集めのために客家人としての身分を名乗る人が出てくる恐れがあるなどの問題が指摘された。それに反対する意見としては、原住民と違い個人的権益を求めるものではないので、広く定義してより多くの人を客家人と認定した方がよいと説明された。

結果的には、自己認識に加えて血縁も必須の要件となったが、言語能力はその要件からは外される形で妥協が成立した。先の図でいうと、行政院案 {a, b, c} と議員案 {a} を折衷し、「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者」 {a, b} という文言で公布されることになった。

第5節 象徴的エスニシティの承認

象徴化する客家エスニシティ

以上の客家基本法の内容や立法過程の分析を踏まえた上で、エスニシティの象徴化という観点から議論を発展させてみたい。客家基本法の制定をめぐる一連の動きからは次のことが言えるだろう。まず客家エスニシティの認定においては、主観的条件がますます重視されつつあるということである。本章で取りあげた客家基本法における客家人の定義には、その傾向が如実に表れていた。今回の客家基本法に限らず、エスニシティ認定の客観主義から主観主義へという流れは既にみられていた。客家委員会の実施した全国客家人口調査では、当初から主観的意識により配慮した調査を行っていたが、これは日本統治時代以来の人口統計におけるエスニシティの扱いとは大きく異なるものであった。日本統治時代の戸口調査では、祖籍という客観的指標によってどの集団に属するかを判断した²⁴。そして戦後の人口推計も、基本的には日本統治時代の戸口調査の結果を基に計算されたものであった。これに対し、行政院案で示された客家エスニシティの認定基準は、全国客家人口調査で採り入れられたものに近く、主観的アイデンティティをより重視する立場であった。

客観主義から主観主義へという傾向とともに、エスニシティの単数性から複数性の重視へという傾向も同時に現れていることがわかる。全国客家人口調査では、2004年と2008年の調査において既にエスニシティの複数性を十分に考慮した調査方法が採られていた。上述したように客家人の認定に関し11種類の定義が挙げられており、2010年の調査ではそれに客家基本法の定義を加え、計12種類の定義が列挙されている(行政院客家委員会[2010:23-27])。客家基本法の立法過程においても、個人が複数のエスニシティを有することを前提とし、その複数性を奨励する方向で議論が進んでいった。このことは、広く緩やかな定義を採用した行政院案はもちろんのこと、厳格な定義を採用した議員案においても共通していた。

²⁴ 人によっては祖籍がはっきりしない者もあり、そのような場合には自己申告となるので、厳密には完全に客観的というわけではない。

確かに議員案は、アイデンティティ・血縁・言語の 3 要素全てを要求するという意味において、厳格で狭い定義であるのは間違いないが、伝統的な考え方であり単一のエスニシティしか認めない父系血縁主義とは異なっている。そのため、エスニシティの複数性を認めるという点では、両者は議論の前提を共有していたといえよう。

客家運動以来の重要な課題である客家語の復興に向けた政策は、客家基本法の制定によってより積極的に進められることが期待されているが、それと同時に客家語を解さない客家人をも客家文化政策の範疇に含めることがはっきりと示された。客家村から遠く離れた都市部で育った若者達が、客家エスニシティを維持あるいは獲得していくならば、それは象徴的エスニシティに近いものとならざるを得ないだろう。更にいうと、客家村で育っていても若年層における母語の流失は深刻な状況であることを考えると、都市部に限らず台湾全体において客家人のエスニシティが象徴的エスニシティへと向かっているといえるのかもしれない。客家語を全く理解しない都市客家人の増加、及び台湾客家人の若年層全体において第一言語が客家語から北京語へと移行しつつある現実に直面し、彼らがアイデンティティの表現として使用する象徴的アイデンティティを積極的に承認することで、彼らを客家文化政策の対象へと取り込んでいくことが、台湾客家文化の発展に繋がると認識されるに至ったのだろう。

しかし、このような客家エスニシティのあり方は、客家運動が始まったころに想定されていた姿とは大きく異なっている。上述した「母語を還せ運動」において掲げられた基本態度のなかには、次のような文章があった（『客家風雲』15,1989:57）。

母語は人間の生まれながらの尊厳であり、貴賤高低による分け隔てはなく、完全なる母語権を主張する目的は人間としての完全なる尊厳を守ることである。

これは客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動であり、故にその目的は台湾社会の人間集団の分類運動ではない。

この時点において客家運動は、「客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動」であり、それは「人間としての完全なる尊厳を守る」ために必要だったのである。それが 20 年余り経た後に制定された客家基本法においては、客家語能力の有無は客家人であるかどうかにかんして全く影響しない。客家の言語集団という側面は本来最も重要であったはずだが、既に現実とは乖離が大きくなりすぎている。言語の要素を全く考慮しない定義を採用するという事は、突き詰めていうと象徴的エスニシティを積極的に承認し、言語集団としての客家の継続を断念することをも表しているのである。

ただし、現時点で客家人の定義に関して、社会的なコンセンサスが完全にできあがっているとは言い難い状況にあることも付け加えておかなければならない。議員案では客家運動において表明されたのと同じく、客家を言語集団とみなし、客家語ができるかどうかという指標を客家人の定義に含めることが主張された。主観主義をどの程度採り入れるかという点に関して、意見は一致していない。行政院案では、より主観的アイデンティティを重視した定義を採り入れていたが、過度の主観主義への疑念や憂慮も強く、その条文は修正せざるを得なかった。

客家人の定義をめぐる様々な意見の不一致はみられるにせよ、全国客家人口調査や

客家基本法の立法過程をみる限り、客家エスニシティに関して象徴的エスニシティを積極的に承認するという趨勢は確かなものになっているといえよう。上述したように、それが客家語運動で目指された言語集団の維持をある意味で断念するものだとすると、現在客家委員会が中心となって積極的に進めている客家文化政策の持つ意味は、単に客家文化を保存、発展させる政策というだけにとどまらない。そもそも現代生活においては、言語を除くと、他の集団の文化と明確に区別し得る客家文化というものを提示することは困難である。客家人を広く定義し、客家語を話せない客家人の象徴的エスニシティを積極的に認めるとするなら、言語に代わる何らかの「表現的に使用される象徴」としての文化が必要となるだろう。だからこそ、客家文化政策と称して祭りや衣装、食文化など様々な形の「伝統」を発掘し保存する活動が意味を持つてくるのである。ここで見出される「伝統」こそ、都市部で生まれ育った若年層に代表される客家語を持たない／失いつつある客家人が、そのエスニシティの選択肢として活用することができる象徴的資源なのである。

四大族群全体の潮流として

ここまで客家基本法の成立を題材として、客家人のエスニシティが象徴化しているということを論じてきたが、このようなエスニシティの象徴化という流れは、何も客家人に限ったものではないということを述べておきたい。

まず第1に、族群間の社会的距離は世代が下るにつれて低くなっており、族群間の通婚、つまり異なる族群に属する男女が結婚するケースがますます増えているということが挙げられる。下の表は、「2002年度生活状況調査」に基づき、各族群・各世代の結婚相手がどの族群に属するかを示したものである。世代については大まかにいって、1950年代以前に結婚したものが第1世代、60、70年代に結婚したものが第2世代、80年代以後に結婚したものが第3世代となっている。また族群認定は、父親の族群を基準としている。下の表から分かるように、いずれの族群においても世代が下るにつれて同じ族群内での結婚の割合は低下し、異なる族群間での結婚が増えている。族群間の通婚の割合は、「外省人 > 客家人 > 原住民 > 閩南人」となっている。このように族群ごとにその割合が大きく異なっているのは、人口規模のほかに、人口集住地の有無、教育水準等の違いが関係していると考えられる²⁵。

表 5-4 3世代の族群間通婚状況

	第1世代	第2世代	第3世代
全体			
同じ族群	87.2	78.5	71.8

²⁵ 「台湾社会変遷基本調査」のデータを基にした謝雨生・陳怡蓓 [2012] の研究では、世代が下るにつれて族群間の通婚が増加する以外に、親世代が族群間通婚である場合や、子世代の教育水準が高い場合においても、族群間の通婚が有意に増加することを明らかにしている。

異なる族群	12.8	21.5	28.2
閩南人			
閩南人	95.9	90.4	85.0
客家人	2.5	5.0	6.1
原住民	0.1	0.2	0.5
外省人	1.4	3.5	5.9
外国人	0.1	0.7	1.5
分からない、答えにくい	0.1	0.2	1.0
客家人			
閩南人	18.1	33.7	51.4
客家人	78.8	55.0	36.6
原住民	-	0.9	0.5
外省人	2.7	9.5	8.7
外国人	-	0.7	2.7
分からない、答えにくい	0.4	0.2	-
外省人			
閩南人	43.9	61.4	68.9
客家人	5.9	6.1	6.6
原住民	0.4	1.4	-
外省人	47.6	28.7	18.0
外国人	2.2	1.7	2.7
分からない、答えにくい	-	0.7	3.8
原住民			
閩南人	6.7	8.9	32.4
客家人	-	1.8	-
原住民	93.3	76.8	61.8
外省人	-	12.5	5.9
外国人	-	-	-
分からない、答えにくい	-	-	-

出所：内政部「台閩地区国民三世代不同族群通婚状況調査結果分析」より筆者作成。

<http://sowf.moi.gov.tw/stat/topic/topic149.doc>（2013年11月23日確認）。

第2として、現在台湾では母語（本土言語）の衰退はいずれの族群においても深刻であるという点を挙げておかなければならない。それは、客家人や原住民は言うに及ばず、台湾人全体の70%程の人口を占める閩南人に関しても、程度の差こそあれ、若年層にしっかり

継承されていないということでは同じ問題を抱えている。既に述べてきたように、本土言語をとりまく環境は、近年の母語教育の実施やメディアでの使用などによって改善しているのは間違いない。しかしそれによって言語継承の問題が解決したわけではなく、多くの若年層にとっては台湾式の中国語が第1言語となっている。

族群間通婚の家庭においては、家庭内言語として中国語が選択されるケースが多い。古いデータではあるが、黄宣範が1990年に実施した調査によると、台北市内の族群間通婚家庭で育った若者のうち、71.5%は第1言語が中国語であった。これは全国平均（28%）や台北市民の平均（30.4%）と比べて明らかに高い数値となっている（黄宣範 [1993:244-7]）。

かつての母語運動や民主化運動においては、「台湾人なら中国語ではなく台湾語を話すべき」や「台湾人の言語は台湾語である」といったレトリックが多用されていた。この種の言論は、主に2つの観点から批判されていた。1つは国民党政府に代表される大中国主義的民族観からの批判である。それによると台湾人は中国人の一部であることから、当然中国語を話すべきであり、国語の普及という合理的な政策に逆行するものだ、となる。もう1つは、客家運動のなかでもみられたように、族群平等の観点から閩南語だけが台湾人の母語ではなく、閩南語だけをもって台湾語と言い換えることは福佬ショービニズムだという批判である。

しかし現在では状況が異なり、閩南人であっても閩南語の話せない子供は少なくない。そのため、「客家語が話せない者は、客家人ではない」というようなレトリックがもはや成り立たなくなったのと同様、「台湾人なら中国語ではなく台湾語を話すべき」のようなレトリックもまた、今や母語運動の推進者たちでさえほとんど用いなくなっている。これに代わって言語を「エスニックなスパイス」として「表現的に」使用する程度のものだとしても、子供たちが母語を使ってみることを推奨するのである。

一方で原住民族の置かれた状況は多少異なっている。もともと原住民族は漢人との文化的差異が大きいということに加え、社会経済的弱者として位置づけられる。そのため、母語の衰退が観察されるからといって、それをもってすぐに漢人との同化が進んでいると決めつけるのは早計であろう。また、原住民族基本法における原住民の定義が血縁によるものであることから分かるように、原住民族に関しては本質主義的なエスニシティが強調されることが多い。それでもエスニシティの象徴化という側面は、原住民族に関してもある程度みられることも述べておかなければならない。族群間通婚が増加しているのは原住民族も例外ではないし、現在では大都市で何ら漢人と変わらない生活をしている原住民も多い。また、大都市で漢人として生まれ育ち、後に原住民としての身分を回復する者も少なくない。原住民族部落での経験が稀薄な原住民のエスニシティは、やはり表現的で象徴的なものとならざるを得ないのである。

終わりに

本章では、2010年に制定された客家基本法の分析から、四大族群内部におけるエスニシティの変化を象徴化という観点から考察した。もともと客家は、その使用言語によって他と区別される集団であった。1980年代後半に開始された客家運動は、客家語が若年層に継承されていないという危機感の下、アイデンティティの承認と文化的権利、特に言語に関する権利を主張したものだ。

それに対し、客家基本法における「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」という客家人の定義では、言語はその認定要件に入っていない。この定義をめぐっては、アイデンティティのみを基準とする行政院案と血縁・言語・アイデンティティの全てを要求する議員案とで隔たりが大きく議論となったが、最終的にこのような形で落ち着いた。これは特に都市部の若年層において客家語の衰退が顕著であることが背景にあるが、客家基本法はそのような人々を客家文化政策の範疇に含め、彼らが客家人としてのエスニシティを象徴的資源として選択的に利用することを推奨しているといえるだろう。このような態度は初期の客家運動における主張とは大きく異なっている。

もちろん現在でも客家語の振興には力を入れており、客家基本法は、一方で客家人の言語集団としての存在を維持するという客家運動以来の目標を堅持しつつ、一方では象徴的エスニシティを積極的に承認するという、相反する2つの方向性を内在させることとなった。象徴的エスニシティは、客家運動が目指したものと異なるエスニシティのあり方ではあるが、客家語を理解しない客家人の増加という現実を直視するならば、それは不可避の趨勢なのであろう。

エスニシティの象徴化という現象は、台湾社会全体における族群間通婚の増加や本土言語の衰退を考えると、客家人に限ったことではなく、程度の差こそあれ四大族群全体に共通する現象といえる。原住民族に関しては文化的差異が比較的大きいことに加え、社会経済的地位の問題もあるため、全てを漢人内部の族群と同様に扱うことはできないが、それでもエスニシティの象徴化という流れの影響は観察される。これは四大族群のエスニシティが象徴化しているとともに、そのようなエスニシティの在り方を台湾社会が積極的に承認する流れにあることを示している。

終章

本論の総括

本論文の目的は、現代台湾における社会統合理念である多文化主義が、新移民の出現を受けてどのように転換してきたのかを明らかにすることにあつた。ここではまず、これまでの議論を各章ごとに振り返っておきたい。

第 1 章では、新移民が出現する以前の台湾における統合理念、つまり四大族群論を基礎とした族群多文化主義が、どのような歴史的経緯の下で形成され、どのような多文化主義政策が実施されるようになったのかについて論じた。族群多文化主義は、民主化が進みそれまでのような強烈な中国ナショナリズムのイデオロギーによって国民統合を進めることが難しくなってきたとき、それに代わる統合理念として 1990 年代に導入されたものである。台湾文化をどのように位置づけるかという問題に対して、国民党政府内部でも戦後初期には比較的多様な意見がみられたが、やがて中国ナショナリズムの色彩の強い文化政策へと収斂していく。また、本省人に対する政治弾圧や、本省人／外省人間の権力分配に圧倒的な不均衡が存在したことによって、省籍の違いは単なる出身地の違いではなく、文化的或いはエスニックな差異であると、主に本省人の側から認識されるようになった。1980 年代になると、国民党政府の「中華民国—中華民族（中国人）—中国語」という公的なイデオロギーに対して、「台湾共和国—台湾民族（台湾人）—台湾語」という政治的及び文化的台湾ナショナリズムが主張されるようになり、民主化運動において利用されていった。それと同時に、原住民族や客家人は、社会運動を通じて先住権や文化的権利を訴えた。そして、“ethnic group”の含意を当てられた族群概念が中国語の中に採り入れられ、台湾内部の集団関係を表すのに必須の概念として四大族群論が定着したのであつた。

四大族群の多元平等を理想とする族群多文化主義を政策面からみると、原住民族や客家人の文化保護などを目的とした政策を推進するため、族群に関連した法律や行政機関の整備、エスニック・メディアを設立してこれを運営している。また原住民族に関しては社会経済的地位の改善のために、様々な形で積極的格差是正措置を行っている。これ以外にも、母語教育や歴史地理教育などにおいて族群の言語や文化が持ち込まれるようになったのも 1990 年代以降の大きな変化である。

それでは、新移民を受け入れ、その人口が増加していったことによる影響とはどのようなものであり、ホスト社会の側はどのように対応したのか。本論文では、市民権制度、移民政策、多文化主義言説の 3 点からこれを分析した。第 2 章では、新移民の受け入れをめぐって新たに構築することになった市民権制度について考察した。それまで外部からの人

口流入をほとんど考慮していなかったため、外国人に関しても永住権や国籍取得などの制度を整備していく必要があったが、中でも重要な意味を持ったのは大陸籍配偶者の受け入れであった。国民党政府はそれまで、中国全土を統治しているという建前を堅持してきたが、台湾海峡兩岸間の人的移動が再開され、大陸籍配偶者が台湾へ移動してこようとなったとき、彼女らを台湾住民とは異なる身分で法的に位置づける必要が出たのである。中華民国法体系においては中国大陸側も領土に含まれており、彼女らは潜在的には国民として扱われている。そのため、外国人との区別に用いられる国籍ではなく戸籍の有無を基準とすることで、台湾側の住民と中国大陸側の住民とを市民権制度の上で区別したのである。このように大陸籍配偶者の來台によって、中華民国市民権は台湾化し、その制度は 1949 年以降の統治の現実を反映したものとなった。

また、後に実施されるようになった市民権テストの内容から、新移民に対して提示しようとしている国家像・社会像について考察すると、そこには「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会の自己イメージが反映されていることが明らかとなった。

第 3 章では、新移民の受け入れや定着への政策的対応に焦点を当て、新移民政策が多文化主義的社会統合を目指すものへと変遷していく過程について論じた。民主化以前の台湾では、反共体制下での出入境管理に主眼が置かれていたが、1990 年前後になって外国人労働者や大陸籍配偶者の受け入れが始められた。移民受け入れに関しては、個人化された移民の受け入れ、つまり個人として移民を受け入れることで生物学的に再生産可能なエスニック集団が新たに出現することのない構造を維持するという、現在まで続く移民政策の基本骨格はこの時期に作られた。

新移民の包摂と排除が問題となった 2000 年代には、ナショナリズムと関係する政治が観察された。外国人労働者に関しては、民進党政権・国民党政権に関わらず、ナショナリズムが刺激される出来事が起こると、労働者の受け入れ凍結などを外交カードとして利用してきた。一方で大陸籍配偶者の処遇をめぐるのは、ナショナリズム政党制に基づく政治対立の中で定住資格取得までのプロセスや就労権などの問題が論争となった。これは新移民政策において民進党政権と国民党政権との間で最も大きな相違がみられる箇所であったが、それでも近年、大陸籍配偶者と外国籍配偶者の格差は小さくなりつつある。

現在では一部の学校で新移民子女への母語教育が始められるなど、新移民（及びその子女）を単に社会経済的に包摂するだけではなく、多様な文化的背景を持つ個人として台湾社会に統合することを目的とした取り組みが進められている。

第 4 章では、新移民が出現する前と後における多文化主義言説の変化に焦点を当て、もともと四大族群の存在を前提とした族群多文化主義が、どのようにして新移民包摂的な多文化主義へ移行しようとしているのか、市民社会の中でどのような議論が行われ、どのような多文化主義が構想されてきたのかについて考察した。1990 年代にみられた多文化主義批判というのは台湾ナショナリズムに対する批判であり、これは主として台湾社会が本土化・台湾化していく中で主流の肯定言説から疎外されていった中国ナショナリストによる

ものであった。

新移民が増加してくる 2000 年代になると、新移民運動に関わる研究者らが批判的多文化主義言説の担い手として登場する。新移民研究者の言説では、経済的ヒエラルキーの問題に従来の多文化主義が十分に対処してこなかったという観点において左派中国ナショナリストのものと共闘関係にあるが、台湾ナショナリズムを完全に否定するのではなく、公民的ナショナリズムに基づいたリベラルな多文化主義を支持する点において主流の多文化主義言説に接近する。また、左派中国ナショナリストの言説をみても、集団としての歴史を持たない新移民の社会経済的地位が問題として共有されることで、ナショナル・アイデンティティや族群の歴史などの話題によって深刻な対立が引き起こされにくくなっていることが明らかになった。このように多文化主義言説における対話の空間が拡大し、よりリベラルな色彩の強い新移民包摂的多文化主義が構想されるようになった。

現代台湾において観察される多文化主義の変質というのは、新たに出現した新移民とホスト社会との相互作用によって惹起されるものだけではない。第 5 章では、既存の四大族群自身も変容していることについて、客家人のエスニシティを例として論証した。1980 年代後半に起こった客家運動では、客家語が若年層に継承されていないという危機感の下、アイデンティティの承認や文化的権利、特に言語に関する権利を主張するものであった。しかし 2010 年に制定された客家基本法では、客家人の定義に言語能力が含まれることはなかった。このような定義が採用されたこと背景には、若年層における客家語の衰退が特に都市部では顕著であり、また客家人集住地域においてもそれが相当進んでいる現実がある。客家基本法はそのような人たちも客家文化政策の範疇に含むことを示しており、彼らが客家人としてのエスニシティを象徴的資源として選択的に利用することを推奨している。客家語の振興自体は現在でも積極的に行われており、客家基本法は、一方で客家人の言語集団としての存在を維持するという目標を堅持しつつ、一方で象徴的エスニシティを承認するという 2 つの方向性を内在しているのである。

台湾多文化主義と社会統合

本論での考察結果を踏まえ、改めて現代台湾における多文化主義のあり方と、新移民の登場が共同体としての台湾に与えた意味について考えてみたい。

台湾社会にとってグローバル化の波は、一方では婚姻移民が増加することによって否応なしに、また他方では外国人労働者が政策的に導入されることによって眼前に押し寄せてきている。そのような状況にあって統合理念としての台湾多文化主義はどのように転換してきたのかについて考察してきたのだが、筆者の関心は新移民そのものというより共同体としての台湾のあり方にあり、本論においても台湾社会全体の変化を重視して論述してきた。ここで本論を総括するにあたり、台湾社会全体の潮流として、まずは個人化という現

象が挙げられる。

多文化主義についていうと、文化の主体として集団より個人が重視されるようになりつつあるということが指摘できる。1990年代に推進された族群多文化主義が重視していたものは、族群間の多元平等と族群文化の保護であった。これは単に中華民族の一員として官制の文化に統合されるのに反対し、平等な族群関係の下で集団としての族群を維持していくことを目的としていた。

これに対して、第3章で述べたように台湾における新移民の受け入れというのは制度的に個人化された受け入れ方式であった。新移民はもともと出身国もバラバラで多様な文化的背景を持った人々であるということもあるが、個人化された受け入れによって、生物学的に再生産可能な集団を形成しえない形で台湾社会に統合されていく。人口の面から見て既に無視しえない数になっているということで、「第五の族群」と呼ばれたり、新移民を含めた台湾社会の組成を五大族群として把握したりする場合もある。ただし新移民を「族群」として表現したとしても、それはそれまでの台湾住民と異なる文化的背景を持つ社会経済的なマイノリティ程度の意味でしか定義することはできない。また、婚姻移民にとって下の世代は確実に混血でハイブリッドな存在であり、「純粋な新移民文化」（仮にそのようなものがあっても）を継承することはできない。それゆえ、新移民包摂的多文化主義というのは、社会経済的包摂とともに個人のアイデンティティの1つとして自身のルーツの文化を選択可能な状況が目指されることになる。

このことから考えると、族群多文化主義と新移民包摂的多文化主義の両立は困難であるとするChun [2002]の指摘は説得力がある。しかし現状として、少なくとも理念としての多文化主義は、それがあつた種の政治的スローガンだとしても、1990年代から現在に至るまで一貫して支持されている。これを可能にしているのは、新移民が流入したことによる台湾社会の変化だけではなく、ホスト社会の側それ自身の変化も重要である。既存の四大族群にとって個人化とは、すなわち第5章で論述したエスニシティの象徴化である。つまり、四大族群のエスニシティも、本質的なものとして理解されるのではなく、複数の異なる文化の中から個人が象徴的に選択可能な資源としての側面が強調されるようになっている。このような考え方は、まさに新移民を対象とした多文化主義と親和的なものである。個人化という現象は四大族群と新移民、それぞれ異なる形で関係しており、そのためによりリベラルな形の多文化主義への移行が可能となったのである。

次に、台湾社会にとって新移民が出現したことによつたどのような意味があつたのかについて述べておきたい。通常国民国家にとって移民の増加は脅威と映り、国民文化が破壊されるという憂慮から多文化主義が批判される。実際に、移民をめぐつては様々な社会問題が発生しており、移民を多数受け入れているヨーロッパの国々では、移民が集まって居住してゲットー化しホスト社会から排除された結果、治安の悪化を招いたり、またそれに不満を募らせるホスト社会の側から移民の襲撃や排斥運動が起きたりといった現象は各地で見られる。

台湾において移民をめぐる状況は、ヨーロッパでみられるような激しい対立や衝突、悲惨な事件などが発生せず、比較的穏やかであるといえるだろう。それは制度的に個人化された受け入れ制度であるため、多世代からなる集団を形成し特定の地域に集まって住むということがないという理由はあるだろう。しかし、新移民を共同体への脅威とみなす認識が比較的薄いとはいっても例外はある。台湾ナショナリズムにとって中国は「忘れ得ぬ他者」であり（若林 [2004]）、台湾において大陸籍配偶者は、過激な排斥運動などはないものの、ナショナリズムをめぐる政治対立に翻弄され、抑圧されてきた。特に緑陣営からすると、中国大陸出身者というのは共同体としての台湾にとって大きな脅威なのである。

しかし国民国家形成という側面からいうと、台湾にとって大陸籍配偶者の存在は極めて大きかった。現在の政治共同体としての台湾は、台湾に移転してきた中華民国政府が国内外の政治環境の変化とともに多次元で台湾化したことによって形成されたものであるが（若林 [2008]）、第 2 章で論じたように、台湾海峡兩岸の間の人的交流の再開、特に大陸籍配偶者を受け入れる環境を整えたことによって、市民権制度の側面において中華民国台湾化が実現したのである。

また、ナショナリズムの対立している台湾だからこそ外国籍配偶者や外国人労働者の存在が意義を持つという局面も見逃せない。第 4 章で分析した多文化主義論争は、新移民に焦点を当てて台湾の社会統合が議論されるときに、ナショナリズムの対立を回避するものであった。そして、新移民に向けて提示される台湾社会の自己イメージは、台湾人同士で語られる時より遙かに現実的で客観的なものであった。

このような移民と共同体との関わりというのは、安定した国民国家ではみられないものである。台湾では 2 つのナショナリズムが対立し、国民国家として形成途上の不安定な共同体である。しかし、そうであるがゆえに移民がナショナル・アイデンティティへの脅威として認識されることは少なかった。さらにいうと、移民という存在によってナショナリズムの対立が克服される場合があることが明らかになった。これは、新移民が出現したことによって台湾社会は、政府の意図とは全く別の形で社会統合が強化されていることを示唆しているのである。

残された課題

最後に、本節では本論文において残された課題について述べておきたい。まず第 1 に、本論文では多くの部分で新移民全体を 1 つの集団として扱い、第 3 章で政策面について若干の考察を加えたのを除けば、新移民内部の多様性をほとんど考慮していない。しかしながら、大陸籍配偶者と外国籍配偶者、さらには家事労働者やケア労働者、建設業に従事する労働者などそれぞれ台湾社会において異なる立場に置かれており、マジョリティからの視線や言説なども当然異なっている。今後研究をさらに進めるにあたって、そのような新

移民内部の相違についても考察していく必要がある。

第 2 点目として、本論文の中で新移民に対して台湾社会がどのように応答したかという点について論じたが、新移民や多文化主義に関する言説として本研究でとりあげたものは政治家や研究者といったエリート層のものに限定しているということが挙げられる。台湾社会の対応というものを総合的に把握しようとするならば、より多くの立場の人の言説を分析対象としなければならないのは明らかである。特に日々の生活実践の中で新移民と接触し、関係を築いている人々が、新移民現象をどのように考えているのかという問題は重要であろう。

第 3 に、四大族群の象徴化や個人化といった現象について論じたが、これと逆行するような運動も存在するということも見逃すべきではないだろう。一例として、原住民族としての承認を求める平埔族の運動が挙げられる。彼らは集団としての承認を求めた運動を展開する。このような動きもまた、エスニシティの象徴化や個人化の流れと関連づけて論じられるべきである。

参考文献

日本語

- 明石純一 [2006] 「外交資源としての外国人労働者——台湾の事例分析」『国際政治』172-186 頁。
- 明戸隆浩 [2009] 「チャールズ・テイラーにおける「共同体」の限界、そして可能性——多文化主義・ナショナリズム・公共圏」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム——変容する公共圏——』法政大学出版会、33-52 頁。
- 安達智史 [2013] 『リベラル・ナショナリズムと多文化主義——イギリスの社会統合とムスリム』勁草書房。
- 飯島典子 [2007] 『近代客家社会の形成 —— 「他称」と「自称」のはざままで』風響社
- 石垣直 [2011] 『現代台湾を生きる原住民——ブヌンの土地と権利回復運動の人類学』風響社。
- 井上達夫 [1999] 「多文化主義の政治哲学」油井大三郎・遠藤泰生編『多文化主義のアメリカ——揺らぐナショナル・アイデンティティ——』東京大学出版会、87-114 ページ頁。
- 王甫昌（田上智宜訳） [2008] 「現代台湾における族群概念の含意と起源」『日本台湾学会報』10、176-191 頁。
- 大沼保昭・藤田久一 [2001] 『国際条約集』有斐閣。
- 上水流久彦 [2012] 「台湾の本土化後にみる外省人意識」沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所、139-174 頁。
- 加藤普章 [2005] 「多文化主義政策の現在——多元国家カナダの変貌」梶田孝道編『新・国際社会学』名古屋大学出版会、238-256 頁。
- 北脇保之 [2008] 「自治体外国人政策のフレームワーク——EU の社会統合政策から日本の政策を考える」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』8、99-111 頁。
- 許之威 [2012] 「「国語」、国家と移民政策—台湾の帰化テスト政策の形成を中心に」『移民政策研究』4、128-143 頁。
- 小井土彰宏編 [2003] 『移民政策の国際比較』明石書店。
- 黄俊傑（臼井進訳） [2008] 『台湾意識と台湾文化——台湾におけるアイデンティティの歴史的変遷』東方書店。
- 近藤敦 [2004] 「市民権の重層化と帰化行政」『地域研究』6 (2)、49-79 頁。
- 佐藤成基 [2009] 「国家／社会／ネーション——方法論的ナショナリズムを超えて」佐藤成基編著『ナショナリズムとトランスナショナリズム——変容する公共圏』法政大学出版局、13-31 頁。

- 塩川伸明 [2008] 『民族とネイション——ナショナリズムという難問——』岩波書店。
- 塩原良和 [2005] 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』三元社。
- 菅野敦志 [2011] 『台湾の国家と文化——「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』勁草書房。
- 菅野敦志 [2012] 『台湾の言語と文字——「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房。
- スクトナブ＝カンガス、トーヴェ（木村護郎編訳） [2000] 「言語権の現在 言語抹殺に抗して」三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、296-297 頁。
- 瀬川昌久 [1993] 『客家 —— 華南漢族のエスニシティとその境界』風響社。
- 関根政美 [2000] 『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
- 関根政美 [2002] 「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島喬・梶田孝道編『マイノリティと社会構造』東京大学出版会、209-234 頁。
- 竹内孝之 [2013] 「『マグロ戦争』：馬英九政権の対フィリピン砲艦外交」日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所海外研究員レポート http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/1307_takeuchi.pdf。
- 田上智宜 [2007] 「「客人」から客家へ —— エスニック・アイデンティティの形成と変容」『日本台湾学会報』9、155-176 頁。
- 田上智宜 [2012] 「多文化主義言説における新移民問題」沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所、175-208 頁。
- 田上智宜 [2012] 「（書評）菅野敦志著『台湾の国家と文化——「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』、菅野敦志著『台湾の言語と文字——「国語」・「方言」・「文字改革」』」『アジア経済』53（4）、119-123 頁。
- 張茂桂（田上智宜・竹内孝之・佐藤幸人訳） [2010] 「台湾における多文化主義政治と運動」若林正丈編『ポスト民主化期の台湾政治——陳水扁政権の 8 年——』アジア経済研究所、123-167 頁。
- 樽本英樹 [2007] 「国際移民と市民権の社会理論——ナショナルな枠と国際環境の視点から」『社会学評論』57（4）、708-726 頁。
- 中野秀一郎 [1999] 『エスニシティと現代国家——連邦国家カナダの実験』有斐閣。
- 中村健吾 [2012] 「テーマ別研究動向（シティズンシップ）」『社会学評論』63（1）、138-149 頁。
- 沼崎一郎 [2012] 「社会の多元化と多層化——1990 年以降のエスニシティと社会階層——」沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所、37-68 頁。
- 林初梅 [2009] 『「郷土」としての台湾——郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』東信堂。
- 林泉忠 [2005] 『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス——沖縄・台湾・香港』明石書店。

- 町村敬志 [1997] 「エスニック・メディアのジレンマ」 奥田道大編著『都市エスニシティの社会学』ミネルヴァ書房。
- 松本雅和 [2007] 『リベラルな多文化主義』慶応義塾大学出版会。
- 村田雄二郎 [2009] 「中華民族論の系譜」 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ 20 世紀中国史 1 中華世界と近代』東京大学出版会、207-229 頁。
- 山崎直也 [2009] 『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂。
- 油井大三郎 [1999] 「いま、なぜ多文化主義なのか」 『多文化主義のアメリカ——揺らぐナショナル・アイデンティティ』東京大学出版会、1-18 頁。
- 吉野耕作 [1997] 『文化ナショナリズムの社会学——現代日本のアイデンティティの行方』名古屋大学出版会。
- 若林正文 [2001] 『台湾——変容し躊躇するアイデンティティ』ちくま新書。
- 若林正文 [2004] 「台湾ナショナリズムと「忘れ得ぬ他者」」 『思想』957、108-125 頁。
- 若林正文 [2008] 『台湾の政治——中華民国台湾化の政治史』東京大学出版会。

英語

- Alba, Richard, *Ethnic Identity: The Transformation of White America*, New Haven: Yale University Press, 1990
- Brubaker, William Rogers [1992] *Citizenship and Nationalism in France and Germany*, Cambridge, Mass: Harvard University Press. (= 2005 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較社会学』明石書店)
- Castles, Stephen, Hein de Haas and Mark J. Miller [2014] *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World* (5th edition), New York : Guilford Press.
- Cheng, Isabelle and Dafydd Fell [2014] "The change of Ruling Parties and Taiwan's Claim to Multiculturalism before and after 2008" *Journal of Current Chinese Affairs*, 43, 3, pp.71-103.
- Chun, Allen [2002] "The Coming Crisis of Multiculturalism in 'Transnational' Taiwan," *Social Analysis*, 46 (2), pp.102-122.
- Crèvecoeur, J. Hector St. John de [1986] (1782) *Letters from an American Farmer and Sketches of Eighteen-Century America*, Toronto: Penguin Books. (= 1982 秋山健・後藤昭次訳『アメリカ古典文庫 2 アメリカ農夫の手紙』研究者出版社)
- Dworkin, Ronald [1978] "Liberalism," in Stuart Hampshire ed. *Public and Private Morality*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.115-143.
- Fraser, Nancy [2000] "Rethinking Recognition," *New Left Review*, 3, pp.107-120.
- Gordon, Milton Myron [1964] *Assimilation in American life e: the role of race, religion, and national origins*, New York: Oxford University Press.

- Gordon, Milton Myron [1988] *The Scope of Sociology*, New York: Oxford University Press.
- Gans, Herbert, "Symbolic Ethnicity: The Future of Ethnic Groups and Cultures in America," *Ethnic and Racial Studies* 2 (January 1979) , pp. 1-20
- Hansen, Marcus Lee, "The Problem of the Third Generation Immigrant," Rock Island, Illinois: Augustana Historical Society, 1938. Reprinted in Edward N. Saveth, ed., *Understanding the American Past: American History and Its Interpretation*, Boston: Little, Brown, 1954, pp. 472-488
- Hsiao, Hsin-Huang Michael [2006] "Civil Society and Democratization in Taiwan: 1980-2005," in Hsiao, Hsin-Huang Michael ed. *Asian New Democracies: The Philippines, South Korea and Taiwan Compared*. Taipei: Taiwan Foundation for Democracy. pp.207-229.
- Joppke, Christian [1998]"Immigration Challenges the Nation-State" Christian Joppke ed, *Challenge to the Nation State*, New York: Oxford University Press.
- Kymlicka, Will [2002] *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, 2nd ed. Oxford: Oxford University Press (2005 千葉眞・岡崎晴輝ほか訳『現代政治理論』日本経済評論社 2005年)
- Marshall, T. H. [1950] "Citizenship and Social Class." Reprinted in : T. H. Marshall and Tom Bottomore [1992] *Citizenship and Social Class*, London , Pluto Press.
- Martin, Howard [1996] "The Hakka ethnic movement in Taiwan, 1986-1991" in *Guest People: Hakka Identity in China and Abroad*, Nicole Constable ed, University of Washington Press, Seattle and London, pp.176-195.
- Schlesinger, Arthur M., Jr [1991] *The Disuniting of America: Reflections on a Multicultural Society*, Knoxville, Tenn: Whittle Direct Books. (=1992 都留重人監訳『アメリカの分裂——多元文化社会についての所見——』岩波書店)
- Soysal, Yasemin Nuhoğlu [1994] *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: University of Chicago Press.
- Tarumoto, Hideki [2004] "Towards a Theory of Multicultural Societies," 北海道大学大学院文学研究科社会システム科学講座編『現代社会の社会学地平——小林甫享受退官記念論文集』, pp.84-96.
- Taylor, Charles [1994] "The Politics of Recognition" in Amy Gutmann, ed. *Multiculturalism*, Princeton: Princeton University Press, pp.25-73 (=1999 佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳 [1996] 『マルチカルチュラルリズム』岩波書店) .
- Torpey, John [2000] *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press. (=2008 藤川隆男監訳『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局)
- Hammar, Tomas [1990] *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens, and Citizens in a World International Migration*, Aldershot: Avebury. (=1999 近藤敦監訳『永住市民と国民国

家——一定住外国人の政治参加——』明石書店)

Park, R. E. and Burgess, E. W. [1921] *Introduction to the Science of Sociology*, Chicago, University of Chicago Press.

Williams, Raymond [1984] *Keywords: A Vocabulary of Culture and Society*, New edition, New York, Oxford University Press.

中国語

蔡慶同 [1996] 『當運匠聽到地下電台——論地下電台與社會運動之關係』國立台灣大學社會學研究所碩士論文。

陳翠蓮 [2002] 「台灣國家認同的研究近況」『國史館館刊』33、10-17 頁。

陳宏 [2014] 「陸籍配偶族群媒體之幻想主題分析——以兩岸家庭論壇關於「陸配取得身份證期限六年轉四年」議題的討論為例」中華傳播學會 2014 年年會報告論文。

陳光興 [1994] 「帝國之眼——「次」帝國與國族—國家的文化想像」『台灣社會研究季刊』17、149-222 頁。

陳美如 [1998] 『台灣語言教育政策之回顧與展望』高雄、高雄復文圖書出版社。

黃宜範 [1995] 『語言、社会與族群意識——台灣語言社會學研究』台北、文鶴出版。

江文瑜 [1996] 「由台北縣学生和老師對母語教學之態度調查看母語教學之前景」施正鋒編『語言政治與政策』台北、前衛出版社、371-411 頁。

江宜樺 [1998] 『自由主義、民族主義與國家認同』台北、揚智文化。

江宜樺 [2002] 「台灣自由主義思想的發展與困境」（瞿海源·顧忠華·錢永祥編『自由主義的發展及問題』台北、桂冠出版）。

藍佩嘉 [2005] 「階層化的他者——家務移工的招募、訓練與種族化」『台灣社會研究季刊』34、1-57 頁。

李廣均 [2008] 「籍貫制度、四大族群與多元文化——國家認同之爭下的人群分類」王宏仁·李廣均·龔宜君主編『跨戒——流動與堅持的台灣社會』台北、群學出版。

廖元豪 [2008] 「移民——基本人權的化外之民：檢視批判「移民無人權」的憲法論述與實務」夏曉鵬·陳信行·黃德北編『跨界流離——全球化下的移民與移工』211-242 頁。

廖元豪 [2006] 「全球化趨勢中婚姻移民之人權保障——全球化、台灣新國族主義、人權論述的關係」『思與言』第 44 卷第 3 期、81-129 頁。

林勝偉 [2004] 「「戶籍」與「兵籍」——戰後台灣人口統計二元化之成因及其影響」台灣人口學會年會論文。

劉秀蘭 [2014] 『桃園縣「火炬計畫——新住民簡易母語學習」之困境』暨南大學東南亞研究所碩士論文。

劉鎮寧·邱世杰 [2013] 「多元文化教育方案的省思——以台灣的新住民火炬計畫為例」『教育行政論壇』5(1)、163-182 頁。

- 劉仕翰 [2010] 「我國外籍勞工直接聘雇制度之變遷過程——歷史制度論觀點」東海大學行政管理暨政策學系研究所碩士論文。
- 呂維婷·黃寶儀·陳光儀 [2012] 「同化理論與台灣移民第二代經驗研究的對話：從線性到邊界柔化」2011年台灣社會學會年會論文。
- 邱雅青 [2005] 「南洋姊妹對國籍法的看法」夏曉鶻編『不要叫我外籍新娘』台北、左岸文化出版、92-93頁。
- 曲虹 [2007] 『大陸配偶來台移民制度及輔導與管理之研究』國立中山大學大陸研究所碩士論文。
- 施正峰『台灣客家族群政治與政策』台中、新新台灣文化教育基金會、2004年。
- 施正鋒 [2005] 『台灣憲政主義』台北、前衛出版社。
- 石之瑜 [1998] 「台灣沒有四大族群」『中國時報』1998年10月27日。
- 王甫昌 [1996] 「台灣反對運動的共識動員——一九七九~一九八九年兩次挑戰高峰的比較」『台灣政治學刊』1、129-210頁。
- 王甫昌 [2001] 「民族想像、族群意識與歷史——『認識台灣』教科書爭議風波的內容與脈絡分析」『台灣史研究』8(2)、145-208頁。
- 王甫昌 [2003] 『當代台灣社會的族群想像』台北、群學出版。
- 王甫昌 [2005] 「由「中國省籍」到「台灣族群」——戶口普查籍別類屬轉變之分析」『台灣社會學』9、59-117頁。
- 王甫昌 [2008] 「由若隱若現到大鳴大放——台灣社會學中族群研究的崛起」謝國雄主編『群學爭鳴——台灣社會學發展史，1945-2005』台北、群學出版、447-551頁。
- 魏玫娟 [2009] 「多元文化主義在台灣——其論述起源、內容演變與對台灣民主政治的影響之初探」『台灣社會研究季刊』74、287-319頁。
- 溫俊瑜 [2003] 『從廣播執照核換發談廣播電台之管理』國立政治大學電視研究所碩士論文。
- 吳學燕 [2009] 『移民政策與法規』台北、文笙書局。
- 夏曉鶻 [2002] 『流離尋岸——資本國際化下的「外籍新娘」現象——』台北、台灣社會研究叢刊。
- 夏曉鶻 [2005] 「尋找光明——從「識字班」通往行政院的蜿蜒路」夏曉鶻編『不要叫我外籍新娘』台北、左岸文化出版、12-48頁。
- 夏曉鶻 [2006] 「新移民運動的形成——差異政治，主體化與社會性運動」『台灣社會研究季刊』61、1-71頁。
- 蕭高彥、蘇文流 [1998] 『多元主義』台北、中央研究院人文社會科學研究所。
- 蕭新煌·黃世明 [2008] 「台灣政治轉型下的客家運動」『多元族群與客家——臺灣客家運動20年』157-182頁。
- 蕭阿勤 [2008] 『回歸現實』台北、聯經出版。
- 蕭阿勤 [2012] 『重構台灣——當代民族主義的文化政治』台北、聯經出版。
- 謝文華 [2002] 『客家母語運動的語芸歷程』新莊、輔仁大學大眾傳播學研究所碩士論文。

- 謝雨生·陳怡蓓 [2012] 「跨族群婚之代間影響與變遷」伊慶春·章英華主編『台灣的社会變遷 1985~2005——家庭與婚姻·台灣社会變遷基本調查系列三之 1』台北、中央研究院社會學研究所。
- 行政院客家委員會 [2008] 『97 年全國客家人口基礎資料調查研究』台北、行政院客家委員會。
- 行政院新聞局 [2000] 『中華民國八十九年廣播電視白皮書』。
- 行政院原住民族委員會 [2005] 『原住民族法規彙編』台北、行政院原住民族委員會。
- 行政院原住民族委員會 [2011] 『99 年原住民經濟狀況調查』台北、行政院原住民族委員會。
- 許世楷 [1988] 「台灣新憲法草案」『發揚時代』254、70-77 頁。
- 徐正光·張維安 [2007] 「建立台灣客家知識體系」、徐正光主編『台灣客家研究概論』台北：行政院客家委員會·台灣客家研究學會。
- 楊長鎮 [1989] 「街頭運動的新典範」『客家風雲』15、台北、客家風雲雜誌社。
- 楊翹楚 [2013] 「台灣地區無戶籍國民問題之探討」『中央警察大學警學叢刊』43 (5)、台北、93-108 頁。
- 夷將·拔路兒等編著 [2008] 『台灣原住民族運動史料彙編(上)』台北、原住民族委員會。
- 張茂桂 [1993] 「省籍問題與民族主義」張茂桂等『族群關係與國家認同』台北、業強出版社、233-278 頁。
- 張茂桂 [1996] 「是批判意識型態、抑或獵殺巫婆？——對於趙剛〈新的民族主義、還是舊的？〉一文的回應」『台灣社會研究季刊』23、255-269 頁。
- 張茂桂 [2002] 「多元主義、多元文化論述在台灣的形成與難題」薛天棟編『台灣的未來』台北、華泰文化事業公司、223-273 頁。
- 章英華·林季平·劉千嘉 [2010] 「台灣原住民的遷移及社会經濟地位之變遷與現況」黃樹民·章英華主編『台灣原住民政策變遷與社会發展』中央研究院民族學研究所、51-120 頁。
- 趙剛 [1996] 「新的民族主義，還是舊的？」『台灣社會研究季刊』21、1-72 頁。
- 趙剛 [2006] 「“多元文化”的修辭、政治和理論」『台灣社會研究季刊』62、147-189 頁。
- 趙彥寧 [2005] 「社福資源分配的戶籍邏輯與國境管理的限制：由大陸配偶的入出境管控機制談起」『台灣社會研究季刊』59、43-90 頁。
- 曾學佑 [2011] 『台籍國軍血淚史』國立台南大學台灣文化研究所碩士論文。
- 曾熾芬 [2006] 「誰可以打開國界的門？——移民政策的階級主義」『台灣社會研究季刊』61、73-107 頁。
- 曾熾芬 [2004] 「引進外籍勞工的國族政治」『台灣社會學刊』32、1-58 頁。
- 政策白皮書編纂工作小組編 [1993] 『政策白皮書（綱領篇）』台北、民主進步黨中央黨部。
- 鍾國允 [2010] 「《客家基本法》之分析」江明修主編『客家政治與經濟』台北、智勝文化。
- 鍾肇政 [1991] 「客家話與客家精神——台灣客家公共事務委員會成立講詞」台灣客家公共

事務委員會主編『新个客家人』台北、台原出版社。

周惠民 [2010] 「台灣社會變遷下的原住民族教育——政策的回顧與展望」黃樹民·章英華
主編『台灣原住民政策變遷與社會發展』中央研究院民族學研究所、259-296 頁。